

平成24年 7 月 6 日

平成 24 年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（ 第 5 号 ）

平成24年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

平成24年7月6日（金曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第5号

平成24年7月6日（金曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 乙第1号議案から乙第28号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 乙第1号議案から乙第28号議案まで

- 乙第1号議案 沖縄県知事の給与の特例に関する条例
- 乙第2号議案 沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例
- 乙第5号議案 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例
- 乙第7号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県がん対策推進条例
- 乙第11号議案 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第14号議案 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
- 乙第15号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 工事請負契約について
- 乙第17号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第18号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第19号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第20号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第21号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第22号議案 損害賠償額の決定について
- 乙第23号議案 指定管理者の指定について
- 乙第24号議案 那覇市の中核市指定に係る申出の同意について
- 乙第25号議案 県道の路線の廃止について
- 乙第26号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
- 乙第27号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
- 乙第28号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

出 席 議 員（48名）

議長	喜納昌春	君
副議長	浦崎唯昭	君
1 番	上原章	君
2 番	砂川利勝	君
3 番	具志堅透	君
4 番	又吉清義	君
5 番	末松文信	君
6 番	儀間光秀	君
7 番	新田宜明	君
8 番	仲村未央	さん
9 番	玉城満	君
10 番	西銘純恵	さん
11 番	比嘉京子	さん
12 番	吉田勝廣	君
13 番	島袋大	君
14 番	中川京貴	君
15 番	桑江朝千夫	君
16 番	座喜味一幸	君
17 番	呉屋宏	君
18 番	仲宗根悟	君
19 番	崎山嗣幸	君
20 番	山内末子	さん
21 番	瑞慶覧功	君
22 番	渡久地修	君

23 番	大城一馬	君
24 番	嶺井光	君
25 番	前島明男	君
26 番	照屋守之	君
27 番	新垣良俊	君
28 番	仲田弘毅	君
29 番	新垣安弘	君
30 番	當間盛夫	君
31 番	照屋大河	君
32 番	狩俣信子	さん
33 番	赤嶺昇	君
34 番	新垣清涼	君
35 番	前田政明	君
37 番	金城勉	君
38 番	糸洲朝則	君
39 番	翁長政俊	君
41 番	新垣哲司	君
42 番	具志孝助	君
43 番	新里米吉	君
44 番	高嶺善伸	君
45 番	奥平一夫	君
46 番	玉城義和	君
47 番	玉城ノブ子	さん
48 番	嘉陽宗儀	君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多	君
副知事	上原良幸	君
副知事	与世田兼稔	君
知事公室長	又吉進	君
総務部長	川上好久	君
企画部長	謝花喜一郎	君
環境生活部長	下地寛	君
福祉保健部長	崎山八郎	君
農林水産部長	知念武	君
商工労働部長	平良敏昭	君
文化観光部長	平田大一	君
スポーツ部長	平田大	君
土木建築部長	当間清勝	君
企業局長	兼島規	君
病院事業局長	伊江朝次	君
会計管理者	真栄城香代子	さん

知事公室	新城清	君
秘書広報統括官	仲本朝久	君
総務部官	宮城奈々	さん
財政統括官	大城浩	君
教育委員会委員	幸喜徳子	さん
教育長	村田隆	君
公安委員会委員	平良宗秀	君
警察本部長	岩井健一	君
労働委員会委員	又吉春三	君
事務局局長	阿波連本伸	君
事務局局長		
代表監査委員		
選挙管理委員会委員		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 局長	嘉陽安昭	君
次 長	鉢嶺元	君
議事課 長	平田善則	君

課 長 補 佐	上原貴志	君
主 幹	佐久田隆	君
主 査	嘉陽孝	君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、乙第1号議案から乙第28号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及ばない議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新田宜明君。

〔新田宜明君登壇〕

○新田 宜明君 おはようございます。

社民・護憲ネット所属、豊見城市区選出の新人議員で最年長の新田宜明でございます。よろしくお願ひいたします。

知事ほか当局におかれましては、ひとつわかりやすく丁寧な御答弁を期待をいたしておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

私の出身地豊見城市は、ウージ染で小物から反物、それからかりゆしウエアなどをつくっております。きょう私がつけているこのかりゆしウエアもウージ染でございます。ぜひ仲井眞知事におかれましては、かりゆしウエアを愛用されるようにひとつお願ひ申し上げたいと存じます。

さて、ことしは「沖縄21世紀ビジョン」という新世紀に向かって指し示す道しるべができた年に私は県議になったことを大変光栄に思っております。県民とともに、理念と将来像、そして今後10年間の総合計画をしっかりと共有する努力をしていきたいと考えております。

それでは質問に入らせていただきます。

まず1番目に、21世紀ビジョンに描かれている沖縄の将来像と基本理念についてお伺いしたいと思います。

沖縄県がみずから策定をいたしました「沖縄21世紀ビジョン」では、その基本理念として「21世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に、“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ”を創造する。」とうたわれております。そして、5つの目指すべき将来像も示されております。

さて質問に入りますが、(1)、私は、選挙で「チムグ

クル」の政治をと訴えてまいりました。21世紀ビジョンに描かれている「沖縄の心」を政治で体现する意図を持って訴えたのであります。ウチナーンチュのスピリッツ、「チムグクル」をおきなわブランドとして定着させたらどうでしょうか、知事の御所見を伺いたしたいと思います。もちろんイチャリパチョーデー、ユイマールなども沖縄のスピリッツのブランドとして大いに普及宣伝し、定着を図るべきものだと考えております。

次、(2)でございます。平和についてお伺いいたします。

21世紀ビジョンの中で、「我が国の平和の創造に貢献するため、アジア太平洋諸国等との信頼関係の醸成の場として、文化、環境対策など多様な安全保障を創造していく場として、地域特性を発揮していく。」というふうにありますけれども、最近の尖閣諸島をめぐる情勢について知事の御所見を伺いたしたいと思います。

次、2番目でございます。一括交付金、沖縄振興特別推進交付金803億円、そしてまた公共投資交付金771億円、計1575億円で数字を訂正をさせていただきたいと思っておりますけれども、その1575億円の一括交付金のこれまでの確定状況はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

(2)、なぜ当初に全額交付確定できなかったのかお伺いしたいと思います。

(3)、国の関与や縛りを少なくするのが一括交付金制度であると私は考えておりますけれども、これまで何らかの国の関与があったのかどうかお伺いしたいと思います。

(4)、これまでに調整不調または保留になった事業で、県・市町村ごとの事業の内訳はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

次、大きい3番でございます。オスプレイ配備についてお伺いしたいと思います。

知事は行政の長であります。県民の負託を受けた政治家でございます。沖縄の未来を切り開くトップリーダーとして大きな力を持っていると思います。「沖縄21世紀ビジョン」を実現をするという壮大な夢に向かって、これまでのしがらみを乗り越える決断が求められております。知事は、県民の生命財産を守る立場から県民大会の開催を主導し、県民の先頭に立って反対すべきと考えておりますけれども、知事の決意と御見解をお伺いしたいと思います。

次に、4番目でございます。消費税増税による県民生活と県経済に与える影響についてお伺いいたします。

離島県であり、県民所得の低い我が沖縄県、消費税の逆進性の影響をもろに受け、県経済はますます冷え込むと想定されますけれども、当局の見解をお伺いしたいと思います。

次、5番目でございます。ＴＰＰ交渉参加についてお伺いいたします。

関税の原則撤廃によって県経済と産業などあらゆる分野で壊滅的な打撃をこうむることが懸念をされます。断固として反対する立場から質問をいたします。

(1)、この交渉が棚上げされたＴＰＰ協定でございますけれども、また秋にも浮上する気配がありますが、県の対応についてお伺いしたいと思います。

次、(2)でございます。知事は、全国知事会に提案をして、ＴＰＰ交渉参加に反対するよう取り組む考えはないかお伺いしたいと思います。

次、大きい6番でございます。定時・定速による経済効果と環境に優しい鉄軌道並びにＬＲＴ導入の取り組みと今後の展望についてお伺いしたいと思います。

7番目、戦後処理についてお伺いいたします。

戦後処理は、国が行うべきことは当然であります。しかしながら、県民にとっては日常生活の中で起こる不発弾への恐怖があります。高齢化する遺族にとっては、山野に散った肉親の亡きがらに対する無念の思いがますます募るばかりであります。戦後処理は、国は当然でありますけれども、すべて国任せだけではなく、県政最大の課題として位置づけるべきではないでしょうか。

(1)、不発弾処理の一括交付金活用と今後の見通しについてお伺いいたします。

(2)、遺骨収集について、現状と課題、今後の対応についてお伺いしたいと思います。

8番目、認可外保育園の認可化推進と待機児童解消対策についてお伺いいたします。

遅々として進まない待機児童の解消策について、現状と課題、今後の計画についてお伺いしたいと思います。

9番目、若年層の雇用対策は喫緊の課題であります。雇用拡大とパート、有期、派遣労働者の格差是正に向けた県独自の施策展開についてお伺いしたいと思います。

10番目、公契約条例の制定についてお伺いいたします。

質の高い公共サービスを行うには、公共サービスに従事する労働者が安心をして生活できる労働条件を確保することが必要であります。全国の自治体の公契約条例制定の状況や県の調査研究などの取り組みにつ

いてお伺いしたいと思います。

11番目に、県道11号線についてお伺いします。

(1)、11号線の進捗状況をお伺いしたいと思います。

(2)、遅々として進まないが、いつ完工するのかお伺いしたいと思います。

次、大きい12番目、県道68号線についてでございます。

(1)、進捗状況についてお伺いいたします。

(2)、進捗が遅い理由はどういう理由かお伺いしたいと思います。

(3)、いつ完工するのかお伺いしたいと思います。

13番目でございます。県管理の饒波川の整備についてお伺いいたします。

最初に(1)、饒波川の整備概要についてお伺いいたします。

(2)、県の親水公園の認識についてお伺いしたいと思います。

(3)、進捗状況についてお伺いいたします。

以下、再質問いたしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

新田宜明議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、21世紀ビジョンに係る御質問の中で、「チムグクル」の定着についてという御趣旨の御質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるように、いろんな形で沖縄で言われている沖縄精神といいますが、スピリッツといいますが、これを我々は意識しながら約10万人の県民の御意見もいただきながら21世紀ビジョンをつくり上げてまいりました。

その中で、御指摘の「チムグクル」であるとか、イチャリパチャーデーというのは、やっぱり基本的な考え方の代表的な精神の表現になっております。そういうことで、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」では「沖縄らしい優しい社会の構築」というものを基軸の一つにしておりますが、その中での基本的な精神は、まさにおっしゃったような「チムグクル」とイチャリパチャーデーというのが基本になってございます。

したがって、基本計画、実行計画をつくるに当たって、これから自主計画、いろんなプロジェクトを進めるに当たって、議員のおっしゃった方向は我々も考えている方向でございます。

次に、同じく21世紀ビジョンに描かれている沖縄の将来像と基本理念についてという御質問の中で、最近

の尖閣諸島をめぐる情勢についてということと、多様な安全保障という表現が実はビジョンに載っておりません。ですから、それをどうアプライするのかという御趣旨の御質問だと思うんですが、この中から2行ぐらいちょっと引っ張り出しますと、文化、環境対策など多様な安全保障を創造していく場として、沖縄の地域特性を発揮していくと、こういう趣旨のことが書いてございます。これは沖縄の、また我が国の平和の創造に貢献をする。そしてまた、アジア・太平洋諸国との信頼関係の醸成の場として、我々の歴史を踏まえて、先ほど申し上げた文化、環境を踏まえて貢献をしているという趣旨のことが書かれております。

議員の鋭い御質問で、この精神と尖閣諸島の問題、これは一体どうアプライするのかという御趣旨の御質問だというふうに考えますと、このビジョンにつきましては、無論我々のそういう歴史的な経験、先ほどのスピリッツも踏まえ、我々の文化の特性、それから万国津梁精神の交流の歴史、こういうものを実は志を大きく持って、このアジア・太平洋地域の中で新しい平和の創造の技術的な手段として我々のこれまでの経験と精神をアプライしているということを表現しているわけで、それでは今度の尖閣をめぐるいろいろなやりとりについて、どうこれを適用するのかという御質問だとしてお答え申し上げますと、無論公式には私のほうも領土問題はないという政府の公式見解、それでもともとここは沖縄の地番を持つ日本国の固有の領土である。ここは基本を守りながら、現実には漁船の操業、それから航行の安全をしっかりと政府で守るということを要請をしているわけです。そういう中で、今のこの沖縄精神と、沖縄の歴史と文化というようなものがどうアプライするかというと、これはもう今申し上げたことを踏まえながらも基本的にはやっぱり相互信頼の確立ということで、地域地域のアジア・太平洋地域における沖縄のこれまでの経験を生かして、私たちは長期的にはそういう精神を持って対応すべきであるというふうに考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 一括交付金についての御質問の中で、一括交付金の交付決定の状況と当初に全額交付決定できなかった理由についてお答えします。これは2の(1)のアと2の(2)について一括してお答えさせていただきます。

沖縄振興特別推進交付金、いわゆるソフト交付金を

活用した事業については、市町村分を除く500億円のうち、当初予算と5月補正予算を合わせて延べ202事業、458億円を計上しております。このうち、第1次分として244億円が5月25日に交付決定され、第2次分として138億円が近日中に交付決定されると国から聞いているところであり、合わせて延べ180事業、382億円が交付決定される見込みであります。

交付決定に当たっては、交付要綱との整合性などについて国の確認がとれた事業を対象に、順次交付決定がなされているところであります。

次に、一括交付金に係る国の関与についてお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金については、「沖縄の振興に資する事業等であって、沖縄の自立・戦略的發展に資するものなど、沖縄の特殊性に基因する事業等」に充てることができるものとなっており、従来の補助金よりも幅広い施策展開ができるものとなっております。

しかしながら、同交付金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けるものとなっているため、交付金の交付要綱に合致するかどうかという観点から国の確認が行われているところであります。

次に、交付決定に至っていない県事業についてお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金を活用した県実施事業については、延べ202事業、446億円の事業計画を国へ提出しており、まだ交付決定に至っていない22事業、64億円について、引き続き国と調整を行っているところであります。

次に、消費税増税についての御質問の中で、消費税増税が県民生活に与える影響についてお答えいたします。

消費税は、他の税に比べ景気変動による影響を受けにくいことから、少子・高齢化がますます進展する中で国・県・市町村の安定財源の確保等のため、その役割は重要だと考えております。現在、国会で審議されている「社会保障と税の一体改革」の中では、社会保障の充実を図るための消費税の引き上げが議論されているところであります。

しかしながら、消費税は、低所得者ほど重税感が増す逆進性の問題も指摘されているところであり、消費税及び地方消費税の改正に当たっては経済状況に留意しつつ、低所得者に配慮するための対策を十分に講ずる必要があると考えております。

県としては、今後の国会における同法案の審議の状

況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 一括交付金についての御質問の中の、市町村の一括交付金事業の確定及び調整状況についてお答えいたします。恐縮ですが、2の(1)のイと2の(4)のイについては関連いたしますので一括して答弁させていただきます。

県は、5月末までに全体の約8割に当たる約240億円、約1300事業を取りまとめ、その情報を内閣府に提供し調整を行っているところであります。6月末時点で要望額の約6割に当たる約140億円、事業数にして約650事業の内諾を得て、事業着手が可能であると各市町村に伝達したところであります。

市町村事業は、事業数が膨大でその内容が多岐にわたっており調整に時間を要しておりますが、残っている約650事業につきましても年度内の事業執行に支障がないよう、早期の事業着手に向け調整を進めてまいります。

次に、消費税増税についての御質問の中の、県経済に与える影響についてお答えいたします。

去る6月26日に、消費増税法案を初めとする「社会保障と税の一体改革関連法案」が衆議院本会議で可決されたところです。消費増税法案は、2014年4月に消費税率を8%、2015年10月に10%に引き上げることが柱で、施行前に経済状況などを総合的に勘案した上で、施行の停止を含め所要の措置を講ずることとされております。

消費税率引き上げによる県経済への影響につきましては、個人消費等の落ち込みが懸念される一方で、社会保障の安定など将来への不安が取り除かれることによるプラスの影響も考えられます。

沖縄県といたしましては、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、ＴＰＰについての御質問の中の、ＴＰＰ参加に関する県の対応についてお答えいたします。

ＴＰＰは、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となり、国内農業への影響などが懸念されております。

このようなことから、沖縄県としましては、十分な農業対策が打ち出されない状況においてＴＰＰに参加しないよう適切な対応を求めるとともに、農家が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策について農業団体等と連携し、国に対して強く要請しているところであります。今後とも、ＴＰＰ交渉などの動向や国の

対応を踏まえつつ、関係機関等と連携し適切に対応してまいりたいと考えております。

全国知事会への提案についてお答えいたします。

全国知事会では、各都道府県の意見等を踏まえ、昨年10月19日、政府に対しＴＰＰに関する要請を行っております。この中で、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、国民各層の意見をしっかりと聞いた上で国民的議論を行うこと、また、農林水産業については、経済連携の推進のあるなしにかかわらず、将来にわたり持続的に発展していけるよう対策を明らかにし講ずることなどについて要請しております。

県といたしましては、今後とも全国知事会などの取り組みとも連携しながら適切に対応してまいります。

鉄軌道並びにＬＲＴの導入の取り組みについてお答えいたします。

国は、平成22年度から23年度にかけて需要予測モデルの構築とモデルルートを設定し、ルートとシステムの組み合わせによる複数のモデルケースについて、沖縄における新たな公共交通システムの導入にかかわる課題整理などを行っております。平成24年度は、引き続きモデルルートをもとにした導入課題検討に向けた調査や県民が求める公共交通システムに関する意識調査などを実施すると聞いております。

県は、これまでの調査結果を踏まえ、国とも連携を図りながら、早期導入の可能性を高める観点から、県民のコンセンサスを得るための広報活動、駅を中心とした新たな開発などによる需要拡大の検討、持続的な運営を可能にする特例的な制度の提案を行うための調査など、導入のための条件整備に資する調査を実施したいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） オスプレイ配備についての御質問の中で、県民大会についてお答えいたします。

オスプレイの配備について、県としては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り当該配備には反対であり、去る6月19日には防衛大臣、外務大臣、民主党幹事長に対し配備見直しを要請したところです。現在、渉外知事会で配備反対の緊急要請を行うことについて調整しており、また速やかに軍転協でも配備の見直しを要請したいと考えております。

また、これまで行われた県民大会は、広く各界各層を網羅し、県民が主体となって取り組まれたものと考

えております。県としましては、今後ともあらゆる機会を活用して、全力を挙げて配備反対を求めていると考えており、県民大会への参加については、このような取り組みを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、戦後処理についての御質問の中で、不発弾処理の一括交付金活用と見通しについてお答えいたします。

不発弾等処理事業については、従来どおり今年度も全額国庫で対応されております。

不発弾の処理につきましては、沖縄振興特別推進交付金交付要綱によりますと、交付金の対象は、「沖縄の振興に資する事業であって、沖縄の自立・戦略的発展に資するものなど、沖縄の特殊性に基因する事業等として事業計画に記載されたもの」とするとされておりまして、いわゆる一括交付金の趣旨になじまないことから、国へ一括交付金の枠外での対応を求め措置されているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 戦後処理についての御質問の中で、遺骨収集についてお答えいたします。

戦没者の遺骨収集事業は、一義的に国の業務であり、県においては、国から委託を受け業務の一部を実施しております。平成24年3月末現在、戦没者18万8136人のうち、18万4562柱の御遺骨が収容されましたが、いまだ推計で3574柱が未収骨となっております。

戦後67年が経過し、御遺族や戦争体験者の高齢化が進む中、遺骨収集の情報が得にくいことから、平成23年7月に戦没者遺骨収集情報センターを設置し、取り組みを強化しているところであります。同センターの開所後、新たに14件の未収骨情報が寄せられており、また、県内外のボランティアへの支援が開始されるなど遺骨収集の取り組みが進んでおります。

県としましては、今後とも国に対して遺骨収集の取り組みの強化を求めるとともに、センターを拠点として遺骨収集事業を推進してまいります。

次に、保育園の認可化推進と待機児童解消対策についての御質問の中で、認可化促進と待機児童解消対策についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、沖縄振興特別推進交付金を活用した認可外保育施設の認可化及び安心こども基金を活用した保育所の整備により待機児童の解消に取り組んでいるところであります。

沖縄県としましては、「沖縄21世紀ビジョン基本計

画」の早い段階で潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 雇用拡大とパート、有期、派遣労働者の格差是正についての御質問の中で、雇用拡大と格差是正についてお答えいたします。

パート、有期労働者、派遣労働者等を含む非正規社員につきましては、低所得層の割合が多いことや能力開発機会が少ないこと、特に若年者については、本来若年期に習得すべき職業に関する知識や技能を習得できず、将来にわたっても不安定就労を招くおそれがあります。

本県では、その対策として非正規雇用の職業能力開発を促進するため、若年者ジョブトレーニング事業や職業訓練校における訓練の実施、県内各地での合同面接会、企業等に対する人材育成や雇用環境改善への取り組みの支援などを実施しております。

沖縄県としましては、一括交付金等を活用し、産業振興や企業誘致等を推進するとともに、「沖縄21世紀ビジョン雇用促進プロジェクト」に基づく、1つ目に、キャリア教育の充実、2つ目に、若年者の県外・海外就職へのチャレンジ、3つ目に、企業等の雇用環境の改善、4つ目に、若年者や離職者向けの就職基礎訓練の実施、5つ目に、地域における就業意識向上のための環境づくり、6つ目に、総合的な就業支援拠点の形成など本県の雇用情勢の改善に向け全力で取り組んでまいります。

続きまして、公契約条例の制定についての御質問の中で、公契約条例の制定状況等についてお答えいたします。

公契約条例につきましては、都道府県では制定されておらず、市町村においては千葉県野田市など5市で制定されております。

現在、労働者の賃金等個々の労働条件については、労働基準法や最低賃金法等に定める最低基準を満たした上で、労使が対等の立場において決定されるという枠組みとなっていることから、県としましては、国の「公契約に関する基本法」の法制化や他県の動向も見守りつつ対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 県道11号線についての御質問の中で、進捗状況についてお答えいたします。

県道11号線は、豊見城市上田交差点から那覇市真玉橋交差点までの延長約2.8キロメートルの幹線道路であります。このうち、那覇東バイパス交差点付近から上田交差点までの延長約2.5キロメートルを豊見城中央線として幅員30メートル、4車線で整備を行っております。

平成12年度から事業に着手し、今年度着手した高安工区を含めて平成23年度末の進捗率は約54%となっております。

同じく県道11号線で、進捗のおくれの理由と完了時期についてお答えいたします。

事業がおくれている主な理由は、用地取得の難航が挙げられます。このため、地元豊見城市の協力を得ながら用地取得に努めております。

事業の完了時期につきましては、那覇東バイパス交差点付近から高安入り口バス停までの約1.8キロメートルの区間は平成28年度、高安入り口バス停から上田交差点までの約0.7キロメートルは平成30年度を目途に鋭意整備を進めているところであります。

次に、県道68号線についての御質問の中で、進捗状況についてお答えいたします。

県道68号線は、国道331号名嘉地交差点から上田交差点までの延長1.7キロメートルの幹線道路であります。このうち、名嘉地交差点から豊見城・名嘉地インターチェンジまでの380メートルについては、国において整備を完了しております。

同インターチェンジから豊見城市道13号線との交差点までの500メートルについては、県道68号線道路改良事業で整備を行っており、平成23年度末の進捗率は約81%となっております。

豊見城市道13号線との交差点から上田交差点までの820メートルのうち、北側については、宜保地区土地区画整理事業でほぼ概成しております。また、南側については、東風平豊見城線道路改良事業で整備を実施しており、平成23年度末の進捗率は約82%となっております。

同じく県道68号線で、進捗が遅い理由と完成時期についてお答えいたします。12の(2)と12の(3)は関連しますので一括してお答えします。

県道68号線で整備している区間については、用地買収は進んでいるものの、道路排水を処理するための豊見城市我那覇雨水幹線が未整備であるため本格的な道路の工事に着工できない状況にあります。なお、同雨水幹線が今年度中には整備されることから、平成25年度から本格的に工事を実施し、平成26年度には整備を完了する予定であります。

東風平豊見城線で整備している区間については、2件の未買収があるため工事に着手できない区間がありますが、地元豊見城市の協力を得ながら用地取得を進め、平成27年度までに整備を完了する予定であります。

次に、饒波川の整備について、整備概要についてお答えいたします。

国場川水系の饒波川は、流域面積14.6平方キロメートル、流路延長15.6キロメートルの河川であります。そのうち、県が管理する国場川合流点から糸満市の溝原橋までの4.5キロメートルの2級河川について、総事業費96億円として昭和47年度から整備に着手し、親水性にも配慮した多自然川づくりを推進しているところであります。

同じく饒波川の整備で、県の親水公園の認識についてお答えいたします。

県は、平成19年3月に「国場川水系 水に親しむ川づくり整備構想」を策定し、その中で饒波川については、饒波川河口から石火矢橋までの区間は「イシバーシうむい」エリアと位置づけております。具体的には、再現された石火矢橋を眺め、歴史の道「真珠道」をしるぶエリアとしております。

また、石火矢橋から高安橋までの区間は「タングチ川あしび」エリアとして位置づけ、水運の港であった潭口を再現し、昔の川の風景を映した船遊びや川遊び拠点のある親水エリアとしております。

現在、同構想に基づく遊歩道等の整備を進めているところであります。

同じく饒波川の整備で、進捗状況についてお答えいたします。

饒波川の平成23年度末の進捗率は、河川整備としては96%となっております。今後は上流部の饒波橋付近から溝原橋までの整備を進め、平成25年度の完成を目指しております。

なお、親水公園の整備については、今後も豊見城市と連携し取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 それでは再質問をいたしたいと思っております。

私の最初の、「21世紀ビジョンに描かれている沖縄の将来像と基本理念について」のところで、知事みずから21世紀ビジョンに込められている崇高な精神、そして沖縄の将来像について詳しく丁寧にお話しをいただきましてありがとうございます。ぜひ、この沖縄のこれからの将来に向けての夢を実現するために、ある意味では、沖縄はこれまで外部の力によって運命

を左右されるという不幸な歴史をたどってきた経験があると思いますので、その辺はしっかり沖縄は沖縄なんだという気概を持って、ぜひ県政運営に当たっていただきたいというふうに私は思っております。一緒になって、私もそういう気概を持って、ウチナーンチュとしての気心で周囲の大国にうまく調和しながら、沖縄の未来の幸せのために頑張っていきたいということで、最初に「21世紀ビジョンに描かれている沖縄の将来像と理念について」お伺いした次第でございます。

さて、私、ちょっとこの質問の沖縄の理念と将来像についてでございますけれども、ことしちょうど復帰40周年の節目に当たりますけれども、沖縄のこれからの未来を想定した、この21世紀ビジョンに描かれている沖縄の姿を描いた、県民に非常に親しく、わかりやすく定着するような県民の歌でもつくってみたらどうかというように思うんですけれども、どうでしょうか。ひとつお願いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさに議員のおっしゃるようなことで、40周年を記念して県民の歌といいますが、今一応あることはあるんですが、なかなかこれが頭に入らないという部分もあるし、何年度の歌、何年度の何とかというのがよく昔の高等学校にはありましたし、そういうのは抜きにしましても、まさにおっしゃる40周年とこのビジョンを含めて、新しい県民歌といましようか、そういうものをぜひつくるよう大至急研究を今してもらっています。賛成です、大賛成。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 ひとつよろしくお願いします。

この愛唱歌をつくることによって、恐らく小さい子供からお年寄りまで、沖縄はどういうふうな豊かな未来を描いているんだと、こういう希望にわいた県民をこれからつくっていけるんじゃないかなというふうに私は非常に期待をいたしております。

ところで、次また別の質問に入らせていただきたいと思います。一括交付金についてなんですけれども、あと650事業がまだ未確定であるということなんですけれども、自分の出身地のことを聞くのは少し気が引けるところではありますけれども、その中に豊見城市も入っているんでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

豊見城市がちょうど59.9、県の平均の約6割を内諾されているところでございます。

○新田 宜明君 全部入っているの。

○企画部長（謝花喜一郎君） 残っている事業はございます。内諾できているのが今6割です、残り4割まだ残っております。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 具体的に豊見城市が申請した事業の中で、まだ未確定のものもありますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 今手元に各市町村ごとの個別事業はちょっと持ち合わせておりませんけれども、基本的に大きな傾向といたしまして、市町村の場合に、初めての一括交付金ということで、これまで市町村単独で行っていたものを一括交付金に振りかえるというようなものが結構多々ありまして、ただ通常の行政経費のものは原則だめなんですけれども、今回の一括交付金交付要綱の場合には、やっぱり沖縄の自然的、歴史的、社会的、地理的そういった特殊事情を説明できればできるようなスキームをつくっております。その特殊事情をいかに説明するかということで、その形づくりを今一生懸命国・県・市町村連携してやっていると、若干時間がかかっておりますが、我々早い段階でできるようにということで鋭意今作業を進めているところでございます。御理解を賜りたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 実は、私も少しかり行政の経験があるんですけれども、ある意味では、市町村はそういった補助金申請のストーリーについての描き方が未熟なところがあるんですね。ぜひ県のほうからこれはしっかり御指導していただいて、スムーズに早期にこれが執行できるようにぜひお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 議員のおっしゃるとおり、県もそのような姿勢でしっかり市町村をサポートしてまいりたいと思います。全国の皆さんに誇れるような一括交付金をぜひつくり上げていきたいというふうに思っておりますので、また御支援のほどよろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 次に、オスプレイ配備のことについてお伺いしたいと思うんですが、代表質問から同じ原稿を知事公室長は何回も読み上げているので、私は非常に不満に思っております。知事も少しずつ決意が固まったのかなという思いもいたしておるんですけれども、やはり知事は行政の長であると同時に政治家だと思います。私は、一般質問の中でこの沖縄のオスプレ

イの配備問題は、先ほど私が21世紀ビジョンのことも質問いたしたように、やっぱり沖縄の夢を実現する、こういった新しい平和な豊かな沖縄をつくるというこういう夢に向かってのひとつの大きな第一歩だというふうに私は思っているんですね。そうであるがゆえに、今までのしがらみをぜひ乗り越えて、この辺で知事はもっともっと前面に出るような決意が必要じゃないかなと。それこそ沖縄の歴史に残るすばらしい県知事として、私は県民から大変すばらしい知事として評価されるんじゃないかと思うんですけども、この辺の今の心境を、きのうの時点ときょうの時点、一晩寝たら人間はやっぱりちょっとは変わるかもしれませんが、きのうと同じなのか、きょうは少し変わったのか、知事のお気持ちを伺いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 恐縮ですが、きのうと同じ心境で、まだ検討中でございます。済みません。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 大変残念でございます。

知事がたくさん前もって御説明したために、余り時間がなくなってしまいました。

私、消費税の問題について質問をしたんですが、どうも県の立場というのは総体論的な、要するに県民の生活を守るという立場からの答弁になっていないような感じがしますね。一体どうなんだろうかというふうな感じがしますが、私は、沖縄は離島県であると、相当県民所得も低い。こういうところで、私はいろんな人たちとよく接するんですけども、例えば中古車販売の社長なんかはもう本当にこれから車が売れなくなるのではないかと、あるいはまた、私が日常的に食事をするラーメン屋の大将さんもこれから大変心配だと、こういう不景気なときにさらに5%から10%に消費税が引き上げられると、本当にお客さんがいなくなるんじゃないかというふうに経営者の皆さんがむしろ悲鳴を上げています。当然、沖縄は一般の庶民も県民所得が低いわけですから、もっともっと消費税増税に対する県知事としての、やはり県民の生活を守る立場からもっとはっきりした姿勢が必要ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（川上好久君） まさに議員の御心配はもっともだというふうに思っております。そうは言いながらも、日本全体、やがては沖縄も来るであろうという少子・高齢化の時代に向けて、社会保障関係経費というのはやっぱり増大をしていく。そういうふうな意味での議論が今国会において交わされているんだら

うというふうに認識をしております。この間、国、それから地方財政が非常に厳しい状況の中で、行革努力のみではなかなかそういう社会保障の予算が確保し切れないというふうなのが、これは国民的にまた一つの認識となっていると思います。しかし、だからといって、じゃそれをどのような形で財源を確保するのか、ここは非常に厳しいところでございまして、その中で、消費税というものが非常に安定的な財源になるということで議論されているわけでございますけれども、しかし、それはやはり逆進性も非常にあるというふうな問題も抱えております。

その中で、今般の消費税、それから地方消費税の見直しについては、これはやはり経済状況がどういうふうになっていくのか、そこを留意しながら、また低所得者にどのような配慮をすべきか、その辺のところをきっちり議論をしながら、この社会保障と税の一体改革の議論というふうなものをしっかり国会のほうでしていただきたいというふうに思っているところでございます。

○新田 宜明君 ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣 信子さん 皆さん、おはようございます。

社民・護憲ネットの狩俣信子でございます。4年ぶりに戻ってまいりました。大変新鮮な気持ちですが、戻ってきましたら私が何と最年長だということでございまして、実は知事と同じ花の70代世代でございます。ということで、主義主張は違っても一緒に頑張っていきたいなと思っております。

実は私は、けさのこの新聞を見て非常に腹が立っています、皆さん見ましたか。（資料を掲示）沖縄の「在沖海兵隊 基地内性的暴行67件」と出ています。基地内ですらこれ、だから、この基地の外でいろんな事件・事故を起こし、女性たちが非常に犠牲になっているということで、海兵隊、本当にもう要らないなという気持ちでこの新聞を見ました。ほかの方が取り上げていくでしょうけれども、そういうことで私はこれと絡んで、やはり日米地位協定これをしっかり変えていかなければ抜本的な解決にもならないんだと思っていますので、それからまず伺います。

まず最初に、知事の政治姿勢について伺います。

(1)、日米地位協定の改正について伺いますが、これまで米軍関係の事件・事故が起こるたびに日米地位協定の壁に阻まれてきました。いかに多くの人の人権が侵害されてきたことでしょうか。今の政権はマニフェスト違反、公約違反の政権だと思います。マニフェス

トでは日米地位協定の改定を提起しますと言っていますが、提起すらされていないのが実態ではないでしょうか。知事は機会あるごとに取り上げてきたようですが、知事就任からこれまでの取り組みと国の対応についてお聞かせください。

次、失業率の高い若者の雇用問題について知事の見解をお伺いします。

今、若い人たちの雇用問題の相談がふえています。パートの人やリストラされた人、ニートの人、賃金が安くて生活が厳しい人、月額10万前後しかない人、特に女性の賃金はさらに安いのが実態です。1985年の労働者派遣法の施行や小泉構造改革で格差が拡大いたしました。さらに2008年のリーマンショックでさらにさらに格差が拡大し、会社が倒産したりして派遣切りの問題が出てきました。多くの女性や若者たちは、非正規雇用で働くなど厳しい労働環境にあります。安心して結婚もできないし、子供も産めない、将来に希望が持てないと言います。そんな若者たちの声を受けとめ、雇用拡大をどうつくり出すか、知事の見解をお聞かせください。

次、基地内雇用の実態についてお伺いします。

私は以前にも基地内の労働問題についてお伺いしたことがあるんですが、相変わらず私たち県民の目に触れにくい基地内で、パワハラ・いじめがあるのかと心配しています。労働者の権利と人権を保障するためにもしっかり対応しなければなりません。

そこで伺います。

(1)、海兵隊の人事部のあり方について、実は苦情の相談がありました。暴言・人種差別発言が日常的に行われているとのこと。すぐに首にしてやる、牢屋に入れてやる、おまえらは教育レベルが低い、職場で働かせているだけでも感謝せよなどなどです。人事部には、軍属の部と日本人の部があり、軍属の部には雇用均等法のセクションがあるようですが、日本人の部にはそれがなく、パワハラやいじめがあってもどこに持っていけばいいのか困っています。人事部の日本人トップと沖縄防衛局の担当が結託しているという話もありますので、沖縄県として調査し、改善の方法はないのかお伺いしたいと思います。

次、(2)、基地従業員の権利や身分の保障はどうなっているのか伺います。労働三法はちゃんと保障されているというわけですから、そこらあたりで権利はどうなっているのでしょうか。

そして(3)、日本人上司のいじめや苦情があったらどこが対処しているのかお伺いします。今聞きますと、そういうのが機能していないと、機能していないから

結局は私のところに相談が来たわけですよ。この部内でちゃんとできていたら、そこがやったでしょう。ここまで来るということは、そういうのが機能していない、それを本当にそのままでいいのかどうかです。

次、教育問題について伺います。

(1)、30人以下学級は知事の公約でしたが、現状と課題を伺います。

(2)、男女混合名簿の実施状況はどうなっていますか。

(3)、他府県に比べて男女混合名簿の実施率が低いようですが、理由は何ですか。

(4)、県立学校教育課が4月7日に行った臨時任用教員の事前研修会について伺います。

ア、どんな内容の研修でしたか。

イ、管理者から、出ないと次の臨任の採用は危ないなどの言葉もあり、大変なプレッシャーを受けたとのことですが、実態についてお伺いします。

実は私のところにこういう文書で来ておりまして、(資料を掲示) やっぱり学校現場そういうところは風通しもよくて、しっかり人権も守られた、そういう職場であってほしいと思いますので、これについてお答えください。

それから次に、大城教育長、これは大変いいことですけれども、この前テレビで見ました。上海・蘇州との生徒・教師の拠点校の締結について何かやられたようですが、やはりこういうことは非常に若い皆さんの力にもなります。そして学習などを通してお互いに交流し相互理解が深められていく。そうしたらこれがまたお互いの信頼関係を築いていくわけですから、こういう交流校について実態はどうか、予算も大変だと聞きましたので、そこらあたりもまたお聞かせください。

次、4番目、「ているる」の問題について伺います。

(1)、私は初代の「ているる」の館長でした。そういうことからしますと、この問題は非常に胸を痛めて見ておりました。今、県の直営といいますけれども、現状はどうなっているのか伺います。

(2)、今後の方向性についてどのように考えているのか伺います。

(3)、館長、いわゆる今はセンター長と言っているようですが、その公募制について県はどのように考えているのかお聞かせください。

次、5番目、グッジョブ運動についてです。

いろんな方から仕事の相談を受けるものですから、このグッジョブ運動というものがどのぐらいの成果があったのかなと思っておりまして、(1)、これまでの成果と課題について伺います。

(2)、この運動で正規雇用と非正規雇用の割合はどのように変わったのでしょうか。

(3)、この運動で失業率は改善されたのかどうか伺います。

6、我が会派の代表質問との関連についてですが、(1)、オスプレイ配備反対の県民大会の参加について、知事は先ほどからこれまで、きのうときょうも変わらないんだという話をしております。ただ、いつまでもそういう態度ではよくないと思います。まず検討させてほしいと前もおっしゃっていましたが、その理由が、行政を預かる者としてこれまでも申し入れをしてきたんだと、市民と一緒にやってそういうものをしていいものかどうかこの迷いがあるんだと。行政の長ですよ。行政の長かもしれないんですけども、県民の代表でもあるわけですよ、知事は。そういうところを考えたときに、やはりオスプレイというのは非常に危険であると、県民の命を脅かすものであると。本当に危険にさらされているというのに、こんな悠長なことを言っているのかどうかと、私の率直な感じです。知事、もうそろそろ決断してやっぱり参加するよと言ったほうが——広く県民が見ているんですよ、知事が本当にいつまでこれを躊躇しているのか、いつ判断するのか。だから、私はもうここまで来たら一刻も早く知事も決断をなさって、じゃ県民大会と一緒にやりましょうと、この声かけをぜひやっていただきたいと思います。きのうときょう変わらないと言いたけれども、さっきと今ちょっと変わりますか。(「変わらないよ」と呼ぶ者あり) 変わらないのかね。そうだったらつまらないんじゃないということ。

次、行きます。

(2)、雇用拡大の「みんなでグッジョブ運動」について私はお聞きしているんですが、この雇用が1万3930人ふえたとの崎山嗣幸議員の質問に対してお答えがあったんですね。具体的な内訳、例えば正規雇用何名、非正規雇用何名、これがふえたと言ったって、二、三年で終わってしまったら意味がないわけで、そこらあたりがどうなっているのか非常に気になっていますので、これをお聞かせください。

それから専任のコーディネーター、私は1000名のコーディネーターでえと思ったんですが——専任なんですね、専ら任せる——専任のコーディネーターの活用で1524人の就職があったということですが、これについてもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 狩俣信子議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、若年者の雇用拡大についての御質問ですが、ただいま代表質問との関連でさらなる御質問をいただいたんですが、その前のベースの部分として答弁をさせていただきます。

沖縄県における若年者の雇用拡大につきましては、県外及び海外企業におけるインターンシップやジョブトレーニング、そして高校・大学等への就職支援専任のコーディネーターの配置などに取り組んでいるところであります。

沖縄県といたしましては、一括交付金等を活用し産業振興や企業誘致を積極的に推進し、雇用の場を確保するとともに若年者の就職支援に努めているところでございます。

そしてグッジョブ運動についての御質問にお答えしたいと思うんですが、グッジョブ運動の成果と課題についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。5の(1)と5の(3)は関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

「みんなでグッジョブ運動」の成果といたしましては、就業者数の増加、そして完全失業率の着実な改善などが出ております。そして産学官が一体となったキャリア教育の推進などが挙げられます。課題といたしましては、雇用の場をさらに拡大する必要があること、そしてよく言われる求人と求職のミスマッチ対策、もっともっときめの細かいミスマッチ対策が必要であると指摘を受けております。若年者の雇用問題等々につきまして今申し上げた課題がさらに大小いろいろありますので、一つ一つこれをつぶし改善して取り組んでいるところでございます。

沖縄県といたしましては、さらに引き続き「みんなでグッジョブ運動」を展開し、雇用情勢の全国並みの改善に取り組んでまいりたいと考えておりますし、全力で努力してまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、日米地位協定改定の取り組み等についてお答えいたします。

県はこれまで軍転協や渉外知事会と連携して、日米両政府に対し日米地位協定の抜本的な見直し要請を行ってきたところであります。平成21年には、渉外知事

会と連携して訪米し、環境特別協定の締結を強く求めてきたところであります。その結果、平成22年5月の日米共同発表や軍転協要請に対する政府の回答では、「環境に関する合意について、速やか、かつ真剣に検討する」としており、平成22年10月には日米両政府の作業部会が設置されております。

民主党政権では「日米地位協定の改定を提起する」としてありますが、政府からはいまだ改定の方針等が示されていないことから、渉外知事会や軍転協を通じて要請するとともに、昨年10月には外務大臣、本年1月には防衛大臣に対して、知事が直接、早急に見直し作業に着手するよう求めたところであります。また、去る7月1日に来県した森本防衛大臣に対しても、同協定の抜本的な見直しを強く求めたところであります。県としましては、日米地位協定の抜本的な見直しについて、引き続き軍転協や渉外知事会とも連携しながら、あらゆる機会を通じ、日米両政府に対して強く求めてまいりたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての中で、県民大会についてお答えいたします。

オスプレイの配備について、県としては当該配備に反対であり、防衛大臣、外務大臣、民主党幹事長に対し、直接配備見直しを要請したところです。また、渉外知事会及び軍転協においても配備の見直しを要請したいと考えております。これまで行われた県民大会は、広く各界各層を網羅し、県民が主体となって取り組まれたものと考えております。県としましては、今後ともあらゆる機会を活用して全力を挙げて配備反対を求めていきたいと考えており、県民大会への参加については、このような取り組みを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 基地内雇用の実態についての御質問の中の、海兵隊での暴言、差別発言の調査及び基地従業員の権利や身分保障についてお答えいたします。2の(1)と2の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

議員御指摘のけさの新聞を私も読みまして、大変憂慮しているところでございます。

基地従業員は、国が雇用し米国軍隊が使用するいわゆる間接雇用の形態であり、労務管理者として最終的な責任は雇用主である国にあると考えております。したがって、基地従業員への暴言・差別発言などパワーハラスメント等の問題については、一義的には国

において調査と適切な対応がなされるものと考えております。また、基地従業員の権利の保護については、労働基準法等の日本の労働関係法令が適用されることになっております。

県としましては、米軍基地従業員の労働環境は重要な問題と認識しており、関係機関等と連携し情報収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、グッジョブ運動についての御質問の中の、グッジョブ運動に係る正規・非正規雇用の割合の変化についてお答えいたします。

沖縄県における雇用者に占める非正規雇用者の割合は、直近の平成19年度の「就業構造基本調査」によると40.8%となっており、全国の35.6%に比べて高く、憂慮しているところであります。

「みんなでグッジョブ運動」においては、その指針の中で企業に対しても「労働者がそれぞれの個性を生かし、その持てる能力を十分に発揮するとともに、公正な処遇を確保し安心して働くことのできるよう、正規雇用への移行や正規・非正規の均衡処遇に努める」ことなどを掲げ、主体的な取り組みを促しているところであります。

沖縄県としましては、産業振興や企業誘致等により、多様な雇用の場を確保し県民の生活の安定を図ることが重要と考えており、今後とも雇用の安定に向けた各種施策を推進してまいります。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の、専任コーディネーターについてお答えいたします。

専任コーディネーターについては、新規卒者の就職支援を強化するため、就職支援業務の経験がある人材を受託事業者が雇用し、県内の高校・大学等に57名を配置しております。同コーディネーターの業務としては、年度前半は、就職希望者全員を対象にコミュニケーション研修等の就職に必要な基礎的な講座を実施するとともに、年度後半には、個々の状況に応じた模擬面接や個別面談等密着した支援を行いながら就職に結びつけることとしております。また、年度末においては、未就職卒業者を沖縄県キャリアセンター等関係機関へつなげ、卒業後も継続して支援し、就職に結びつけることとしております。

続きまして、同じく我が会派の代表質問との関連で、基金を活用し、雇用した方のその後の雇用状況についてお答えいたします。

基金を活用し、雇用した方のその後の雇用状況については、一時的な雇用の場を創出する緊急雇用創出事業で雇用された5532人を除く7561人が調査の対象とな

っております。そのうち、平成22年度までに雇用された2002人については、1126人（56％）が継続雇用につながっており、また、正規雇用者数は258人（13％）となっております。

なお、残る5559人については、平成23年度以降に実施した事業で雇用された方であり、現在調査中であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時24分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○商工労働部長（平良敏昭君） 失礼しました。基地内雇用の実態の中で少し答弁漏れがありました。

日本人上司のいじめや苦情の対処についてお答えいたします。

基地内でいじめや苦情があったときの解決の方策としては、日米両政府間で締結した基本労務契約等に既定されている苦情処理手続により米軍側への救済申し立てが可能と聞いております。基地従業員のいじめ等の問題については、この雇用主である国において適切に対応がなされるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育問題についての御質問で、少人数学級の現状と課題についてお答えいたします。

少人数学級につきましては、小学校1年・2年生の30人学級に加え、今年度から小学校3年生の35人学級を実施しており、3つの学年で増加した175学級に175名の教員を配置しております。課題は、教職員定数の確保や施設面の整備などがあります。今後の計画につきましては、市町村教育委員会の意向、国の動向等を踏まえ、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、男女混合名簿の実施状況についてお答えいたします。

平成23年度、県内において男女混合名簿を導入している学校は、小学校24校で8.8％、中学校12校で8％、高等学校19校で32.2％であります。

次に、男女混合名簿の実施率が低い理由についてお答えいたします。

学校においては、教育活動全般を通して男女の平等や人権教育等について取り組んでおります。しかしながら、学校においては身体測定等の保健行事、体力差

の考慮が必要な教科、各種調査等で男女別に名簿を分ける必要があることから男女別の名簿を使用しております。

県教育委員会としましては、男女混合名簿の導入につきましては、各学校において学校長を中心に教職員間で意見を交換し、総合的、主体的に判断されているものと理解をしております。

次に、臨時的任用教員等の事前説明会の内容及び実態についてお答えいたします。3の(4)アと3の(4)イは関連しますので一括してお答えいたします。

県立学校の臨時的任用教員等に対する説明会は、当該校への赴任及び業務移行の円滑化に資することを目的として平成21年度から実施をしております。説明事項としては、「服務」、「本県教育の現状と課題」、「生徒指導」、「ホームルーム経営」、「特別支援教育」等について行っております。また、この説明会への参加は任意である旨、各学校や関係者に通知を行っているところでございます。

県教育委員会としましては、臨時的任用教員の資質の向上が本県教育の振興にも重要であることから、引き続き、臨時的任用教員等を対象とした事前説明会や研修の実施方法等についても改善・充実を図っていきたいと考えております。

次に、上海との拠点校締結についてお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン」の具現化の一環としての英語立県沖縄推進戦略事業は、「交流と体験」等を通して、国際社会で主体的に活躍できる人材育成に資することを目的にしたものでございます。その一環として、国際交流の拠点を海外等に構築することによって、コミュニケーション能力の向上や相互理解を深めることは意義あることと認識しております。

今回の上海等での交流意向書の締結は、主に生徒と教師の相互訪問を促進することと、中国の高校と沖縄の高校との姉妹校関係の推進を図ることとでございます。来月には、上海市内の4大重点校の一つであります華東師範大学第二附属高等学校から教員約30名が沖縄を訪問し、姉妹校締結に向け学校視察を行う予定でございます。また、来年3月には沖縄の高校生約20名を上海の高校へ約2週間派遣する計画であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 「ているる」問題についての御質問の中で、男女共同参画センターの現状についてお答えいたします。

沖縄県男女共同参画センターは、平成18年度から指定管理者により運営されておりましたが、平成24年4月からの指定管理者が決定できなかったことから、県が直接管理運営を行っております。業務内容は、主に貸し館業務と図書情報室業務で、指定管理者制度導入時と基本的に同様なサービスを提供しておりますが、閉館時間が午後5時となり4時間短縮されております。なお、昨年度中に受け付けた夜間の予約につきましては、従来どおり午後9時まで対応しております。また、県が直接管理を開始してからは、窓口対応やその他のサービスについて県民の皆様からさまざまな御意見をいただいておりますが、適宜、改善し対応を図っているところであります。

次に、男女共同参画センターの今後の方向性についてお答えいたします。

沖縄県男女共同参画センターは、女性の地位向上を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資するために設置されております。当センターの機能を十分に発揮し、設置目的を達成するためには、必要なサービスを適正に提供できるよう柔軟に対応する必要があり、そのためにも指定管理者による管理が望ましいと考えております。県では6月から再度指定管理者の選定に向け公募を開始しており、8月中に指定管理候補者を選定し12月からの指定管理者による管理再開に向けて準備を進めているところであります。

次に、男女共同参画センターのセンター長の公募についてお答えいたします。

指定管理者制度においては、公募により管理責任者を決定しており、館長の選任については、当該公募により決定された指定管理者の責任において選任されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 御答弁ありがとうございます。

まず知事にお伺いしますが、若者の雇用の問題について。

一括交付金を使って産業振興とか企業誘致とかおっしゃっていました。若者の雇用の部分に一括交付金をどのぐらい投入しますか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） お答えいたします。

雇用全体で、ほとんどが一括交付金で約34億ありますけれども、そのうち若年者の雇用促進は10億2000万でございます。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん これについては一括交付金ですか

ら、これからもいろいろお聞きしていきますし、若い人が元気が持てる、そういうものにぜひ使ってもらいたいと思います。

それから次、基地内の雇用の実態についてお伺いたしますけれども、国が雇用する、そうですね。軍は間接雇用である、それはわかります。一義的には国に責任みたいなものがあるわけでしょうが、労基法などもいろいろあるわけですからね。沖縄県人がいろんなことでパワハラとかいじめがあるときには、これはやはり沖縄県もそのまま見過ごすわけにはいかないわけですね。今話があったのは、関係機関と情報収集して適切に対応しますということですが、ちょっとこれを具体的に教えてください。どんなことですか、適切にとはどういうこと。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） けさの新聞はともかくとして、以前から沖縄防衛局、それから全駐労沖縄地区本部、このあたりから基地内でこのような事実がないかとそういうことを確認しております。仮に、そういう事実が確認されれば、雇用主である沖縄防衛局に対して申し入れをすとかそういうことになると思います。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 苦情処理の機関が日本人のところには機能していないと言っているんですよね。軍属については雇用均等法のセクションがある、でも日本人の部分についてはそれが無いと。これについては申し入れはどうしますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時39分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 今、議員御指摘の部分については私もまだよく確認しておりませんので、内容を確認した上でどういう方法があるのか検討していきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 私は、この前3名の皆さんからの悩みを受けたんですが、そのために苦情がたくさんあるんだけどもっていきようがないと、第3セクター方式でもいいからやってくれと。要するに人事部の皆さんは、ウチナー差別、差別発言、おまえたちはもう能なしみたいな感じで発言するわけですから、だれのためにあんたたちは働かせてもらっているんだと、とんでもない発言が出てくるんですね。そういうこと

をなくしていきたいと思うわけですよ。それで皆さん、
パワハラの規定というのがありますよね。

ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○狩俣 信子さん ことしの1月30日に厚労省がパワハラについて、国が要するにこれをつくったわけですよ、どういうものかと。このパワハラですね、国が定義したものは、職場内の優位性を背景に精神的・身体的苦痛を与え、職場環境を悪化させる行為なんですね。例えばその中には無視をすとか、話しかけても無視して、あるいは仕事をさせないとかそういうのも入るわけです。実際にこの人たちは仕事も外されたりしているわけですよ。結局どうするかというと、ペナルティーが年間3回あったらやめなくちゃいけないそうですね、3回まで。4回目からはもう全然だめになるわけで、その3回目受ける前に年休を使って、病休で休んだりすると言うんですよ。そこまで追い込んでいる基地内の従業員の労働環境、これを県がそのまま黙っているというのはおかしいんですよ。知事、防衛局に行っておの真部さんに言ってください。もうこれはけしからぬと。沖縄の人の人権を何だと思っているかということをしっかり言うべきです。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 基本的には国が雇用契約しているわけですから、当然国においてその辺の問題があればなされるべきだと思っております。そういう点では県からも機会あるごとにそういう問題については対応していく考えは持っております。したがって、そういう事実がまずあるのかどうか、我々も以前は渉外労務管理事務所とか直接業務的にかかわっていたところと、今はその業務がすべて国に移ってなかなか現況がわからないという部分もありますので、その辺を踏まえてどういうことができるのか考えていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん それが国に移ったからといって、これで人権無視がなくなるかということにならないわけですよ。だから県としてもしっかりやってほしいということなんですよ。それはいつまでに防衛局に申し入れますか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） いつまでとは、これは事実を確認した上で適切に対応するしかないと考え

ております。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん できるだけ早くなんですよ。この6月議会が終わったらすぐできますか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） まずその辺の事実を確認したいと思います。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 事実確認とおっしゃると、私が会った方を連れてきましようか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） それはまた後日相談したいと思います。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 実際に基地内でこういうパワハラ・いじめ、これが横行している。これを私たち県民は認識すべきですよ。基地の中にあるからといって隠れて見えない。それでいて沖縄の従業員が——前回もありましたでしょう6年前、妊婦を働かせて流産の危機に陥ったじゃないですか。こういうことが平気で行われている基地内、これは沖縄の土地で沖縄の人が働いていてですよ、こういうのが許されるはずがないんです。これは知事、先頭に立ってしっかりやってくださいよ。人権・権利そういうのをしっかり守ってほしいと思いますが。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、狩俣議員からのお話について商工労働部のほうでいろいろ答弁させていただきました。今の件はなるべく早くやりますが、申し入れ以前に少しその現状といいますか、中身を一回確認させてくださいね。また先生からのいろんな資料その他いただければ、そして文字どおりまた適切にと言ったら怒られますが、スピーディーにおっしゃるような処理ができるかどうか、一回確認させていただきたいと思っております。その時間だけ下さい。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 次は、教育問題について行きますけれども、男女混合名簿もそうですが、知事は30人以下学級は4年前、公約でしたよね。4カ年間で6年生まで30人学級、これはもう消えたんですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時47分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん それでは今、小学校が3年まで35

人になったといいますが、これを6年生まで知事はちゃんと30人学級持っていくんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まず30人学級につきましては、1年生、2年生までは既に入っておりますし、3年生についてはことしからというのが教育庁もまた取り組んでいただいています。

そして今の議員の御質問が6年生までやるのかどうかということであれば、これは教育庁、それから専門家、それからまた市町村も含めてよく相談をしてどうするか、どんなタイミングでできるか、やっていくのかについて検討をさせていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん わかりました。では、それはまた後の問題ですね。

次は、男女混合名簿についてお尋ねします。

これはさっき一体どうして遅いのかと言ったら、身体測定、各種調査等での男女別々だと言ったんですが、それは他府県も同じなんです。でも100%やっているところもあるわけで、そういうことでは今のはちょっと理由にならないなと思っています。それから各学校の校長の意見、総合的、主体的な判断といいますが、各学校の校長による校長会がありますでしょう。そこで指導するということはできますでしょう。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 先ほど答弁したとおり、やっぱり学校の教育活動全体を通して我々は生命の尊重とかあるいは男女平等々々についての人権教育を推進しております。ですから男女混合名簿を導入するか否かにつきましては、学校の中で学校長が先生方と意見交換をしていく中で、主体的に総合的に判断する部分があるかと思っています。したがって、今のところその主体性を尊重したいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん 主体性もいいんですが、他の県ではもう男女平等、その視点から取り組んでいるわけですから、これは教育長もっとしっかりと御指導ください。

それからあと1つお尋ねします。

4月7日の臨任教諭の事前研修ですが、これは表向きは説明会です。中身は教師としての心構え、本県の実施策、服務規程、これが説明会でできるんで

すか。これはなぜかと言ったら出張旅費がつかない、節約のためにそうしているんだという、法令違反にもなるんじゃないかという話もあるぐらい。せめて出張扱いにすることについてはいかがなんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） まさに御指摘のとおりでございます。私どもも実は予算化はしておりません。ただし、ここ一、二年ばかり臨時的任用教諭の先生方の不祥事もふえてまいりまして、どうしてもそういった意味での研修が必要だったとそういったこともありまして、次年度からぜひ予算化をしていく中で研修会の対応を考えております。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

○狩俣 信子さん ありがとうございます。当然予算化すべきです。

それから、任意であるというふうな話をしていたんですが、実態はそうじゃなくなって上からの圧力があるんですね。臨任教諭は、次に自分は雇われないんじゃないかという不安があります。だからこの方はそれで怖くて組合にも相談ができなかったと来ているんです。そういうことを考えたときに、もっと開かれたそういう運営の仕方を教育庁もやってください。研修のあり方についてもやってください。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） やはり我々は、教員の先生方を採用する際には総合的にそういった採用をしておりますので、今御指摘のことがないように気をつけながら対応していきたいと考えております。

○狩俣 信子さん ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 ハイサイ。

県民ネット、玉城満でございます。

隣的那覇市の庁舎に看板がありまして、「ハイサイ・ハイタイ運動」、皆さんごらんになりましたか。僕は実にいいなと思って、昔からこういう進言をしているんですけれどもね。県庁も電話をとるときには、「はい、沖縄県庁でございます」とは言わないで、「はい、オスプレイに反対する沖縄県庁でございます」、そういう感じで電話の応対をするとかかなりキャンペー

ンになるのではないかなと思っておりますが、せっかくウチナーグチの話をしたので、ちょっとウチナーグチの話をしたいと思うんです。皆さん、「田場大工（ターバーゼーク）」と聞いたことがありますよね。大工仕事をしているときに、くぎをちょっとウチハンシタときとか、のこぎりでヤナジリグワーしたときに、ヤナ田場（タバー）と言うんです。聞いたことがありますね。よくよく調べたら、この田場さんという人は昔の宮大工の名工で、その逆説という意味で田場（ターバー）と言っているんです。これはすごい話だなと。

ウチナーにはこんなウチナーグチがたくさんありまして、知事にはちょっと耳が痛い話かもしれませんが、「チジナトーン」という言葉があるんですよ。「チジナトーン」という言葉は、これは今の言葉に訳すれば悪くなっているという意味なんです。ちょっと耳が痛い話ですけども、しかし、これもかつての廃藩置県後、やはりこの沖縄県を統治した当時の知事がすごくいい知事さんで、いい政治をしたときに「チジナトーン」と言ったところから、いつの間に悪くなっているという表現になってしまったんですね。

あと1つ「ナクルナイサ」という言葉があるんです。この「ナクルナイサ」というのは皆さんはどうかなるさというふうに理解していると思うんですが、実はこれはどうかなるさではないという説のほうが強いんですね。どういう意味かといいますと、「ドゥークルナイン」というのと「ナークルナイン」と、「ナークルナイサ」という。あなたが頑張ればできるよというのが「ナクルナイサ」の語源だというふうに先輩たちはおっしゃっているんですよ。ということは、この「ナクルナイサ」を言いかえると、今回、オスプレイ問題で知事が先頭に立つか立たないかという話を皆さんここでされておりますが、まさにこのオスプレイ問題は、知事、「ナークルナイビーンドー」。本当にそうだと思うんですね。

ここで前半戦、最後の一句を紹介して質問に移りたいと思います。

「普天間ヌクトゥン オスプレイヌクトゥン ワシタ仲井眞知事がタマシ」ということでございます。普通はここで拍手があるんですけどね。（拍手）

質問に移らせていただきます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、識名トンネル問題は、知事の減給、担当部長の更迭で解決したのか、知事の見解を伺う。

(2)、24年度一括振興交付金の満額執行が危惧されているが、知事の見解と進捗状況を伺う。

(3)、沖縄観光コンベンションビューローの副会長3

人中2人が辞任したことについて、知事の見解と今後の体制について伺う。

2、文化観光スポーツ部関係について。

(1)、戦略的誘客活動推進事業について、予算と内容について伺う。

(2)、芸術文化の離島での開催に対する支援について伺う。

(3)は取り下げます。

(4)、県内ライブハウスに対する支援について伺う。

(5)は取り下げます。

(6)、文化産業支援班の支援範囲と実績について伺う。

3、総務部関係について。

(1)、本県は世界に誇る文化を有している。今後、県職に文化技官部門の採用制度を実施すべきと考えるが、県の見解を伺う。

(2)、一括交付金の事業実施は各部局連携が求められると思うが、県の取り組みを伺う。

4、企画部関係について。

(1)、鉄軌道導入について。

ア、国・県・広域市町村との協議について伺う。

イ、鉄軌道導入に際し他の交通機関との協議について伺う。

ウ、県に鉄軌道対策課を設置すべきと考えるが、県の見解を伺う。

(2)、一離島一担当制度について伺う。

5、商工労働部関係について。

(1)、三線の伝統工芸品化に向けた進捗を伺う。

(2)、県内外食産業の県外進出の実態と支援について伺う。

(3)、駐留軍等労働者のA A F E S パート導入について県の見解と対応を伺う。

(4)、中城湾新港地区における電力料金について伺う。

6、土木建築・環境関係について。

(1)、北部東海岸（金武・宜野座）の赤土の流出問題について県の対応を伺う。

(2)、米軍発注事業のボンド支援について伺う。

(3)、各市町村における県発注工事の地元（各市町村）受注率を高めるための施策について伺う。

(4)は取り下げます。

(5)、2011年11月にスタートした中城湾港における定期航路就航の実証実験の進捗について伺う。

7、福祉保健部関係について。

(1)、認可保育園の休日設定について伺う。

8、選挙管理委員会関係について。

(1)、県議会選挙における選挙公報の総括について伺う。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城満議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、観光コンベンションビューローの副会長辞任についての御質問にお答えいたします。

観光コンベンションビューローがこのような状況にあることにつきましては遺憾であると思っております。なお、ビューローでは、会長が謝罪をし、謝罪文をインターネットに載せております。そして、5月29日の理事会において新たに専務理事を配置するなど、ビューロー体制の安定と効率化に取り組んでいる由伺っているところであります。いましばらくこの会長、そしてビューローの理事会については見守ってまいりたいと考えております。

次に、土木建築・環境関連についての中で、中城湾港の実証実験の進捗についての御質問にお答えをいたします。

まず第1に、鹿児島航路として昨年11月からこの実証実験を開始いたしております。そして、ことし3月までに約4425トンの貨物を取り扱っているそうです。そして、1カ月当たり4.3倍の増加となっております。今年度も引き続き実証実験をいたしております。貨物量増加のための取り組みをしっかりと強化してまいりたいと考えております。そして、あわせて企業からの要望の高い大都市圏への航路拡充についてもこの方法で図ってまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、識名トンネル問題は知事の減給、担当部長の更迭で解決したのかという趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、去る6月21日の行政監理本部において、県民の信頼を損ねていることについて謝罪し、問題が発生した原因と再発防止策を明らかにしたところであります。その上で知事の給料月額100分の50に相当する額を3カ月間減額するとともに、関係職員の処分、さらに土木建築部長を異動することとし、この問題の総括を行ったものであります。

今後は、このような問題を二度と発生させないよう

再発防止策に万全を期し、県民の皆様の期待にこたえられるような県政運営を行ってまいりたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢の御質問の中で、一括交付金の執行に係る進捗状況についてお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）を活用した事業については、市町村分を除く500億円のうち、当初予算と5月補正予算を合わせて延べ202事業、458億円を計上しております。このうち、第1次分として244億円が5月25日に交付決定され、第2次分として138億円が近日中に交付決定されると国から聞いているところであり、合わせて延べ180事業、382億円が交付決定される見込みであります。

県としては、今回までに交付決定がなされていない事業については、早期執行が可能となるよう国との調整を継続してまいります。また、未計上分の42億円については、9月以降の補正予算において駐留軍用地先行取得基金や年度途中の新たなニーズに対応するための財源として活用する予定であります。予算の執行に当たっては、全庁的な執行管理の場を設けるなど執行状況の把握、課題等の調整、情報共有等を適切に行い全額執行に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、総務部関係の御質問の中で、一括交付金の事業実施に係る県の取り組みについてお答えいたします。

沖縄振興交付金いわゆる一括交付金の活用に当たっては、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、「強くしなやかな自立型経済の構築」及び「沖縄らしい優しい社会の構築」を基軸的な考えとし、5つの目指すべき将来像の実現に向けた諸施策の展開を基本に、離島の振興、失業率の改善などの課題解決や地理性、自然環境、歴史的事情など、本県の特殊事情を踏まえた取り組みに配分したところであります。各部局においては、沖縄の特殊性に基因する課題解決に向けて、関係者や関係機関、関係部局とも連携や調整を行い、効果的な事業の立案に努めてきたところであります。

県としては、事業の実施に当たっても関係部局が相互に連携し、より効果的な結果が得られるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 市町村の一括交付金事業の状況についてお答えいたします。

県は、5月末までに全体の約8割に当たる約240億

円の事業内容を取りまとめ、その情報を内閣府に提供し調整を行っているところであります。事業数は約1300事業で、その数が膨大で事業内容也多岐にわたっていることや、初年度ということもあって慎重に内容を確認していることから時間を要しておりますが、6月末時点で要望額の約6割に当たる約140億円、事業数にして約650事業の内諾を得て市町村に伝達したところであります。その他の事業につきましても、年度内の事業執行に支障がないよう、早期の事業着手に向け調整を進めてまいります。

企画部関係の御質問の中の、国・県・広域市町村、他の公共機関との協議及び鉄軌道対策課の設置について、アからウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に当たっては、都市構造の再編誘導や駅を中心としたまちづくりなど、持続可能な都市形成の観点から各市町村におけるまちづくり計画との整合を図る必要があると考えております。また、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図る観点から、他の交通機関との連携や交通網の再編など複合的に検討を進めていく必要があると考えております。

県としては、国と連携して調査を進めるとともに、市町村や他の交通機関と適宜協議しながら導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、鉄軌道対策課の設置につきましては、県及び国が行う可能性調査の結果を踏まえ、今後、検討してまいりたいと考えております。

一離島一担当制度についてお答えいたします。

沖縄県の離島地域は、多様で豊かな自然環境や独自の伝統文化などの魅力を有している一方で、遠隔性、散在性、狭小性などの条件不利性からさまざまな課題を抱えております。このようなことから、県においては、離島振興を県政の最重要課題として位置づけ、全庁体制で課題の解決に取り組んでいるところであります。離島振興を効果的に推進するためには、離島市町村との緊密な連携を図り、離島が抱えている課題を的確に把握することが重要であると考えております。

議員御提案の一離島一担当制度については、人員配置面での制約等もありますが、可能な限り職員が各離島に出向き、離島の実情をつぶさに見て、市町村との意見交換・調整を行ってまいりました。今般、離島住民の交通コストや生活コストの低減策や、離島児童・生徒支援センターの設置など、新たな離島振興策を取りまとめたところであります。また、今年度は新たな離島振興計画を策定することとしており、去る6月28

日に離島関係市町村企画担当課長会議を開催し意見交換を行ったところであり、今後も積極的に離島市町村との意見交換を重ねながら計画を策定することとしております。

県としましては、引き続き関係部局間の連携を強化するとともに、離島市町村との緊密な連携を図りつつ離島の振興を推進してまいります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 文化観光スポーツ部関係についての御質問の中の、戦略的誘客活動推進事業の予算と内容についての質問にお答えいたします。

戦略的誘客活動推進事業は、観光客の誘客拡大を主な目的に一括交付金を活用した新規事業として実施するものであり、沖縄観光国際化ビッグバン事業を初めとする10の事業で構成し、約55億円を計上しております。具体的には、外国人観光客拡大のため重点市場のみならず新規市場も含めた航空路線の誘致や旅行商品の造成促進、認知度向上のためのプロモーションの展開などを行っております。また、MICE誘致の拡大、クルーズ船誘致の促進、季節の特性を生かした国内誘客及び離島観光の推進などを目的とするプロモーションを実施しております。

県としましては、これら事業を通じて観光客数や観光消費額等の拡大を図るほか、将来の需要拡大につなげていきたいと考えております。

同じく文化観光スポーツ部関係の中の、芸術文化の離島での支援についてとの質問にお答えいたします。

県では、離島・過疎地域を対象に舞台芸術を鑑賞する機会をつくることなどを目的に、舞台芸術による地域文化振興事業を実施しており、平成23年度は久米島において演劇公演を開催し、平成24年度も離島開催の募集を行っているところであります。また、今年度は沖縄県芸術文化祭の舞台部門を渡名喜村で、県立博物館・美術館の移動展を粟国島で、そして県立芸術大学の移動大学を多良間島で開催する予定となっており、さらに、今年度からの新規事業である文化芸術地域振興支援事業において、離島でのオーケストラ公演の実施について調整を行っているところです。加えて、7月には復帰40周年記念事業として開催されるNHK交響楽団沖縄公演をきっかけに、関連イベントとして、石垣市においてN響メンバーによる金管五重奏「美ら星コンサート」の開催が決定されるなど、県の事業と連携する動きも出てきております。

県としましては、今後とも芸術文化に関する施策を展開し、離島地域における文化振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じく文化観光スポーツ部関係についての中の、県内ライブハウスに対する支援についての質問にお答えいたします。

沖縄の独特で多様な音楽文化は、県民だけでなく多くの観光客を引きつける沖縄の魅力の一つであり、本県の文化振興と観光振興に大きく寄与しているものと認識しております。また、県内のライブハウスは復帰前から沖縄の音楽産業を下支えしており、沖縄の音楽産業において大変重要な存在であると考えております。このため、県では、これまでも沖縄国際アジア音楽祭を開催するなど音楽産業振興を図っており、同音楽祭においては、県内ライブハウスを活用した周遊イベント、いわゆるライブハウスサーキットなどを実施してまいりました。その一方で、これらライブハウスを取り巻く経済的状況が近年著しく悪化しているとの申し入れがあったところであり、県としてもこれら課題解決に向けて関係団体との連携を図ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、県としては、今後とも音楽を初め多様な沖縄の文化を国内外に積極的に発信するとともに文化産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、文化産業支援班の支援範囲と実績についての質問にお答えいたします。

文化振興課内にある文化産業支援班の業務は、文化資源を活用した地域活性化、文化産業の創出支援などであります。その主な事業としては、沖縄の文化を活用したコンテンツ制作プロジェクトに対して投資などを行う沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業、沖縄の特色ある文化・芸能などを観光資源として活用を図る文化観光戦略推進事業、エイサーを世界に発信することで観光、文化育成等につなげる世界エイサー大会などを行っております。また、今年度は同課において、沖縄振興特別推進交付金を活用し、文化事業への助成に加え事業の成果指標を検証するPDCAサイクルなどを取り入れたいわゆる「沖縄版アーツカウンシル」の確立を目指す沖縄文化活性化・創造発信支援事業を行う予定であります。

なお、平成23年度の主な実績としては、沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業では映画「カラカラ」を初め3つの事業に総額約9000万の投資、世界エイサー大会では海外3団体、県外6団体を含め合計47団体の出演約6万4000人の来場などとなっております。

県としましては、文化は観光や農林水産業、環境、教育など他の分野とのマッチングを図ることで産業化が進められると考えていることから、今後ともさまざまな意見を聞きながら文化産業の創出支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、総務部関係についての御質問の中の、県における文化技官部門の採用制度についての質問にお答えいたします。

文化芸術に精通した人材が県の文化施策にかかわることは事業効果を高める上で重要であると認識しており、文化専門人材のあり方についても現在部内において活発に議論をしております。そのため、今年度はモデルケースの試作的な取り組みとして、県関係の文化団体に文化・芸術の専門職員を配置し、公募によって集まった文化事業に対する助成とPDCAサイクルを導入する「沖縄版アーツカウンシル」の立ち上げを計画しております。このことにより、文化事業などの成果指標の明確化を図るとともに、文化団体に配置された専門職員を有効に活用することによって、県の文化施策を推進してまいりたいと考えております。

県としましては、このような取り組みを進める一方、文化行政担当者の研修システムの構築や計画的な文化人事の人事ローテーションとあわせて、文化に特化した職員の採用制度のあり方も含めながら、文化行政の効果的な仕組みづくりを今後とも引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 商工労働部関係についての御質問の中の、三線の県伝統工芸製品の指定についてお答えします。

県では、三線の県伝統工芸製品指定に向け、沖縄県三線製作事業協同組合と技法や工程、沿革など申し出に必要となる詳細な事項について調整を進めているところであります。県としては、同組合からの申し出を受けた後、沖縄県工芸産業振興審議会に諮問し、年内をめどに指定に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、県内外食産業の県外進出の実態と支援についてお答えいたします。

県内外食産業の県外進出の実態については、県として十分に把握しているわけではありませんが、首都圏等に出店している企業があることは承知しております。そうした企業の中には、産業振興公社において事業計画の策定等の支援を行った事例がございます。企

業の県外進出は観光客誘致や県産品の販路拡大につながることから、今後とも相談内容に応じ、関係機関と連携しながら必要な支援を行ってまいります。

同じく商工労働部関係の御質問の中で、A A F E S へのパート制導入についてお答えいたします。

駐留軍等労働者のA A F E Sへの定年退職者のパート制導入について沖縄防衛局に確認したところ、去る7月1日から実施されていると聞いております。基地従業員の勤務条件につきましては、雇用主である国において適切な対応がなされるものと考えております。

県としましては、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、中城湾港新港地区における電力料金についてお答えいたします。

沖縄電力によれば、電力料金は電気事業法に基づき各電力会社が定め経済産業大臣の認可を受けており、中城湾港新港地区など一部地域の電力料金のみを安価にすることは制度上困難であるとのことでした。このため、沖縄県では今年度一括交付金を活用し、中城湾港新港地区において再生可能エネルギーの効果的な活用方策や最適な電力消費に関する調査を実施し、電力料金の低減化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 土木建築・環境関係についての御質問の中で、北部東海岸の赤土流出状況及び対策についてお答えいたします。

赤土等の流出対策については、平成21年度から平成23年度にかけて全県的な赤土等の堆積状況の調査を110海域において実施しております。調査の結果、沖縄本島北部東海岸においては、宜野座から金武町屋嘉にかけての地先海域で、赤土等の堆積指標である底質中懸濁物質含量がランク5bから6となっており、明らかに人為的な赤土等の流出の影響があると推定されます。

現在、県では今年度中を目途として「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」の策定を進めており、同計画において重点地域を定め、陸域からの具体的な赤土等の流出削減目標量を設定することとしております。今後は、同計画を踏まえ、農林水産部等関係機関との連携のもと、北部地域においても農地や開発事業からの赤土等流出防止対策を総合的・効果的に実施し、赤土等流出量のさらなる削減を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木建築・環境関係についての御質問の中で、米軍発注工事のボンド支援についてお答えいたします。

県では、これまで在沖米軍に対し、ボンド率の縮減や分離・分割発注等について要請を行うとともに、日米両政府の関係機関に対しても要請の実現に向けた支援を求めてきたところであります。今年度は、沖縄振興特別推進交付金を活用して「米軍発注工事参入支援可能性調査」を実施することとしており、その調査の中で実現可能性のある新たな方策や実施方法等を検討していく考えであります。

同じく土木建築・環境関係で、県発注工事の地元受注率を高めるための施策についてお答えいたします。

県発注工事の指名競争入札においては、工事の規模、工種等によって可能な限り地元企業に配慮し指名しております。また、一般競争入札においては地域要件を設定するとともに、総合評価方式においても地域内拠点の有無で評価項目を定め地元企業に配慮しております。

今後とも、工事の分離・分割を行い適切な地域要件を設定するなど、地元企業の受注機会の確保に向け積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 福祉保健部関係についての御質問の中で、認可保育園の休園日の設定についてお答えいたします。

公立の保育園は、各市町村条例に基づき休園日を設定しており、私立の認可保育園については、各保育園の運営規程により休園日を設定しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 阿波連本伸君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（阿波連本伸君） 質問要旨8の(1)、選挙公報の総括についてお答えいたします。

公職選挙法では、お金のかからない選挙を実現し、かつ候補者の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙の公営制度を採用しております。その一つの手段として、選挙公報の発行が認められているわけでありませう。

県議会議員選挙での選挙公報については、選挙公営の趣旨である候補者の選挙運動の機会均等の確保という点から、去る2月県議会において条例が制定され、

今回の県議会議員選挙から発行されたものであります。今回の県議会議員選挙においては、14選挙区63人の候補者全員が漏れなく選挙公報発行の申請手続きを行い、各候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した公報が作成されて、各世帯へひとしく配布されております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 まず、観光コンベンションビューローの件なんです、知事、副会長お二人が連続で辞任されましたけれども、なぜやめたのか認識されておりますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時3分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） フェイスブックに載っていた会長の言葉といいですか表現を契機に意見の相違があっておやめになったのではないかと思います。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これは意見の相違というよりも、やはり気品の問題ではないかなと思うんですね。その前に、フェイスブックで公開されるということは、公式の会見だという認識はございますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは正確に、厳密には私もわかりませんが、インターネットの中でフェイスブックのあれはあれの会員制のもとでの一つのシステムだと思っております。ですから、これが御本人がプライベートに入っているか、御自分の属している会社で入っていたかはわかりませんが、御質問の公式か非公式かと言われると、ちょっとこれはよくわかりませんけれどもね。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これは明らかに公式なんです。公式の会見ですね。なぜかといいますと、財団法人沖縄観光コンベンションビューロー会長としてこのコメントをしっかりと発表しているんですね。そのコメントの中に、ちょっとだけ紹介しますけれども、「寄生虫達が徒党を組んで」とか、会長としての表現としていかなものかと。それと、僕らもこれは見逃すことはできないんですが、「彼等に利用された議員さんが」と、これは多分予算特別委員会で質問した議員に対しての表現だと思いたがね。それをやっぱり公式であるということはどういうことかといいますと、全世界の人が沖縄コンベンションビューローの会長のフェイスブ

ックのコメントを聞いているんですよ。これは明らかに公式なんです。個人的な名前で出て、個人的におれはこうだぜ、おれはああだぜとか言っているものとは違うんですね。その中にそういうふうな気品を疑われるような表現があったということに関して、知事どう思われますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと私自身この内容について意見を言ったりする資格があるかどうか余りわかりませんが、確かに表現にはかなり問題あるなという感は持っていますよ。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 先ほど辞任の理由について私質問させていただきましたが、辞任された方たちを議会のほうに招待して私たちは勉強会をさせていただきました。これはどういう理由で辞任されたんですかと言ったら、やはり気品を疑うと、それが理由だと。リーダーとしてそういう表現を対外的にやられると、やはり沖縄の観光というのはリーディング産業ですよ。そういうところでどうかなというところがあると思うんですよ。このフェイスブックの内容の中で、「俺の任命権者のナカイマ知事に報告したら。」「安里さん、これだけ目立ってるんだから（笑）有名税は沢山払わなきゃ。」「迷わずに、更に公平公正な制度を構築して、もっともっと暴れて下さい。」という知事のコメントまでその中に載っているんですね。知事はそういうことをおっしゃったんですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 全く言った記憶はありません。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これが全世界に公式のコメントとして出ていることに僕は問題があると言っているわけですよ。これはやはり気品の問題、それとおととい、私たち会派の代表質問で玉城義和議員が、このコンベンションビューローの副会長辞任の件を知事に質問したところ、知事は、内部でももう少し検討させていただきたいという話がありました。内部というのは恐らくそのコンベンションビューロー内でその問題をもう少し吟味させるべきだというふうな意味に私は受け取りましたけれども、これは今回の予算でも数十億というかなりの金がコンベンションビューローを通して沖縄県の観光のための予算がそこで動くわけですよ。そんなときに、今ごたごたしているそういうところに本当に、はい、これを執行してくださいということができるといったら、僕らは議会として本当にできますか

と質問せざるを得ないんですね、今までの経緯からして。その辺に関してどう思われますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） いろんな切り口と見方があ
ると思います。ですから玉城議員は議員としてのお考
えだと思いますが、ただ、確かに表現の余りのひどさ
というのは私もよくわかります。ただ、こういう会
長・副会長御両人の激しいやりとりというものを我々
はどういうふうにしておさめるかおさめないかのやり
方は逆にまたいろいろあると思うんですよね。です
から本来、こういうものは大の大人が外へ出すべきも
のかどうかというのは、インターネットとかフェイスブ
ックで出たという点はあるんですが、謝罪文もあれで
出しております。ですからここはやっぱりもう一度見
守る必要があるのではないかというのが私の考えであ
ります。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 見守るということは、このままの体
制でいくということで理解してよろしいですかね。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） どのぐらいの期間見守るか
は別にしまして、基本的には理事会が会長・副会長を
お決めになることですから、この理事会も沖縄を代表
する産業界のそうそうたるメンバーが大分入っており
ます。この人たちがまずどういうふうにもこの件を整理、
処理していくのかも見守る必要があると私は思います
が。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 ぜひこの問題に関してはコンベンシ
ョンビューローだけに任せるとのことじゃなく、やは
り知事・副知事、そして担当部長一緒になってその
辺のところは整理していただかないと、やはり僕らが
外から見ていてごたごたしているなというのが実感で
ございますので、ひとつよろしく願いいたします。

さて、次の質問ですが、鉄軌道導入に関してでござ
いますけれども、国・県・広域市町村との協議につい
て何うと。なぜ僕が質問したかといいますと、今、多
分国と県と協議しているかと思うんですね。要するに
市町村がどういう鉄軌道の参画の仕方をしたいかとい
うような話をちゃんと県は吸い取っているんでしょう
かね。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 今、議員御質問の市町
村の話もちゃんと聞いているかということですがけれ
ども、実は市町村も大分関心がありで、いろいろ相談
したい、意見を伺いたいということで、具体的な市町

村名を言いますと与那原と沖縄市から個別に相談を持
ちかけられまして、県は意見交換を行っているところ
でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 それから、今主流になっているところ
の南北縦貫の鉄軌道導入というところがスタートす
ると、例えば沖縄ルートと言われている中の部分です
ね。今度、各市町村が主体となってやる主にLRTだ
と思うんですが、その南北縦貫がスタートしたら、こ
のLRTは後回しになるんじゃないかという懸念も持
っているんですね。というのは、彼らというか、今紹
介していただいた与那原もそうですが、沖縄市もそう
なんですが、大分前からそういうふうな導入はどうか
というふうな話し合いをしているわけですよ。そんな
ときに南北縦貫が決定すると、この話は次になります
よなんていう感覚で、そういうふう理解している人
たちがいるんですね。要は、この沖縄市が導入したい、
与那原町が導入したいと言ったら、国と県はすぐ窓口
に立ってちゃんとこの事業をつなぐという流れはしっ
かりできますね。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えします。

国でも県でもまさしくどういったルートがいいの
か、採算性、事業効果とかいろいろ検証しているところ
です。今、23年度の国のルートの想定でも、例えば
那覇市から南城市に至るルートとか那覇市から八重瀬
町に至るルートなどいろいろ検討はされております。
そういったルートの検証なども踏まえて最終的に支線
のほうについても結論が出てくるだろうというふう
に見込んでおります。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 私が言っているのは、沖縄市がこの
ルートをやりたいと言ったらすぐできる状況にあるで
しょうという質問をしているんですよ。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 先ほど来繰り返しにな
って恐縮なんですけれども、やはりルートの設定に当
たりましては事業採算性とかいろんなものをクリアし
ないといけない部分があると思います。その点は、た
だやはり各市町村からの要望はやっぱり重要な要素だ
と思っておりますので、そういったものも組み入れな
がら最終的なルートの結論が出されていくだろうとい
うふう考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 さて、これから鉄軌道のいろんな調
査費を含め実際にこの沖縄県にいろんなルートができて

くる中で、やはり地元の業者の皆さんであるとか企業の皆さん一番心配しているところは、やはりパソコンと言われている向こうの大手の皆さんが乗り込んで、そのほとんどの7割、8割を全部持っていくというような流れができやしないかという懸念もあるわけですよ。そこで、僕は議会の中でもしっかり地元の人たちに鉄軌道に関する業種に関して研修を行うであるとか、ちゃんとしっかり鉄軌道の知識を教育させるようなそういう機関をしっかりと県が責任を持ってつくるべきだと。できるだけ県が請け負えるような努力を県のほうでその仕組みづくりをしていくべきではないかというふうに僕は提案してきたんですが、その件に関してはいかがなものでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 県内企業の優先発注というのは県の基本スタンスでございますので、まさしくそういった姿勢で臨んでいく必要があるというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 ぜひこの辺のところはしっかり演出していただきたいなと思っております。

次は土木建築・環境関係でございますが、赤土の流出問題ですが、これは2週間ぐらいほとんど水深10センチもないぐらい真っ赤っかという状況が続いていて、宜野座あたりの海などはもうウニがよくとれるところで、今回不漁だったんですね、ことは。だから、そういう意味で結構向こうの漁獲にもかなり影響を及ぼしていると。前々から僕はこのぐらいの資料を見せられて、事情があつてまた資料を持って帰ったんですけども、写真で見てもかなり赤土の流れ方が尋常じゃない感じがするんですね。先ほど6とおっしゃいましたけれども、これは早急にしないと、あの金武、宜野座あたりで漁業を営んでいる皆さんにとっても大打撃だと思いますし、一番大事にしないといけないサンゴにとってもかなり厳しい状況になっていくんじゃないかと思うんですが、これはもう早速動いたほうがいいんじゃないですか。どうですか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） おっしゃるように宜野座の潟原とか大変厳しい状況のところもあります。ちょうど沖縄県全体、先ほども申し上げましたように110海域でかなり詳しい調査をしております、そういったものをもとにどの海域をどういうふうに守ろうかというのも含めまして、今、計画をつくろうとしています。そういったものの先鞭的な事業として、今年度、閉鎖性海域ということで石垣島で堆積した赤土を

除去するという試験的な試みもしようというふうにしておりますので、そういった試みを通してやっぱり赤土を除去する場合には今できている生態系をどう守るかということを考えなくちゃいけないところがありますので、そういったのも踏まえながらそういう厳しい場所については早目早目に対策を検討していきたいとは考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 ぜひお願いいたします。

選挙公報に関してなんですけれども、委員長、我が沖縄市、地域によっては選挙投票日当日にこの公報が舞い込んできたという。1日前に配布されたというそういう情報がいろんな地域から出てきたんですよ。これはどうしてそういうふうな事態になったのか、把握していच्छいますかね。

○議長（喜納昌春君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（阿波連本伸君） お答えします。

今回、県議選における公報の発行は初回であります。ということで配布についてもいろいろと各市町村の選挙管理委員会は苦労されました。例えば、配布業務に関する委託先をシルバー人材センターとか、それから新聞配送センター、それから個人へ委託したり、その他いろいろ青年連合会にお願いしたり、いろんな配布についての配慮をさせていただいたんですが、今御指摘があったように、全世帯にひとしく配布すべきのが、我が家には届いてないよという苦情が県のほうにも一、二件あったようです。それから、その場所については、早速市町村の選挙管理委員会に間違いなく配布するようにという指導をしておりますが、選挙当日までには、前日までには全部配布を済ませたと、こういうふうに報告が県選管には届いております。

今御指摘のありますように、それでもなお選挙当日になっても届いてないというところがあれば、これは十分検証して今後の配布業務について反省すべき点だと思っております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 今、委託先だけでもこれだけたくさんあるわけでしょう。地域によってこれだけ違うと、地域によって配布の仕方が違う。例えば新聞だとチラシと一緒にやられてしまって、もともとチラシを読まれない方がいるんですよ。そういう人たちはウヌママにして、「ワッター 選挙公報チエーネンタッサー」と言う人がいるわけですね。だからそういう意味ではこれは徹底してちゃんとひとしく、期間もしっかり差がないような形でやらないと、僕は今後これを参考に

していただいて、ちゃんとひとしく公報されるような
そういう仕組みづくりをぜひやっていただきたいと思
います。よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（阿波連本伸君） 貴重な御
指摘ありがとうございます。

南風原町だったですか、廃品回収関係の業者に頼ん
だりして、そういうところは、いわゆる配送センタ
ーだと県内にはタイムスと新報があるものですから分か
れたりするけれども、そういう独自の業者だと全世帯
にきちっと配ったというような報告も来ております。
ということで、御指摘があるように配布方法につい
ては各市町村の選挙管理委員会ともっと詰めていき
たいと。全く配布漏れがないように今後は実施したい
と、こう考えております。

それから参考までに、いい機会を与えていただいた
のでお答えしますが、投票率と今回の選挙公報との関
係はどうなっているかといういろんな、あなた以外に
別の議員からも出たりするものだから、これはここで
条例を決めてもらう手続の問題だったんですよね。そ
ういう意味で、私は今回、選挙公報がなければ、下手
すると50%を切ったのではないかと、こういうおそれ
もあるわけですよ。だから、いい面もあるけれども、
こうしなければマイナスになっていたんじゃないかと
いう側面もぜひ御配慮いただいて、長い目で見てい
ただければありがたいと思います。

どうもありがとう。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 ありがとうまで言われて、あと残り
22秒しかなくなってしまったんだけど、あと1つ
質問しようと思ったんですが、保育園の認可保育園、
6・23のときに那覇を中心に16カ所、慰霊の日にオー
プンしているという話がございました。これはどうい
ういきさつでそうなっているのか、最後にお聞かせく
ださい。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） どういういきさつで
そうなっているかということについて把握はしていま
せんけれども、子供を持つ親からのそういった保育ニ
ーズ、あるいはその地域の実情、そういったものを考
慮して各市町村においてそういったものに対応してい
るというふうに考えています。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時26分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 皆さん、こんにちは。一般質問を行
います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、県議会の役割について知事の基本的な考え方を
伺う。

(2)、世界若者ウチナンチュ大会に対する知事の支
援策を伺う。

(3)、沖縄子ども・若者総合計画を策定することにつ
いて知事の見解を伺う。

2番、福祉行政について。

(1)、知事公約の保育所待機児童ゼロはいつ実現する
かを伺う。

(2)、認可外保育施設の課題と支援策を伺う。

(3)、乳幼児医療費の現物支給について伺う。

3番、教育行政について。

(1)、地産地消による給食の無料化について伺う。

(2)、学校を地域防災の拠点に整備すべきだと思うが
見解を伺う。

4番、土木建築行政について。

(1)、沖縄県建設産業ビジョンの進捗状況を伺う。

(2)、経営難を理由に同業界において新卒の雇用が厳
しい状況であります。最低制限価格を95%に引き上げ
て人材育成を図るべきではないかを伺う。

5番、環境行政について。

(1)、公共関与による産業廃棄物最終処分場の進捗状
況を伺う。

6番、農林水産行政について。

(1)、植物工場について県の取り組みを伺う。

7、我が会派の代表質問との関連について。

(1)、一括交付金について。

ア、県及び市町村の全事業の内示・交付が決定され
るのはいつなのかを伺う。

イ、平成25年度の一括交付金の要求に向けたスケジ
ュールを伺う。

(2)、基地問題について。

ア、辺野古移設問題について知事は阻止する自信が
あるかを伺う。

イ、オスプレイの県内配備について。

(ア)、知事はオスプレイの配備を阻止する自信があ
るかを伺う。

(イ)、知事は配備反対のための県民大会を開催する
意義があると思うのかを伺う。

(3)、観光振興について。

ア、知事公約の観光客1000万人目標のスケジュール

を伺う。

イ、個人消費額が6万円台に落ちているが、今後は幾らを目標とするかを伺う。

ウ、OCVBの副会長2人が辞任した問題について、会長の資質問題、先ほども質問がありましたが、改めて知事の見解を伺う。

(4)、鉄道導入について、知事は鉄軌道をどこからどこまでを想定しているかを伺う。

(5)、識名トンネル補助金問題について。

ア、識名トンネル補助金問題で総合事務局は補助金適正化法違反などで告発しているが、そのことによって次年度の一括交付金への影響がないかを伺う。

イ、捜査の結果によって——今那覇署が捜査をしているということですが——は、新たな処分があり得るのかも伺う。

(6)、土木建築行政について。

ア、米軍基地内発注工事の今後の見通しを伺う。

イ、県発注公共工事の適正価格についてチェック体制について伺う。

最後、県立病院について、県立病院の経営形態について今後のスケジュールを伺う。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺昇議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、県議会の役割についての御質問にお答えいたします。

県議会は、二代表制のもとで県民を代表する議決機関であります。執行機関であります知事と議決機関である県議会は、相互に独立かつ相互に均衡を保ちつつ、それぞれが県民の負託にこたえて、県民福祉の向上及び県勢の発展のために、法に定められた一定の権限を行使するものと考えております。

次に、我が会派との関連質問についての中で、辺野古移設の阻止についての御質問にお答えをいたします。

私は、普天間飛行場の早期の返還・県外移設を公約に掲げ、取り組んでまいりました。今後とも日米両政府に同飛行場の県外移設を強く求めてまいります。

次に、同じく我が会派との関連質問についての中で、オスプレイの配備についての御質問にお答えをいたします。

オスプレイの配備に反対する考えは、佐喜真宜野湾市長とともに、去る6月19日に防衛大臣、そして外務大臣、民主党幹事長に申し上げてきたところでござい

ます。今後も全力を挙げて政府に配備見直しを求めてまいる決意でございます。

その他の御質問は、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 知事の政治姿勢についての中、世界若者ウチナンチュ大会に対する支援策についてとの質問にお答えいたします。

世界若者ウチナンチュ大会は、ウチナーネットワークの次世代継承を目的に、沖縄や世界各国の県系人若者による企画、実施運営のもと、7月にブラジルで第1回大会が開催されます。同大会は若者たちが自主的に企画運営し実施することを目指しており、その主体性にこそ大きな意義があると考えております。そのため、県としては、後援という形で県人会への周知について協力するなど、彼らの自主的な取り組みを支援する形でこれまでかかわってまいりました。先日、同大会が資金面で困難な状況にあるという報道がなされましたが、若者事務局に問い合わせたところ、資金については当初目指していたとおり、まずは行政の援助を受けずに自分たちで県民や企業に呼びかけ集めたいとの意向を確認いたしました。県としては、彼らの考えを尊重し、これまでどおり双方連携してウチナーネットワークの発展に取り組むことで、若者事務局と考えを共有しているところです。

なお、今後は大会終了後に改めて成果や課題を踏まえた意見交換を行い、県がどのように連携するのが望ましいのか、その支援の形も含めて前向きに検討したいと思います。

昨日の新垣清涼議員、そして赤嶺昇議員を初め、また関心を寄せていただいております各議員の皆様には、これら若者たちの取り組みをこの場で取り上げていただき心から感謝申し上げます。県としてもまだまだできることはたくさんあると思います。しっかりサポートしていきたいと考えております。改めて議員の皆様初め県民一体となって同若者大会を温かく見守り、また支援していただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

次に、我が会派との関連質問の中、観光客100万人目標のスケジュールについてとの質問にお答えいたします。

沖縄県においては、ことしの5月に策定した第5次沖縄県観光振興基本計画の中で、平成33年度の入域観光客数の目標値を1000万人に設定しております。この目標の達成に向けては、毎年度「ビジットおきなわ計

画」を策定し、国内外の市場の動向などを勘案しながら、適切な施策を適宜展開してまいりたいと考えております。

次に、個人消費額の今後の目標についてとの質問に対してお答えいたします。

沖縄県においては、観光振興基本計画の中で、平成33年度の観光客1人当たり消費額の目標値を10万円と設定しております。県としましては、沖縄の特性を生かした付加価値の高い観光や離島観光の推進、夜間や雨天時にも楽しめる観光メニューの創出に取り組むとともに、比較的消費単価の高い外国人観光客の誘致を推進し、消費額の増加を図ってまいりたいと考えております。

次に、同じく我が会派との関連質問の中の、観光コンベンションビューローの状況についてとの質問にお答えいたします。

新たな観光振興基本計画がスタートする重要な時期に、沖縄観光のプラットフォームとしての役割を担う沖縄観光コンベンションビューローがこのような状況にあることについては大変残念に思っております。県としては、観光コンベンションビューローが本県の観光振興に関する予算を効果的かつ適正に執行できるよう、定期的に連絡調整会議を開催するなど、情報の共有と連携の強化に努めているところであります。

今後ともコンベンションビューローの組織運営や予算執行の面などについて適切な指導助言などを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、「子ども・若者計画」についてお答えいたします。

「子ども・若者育成支援推進法」において、都道府県は、「子ども・若者計画」を作成するよう努めるものとされております。県としましては、平成24年度内に「子ども・若者支援地域協議会」の設置に向けて取り組んでいるところであり、同協議会において関係機関等の意見も聞きながら、「子ども・若者計画」についても検討していきたいと考えております。

次に、福祉行政についての御質問の中で、待機児童対策についてお答えいたします。

待機児童の解消については、安心こども基金及び保育所入所待機児童対策特別事業基金を活用した保育所整備等によりその解消に努めてきたところであります。県としましては、沖縄振興特別推進交付金を活用

し、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の早い段階で、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、認可外保育施設の課題と支援策についてお答えいたします。

認可外保育施設への支援については、これまで保育所入所待機児童対策事業や新すこやか保育事業の拡充等を図りながら支援してきたところであります。沖縄県としましては、平成24年度に沖縄振興特別推進交付金を活用した待機児童対策特別事業として、これら2つの事業を統合し、運営費の支援や給食費対象日数等を拡充し、待機児童の解消と認可外保育施設の質の向上を一体的に取り組むこととしております。

次に、こども医療費助成事業についてお答えいたします。

県としては、こども医療費助成事業が子育て支援の観点からも必要な事業であると認識しておりますが、現物給付方式を導入した場合、国は、国民健康保険に係る国庫支出金を減額調整する仕組みをとっており、市町村国保の財政運営に与える影響が大きいことから、現状では難しいと考えております。

次に、我が会派との関連質問の中で、県立病院の経営形態に係るスケジュールについてお答えいたします。

県立病院の経営形態については、経営再建検証委員会において「経営再建計画」の取り組みを検証した上で判断することとしております。今年度の検証委員会は、7月下旬から3回程度開催し、年内をめどに検証結果を取りまとめる予定としております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、地産地消による給食費の無料化についてお答えいたします。

学校給食に県産食材を活用することは大事なことでと考えており、県教育委員会としましては、県産品活用の啓発とともに、県産食材の積極的な活用を促進しているところであります。学校給食法では、施設及び設備に要する経費や人件費等は設置者であります市町村が負担し、個々人へ還元される食材費等は保護者が負担することと定められており、学校給食法を遵守すべきであると考えております。なお、経済的に困窮している児童生徒につきましては、市町村において学校給食等の就学援助が行われております。

県教育委員会としましては、引き続き全国都道府県

教育長協議会等を通して、市町村の就学援助の実態に応じた補助金の充実等の要請を国へ行ってまいります。

次に、学校を地域防災の拠点に整備することについてお答えいたします。

多くの学校は、災害時の避難所となっていることから、地域住民の受け入れ体制等の構築を図り、日ごろから学校の施設・設備等の安全点検を行い、地域防災部局等との連携を密にしておくことが大変重要なことであると考えております。

県教育委員会としましては、学校が地域防災の拠点として機能できるよう、学校施設等を含めた地域防災機能の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木建築行政についての御質問の中で、沖縄県建設産業ビジョンの進捗状況についてお答えいたします。

県内建設産業の活性化を図るため、平成20年3月に「沖縄県建設産業ビジョン」及びその行動計画となる「前期アクションプログラム」を策定し、官民連携して取り組んでいるところであります。県においては、建設業審議会の設置、ちゅらしま建設業相談窓口を通じた経営基盤の強化や新分野進出の支援、入札制度の改善等を実施しております。なお、今年度は「後期アクションプログラム」策定の時期となっていることから、その実績を検証し、建設産業ビジョンの見直し及び後期アクションプログラムの策定に取り組んでまいります。

同じく土木建築行政で、最低制限価格の引き上げについてお答えいたします。

現在、最低制限価格は、予定価格の70%から90%の範囲で中央公契連モデルより率の高い算定式を設定し、適用しております。その上限値は、コスト調査の結果から、落札率90%が損益分岐点であると推測されること、90%程度であれば予定価格と最低制限価格に幅があり競争性が確保できること、沖縄県建設業審議会で、予定価格の90%が適正であるとの答申があったことなどから90%と定めております。また、平成22年6月に算定式を見直した結果、平均落札率が平成21年度の92%から平成23年度は93.3%と上昇しており、建設企業の経営改善に一定の効果があり、新規雇用及び人材育成にもつながるものと考えております。

次に、我が会派との関連質問の中で、米軍発注工事の今後の見通しについてお答えいたします。

米軍発注工事については、全体の発注計画等が米軍から公表されていないことから、今後の発注状況を正確に把握することは困難であります。県としては、今年度、沖縄振興特別推進交付金を活用して「米軍発注工事参入支援可能性調査」を実施することとしており、その中で、在沖米軍が発注する大型工事の発注見通しに関することについても調査していく考えであります。

同じく我が会派との関連質問の中で、県発注公共工事の適正価格のチェック体制についてお答えいたします。

公共工事の積算は、国に準拠した工事積算基準書を用い、工事に必要な材料費や労務費等を積み上げて適正に算定しております。工事設計書のチェック体制については、複数の職員で精査するとともに、工種ごとに概算費用との比較や横並びチェックを実施してより精度の高い積算となるよう努めております。今後ともチェック体制の充実に向けて、定期的に積算講習会等を開催し、各発注機関を指導していく考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 環境行政についての御質問の中で、公共関与による産業廃棄物最終処分場整備の進捗についてお答えいたします。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備につきましては、地元の理解と協力を得ながら進めることが重要であると考えており、県では継続的に県外視察や説明会などを実施しております。先進事例の視察については、昨年11月からことし3月にかけて、名護市内候補地の関係者の参加を得て、広島県、島根県、高知県において計4回（延べ70名参加）で視察調査を行ったところであります。また、これらの県外視察も踏まえ、本年2月には地元自治会に対して事業説明を行うとともに、去る7月4日には専門家を交えた住民説明会を実施したところであります。

県としましては、今後とも地域の合意形成を積極的に進め、産業廃棄物管理型最終処分場の早期整備を図っていく考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 農林水産行政についての中、植物工場についての県の取り組みについての御質問にお答えします。

本県の夏場の野菜生産は、高温及び台風の襲来等に

より不安定であり、特に、葉野菜類は安定的な供給が厳しい状況にあります。そのため、葉野菜類を計画的・安定的に供給できる植物工場の導入が期待されております。しかしながら、植物工場は光、温度など植物の成長に必要な要素を人工的に制御するシステムとなっているため、施設の整備コストやランニングコストが割高になるという課題があります。このため、県としましては、今年度から沖縄振興交付金を活用して、光ダクト、太陽光パネル等を活用した電力の低減、バガス炭を活用した空調システムの構築、生産性の向上を目指した作物ごとの光合成に適した光波長の特定などについて取り組み、低コスト沖縄型植物工場の実証及び導入品目や栽培技術の確立などを検証していくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 我が会派との関連質問の中で、県の一括交付金の全事業の交付決定時期についてお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）を活用した事業については、市町村分を除く500億円のうち、当初予算と5月補正予算を合わせて延べ202事業、458億円を計上しており、これまでに112事業、244億円の交付決定を受けております。また、近日中に68事業、138億円が交付決定されると国から聞いております。県としては、今回までに交付決定がなされていない22事業については、早期執行が可能となるよう国との調整を継続してまいります。

次に、平成25年度の一括交付金の要求に向けたスケジュールについてお答えいたします。

沖縄振興交付金いわゆる一括交付金は、改正沖縄振興特別措置法において、今後10年間の持続的な制度として創設されたものであります。県としては、平成25年度の一括交付金を含めた沖縄振興予算について、沖縄の振興のための所要額が確保されるよう、8月末の国の概算要求に向けて内閣府に対し8月上旬ごろに要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、識名トンネル補助金問題による次年度の一括交付金への影響についてお答えいたします。

沖縄振興交付金いわゆる一括交付金は、国からの補助金であることから、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」や交付金交付要綱に基づき適切に執行してまいります。

今回の識名トンネル補助金問題が次年度の沖縄振興交付金の確保へ影響を与えるものではないと考えてお

ります。

次に、新たな処分についてお答えいたします。

職員に対して、一度、有効に懲戒処分がなされた事実について、重ねて懲戒処分を行うことは、一事不再議の原則により認められておりません。しかしながら、その後に新たな義務違反が明らかになった場合には、新たな事実について懲戒処分を行うことは可能であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 我が会派との関連質問の中の、市町村事業の内示・交付決定時期についてお答えします。

県は、5月末までに全体の約8割に当たる約240億円の事業内容を取りまとめ、その情報を内閣府に提供し調整を行っているところであります。6月末時点で要望額の約6割に当たる約140億円、約650事業の内諾を得て市町村に伝達したところであります。現在、まだ内諾が得られていない約650事業、約100億円の事業につきましては、引き続き調整を行っているところであります。さらに、未要望額約60億円についても、積極的に助言を行い事業化の促進を図っており、これらの追加事業も加えて可能な限り多くの事業が早期に執行が可能となるよう調整を進めてまいります。

続きまして、鉄道をどこからどこまで想定しているかについてお答えします。

沖縄県総合交通体系基本計画では、県民及び観光客の移動利便性の向上、中南部都市圏の交通渋滞緩和、低炭素社会の実現、県土の均衡ある発展を支える観点から、沖縄本島を縦断し、速達性・定時性を備えた鉄軌道を含む新たな公共交通システムを導入するとしております。

導入区間につきましては、国が実施する「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム導入課題検討に向けた基礎調査」の結果を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 我が会派との関連質問の中で、県民大会の意義についてお答えいたします。

オスプレイの配備について、県内各界各層が参集し一体となって考え方を示すことは意義があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 順不同で再質問を行います。

まず初めに、教育長のほうからでございます。学校給食の無料化についてなんですが、嘉手納町あたりとか市町村で実施しているところもありますので、例えば一括交付金の活用も検討してみてもいいかと思いますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 先ほども答弁でお答えいたしましたけれども、この学校給食につきましては学校給食法というのがありまして、その中でいわゆる経費負担については細かく示されております。したがって、県としてのいわゆる負担は厳しいものがあると考えております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 これは県が市町村に対してバックアップするということは、例えば国との協議をしてもらっている中で、これは絶対にやっていけないということになっているのかどうかまだ不透明な点があると思うんですね。そのあたりはいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 実は、私どもも文部科学省のほうに学校給食につきまして問い合わせをしてみました。つまり県から市町村のほうに助成をしているかどうかですね。そういたしましたら、そういったことはどの県もしていないという文科省の回答でございました。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 どの県もしていないからこそ、これを検討する価値があると思うんですね。ですから、それをどの県もしていないという回答はイコールやってはいけないということではないと思うんですね。そのあたりはまだ明確な回答じゃないと思うんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） もう一度答弁いたしますと、やはり学校給食法それを遵守していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひどの県もやっていないという理由だけでなく、教育委員会としてそういう気持ちはあるのか教えてください。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） やはり子供たちが健やかに成長していく、そういった視点におきましては我々食育のほうとしてはこれは大変大きなものがあると考え

ております。そういった意味では、無料化というのは大変魅力のある取り組みではありますが、やはり学校給食法があるとそういった前提の中で考えますと厳しいものがあるかと考えております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 魅力であるということをおっしゃっているの、これはまた法令とか研究しながらまた提案していきたいと思っています。

学校を地域防災の拠点に整備するということに対して前向きな答弁をいただきましたので、これについても備蓄品だったりいろんな検討されるべきこともたくさんあると思いますが、この件についての一括交付金の活用についても検討してみてもいいかと思いますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ただいまの件につきましては、議員のほうからも積極的な支援がございまして、いわゆる学校安全体制整備事業そういう中で私ども一括交付金を活用いたしまして、5月の当初予算のほうに組み入れております。したがって、この児童生徒の安全確保体制を構築していくという視点から、ぜひこの事業を今後は推進していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ちょっと順不同で聞いていきますが、一括交付金についてお聞きします。今年度の一括交付金が予算化もしくは消化ができれば返還もあり得るのかをお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（川上 好久君） 今のところそういうふうなことの想定はしておりません。4月の今回新しい制度でありまして、この沖縄振興一括交付金そのものが昨年の12月20日に決着をして、そして県もそれから市町村も予算編成初年度ということで少し戸惑っております。交付要綱自体が4月の中旬、そしてまた第1回の交付決定が5月の中旬というふうな状況で、今その予算を計上して執行の交付決定を受けるために取り組んでいるところでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 今の部長の答弁は心強いのですが、また一体となって頑張っていただきたいと思っております。

ちなみに平成25年度の一括交付金要求も8月上旬にはするということなんですけれども、仲井眞知事は次年度も3000億円余を要求していく考えであるのかお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時6分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 大体この10年間平均して過去10年と同じぐらいということで我々は去年の要求のときに言ってまいりましたから、やっぱり3000億というオーダーの要求はぜひしたいと思います。ただし、那覇空港のもう一本の滑走路、これが約2000億円ぐらいかかるという話ですから、ここの分がこの中に入っているのか、外数かという部分の議論が実はちょっと残っています。ですから、この分でできればオンをして要求をしたいとは思いますが、これは国交省ともう少し詰める必要があります。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 今の確認なんです、那覇空港の予算の部分がいわゆる3000億円の中に入っている、入っていないかによって、知事としてはこの那覇空港分は外した中での3000億円を要求したいということで理解していいんですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時8分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 大きな枠組みがまだちょっとどういう要求の形がいいか、これは財務といいますか、政府とまた内閣府も含めてきちっと相談しないといけません。まだやりとりをしているところです。ですから、今一応のめどは約3000億が沖縄振興、実はその中に国直轄分も無論今までの分も入っていますよ、総合事務局がやる分とかいろんなものが。そしてその3000億が現在の分ですから、これに新しい特に大物はこの那覇空港のもう一本の滑走路ですから、ここの分を3000億にできればオンしたいと思っています。ですから、沖縄振興分で那覇空港分も含めれば3000億をかなり超える要求をする可能性はあります。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 つまり那覇空港も入るということになると、3000億を超える要求をしていくということも考えられるということですか。もう一度お願いします。もう一度御答弁いただけますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 通常の沖縄振興費がおおよそ3000億、それに那覇空港というのはかなり2000億円

ぐらいかかるそうですから、あと5年でやるとすれば平均400億プラスしないといけません。ですから、ここのところをどういうふうな形で追加要求するのか、全く別の形で要求する方法、つまり沖縄振興枠という中に入れ切れるのか、別の形が必要なのかここもこれからですね、詰めは。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ頑張っていたきたいと思っています。

オスプレイの配備についてお聞きしますが、昨日も代表質問から知事の参加についてさまざまな質問がなされておりますが、県民大会に参加しないということもあり得るのかお聞かせください。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時10分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問には非常に答えにくいんですが、県民大会という形で行政機関の長が先頭に立って要求を政府にするというこのやり方、これがオスプレイの配備の変更を求めている中で、むしろやるべきいい形なのか、別の方法があるのかを含めて今検討をしているというところでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事の立場を考えると、いろいろな考え方のもとで慎重に答弁されて検討されるということで先日から言っているんですけれども、私が個人的に聞いている中で、むしろこの県民大会へ県議会も各会派もみんなそこに向かっていく中で、知事が万が一参加しない場合がむしろ大変大きな影響があるんじゃないかなという懸念を感じるわけですが、それについてはいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今のようになんか懸念、いろんな考えはあり得ます。ですから、いろんなことを総合して最終的に結論を出したいというのは私の気持ちでございます。ただし、県民大会を何もないがしろにしたり、効果がないとは言っておりませんよ、念のため。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事も公室長も県民大会の意義はもう認めていらっしゃるということは聞いておりますので、総合的に参加しない場合にもまた大きな影響もあるんじゃないかなということも懸念しております。

次に、こうした普天間基地の問題を初めオスプレイの問題等について、知事は今後訪米して直訴をする考えがあるのかをお聞かせください。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 3 時 12 分休憩

午後 3 時 13 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の訪米も含めいろんな手段、形をオスプレイについてもそれから普天間基地の県外移設についても無論どこにでも行こうとは思っていますが、アメリカが今選挙で忙しい。この政治的なところがうまく会えるかつかまるかというあたりも含めて、我々自身も研究をしているところです。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 続いて、識名トンネルについてお聞きしますが、捜査の結果によって新たな問題が発生したら処分もあり得るということなんです、与世田副知事にお聞きします。副知事自身も一定の責任があるということを認識していますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 3 時 14 分休憩

午後 3 時 16 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） 責任があるかということの問題についてお答えいたします。

まず基本的には問題が発生した時期に私が担当しているわけではございませんので、発生のかかわりという点ではありませんが、現在時点においてさまざまな交渉、あるいは意見の取りまとめに当たって副知事として、土建部長あるいはさまざまなところで関係しております。そういうふうな意味での関与の責任というんでしょうか、それは意見も踏まえた県としての表明の中身において県民等の信頼を損なうものがあるとしたらそれは責任を感じざるを得ませんけれども、今後誤解がないように私どもとしては第三者委員会、あるいは行政審査も含めて原因をきちんと究明し、そして適切な処分をしていくとそういうようなことで県民の信頼を回復したいし、これからも引き続き県の立場を説明していきたいと考えています。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 問題が発覚してから副知事は昨年 9 月議会で平良昭一県議の質問に対して、当初は国と争うような姿勢の答弁をされているんですね。結果的に

ことしになって 5 億 8000 万の返還金が生じました。まず、この間返還すべきもとの金額と利息は幾ら結果的に払うことになったんですか。この 5 億 8000 万のうち利息は幾らですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 3 時 18 分休憩

午後 3 時 18 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 利息は 7177 万 6779 円でございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 この 7000 万余りの利息は、これは結果的に県の対応のおくれによる利息じゃありませんか。

○議長（喜納昌春君） 与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） 補助金適確化法に基づく補助金の交付の取り消し、そして取り消しがあった後に返還命令がある。返還命令があったときに補助金適確化法違反と明確にされた場合には 10.95% の加算金がつく。今回の場合にはいわゆる一般法上の取り消しだから年 5% の利息とこういうことになっていますから、県の対応がどうこうということではなくて、取り消されたかどうかに伴って加算金がついているとこういうことでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 2 月議会で議会として 5 億 8000 万円の返還に対して 2 度も否決をしたにもかかわらず、皆さんは再議にかけました。なぜその後に不服申し立てをしたのか、それは矛盾しないのか。県民の血税であれだけ議会の議決があったにもかかわらず、行政不服申し立てをしたことは私は道理が通らないと思いますが、副知事いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） まず基本的に再議の議論でいきますと、法律上返還命令を受けたと。こういうことから言わば予定納付された日付までに払わないとさらに利息が膨らむ、そういうふうな形の中で基本的には返還命令に応じたというのが第 1 番目でございます。それから第 2 番目、不服の申し立てについては、総務部長あるいは土建部長のほうから既に意見を申し述べているとおり、基本的には考え方、例えば第三者委員会の考え方の中に本件の中で一番最初に朝日新聞かなんかで報道された段階において、いわゆる本体工事それから追加工事それを一体と見て補助事業と見ると、47.2% を掛けた金額これが補助金を受けられる金

額で、それを超えるとこれがオーバーじゃないかという考え方の中で考えたら、言わば異議の申し立てをして考え方を問うということも当然ありますよと。これは裁判ではないんですよ。補助金適確化法に伴う異議の申し立てという形でもう一回御検討いただけませんか。

要するに行政の長としては裁量権がございますので、その裁量権を含めてあるいは考え方を含めて明確に出していただけませんかとこういうことをやっただけでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 この件について今調査中ということですので、しっかりとまた見守っていかねばならないと思っています。

観光コンベンションビューローについてなんですが、知事にお伺いしますが、ＯＣＶＢの会長はどのような人材が適任であると知事はお考えですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後３時22分休憩

午後３時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） やはり大きな団体ですから、いろんな団体をマネージしていく能力を持っていること、そして沖縄の産業振興に熱烈な熱意を持っていること、広い世界的視野、世界観を持っていること、そして企業のマネジメントをやってきた経験があればなおよい、おおよそこういう感じが必要条件だと思います。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ＯＣＶＢの会長は個人ですか、公人ですか。

○知事（仲井眞弘多君） 休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後３時24分休憩

午後３時24分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問の公人の定義が少しははっきりしないんですが、旧の財団法人の会長ということで、それと議員のおっしゃる公人かという意味がちょっとよくわかりかねる。つまりお役人かという意味かということとちょっとこれは違うと思います。ああいう財団法人でああいう活動をしている団体の長ということですから。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 これも今後議論になると思うんですが、２月の予算議会で同会長の会社が受けた事業、受託について新聞でも報道されました。その後、今後はこういった仕事もとらないということを述べておりましたが、同会長の会社が観光関連以外の仕事もどれぐらいこれまで受注してきたかということも含めて皆さんは把握していますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後３時25分休憩

午後３時26分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 今の御質問は、観光関連以外でＯＣＶＢの会長が県で請け負っている仕事、事業は過去どれぐらいなのかという質問だと思います。

県発注の委託業務についてですが、委託業者を統計的に把握するような調査というのは実施していないことから、今把握をしておりません。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 この間、余りにも多くのことが起きて、多くの情報があって、私は個人的な話じゃなくて新たな沖縄振興に向けて非常に大切な時期だけにこういうことが——一部だというところをえている方もいるんですけれども——余りにも多くの方々からいろんな指摘があるものですから、次年度の沖縄振興の分も初めこれから大切な10年間に於いて私は非常に心配をしているところでございまして、その点についてもやはり課題は課題として今後も続くんじゃないかなというむしろ懸念をしているところがありまして、知事がおっしゃるとおり観光コンベンションビューローの中の理事会あたりとか観光業界の中で、主体的にどうされるかということも大事だと思うと同時に、かといってリーディング産業である沖縄観光においてこういうことが結果的に沖縄の観光に対するイメージであったりとか、ほかの懸念があった場合にこれは県民が一番悲しむわけでございますので、その点も含めて知事を初めこの点についてしっかりと注視していただきたいということをお願いしたいなと思っております。

続きまして、土木建築行政についてなんですが、先ほどの米軍基地内の工事、ポンドについて早速取り組んでいただいていることに対してすごく評価はいたしますが、懸念するのは皆さんが調査しているときにこの米軍基地内の工事が終わってしまったら意味がないんじゃないかなと思っております、それはスピードが必要だと思うんですね。そのあたりの取り組み、例え

ばいつまでにそれをまとめてやるのか。知事を初めと世田副知事も含めて、日米両政府を初めさまざまな取り組みをされていることは非常に評価しております。ただ、ゼロ回答なんですね、今のところ。それも含めてやはり一体となってこの調査をして早目に取り組みをしなければならない。ちなみに、フェーズ11（イレブン）は大林組がとってしまったんですね。もう残念でしょうがありません。そういう機関もあって基地の押しつけは県民がその負担を強いられて、仕事は県外が持っていくというこの理不尽さはとてもこれはあってはならないことだと思っているんですね。ですから、もちろんそれは行政ベースでその取り組みをやるという部分もそうだし、できれば知事もやはり政府に対してこういう問題もあるんだということをどこかでしっかりと伝えるタイミングだったり、あと日本国民に対して基地負担がこれだけありながら——よく県外の皆さんは沖縄はいっぱい仕事をもらっているじゃないかと平気で言う方もいるんですね。しかし、今のうちに、この間県外大手ゼネコンが仕事をそっくり、しかもこの制度では沖縄の企業が歯が立たないという現状を国民にも知らせる。なおかつ日本政府にも正式にそれを伝えていくべきだと思いますが、知事いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 具体的にどういうふうにして伝えるかは別にしまして、今の議員の考え方は私も120%同じです。ですから、それをきょう改めて伺わせていただいて、私どものほうでもいろんなことを日本全国民に知らせたらどうかというお話ですが、それも御提案としていただいて何とか今の気持ちを具体的にしていくことを大至急研究させてください。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 このこともやはり沖縄県民が多額の予算が入ってきている。しかも一方では、基地反対と言いながらしっかりといただいているものはいいただいているじゃないかという声も聞こえたりしますから、実態はそうじゃないということもやはり伝えていただいて、政府にもまたぜひ取り組んでいただきたい。

そして担当部局、副知事を初め時間がないものから、いわゆるこれだけの大型工事、100億以上の工事は全部県内業者が対応できる仕事なんですね。大手ゼネコンが受注して結局は下請は県内業者を使っているんですね。そうであれば、伝票を切ってただ利益をとるという話は余りにも理不尽なので、それについてもしっかりと早目に何とか対応していただきたいということを改めて要望しておきたいと思っております。

続きまして、公共関与のいわゆる産業廃棄物の最終処分場についてなんですが、大分おくられているんですね。候補地がたしか3つだったと思うんですけども、今のところ有力な候補地というのはありますか、この3つの中で。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 構想をつくっていたときの候補地は、浦添市、それから本部町、名護市の3カ所にあったわけですが、ここ2年ないし3年のいろんな調整・折衝の中で、基本的には名護市の候補地を中心とした場所で今検討を進めておりまして、先ほど申し上げましたように基本的には住民の受け入れ説明会などもやっていますので、とにかく今地元の合意を得るということを中心に説明会などを開催しております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 最後の質問になりますが、知事が待機児童ゼロを目指して取り組んできたことは、——まだまだ9000名の潜在的待機児童もいるということなんですから——沖縄県の仲井眞知事がさまざまな取り組みをされていることもこれも非常に評価しています。ただもう一方では、保育所の設置主体は市町村なんですね。県が幾らやりたいと言っても市町村が取り組みをしなければなかなか待機児童ゼロにはならないんですね。これはすべて県の責任ではないと思っています。やっぱり市町村がそれにどう取り組むのかということも含めて皆さん市町村をどう説得されるのかをお聞かせください、最後に。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 市町村が実施主体でありますので、我々としましては市町村と連携をして市町村と一緒に待機児童の解消に努めていきたいというふうに思います。

○赤嶺 昇君 ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後3時35分休憩

午後3時59分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

この際、報告いたします。

説明員として出席を求めた副知事上原良幸君は、別用務のためこれより以降の会議に出席できない旨の届け出がありました。

○議長（喜納昌春君） 休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 こんにちは。

通告に基づき一般質問を行います。

初めは、普天間基地問題についてです。

普天間基地の返還が日程に上り、その具体化が求められている時期に、滑走路の補修工事が行われています。滑走路の整備は、県民の返還要求に反し固定化をねらっていると考えますが、どう思いますか。

(2)、現在配備されているC H 46輸送ヘリは、製造されてから50年も経過しており、米軍も老朽化を認めています。いつ墜落するかわからない欠陥機であります。知事は、その飛行禁止を求めるべきではありませんか。

(3)、オスプレイの配備に反対すべきですが、県民大会成功のために知事は積極的に取り組むべきではないか、決意を伺います。

(4)、普天間基地は即時閉鎖・返還を求めるべきだと考えますが、所見を伺います。

(5)、10月に配備予定されているオスプレイの安全性の確認はされているのか、どのような危険性や問題点があるのか説明を求めます。公表されている事故や欠陥の状況はどうなっているか。

2、消費税増税問題について。

(1)、県民生活への影響はどうか。無年金者や生活保護世帯の多い沖縄で生活破壊が深刻な事態になると考えますが、どうでしょうか。特に消費税との取引で棚上げにされた後期高齢者医療制度の廃止に対し抗議し、撤回を求めるべきではありませんか。

(2)、沖縄県の財政への影響はどうか。諸事業への影響はどうなりますか。

(3)、県立病院全体では幾らの負担増になるか。病院経営への影響はどうか。各病院ごとの試算はどうなっていますか。

(4)、県民生活を守る立場から消費税増税法案の撤回を政府に申し入れるべきだと思いますが、決意を伺います。

3、東日本震災支援について。

(1)、沖縄県のこれまでの支援の実績はどうなっていますか。今後の支援の取り組みを伺います。

(2)、震災瓦れきの受け入れについて、県民の多くが反対を表明しています。特に放射能汚染が問題になっていますが、県も受け入れは無理だと明確にすべきだと思いますが、考えを伺います。

(3)、県内の福島原発による放射能汚染の沖縄県への影響と対策の状況はどうなっていますか。

(4)、東日本大震災を受けて、県の防災計画の見直し作業はどうなっているか。

4、高江のヘリパッド建設問題について。

(1)、現在の建設工事で自然環境が大きく破壊されています。その上に新しくオスプレイが配備されたら、一層自然破壊が深刻になることは明らかです。知事は、工事を中止させるべきではありませんか。

5、泡瀬干潟の埋立事業計画について。

(1)、現在までの埋立工事の進捗状況はどうなっていますか。

(2)、自然環境の保全のためにどのような取り組みをしているか。

(3)、この埋立工事による貴重種や絶滅危惧種の生き物たちの保全をどのように図ってきたか説明を求めます。

(4)、泡瀬干潟埋め立ては市民の要望によるものだと説明していますが、市民の声を調査したことがあるんですか。

(5)、市民アンケート調査に回答のあった500名のうち、70%を超える市民が埋め立てに明確に反対を表明しています。この結果をどう考えますか。

(6)、無駄な公共工事である泡瀬埋立事業は直ちに中止すべきです。決意を伺います。

6、教育問題について。

(1)、教師の多忙化の実態を把握していますか。それはどうなっていますか。

(2)、多忙化解消のために具体的に取組んだ事例を説明してください。

(3)、教職員の評価システムは見直すべき時期に来ていると思いますが、どうでしょうか。

(4)、今後の多忙化解消の計画と決意を伺います。

次、7、識名トンネル工事問題について。

(1)、知事コメントについて。

ア、コメントの真意は何ですか。

イ、知事の政治責任は重大だと思いますが、給料の一部カットで責任を果たしたと考えるのですか。

ウ、再発防止策の方針が説明されていますが、それで十分だと考えますか。

(2)、虚偽契約について。

ア、なぜ虚偽契約を行ったのか、その内容を説明してください。だれが計画し、だれが偽造公文書を作成したのか明らかにしてください。

イ、これは国から刑事告発されていますが、その内容と罪名は何か。

(3)、不服の申し出について。

ア、その内容を説明してください。

イ、不服申し立てを行った理由は何ですか。

(4)、県警の対応について。

ア、私は、偽造公文書作成罪、同行使罪に該当するので捜査すべきだと質問したが、どのような対応をしていますか。

イ、国の告発も同様な内容か。

(5)、関係者の処分基準はあるのか、その説明を求めます。

(6)、最高責任者はだれか、決裁責任者はだれか、その処分はどうするのか明確にしてください。

(7)、今回の事態は、行政と業者の根深い癒着の結果発生していると考えられます。抜本的な改革が必要だと思いますが、知事の見解を伺います。

8、警察官不祥事問題について。

(1)、少女にみだらな行為をしたとして警察官を逮捕しているが、事実関係を明らかにしてください。

(2)、これまでの警察官の不祥事で処分をした事例は何件か。

(3)、金武町での米兵の器物損壊事件の示談で交番が無断で使用されていた問題は、庁舎管理規程に照らして職務怠慢ではないか。なぜそうなったのか、真相を明らかにしてください。

(4)、警察法第1条及び第2条の教育の徹底に問題はないか。現場でその精神がおろそかにされていないか疑問がありますけれども、説明を求めます。

(5)、今後、そのような不祥事再発防止策についてどうするか決意を伺います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽宗儀議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、普天間基地問題についての中で、普天間基地の即時閉鎖・返還についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であります。一日も早い移設・返還の実現が必要であります。そして、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能でございます。そして、他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。引き続き、日米両政府に対し普天間飛行場の県外移設・早期返還を強く求めていく所存でございます。

識名トンネル工事問題についての御質問の中で、識名トンネル問題の知事コメントと知事の責任についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。7の(1)のAと7の(1)のイは関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

識名トンネル新設工事補助金問題につきまして6月

21日に発表いたしました私のコメントの真意は、県民の信頼を損ねていることについて謝罪をし、問題が発生した原因と再発防止策を明らかにすることにあります。その上で、私の自戒と関係職員の処分、さらに土木建築部長の異動という責任の表明を行ったものであります。

今後は、このような問題を二度と発生させないように再発防止策に万全を期し、県民の皆様の期待にこたえられるよう県政運営に取り組んでまいる決意でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、そして部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間基地問題についての御質問の中で、普天間基地の補修、固定化についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要で、補修は固定化につながるようなものであってはならないと考えております。日米両政府においては、辺野古移設か普天間飛行場の固定化かという硬直化した考え方ではなく、柔軟性を持って普天間飛行場の県外移設の可能性について追求すべきであると考えております。

次に、CH46輸送ヘリの飛行禁止についてお答えいたします。

CH46E輸送ヘリコプターにつきましては、1980年に米軍に配属され、以来32年にわたり使用されてきたとされております。個々の航空機の安全性、耐久年数等については具体的情報を持ち合わせておらず、CH46に限り飛行禁止を求める考えはありませんが、普天間飛行場は飛行機の形式を問わず市街地の中心に存在する危険な飛行場であり、一日も早い移設・返還が必要であると考えております。

次に、県民大会についてお答えいたします。

オスプレイの配備について、県としては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り当該配備には反対であり、去る6月19日には防衛大臣、外務大臣、民主党幹事長に対し配備見直しを要請したところです。現在、渉外知事会で配備反対の緊急要請を行うことを調整しており、また速やかに軍転協でも配備の見直しを要請したいと考えております。

また、これまで行われた県民大会は、広く各界各層を網羅し、県民が主体となって取り組まれたものと考えております。

県としましては、今後ともあらゆる機会を活用して全力を挙げて配備反対を求めていると考えており、県民大会への参加については、このような取り組みを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、オスプレイの安全性についてお答えいたします。

オスプレイの開発段階の事故については、飛行制御システムの配線間違い、潤滑油漏れ、VRSと呼ばれる降下速度超過、油圧配管の問題等が原因とされており、米軍は所要の対策をとったとしております。しかしながら、ことし4月のモロッコ、また6月のフロリダにおける墜落事故については具体的な原因の説明が不十分であります。

航空機事故は、単に機体のふぐあいだけでなく、乗員のミスや運用形態等運航システム全体の問題により発生するものとされており、たとえ機体に問題がないとしても現実に事故が発生している中で、普天間飛行場に当該機を配備することについて県民が不安を抱くことは当然であります。

県としましては、オスプレイの配備による普天間飛行場周辺及び北部訓練場周辺等の住民生活、環境への影響についても問題視しており、これらについて政府から納得のいく説明がない中では当該機の配備に反対する考えは変わりません。

次に、東日本震災支援についての御質問の中で、東日本大震災に係る沖縄県の支援実績と今後の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県におきましては、東日本大震災発生直後からこれまで被災地への人的・物的支援や県内への避難者受入支援を実施してきたところであります。被災地への人的支援といたしましては、7月1日現在で延べ675人（うち県職員193人）の人員を派遣し、また物的支援といたしましては、毛布・おむつなどの生活物資を計6回送付しました。

また、県内における被災者受け入れ者数は、6月末日現在、延べ577世帯、1386名で、現在の滞在者は295世帯、719名となっております。支援内容といたしましては、民間賃貸住宅や公営住宅等の住宅支援、県内への避難に係る旅費・宿泊費の支援、生活家電セットの提供、支援見舞金の支給などを実施いたしました。また、官民189の団体により構成される東日本大震災支援協力会議（県民会議）において、ニライ・カナイカードの発行による流通業界や交通機関等における料金割引、被災者間での交流イベントや心のケア事業など、被災者への支援活動を実施するボランティア団体等24団体への助成金交付事業などを実施いたしまし

た。そのほか、昨年度は夏休みと春休みに福島県の小中学生を招待する青少年支援プロジェクトや福島県の高齢者を招待する「被災地の高齢者沖縄招待ツアー」を実施しました。本年度も引き続き被災者への支援を継続するとともに、夏休みを利用した福島県の子供支援事業として「2012 夏休みふくしまっ子応援プロジェクト」を実施し、4団体、計約220名の子供たちを県内へ招待する予定であります。

次に、沖縄県地域防災計画の見直しについてお答えいたします。

県におきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、沖縄県地域防災計画をことし3月に見直しております。見直しのポイントといたしましては、特に本土から遠く離れ、多くの離島が散在し、四方を海に囲まれた本県の特殊性を勘案し、地域や学校等における実践的な防災訓練・防災教育の充実、沿岸部の低地等における津波避難対策の強化、本土からの応援が到着するまでの自活体制の確立と本島から離島等への迅速な応援体制の構築など地震・津波避難対策を重点に置いた見直しとなっております。

なお、国においては、今年度も防災基本計画を見直す予定であることから、県におきましても適宜地域防災計画を見直してまいります。

次に、高江のヘリパッド建設問題について、高江ヘリパッド建設中止についてお答えいたします。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としましては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。

県としましては、国による環境調査の結果や関係する市町村の意向等も踏まえながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分配慮すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 消費税問題についての御質問の中で、県民生活への影響についてお答えいたします。

民間研究所によると、消費税が10%に引き上げられた場合の負担は、4人家族世帯かつ年収が250万円以上300万円未満の世帯では年間負担額が約20万7000円となり、現状に比べ約9万8000円の負担増になると試算されております。年収が250万円未満の4人家族世

帯では年間負担額が約16万円となり、現状に比べ約7万6000円の負担増になると試算されております。

現在、国会において「社会保障と税の一体改革の関連法案」が審議されているところであり、県としては、消費税及び地方消費税の改正に当たっては低所得者に配慮するための対策を十分に講ずる必要があると考えております。

同じく消費税問題に関連をして、沖縄県の財政、諸事業への影響についてお答えいたします。

本県の地方消費税収入については、平成22年度決算額の約220億6000万円で推計いたしますと、10%引き上げ時で約485億3000万円で、約264億7000万円の増収が見込まれるところであります。また、地方交付税については、社会保障関係費の増加額がどのようになるか見込めないため見込み額の算出は困難であります。増税分のうち地方交付税に振り分けられる0.34%を普通交付税のシェアに基づき仮に算定した場合は、沖縄県分で約114億円の増、市町村分で75億円の増が見込まれ、合計すると約189億円の増収になると思われます。

今回の消費税率引き上げは、社会保障の充実と安定化のために行われるものとされており、その具体的内容としては、社会保障の充実として子供・子育て対策、医療・介護の充実、年金制度の改善、貧困・格差対策の強化に消費税収の1%程度を充てること、また、現行の社会保障制度を守るための社会保障の安定化として年金国庫負担2分の1の引き上げ、後代への負担のつけ回しの軽減などに消費税収の4%程度を充てることとされております。

同じく消費税問題に関連をして、消費税法の撤回の申し入れについてお答えいたします。

消費税は、他の税に比べ景気変動による影響を受けにくいことから、少子・高齢化がますます進展する中で国・県・市町村の安定財源の確保等のため、その役割は重要だと考えております。一方で、低所得者ほど重税感が増す逆進性の問題も指摘されているところであり、消費税及び地方消費税の改正に当たっては経済状況に留意しつつ、低所得者に配慮するための対策を十分に講ずる必要があると考えております。

現在、国会において「社会保障と税の一体改革の関連法案」が審議されているところでありますが、県としては、今後の国会における同法案の審議の状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、識名トンネル工事問題についての御質問の中で、再発防止策及び抜本的な改革について、これは7の(1)のウ、7の(7)が関連いたしますので一括してお答

えをさせていただきます。

行政考査の結果、問題の原因及び背景として、関係職員の法令等に対する安易な考え方、本庁の関与や組織・権限などの業務執行上の問題に加え、根底には職員の平常時の危機管理に関する知識及び意識が希薄であったことなどが明らかとなりました。

このため、コンプライアンス研修の実施等による職員の意識改革、土木建築部の内規等の見直しとその周知徹底、本庁の適正な関与のための体制の強化等の取り組みを行います。さらに、職員に危機管理に関する知識と意識を浸透させるためのマニュアル策定や研修を実施するほか、組織体制の見直しを検討することとしております。

今後は、このような問題を二度と発生させないように再発防止策に万全を期し、県民の皆様の期待にこたえられるような県政運営を行ってまいりたいと考えております。

同じく識名トンネル工事問題に関連をして、処分基準についてお答えいたします。

本県では、標準的な処分量定を掲げた懲戒処分の指針を定めております。処分量定の決定に当たっては、この懲戒処分の指針における標準的な処分量定や他県の類似事案の処分量定等を考慮した上で、沖縄県職員分限懲戒審査委員会での慎重な審査により判断したものであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 消費税問題についての御質問の中で、後期高齢者医療制度の廃止についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、今国会に提出されております社会保障制度改革推進法案の中で、今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとされております。

沖縄県といたしましては、今後とも国の動向を注視するとともに、必要に応じて全国知事会等と連携し対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 消費税問題についての御質問の中で、病院経営への影響についてお答えいたします。

病院事業全体で負担している消費税額は、平成23年

度決算で約 9 億円となっており、現行制度のまま単純に税率が引き上げられた場合、負担額はふえると予想されます。

現在、消費税増税に関する法案は国会において審議中であり、病院事業局としては、その推移を見守りつつ、結果を受けて適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 東日本震災支援についての御質問の中で、災害廃棄物受け入れに係る見解についてお答えいたします。

災害廃棄物の広域処理については、平成24年3月16日付で内閣総理大臣及び環境大臣から協力要請があったことから、3月23日付で県内全市町村に対し災害廃棄物受入可能性調査を実施しております。調査の結果、「受け入れは困難である」が30市町村、「現時点では判断できない」が11市町村となっております。県としては、現時点では判断できないと回答した市町村と安全性等に関する意見交換を行っているところであります。

なお、去る6月29日付で、環境省は、岩手県の可燃物・木くずについては広域処理の見通しが得られていること、宮城県についてもある程度まとまった量の処理が可能な受け入れ先を対象に調整を行うとしております。一方、不燃物については、両県の公共工事における復興資材としての再利用を図り、それでもなお埋立処分せざるを得ない場合に必要に応じて広域処理の調整を図るとしてあります。

県としましては、今後の広域処理の動向について国等から情報収集していきたいと考えております。

次に、福島第一原発事故による放射能汚染の県内への影響と対策についてお答えいたします。

県では、福島第一原発事故以降、環境放射能のモニタリングを強化しており、これまでの環境放射能調査の結果では、県民の健康や環境に影響を与えるような放射能汚染は確認されておられません。平成24年4月からは、空間放射線量率を連続測定するモニタリングポストを3台増設し、現在は名護市、うるま市、那覇市、石垣市の4地点にて広域に監視をしております。

また、食品については、国が基準値を設定し、出荷制限等安全対策をとっていることから、流通している食品の安全性は確保されていると考えております。

しかしながら、県内でも放射性物質に汚染された稲わらを給与された牛の肉の流通や放射性物質に汚染されたまきなどを調理及び加工に利用した食品が確認さ

れたことから、より一層の監視強化が求められております。こうしたことから、県としましては、検査機器を衛生環境研究所に新たに2台増設するとともに、民間検査機関に2台配置し、流通している食品についてのモニタリング検査を実施するなど、県民の不安解消のための検査体制の強化を図っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 泡瀬干潟埋立事業計画についての御質問の中で、工事の進捗状況についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業は、国と県が連携を図り推進しているもので、埋立面積95ヘクタールのうち、国が86ヘクタール、県が9ヘクタールを埋め立てる計画として、外周護岸の一部が概成しております。

国の事業は、平成14年度に海上工事に着手し、これまで泡瀬地区や新港地区のしゅんせつ土砂を活用し、平成23年度末までの進捗率は、埋め立て土量ベースで約20%となっております。

県の事業は、平成17年度から海上工事に着手し、これまでに人工海浜の護岸96メートル及び突堤400メートルを整備し、平成23年度末までの進捗率は、事業費ベースで約12%となっております。

同じく泡瀬干潟埋立事業計画で、自然環境の保全の取り組みについてお答えいたします。

自然環境の保全については、工事の実施に伴う環境への影響について、環境影響評価書に基づき環境監視調査を実施しております。監視項目としては、大気質、騒音、振動、水質、陸生生物、海生生物等であり、四季及び毎月の調査を実施しております。

工事に際しては、工事区域からの濁り拡散防止対策として汚濁防止膜を二重に展張するとともに、海上へ投入する石材の洗浄を行い、さらに汚濁防止膜の内外において毎日2回濁り監視調査を行うなど、環境に十分配慮して実施しております。

また、トカゲハゼ生息域については、環境影響評価書に基づき、仔魚の行動時期である4月から7月までの間はしゅんせつ工事を行わないこととするなど、工事時期や工法に配慮しております。

同じく泡瀬干潟埋立事業計画で、貴重種や絶滅危惧種に対する保全策についてお答えいたします。

貴重種等の保全については、環境影響評価書に基づき、環境監視委員会において専門家等の指導助言を得て環境部局と調整するとともに、その保全に必要な措置を講じております。

絶滅危惧種であるクビレミドロについては、環境影響評価書において、第 区域の埋め立てにより消失することから移植することとなっておりましたが、埋立面積を約半分に縮小することによって生息域の保全を図っております。また、工事の実施に当たり、これまでに埋立区域内に生育する高被度の海草藻場の移植及び一部生物の移動等の保全措置を行っております。

サンゴ類については、環境影響評価書では移植等の保全措置を講じることになっておりませんが、沖縄市及びNPOが主体となってその一部を移植しており、県も国とともに移植作業に協力したところであります。

同じく泡瀬干潟埋立事業計画で、市民の声の調査についてお答えいたします。

沖縄市は、埋立面積を約半分とした土地利用計画案の作成に当たり、市民参画によるワークショップや学識経験者等による検討委員会を開催し、市民意見を幅広く収集しております。市民から出された意見の中には、商業・エンターテインメント機能や宿泊機能を有するゾーニング案、スポーツ機能や健康・医療機能を有するゾーニング案など数多く提案されており、その中で「スポーツコンベンション拠点の形成」案を最良として決定しております。

さらに、沖縄市の土地利用計画の最終取りまとめに際しては、「スポーツコンベンション拠点の形成」案に関するパブリックコメントを募集し、市民意見を踏まえて土地利用計画を作成しております。

同じく泡瀬干潟埋立事業計画で、市民アンケートの結果についてお答えいたします。

沖縄市が平成22年に実施したパブリックコメントについては、寄せられた意見の総数が296件で、市民の意見としては、「スポーツコンベンション拠点の形成」という基本方針、土地利用のイメージ、沖縄市の活性化への期待に関しおおむね50から60%の方々が「大変よい」あるいは「よい」との肯定的な意見でありました。

本事業については、沖縄市議会において、平成7年から平成22年にかけて早期開発等に関する意見書が全会一致または賛成多数で採択されるなど、地元からの強い要請に基づき実施してきたものであります。

同じく泡瀬干潟埋立事業計画で、埋立事業の中止についてお答えいたします。

本事業については、市民意見や企業ヒアリング等をもとに土地利用計画を見直し、埋立面積を約半分とすることで干潟の98%を残すなど環境への影響を大幅に軽減した計画に変更し、一連の法的手続が完了したこ

とから工事を再開しております。

本事業は、地元からの強い要請に基づき実施してきたもので、また、新港地区の東埠頭を早期に供用し企業立地の促進を図る必要があることなど、本島中部東海岸地域の活性化を図るためには推進すべき事業であることから、国や沖縄市と連携を図りながら、環境に配慮して早期の完成に向け取り組んでいく考えであります。

次に、識名トンネル工事問題についての御質問の中で、識名トンネル工事問題における虚偽契約及び虚偽公文書作成についてお答えいたします。

県としましては、識名トンネル新設工事について、真地久茂地線改良事業の一部として国庫補助金を申請し、送水管沈下対策工等も一連の工事として施工したものであります。その際、変更協議が難航したが、本トンネル工事の特殊性から、安全性、経済性を考慮し早期完成を図るため、沈下対策工等を新たな追加工事としてやむを得ず別途随意契約を締結したものであり、補助事業の対象であると考えておりました。しかしながら、会計検査院等から不適切な経理処理を行って補助金の交付を受けていたと指摘され、国庫補助金等を返還したところであります。

なお、文書の作成に当たっては、送水管沈下対策工等も一連の工事であることから補助事業の対象であると考えていたものであり、不適切な経理処理ではあったものの、虚偽の公文書を作成し、国庫補助金を詐取するというような意図は全くありませんでした。

同じく識名トンネル工事問題で、刑事告発についてお答えいたします。

沖縄総合事務局は、去る6月4日に那覇警察署に被疑者不詳で、補助金適正化法第29条第1項及び第33条第2項、並びに刑法第156条及び第158条に該当するものとして刑事告発を行っております。

県としては、警察の捜査に協力しつつ、今後の推移を見守っていきたいと考えております。

同じく識名トンネル工事問題で、不服の申し出の内容についてお答えいたします。

不服の申し出については、1、本件工事の補助金は、全額本件補助事業の国庫補助金として使用されていること、2、会計検査院から虚偽契約と指摘を受けた本件随意契約は、トンネル工事の特殊性などやむを得ないものであったこと、3、工事担当者らのやむを得ない追加工事等の現場指示という特段の事情が存していたことから、許容されるものと誤信して補助金を申請したものであり、民法第704条に定める「悪意の受益者」には該当しないこと、4、本件工事は、仮に本来

の手段をとったとしても変更協議が成立せず、請負業者より裁判問題が提起された場合には、本件工事随意契約額が相当であると認定される可能性が高いなどの特段の事情が存すること等を総合的に考慮すれば、本件補助金全額の返還及び利息の請求は不当であるとして不服の申し出を行ったものであります。

同じく識名トンネル工事問題で、不服の申し出を行った理由についてお答えいたします。

不服の申し出については、補助金適正化法第25条の規定に基づき行ったものであります。

県としては、識名トンネル新設工事について、真地久茂地線改良事業の一部として国庫補助金を申請し、送水管沈下対策工等も一連の工事として施工したものであります。その際、変更協議が難航したが、本トンネル工事の特殊性から、安全性、経済性を考慮し早期完成を図るため、沈下対策工等を新たな追加工事としてやむを得ず別途随意契約を締結したものであり、補助事業の対象であると考えておりました。このようなことから、補助金全額の返還及び利息の請求を行うような事案には該当しないものであることを確認するため不服の申し出を行ったものであります。

しかしながら、国は、交付決定前に施工した工事は補助対象にならないことなどを理由に棄却したものであります。

同じく識名トンネル工事問題で、決裁者等の責任者及びその処分についてお答えいたします。

識名トンネル契約問題に係る契約等の決裁責任者は、当時の土木建築部長及び南部土木事務所長でありました。

また、責任の所在については、知事及び関係した職員の減給等を行ったところであります。

しかしながら、当時の土木建築部長や南部土木事務所長については既に退職しており、地方公務員法に基づく懲戒処分の対象外となります。このため、今回の問題の重大性を真摯に受けとめていただきたい旨を文書をもって通知したところであります。

なお、既に退職しているこれらの職員からは、今回の事案に関しみずから厳しく戒めるため、処分量定に相当する減給処分相当額を自主的に返上したい旨の申し入れがあり、手続を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育問題についての御質問で、教師の多忙化の実態についてお答えいたします。

平成20年12月末に行った「教職員の勤務の実態や意

識に関する調査」の結果の概要から、勤務時間内の業務については、全体の4分の3を超える教員が業務量が多いと感じております。また、勤務日にはほとんどの教員が、休日には7割近くの教員が勤務時間外の業務を行っている状況にあります。

次に、多忙化解消のための取り組みについてお答えいたします。

県教育委員会では、教職員の多忙化解消の取り組みとして、調査依頼や通知文書の見直し、電子メールによる発送、指定研修の期間縮減等を行っております。また、各学校においては、負担軽減検討委員会等を設置し、定時退校日、ノー部活動日等の設定、会議の精選、校内組織のスリム化等を推進し、各学校の実情に応じた取り組みを行っております。

次に、教職員評価システムの見直しについてお答えいたします。

教職員評価システムは、教職員の資質向上を図り、児童生徒の学習権を保障するとともに、学校全体を活性化させ教育力を高めるために実施されるものでございます。また、各学校においては、管理職との面談を通したコミュニケーションの充実による意識改革、自己申告書の作成による業務内容の整理・点検・改善等の成果があり、教職員の資質向上等につながっております。

県教育委員会としましては、これらの成果を踏まえ、今後とも教職員評価システムを実施していきたいと考えております。

次に、多忙化解消の計画等についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、今後とも各学校における負担軽減検討委員会等の活性化を図り、気軽に話し合うことのできる職場づくりや教職員相互の連携・協働体制の構築等を推進することにより、教職員がより働きやすい環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 識名トンネル工事問題についての御質問の中で、県警の対応について、(4)のAとイは関連いたしますので一括してお答えいたします。

県警察におきましては、本件事案を覚知後、虚偽公文書作成、同行使罪も視野に入れ、現在まで県及び内閣府沖縄総合事務局の関係者からの事情聴取等、所要の捜査を行っているところであります。また、本年6

月4日、内閣府沖縄総合事務局から告発があった後、本件工事関係者からの情報提供等もあり、これらの分析もあわせて行っているところであります。

次に、国の告発内容についてであります。内閣府沖縄総合事務局からなされた告発は、被疑者不詳によるいわゆる補助金等適正化法違反及び虚偽公文書作成、同行使となっております。

次に、警察官の不祥事問題についての御質問は、関連いたしますので一括してお答えをいたします。

まず、少女にみだらな行為をしたとして警察官を逮捕した事案であります。同事案は本年6月23日午後11時ごろから翌日午前3時ごろまでの間、嘉手納警察署に勤務する警察官が、西原町内において、県内に居住する10代の女性に対してみだらな性的行為を行ったという事案であります。

県警察では、25歳の巡査長を6月27日、沖縄県青少年保護育成条例違反で通常逮捕し、6月29日、那覇地方検察庁へ送致をしております。

次に、警察官の不祥事で処分した事例であります。県内における過去5年間の懲戒処分者数は合計で22名で、年ごとの処分者数は、平成19年は処分なし、平成20年が2名、平成21年が1名、平成22年が9名、平成23年が10名となっております。

次に、米兵の器物損壊事件で交番が無断で使用されていた問題についてお答えいたします。

問題の発生当時、金武交番には2名の勤務員が勤務基準に沿って休憩中でありました。そこに男性が来署し、「憲兵隊の者です。器物損壊事件の件で被害者を呼んでいます。」との説明がありましたが、居合わせた被害者と思われる男性からは何ら説明もなかったことから、勤務員は単に交番で待ち合わせをしているものと思い、休憩室へ戻っております。よって、交番内において米軍関係者と被害者との間で示談交渉が行われていたとの認識は、当方にはありませんでした。

しかしながら、交番で示談交渉が行われたという結果を見ますと、来訪者がある場合には、休憩を変更して来訪の目的や用件を詳しく聴取するなどの対応をし、交番で示談交渉をするということがわかれば交番は使用させなかったものと考えております。その意味においては、交番の勤務員の対応は適切とは言えないことから、各所属に対し交番等の適正な管理の徹底について指示をし、再発防止対策を講じたところであります。

次に、警察法第1条及び第2条の教育と現場での精神の徹底及び再発防止に対する決意についてお答えいたします。

警察法第1条「警察法の目的」及び第2条「警察の責務」は、警察活動の基本となるものであります。県警察では、これまでも警察学校や職場等において、機会あるごとに職務倫理教養や身上把握に努めてまいりました。

今回、残念ながら職務倫理の基本に反して、一般人より高度な倫理観が求められる警察官が非違事案を起こしたことは、警察組織として猛省しなければならないものと考えております。

本事案の原因の一つとして警察官としての職務倫理の欠如が挙げられることから、再発防止対策として全所属に対し、若年層職員に特化した身上把握、指導及び教養の強化を緊急に行っているところであります。また、同事案の徹底した検証を行い、若年層職員に対する指導教育のあり方について、今後見直し改善に努めてまいりたいと考えております。

なお、県警察では、今回の事案を真摯に受けとめ、職員の身上把握、指導を強化するとともに、職務倫理教養を一層強化して再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 識名トンネルの問題について1つお聞きしますけれども、これはなぜ起こったかというそもそも論から本来ならばやらないといけないんですけれども、設計の段階で地質調査、水脈調査を全部やった上できちとした設計ができていたのであればこのような事態は起こらなかった。沈下問題というのは起こらなかったと思うんですけれども、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 設計の段階でしっかり地質調査をして、当初から沈下に対する対策の工法はあったんですけれども、やはり沈下量を3センチ以内におさめるということでGPS等で詳細に調査している中では、当初の設計の工法ではやはり沈下に及ぼす影響が大きいという判断のもとに、やはり沈下対策工を強固な工法に変更する必要があってこういう結果になった次第でございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この識名一帯は、豊富な地下水が流れていますよね。当然向こうでトンネルを掘って地下水が流出したら沈下するのは当たり前ですよ。ところが、その対策がない。今でも地下水がどんどんわき出ている。だから、上のほうの住宅地域ではどんどん沈下しているんですよ、あれは。だから、まだ解決しないので、少なくとも今漏出している地下水については防止しないと。災害をこれ以上ふやさないためにはそ

れが必要だと思うんですけども、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 4 時54分休憩

午後 4 時54分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 当初の段階から地下水の調査は実施しておりまして、工事に際しても地下水の影響は逐一追跡調査を行いました。その段階でも地下水の影響はないということで、私たち県としては、地下水に関しては当初の設計した段階と同じようにその影響はないと考えております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 これは委員会でも聞いて、影響ありという答弁をしているけれども、ここではもうこれ以上やりませんけれども、知事、少なくともやらないと水がどんどん出ていって沈下しますよ、どんどん。実際、あちこちで住宅のひび割れが出ているんですから、これはとめないと。これはすぐに対策をとってほしいと思います。

それから、今回、低入札額になったのに、追加工事の場合に、契約書の中で甲乙協議が整わなかった場合には、甲が定めたものに乙が不服がある場合には、この契約に関して、甲乙間に紛争が生じた場合には県の決めたとおり業者は従わなければならないようになっているんですけども、なぜそれをしなかったんですか、今回。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 4 時56分休憩

午後 4 時56分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 確かに請負契約書の中の24条では、整わない場合は、甲が14日以内に乙に通知するという形ではあったんですけども、当初は——委員会でも説明しましたが——第三者委員会を開くとかいろんなことを私たちは検討したんですけども、甲乙協議が整ったということでこの24条の通知は行っておりません。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 これは本土ゼネコンの言いなりという感じがしています。皆さん方はＪＶを組んだ地元企業からも事情聴取しましたか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 4 時57分休憩

午後 4 時58分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） ＪＶの代表構成員ということで、やはり大成のほうがそういったトンネルに関しては精通しているということで、代表構成員の大成と協議をしたと聞いております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 だから、地元の企業から聞いていなくて、本土ゼネコンの言いなりということを私は批判していますから、これについて引き続き追及していきたいと思います。

教育長、教職員の多忙化の問題で、一番何が教員を多忙化に追い込んでいるかということについての認識がちょっとよく受けとめられていない感じなんです。やはり具体的に改善するためには、現場の教員からどういう多忙化の実態になっているか、どういったことをしてほしいかというアンケートをとってほしいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 実は、私ども平成20年にアンケートをしております。調査をしていく中で、先ほど答弁の中でも状況についてはお答えいたしましたけれども、いわゆるその中から業務の整理縮小とか、あるいは組織の見直しとかいろんな御意見がございました。そういった中で、改善策として幾つか先ほども計画としては挙げましたけれども、今アンケートをしたらどうかという件につきましては、必要性があるのであれば、また研究してみたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 現場の声をちょっと聞いてきたんですけども、やはり教師の多忙化の解消のため具体的にメニューみたいなものを出して、学校現場で生きた改善になるようにちょっと努力してもらえませんか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時 0 分休憩

午後 5 時 1 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 多忙化解消のための取り組みにつきましては先ほども答弁したとおりですけども、実は、各学校の実情が変わるものですから、統一的な取り組みは大変難しい状況でもございます。ですから、各学校の実効性のある対応といえますか、当然そういったことの課題もありますし、また、教職員みずからの業務の見直しといえますか、そういったことでもあるでしょうし、と同時に協力体制とか個々の合理

化、そういったことも考えながら対応をしていくつもりです。と同時に、教育委員会の業務の見直し、あるいは学校における改善策、あるいは教職員みずから考える改善策等々ございますので、そういったことも総体的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 頑張ってください。

次に、C H 46の問題について聞きます。

先ほどの公室長の答弁は、C H が配備されたのは1980年と言っているんですけども、製造年月日はいつなんですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 個々の機体の製造日については承知しておりません。今、御答弁差し上げましたのは、C H 46につきましては、A 型からF 型まであるというふうに承知しておりますけれども、現在、普天間飛行場で使われているのはE 型でございます。このE 型が海兵隊に配備された年月というものを把握しておりましたので答弁させていただいたということでございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 これは私どもも調べておりますし、防衛省から出されているC H 46の中でも期限がちゃんと書かれています。50年と書いています、50年。そうすると、この50年もたっているヘリが今でもどんどん普天間上空を飛んでいるという状況ですけども、あれは金属の疲労、これが著しく進んでいるということが考えられるんですね。沖縄国際大学に墜落した場合にも、私はあれは整備不良じゃないぞと、金属の疲労だぞということでやったんですけども、結局は政府も、アメリカもこの墜落物を分析しないでそのままやみに葬った。今後も、そういう意味では金属の疲労ですから、いつどこでどういう墜落事故を起こすかわからないわけですよ。そういう認識は、金属に疲労があるというのはアメリカ自身も認めて後継機になっているわけですから、もうこれ以上飛ばしちゃいかぬのでオスプレイにかえるというのに、そのもともとのものがまだ普天間に配備されて飛んでいるというのは異常事態だと思いませんか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 一般論ではありますけれども、この金属疲労等で機体にふぐあいが出たときの措置というものは、これは米軍においてもしっかり措置されていると考えております。いわゆる兵士の安全にかかわることにつきましては、米軍はそれなりの措置をとるであろうと。しかしながら、議員御指摘の

ように、配属されてから時間がたっていると、それをオスプレイにかえるという計画なんでございますけれども、オスプレイはオスプレイとして、その安全性について県民の中に疑念があるということで反対しているわけございまして、C H 46はC H 46として、その危険性は回避されるべきであろうと考えております。

○嘉陽 宗儀君 公室長、私は質問時間がなくなつたので予定していたのを言いますと、アメリカのヘリは穴があいたところをばんそうこうでとめて飛んでいるんです、あのC H 46は。ちょっと調べてみてください。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん こんにちは。無事に戻ってまいりました。県民ネット、山内末子でございます。

さて、復帰前の沖縄は困難な中であっても住民の権利を獲得するための全県民的な運動とバイタリティーにあふれ、影の中に光りを織り込んで、非植民地化された人々の複雑な現状を打破するための生きる方法と知恵があった。また、多くの伝統文化を抱え、絶えず何かを創造し表現したいという強い思いのウチナーンチュの時代であったと思います。復帰40年、相も変わらない日米両政府の沖縄差別のこの姿勢、この節目の年に選ばれた議員として、先人たちの血のにじむ努力で培ってきた生きる方法、その知恵に学び、創造力、表現力を高め、諸問題解決に全力を注ぐ決意を申し上げ、一般質問をいたします。

1 点目に、知事の政治姿勢についてです。

(1)、普天間移設問題、オスプレイ配備問題、地位協定改定問題、混迷深まる事態、米政府・議会・世論への直訴が暗いトンネルから抜け出すきっかけになるのではと考えます。知事の訪米の計画を伺います。

(2)点目に、識名トンネル問題についてです。

ア、県は4月に不服申し立てを行い、却下された後に補助金適正化法違反で告発されています。事件発覚後の一連の県の姿勢に誠意がないと受けとめられたのではないのでしょうか。原因究明、責任の所在、再発防止策、処罰、どれもまだ県民は納得をしておりません。これまでの答弁でもまだまだ説明責任を果たしてないと考えております。今後の対応を伺います。

イと(3)については削除をいたします。

2、基地周辺地域騒音被害対策についてです。

(1)、普天間第二小学校など基地周辺学校の防音窓の遮音量が基準以下という調査結果が出ました。早急な環境改善が必要です。実態把握を含め今後の対応を伺います。

(2)、現在、防音工事対象地域以外の学校でも基準値

以上の測定結果が出ております。航空機騒音測定地域を拡大し実態調査に取り組むべきだと考えますがどうでしょうか。

(3)、今年度住宅防音工事対象の85Wの告示が引き上げられました。まだ80W、75W地域についても早急な引き上げが求められております。県の姿勢を伺います。

3点目に、ハーグ条約についてです。

国際結婚が破綻した夫婦間の子供の扱いを定めた条約で、政府は昨年5月に加盟を閣議了解いたしました。法案の提出の準備が進められております。昨年も質問いたしました。いよいよ現実味を帯びてきたこの問題、関係者の不安と具体的な課題が見えてきました。

伺います。

(1)点目に、過去3年間の本県の婚姻者の国際結婚の比率・実数を伺います。

(2)点目に、国は条約締結後の手続の裁判所を東京・大阪と限定指定の方向です。米軍人との結婚が多い沖縄では問題発生の可能性が高く、沖縄弁護士会では那覇家裁でも手続ができるよう求めています。県の取り組みについて伺います。

4点目に、福祉・医療行政について。

(1)点目に、特定不妊治療助成制度についてです。

食・住生活の変化、ストレス社会などさまざまな要因により、不妊に悩む夫婦がふえています。安心・安全に子供を授かりたい。一人でも多くの赤ちゃんの誕生を切望いたします。沖縄県の状況を伺います。

ア、過去5年間の対象人数・実績について。

イ、助成制度のさらなる拡充が求められています。取り組みを伺います。

(2)、保育対策について。

ア、夜間保育、24時間保育の増設について。

イ、一括交付金活用での認可外保育園の支援拡充への取り組みをどう考えていますか。

(3)については削除いたします。

(4)、子宮頸がん予防ワクチン接種助成の状況について伺います。

5点目に、教育行政について。

(1)点目に、沖縄一括交付金の「教育子育て支援」枠10%確保の実現について伺います。これは多くの団体から多くの要望があります。

(2)点目に、給食費の無償化に向けて県の助成の計画を伺います。

(3)点目に、給食の安全性確保のための放射線測定器の設置状況と計画について伺います。

(4)点目に、養護教員の配備状況について伺います。

(5)点目に、米軍占領下初の学校はうるま市高江洲小学校という報道がありました。これまでの中では、同じくうるま市の城前小学校とされており、関係地域の戸惑いを隠せません。県の見解をお聞かせください。

6点目に、クロキ(琉球黒檀)の植樹についてです。

2月議会で提起をいたしました。今、読谷村で新たなプロジェクト計画が立ち上がったとのことです。内容と県のかかわりについてお聞かせください。

7点目に、文化観光スポーツ行政について伺います。

(1)点目に、プロ野球キャンプ(韓国を含む)ことしの経済効果と今後の見通し、課題についてお聞かせください。

(2)点目に、各競技世界大会キャンプの誘致計画についてお聞かせください。

(3)点目に、F C琉球への支援策はどうなっているのか伺います。

8点目に、中城新港地区の整備について伺います。

(1)、大型クレーンの設置が決まりましたが、荷物収納の計量器・上屋の整備が急務です。計画を伺います。

9点目に、石川浄水場の跡地利用計画の進捗状況を伺います。

10点目に、公安行政についてです。

(1)、嘉手納署員の青少年保護育成条例違反での逮捕という衝撃的な事件が発覚しました。市民を守る立場の警察官の卑劣な犯罪は断じて許せません。原因究明と再発防止策を伺います。

11点目に、我が会派の代表質問との関連についてです。

カジノ導入の質問について伺います。

カジノ導入についてはこれまでの議論を整理してみますと、2つの課題があると考えます。1点目は、道義的な課題。これはギャンブル依存症や青少年への悪影響など、またその対処策については議論は展開されていると考えておりますが、2点目の事業としての課題、これは観光政策としてあるいは経済政策として沖縄県がどう考えているのか、そこが示されてなく、議論が展開していないのではないかと考えております。経済的な課題についてその点を具体的にお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(喜納昌春君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 山内末子議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、認可外保育施設への支援拡充についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

認可外保育施設への支援につきましては、認可化促進と児童の処遇向上を支援してまいりました。沖縄県としましては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、待機児童の解消と認可外保育施設の質の向上に一体的に取り組むことといたしております。このため、認可外保育施設に対し、運営費補助、そして給食費の支援等を拡充してまいり所存でございます。

次に、7番の文化観光スポーツ行政に係る御質問で、F C 琉球への支援についての御質問にお答えいたします。

F C 琉球の支援につきましては、昨年12月に「F C 琉球支援連絡協議会」を立ち上げ、横断的な体制をとってきました。また、県総合運動公園陸上競技場を改修しJ2規格対応とすることによりまして、F C 琉球のJリーグ入りを後押ししてまいります。さらに、8月4日開催の「全島サッカー1万人祭り」への集客に向けた支援を行い、F C 琉球を応援する県民の機運を盛り上げてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、知事訪米の計画についてお答えいたします。

知事は就任以来3回の訪米を行い、日米地位協定の見直しを初め沖縄の基地負担の軽減を米側へ強く訴えてまいりました。知事訪米については、効果的な活動が実施できるよう、情報の収集や分析等に努めながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、基地周辺地域騒音被害対策についての御質問の中で、住宅防音工事の対象についてお答えいたします。

政府は、嘉手納飛行場周辺の特に騒音の著しい、うるささ指数85以上の区域において実施している告示後住宅防音工事については、昭和58年3月11日から平成14年1月17日までに建築された住宅を対象としてきました。このような中、平成24年度からは平成20年3月10日までに建築された住宅についても対象としたとして、工事対象を拡大し、一定の前進が図られたと考えております。しかしながら、嘉手納飛行場周辺においては、住宅防音工事対象期日以降も多くの住宅が建築されており、県としましては、騒音被害の実態や住宅の分布状況等を考慮し、住宅防音工事対象区域の拡大等、さらなる騒音対策を強化する必要があると考えております。引き続き軍転協等関係機関とも連携しながら

ら、政府に対して強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、識名トンネル補助金問題における不服申し出など一連の県の姿勢についてお答えいたします。

不服の申し出については、補助金適正化法第25条の規定に基づき行ったものであります。県としては、識名トンネル新設工事については、真地久茂地線改良事業の一部として国庫補助金を申請し、送水管沈下対策工等も一連の工事として施工したものであります。その際、変更協議が難航したが、本トンネル工事の特殊性から安全性、経済性を考慮し、早期完成を図るため沈下対策工等を新たな追加工事として、やむを得ず別途、随意契約を締結したものであり、補助事業の対象であると考えておりました。このようなことから、補助金全額の返還及び利息の請求を行うような事案には該当しないものであることを確認するため、不服の申し出を行ったものであります。しかしながら国は、交付決定前に施工した工事は、補助対象にならないこと等を理由に棄却したものであります。

次に、中城新港地区の整備についてで、計量器・上屋の整備についてお答えいたします。

中城湾港新港地区の上屋については、西埠頭に加えて平成22年度東埠頭に増設したところであります。上屋のさらなる整備や計量器の設置については、現段階で計画はありませんが、定期船就航の実証実験に伴う貨物量の増加や利用者の意見等も踏まえて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、識名トンネル問題に係る説明責任についてお答えいたします。

識名トンネル新設工事補助金問題については、平成23年11月から平成24年2月にかけて第三者委員会による調査が行われ、原因の検証及び再発防止策についての取りまとめが行われたところであります。また、平成24年3月から5月にかけて総務部による行政考査を実施し、行政執行の面から同問題を詳細に検証し、発生原因とその背景、再発防止に向けた対応策を取りまとめ、6月にその結果を公表したところであり同問題

に対する説明責任を果たしたものと考えております。今後は、このような問題を二度と発生させないよう再発防止策に万全を期し、県民の皆様の期待にこたえられるような県政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 基地周辺地域騒音被害対策についての御質問で、基地周辺学校の環境改善に対する今後の対応についてお答えいたします。

基地周辺学校における防音窓の遮音量につきましては、学校環境衛生基準の検査項目に入っていないため把握できない状況であります。ただし、学校保健安全法に定められた学校環境衛生基準に基づく教室の窓側と廊下側の騒音測定を実施し、その現状把握に努めているところでございます。今後、学校保健安全法に照らして教室等の適切な環境の維持に努めてまいります。

次に、教育行政についての御質問で、一括交付金枠の確保についてお答えいたします。

県教育委員会におきましては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、児童生徒の学力向上を目的とした教員指導力向上事業や、離島等における学校に学習支援を行う複式学級教育環境改善事業などを中心に18事業を予算計上しているところであります。

県教育委員会としましては、引き続き「沖縄県教育振興基本計画」に基づき、一括交付金を積極的に活用し教育の振興のための施策の展開・拡充に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、給食費の無償化に向けた県の助成についてお答えいたします。

学校給食法では、施設及び設備に要する経費や人件費等は設置者であります市町村が負担し、個々人へ還元される食材費等は保護者が負担することと定められております。なお、経済的に困窮している児童生徒につきましては、市町村において学校給食等の就学援助が行われております。

県教育委員会としましては、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通して、市町村の就学援助の実態に応じた補助金の充実等の要請を国へ行ってまいります。

次に、放射線測定器の設置状況についてお答えいたします。

本県の市場に流通している農産物につきましては、17都県において検査体制がとられており、国の基準値

を超えた食材が市場等に流通することはないと考えております。さらに平成24年度からは、本県においては県内流通の農水産物等への放射性物質検査が実施されております。

県教育委員会としましては、今年度検査機器が整備された民間の2検査機関について市町村に情報提供するとともに、関係部局等と連携し、学校給食食材の安全対策に努めてまいります。

次に、養護教諭の配置状況についてお答えいたします。

平成24年5月1日現在、小学校に303名、中学校に136名、高等学校に92名、特別支援学校に23名の養護教諭を配置しております。また、小学校11校、中学校7校、高等学校25校、特別支援学校7校に複数配置しております。

次に、高江洲小学校開校の報道についてお答えいたします。

県教育委員会が昭和52年に編集した「沖縄の戦後教育史」によると、1945年（昭和20年）5月7日に石川地区の城前初等学校が最も早く開校したと記述されております。

今回報道がありました高江洲小学校開校の時期につきましては、具志川市史も含め諸説があることは承知しております。両校において、戦中の混乱期の中でいち早く学校教育がスタートしていることは大変意義深いものがあります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 基地周辺地域騒音被害対策についての御質問の中で、航空機騒音測定地域を拡大し、実態調査に取り組むことについてお答えいたします。

県では、平成23年度から常時監視測定している測定局——これは23局ありますけれども——それ以外に、嘉手納及び普天間飛行場周辺の30地点において「米軍基地航空機騒音実態調査」を実施しております。23年度の調査結果によりますと、住宅防音工事対象区域外の4地点において、防音工事対象区域と同等のW値いわゆるうるささ指数70を超過していることが確認されております。平成24年度についても同様の調査を引き続き実施しており、航空機騒音の実態の把握に引き続き努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） ハーグ条約についての御質問の中で、過去３年間の国際結婚の件数及び比率についてお答えいたします。

厚生労働省の人口動態統計によりますと、沖縄県における夫婦の一方が外国人の国際結婚の件数及び婚姻総数に占める国際結婚件数の比率は、平成20年度が387件で4.3%、平成21年度が410件で4.6%、平成22年度が402件で4.5%となっております。

次に、条約締結後の手続についてお答えいたします。

厚生労働省の平成22年度人口動態統計において、沖縄県の国際結婚件数の402件は、全国で17番目となっております。一方、ハーグ条約に加盟している国は米国を含め現在87カ国となっておりますが、米国人との国際結婚の件数は、全国1552件のうち沖縄県が286件となっており、東京都に次いで全国で２番目となっております。県としましては、引き続き国等の動向を注視するとともに課題の把握に努めてまいります。

次に福祉・医療行政についての御質問の中で、特定不妊治療費助成事業の実績についてお答えいたします。

県においては、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、平成17年度から特定不妊治療費助成事業を実施しております。平成19年度の助成実績は394組に対し588件、助成総額約5500万円ですが、平成23年度には754組に対し1178件、助成総額１億5200万円まで拡大しております。

次に、特定不妊治療費助成事業の拡充についてお答えいたします。

県においては、国の補助事業を活用し特定不妊治療費助成事業を実施しております。同助成事業は平成17年度より年１回上限10万円で開始されましたが、これまで４回の改正を行い、現在は治療初年度は３回、２年度目以降は年２回、上限15万円、通算５年、合計10回まで拡充しております。さらに国に対して、特定不妊治療費の負担軽減について措置を講じるよう、全国知事会等を通して要望しているところであります。

次に、夜間保育、24時間保育の増設についてお答えいたします。

夜間保育については、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」における市町村ニーズ調査の結果等を踏まえ、現在の３カ所から、平成26年度までに５カ所とする目標を掲げております。また、24時間保育については、保育士の人員確保などさまざまな課題があることから、今後必要性を含めて市町村及び関係団体と意見交換をしてまいります。

次に、子宮頸がん予防ワクチンの接種状況について

お答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンの助成については、中学１年生から高校１年生を対象として平成23年度から全市町村で実施しております。平成23年度の接種者数は2万6571人、接種率は78.4%となっており、市町村への助成総額は約５億1200万円となっております。平成24年度も全市町村が助成を予定しており、その対象は新たな中学１年生と、平成23年度に接種を終えていない中学２年生から高校２年生の者となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） クロキ植樹プロジェクトの内容と県のかかわりについての御質問にお答えします。

読谷村で計画されているプロジェクトは、将来の三線のさおの供給を目的に、読谷村や商工会・観光協会等が主体となって座喜味城跡の周辺でクロキの植樹や公開講座、コンサート等を行う「くるちの杜100年プロジェクトin読谷」をとし10月に開催するものであると聞いております。植樹されたクロキが三線のさおとして利用できるまでには、長期的な育樹作業が必要であると考えております。クロキは沖縄県の造林木として指定されており、クロキの植樹や保育については、造林補助事業の採択要件に合えば一部支援が可能だと考えております。

県としましては事業実施主体の要望等も踏まえ、読谷村や伝統文化・工芸を所管する県の文化観光スポーツ部、商工労働部等関係機関と連携し、その支援策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 文化観光スポーツ行政についての中、プロ野球キャンプの経済効果、今後の見通し、課題についてとの質問にお答えいたします。

プロ野球キャンプにつきましては、国内12球団中10球団、韓国につきましてはとし１球団ふえて５球団となり、過去最高の15球団が沖縄でキャンプを実施しております。経済効果としては民間調査機関によりますと、昨年が過去最高の86億4800万円で、としは現時点で数値はまだ公表されておりませんが前年並みで推計しているとのことであります。

プロ野球キャンプの受け入れに当たってはチームごとにさまざまな要望があることから、県・市町村等で

構成する「沖縄県スポーツコンベンション振興協議会」や「プロ野球キャンプ担当者連絡会」を通じ、課題解決に取り組んでいるところであります。また、今年度は、公共交通機関を活用したキャンプ訪問観光メニューづくりなどを行う事業を新たに実施するなど、キャンプによる経済効果を高める取り組みを行ってまいります。

県としては、今後とも受け入れ市町村と連携を図りながら、国内外のプロ野球キャンプのさらなる誘致促進に取り組んでいきたいと考えております。

同じく文化観光スポーツ行政についての中、各競技における世界大会に向けたキャンプ誘致についての質問にお答えいたします。

県は、来年3月にアメリカで開催が予定されているワールド・ベースボール・クラシックの日本代表キャンプを沖縄に誘致するため、ことし1月に「NPB」いわゆる日本プロ野球機構に要請を行ったところであり、議員御提言のとおり世界大会に向けたキャンプなどの誘致は本県のポテンシャルを上げる意味で大変重要であると認識しております。これら世界大会に向けたキャンプなどを含む各種競技のキャンプ誘致については、今年度スポーツ・アイランド受入支援事業において、沖縄におけるキャンプ誘致の経済効果や可能性等を調査することとしております。

県としましては、当該調査の結果をもとに日本スポーツツーリズム推進機構（JSTA）などと連携しながら、定量的・定性的な経済効果や波及効果、また優先度の高い世界大会の情報収集に努め、各競技のキャンプ誘致にさらに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次、我が会派の代表質問との関連についての中、ギャンブル依存症等に対する考え方についてとの質問にお答えいたします。

カジノ導入に伴うギャンブル依存症等の懸念事項について、諸外国の事例においては、本人や家族申請によるカジノからの顧客排除プログラムを採用するなどの対策が講じられており、超党派の国会議員連盟による「カジノを合法化し統合リゾートを導入する法律案」においても、同様な対策をとることについて検討がなされております。

沖縄県においても諸外国におけるギャンブル依存症対策を踏まえつつ、懸念されるあらゆる課題に対し対応策を検討してまいりたいと考えております。その上で、道義的な観点から徹して心がけなければならないことは、1つ、沖縄のイメージダウンにしない、2つ、反対している人たちの声に耳を傾ける、3つ、暴力団

の介入や犯罪の増加は絶対に認めない、4つ、これ以上のギャンブル依存症を絶対に増加させないという確固たる姿勢で、これら課題に真摯に取り組んでいくことが大切であると考えております。

同じく沖縄統合リゾートのビジョンについてとの質問にお答えいたします。

沖縄県においては、これまでカジノを含む統合リゾートを県内に導入する場合のモデルや、その経済効果及びカジノ導入に伴う懸念事項に対する考え方等を取りまとめ、地域説明会やシンポジウム等において県民への情報提供を行ってきたところであります。それらを踏まえ、今後は沖縄統合リゾートモデルのイメージをより明確なものにしていくために、カジノ合法化に向けた国の動向等を踏まえつつ、投資家の視点を含めたあらゆる角度からのモデルの検証を行うことが必要であると考えております。そのため今年度は、沖縄における統合リゾートのビジネスとしての可能性についての検証やさまざまな議論を行い、それらを踏まえた統合リゾートの課題や研究内容について県民に対し情報の提供などを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企業局長。

〔企業局長 兼島 規君登壇〕

○企業局長（兼島 規君） 4月1日付で企業局長を拝命いたしました兼島でございます。

公営企業管理者であるという自覚を持って、安全な水を安定的に供給すべく努めてまいります。御指導のほう、よろしくお願いいたします。

それでは、石川浄水場の跡地利用計画の進捗状況についての質問にお答えいたします。

旧石川浄水場の跡地につきましては、企業局内に「石川浄水場跡地利用検討委員会」を設置し、検討した結果、平成21年3月に有償で譲渡する方針を決定いたしました。その後、譲渡先を選定するためうるま市を初めとする関係機関に対し随時照会を行っているところであります。また、譲渡に向けて平成24年度と25年度で既存施設の撤去工事を行い、平成26年度には譲渡できる体制を整えてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 公安行政についての御質問の中で、嘉手納署員による青少年保護育成条例違反事件の原因究明と再発防止策についてお答えいたします。

本事案は、本年6月23日午後11時ごろから翌日午前

3時ごろまでの間、嘉手納警察署に勤務する警察官が西原町内において県内に居住する10代の女性に対してみだらな性的行為を行ったという事案であります。

県警察では、25歳の巡査長を6月27日沖縄県青少年保護育成条例違反で通常逮捕し、6月29日那覇地方検察庁へ送致しております。詳細な原因背景等については現在検証中ではありますが、原因の一つとして警察官としての職務倫理の欠如が挙げられることから、今回の事案を踏まえ、全所属に対して若年層職員に対する身上把握、指導及び教養の強化を緊急に行っているところであります。なお、被害者の女性に対しては専門の女性警察官による精神的なケアを行っております。

次に、過去5年間の県内の懲戒処分者数については合計22名で、年ごとの処分者数は平成19年処分なし、平成20年2名、平成21年1名、平成22年9名、平成23年10名となっております。

なお、県警察では今回の事案を真摯に受けとめ、職員の身上把握、指導を強化するとともに、職務倫理教養を一層強化して再発防止に努めてまいる所存であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時46分休憩

午後5時48分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

山内末子さん。

○山内 末子さん 福祉保健部長にちょっと再質問いたします。

ただいまのこの件につきましては、まだ条約も締結されていないということで、情報収集あるいは今その状況にないというように受けとめましたけれども、今実はこの件につきましては沖縄県、妻（女性）が日本人で相手が外国人、特に沖縄の場合には米軍人が多いということで、この率というのは日本の中で1位なんですよ。そういうことを考えますと、その関係で沖縄県の弁護士会のほうでは今でもそういった国際結婚の破綻の中でのいろんな問題に対して対処している状況が多くて、これが条約が締結された中で、その不服申し立てをする、あるいは裁判の手続が沖縄県ではできない。那覇家裁ではできなくて、東京あるいは大阪でというような状況が今できつつあるんですよ。そういった中で沖縄県のそういう状況を踏まえると、どうしても経済的な負担あるいは時間的な負担、そういった問題が大変大きくなるということで、ぜひそれは沖縄県的那覇家裁でその手続ができるようなことを国のほう、国会のほうにも申し立てをしている状況なんで

す。ですから、そのことを沖縄県がまず知らないということ自体が大変これは大きな問題だと思っております。その件につきまして、副知事は弁護士ですのでその件について大分よく承知していると思っております。副知事のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） まず、ハーグ条約における子供の引き渡しはこの問題等においては、実はアメリカ等かなんかで条約を締結して子供を連れ去ってくるとで、強制的にまた連れ戻される。裁判がどこでやられるかという意味においては、原則で言うとアメリカであったり、それを日本に持ち帰って裁判ができるようなそういう条項の中でやられているわけですが、日本の中の裁判所というわけではなくて、やはり東京と大阪でしたか大きな大都市でとこういうことです。今、山内先生御指摘のとおりやはりハーグ条約が締結されて、いわば沖縄県がアメリカ人と結婚している場合が多いというこういう実情を考えたら、どうしても裁判上の負担等も含めれば那覇家裁で裁判ができるように沖縄県でも研究して前向きに取り組んでいきたいとそういう考えであります。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん はい、すばらしい、本当にそのとおりだと思っております。沖縄県はこれまでにいろいろな形で弁護士会ですとか、あるいは「ているる」のほうでも国際法律相談とか、そういう中で大変この問題というのは——件数にすると少ないかもしれませんが——女性の皆さんたちが抱えている問題というのは大変大きいんです。ですからこの件についてはこれもうすぐ法案が上程されるような状況になっておりますので、弁護士会のほうでは沖縄選出の国会議員のほうにその申し立てをしているようです。沖縄県には外務省沖縄事務所もありますし、それから総領事館もありますので、そういった意味では沖縄で手続ができない状況というのは全くないと思っておりますので、ぜひその点頑張って県のほうもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、知事訪米についてですけれども、公室長の答弁にありました効果的な活動というのは一体どうしているのでしょうか。その効果的な活動ということについてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 訪米におきましては、これまで政府機関・国務省でありますとか国防省、さらに議会筋といったところを知事は訪問しそれぞれ訴えたわけでございますが、やはり米国の政治の仕組み

といいますか、あるいは三権分立の仕組みの中でやはりキーポイントとなる人材でありますとか、あるいは役職というのがどうもあるようでございます。したがって、11月には大統領選挙があるわけですが、そういったものにもらみながら、そのキーになる組織、沖縄の基地問題の実情を訴えて真に受けとめてくれるような方々をきちんと探し、米政府を動かしていくという戦略が必要だと、その意味で効果的なというふうに申し上げております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん その戦略的なことというのは大変重要だと思っております。しかし、今沖縄県の抱えている課題、これはもう待ったなしの状況があると思っております。もちろん知事のほうは、今回のオスプレイの問題でも、行政の一番トップとしてももちろん政府のほうにもずっと反対の意思も示しておりますが、しかし目の前にオスプレイが来る、あるいは目の前に公有水面埋め立ての許可のその問題というのが着々と今前に来ているんですね。そういう状況の中で沖縄県が県側としてその状況をにらんでいくその時期というのが、いつまでこの時期をにらんでいくのかということが大変大きなポイントになってくると思っております。

アメリカは11月に選挙がありますが、オバマ大統領はノーベル平和賞を受賞した方なんです。そのノーベル平和賞を受賞した方がこういった世界の中でも本当に地図に載らない沖縄の中に命と人権が本当に侵害されている状況を、今行って、そういう状況でオバマさんこれでいいんですかぐらいの——それがだれになるかわからないですよ。——ですけれども、だからこそこの状況で訪米をしていきながら、特にこのオスプレイの問題、これはもう日本政府、国民も今大変注目しております。その中で知事がしっかりとそのオスプレイの問題についても10月の運用が目の前に来ている状況の中で、知事がしっかりと訪米をしていくということは、それは日本じゅうも知事を応援しますよ。今、オスプレイの問題については日本じゅうが危機感を持っていますので。そういう意味でしっかりとこれは今年中にそれやらないといけないんじゃないでしょうか。その時期、タイミングはこととしてはないかというふうに私は思っておりますが、知事いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時46分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今議員がおっしゃる意味は非常によくわかります。ただ、今、こちらの事情だけで相手に会える、効果的に相手が動くかということも考えますと、今早く行け早く行けと言われたからといっていい効果がきちっと期待できる結果が出るかどうかはそう簡単ではないと思っています。かなり前から実はかなりのところへ日本の防衛政策を少し変更してもらうためにはそういうアプローチがかなり上のほうからの部分が要るなということは僕らもわかっておりますが、これを政策にのせてきちっと国と国との間で変更へもっていけるというには、やっぱりそれはタイミングと、相手と、どう説得するかも含めて準備も要りますし、タイミングも非常に必要だと思っております。ですから、これはこちらの事情でまさにおっしゃるように早く行け行けということもよくわかるんですが、効果的な効果が今出せるかどうかというのを見きわめてからしかやっぱり動けないとも考えております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん もちろんタイミングが大変必要です。そして準備も必要です。しかし、今本当にこの状況の中で私たちが腕をこまねいてという言い方はちょっと失礼かもしれませんが、そうこうしているうちに本当に高圧的なものが押しつけられてくる。それは軍事上の私、理論じゃないと思っています、今の沖縄の状況は。政治上の理論でしっかりとこれを突破していかないといけない状況になっていると思っております。知事はもうやがてこととして就任2カ年目ですよ、折り返し点に来ているんですよ。そういう中で、この問題は知事の中でしか決着できないんだという、そういう意気込みでもってぜひこれは早目の訪米をしながら早目の芽出しを、何かのきっかけは知事だから私はできると思っています。そういう意味では石原都知事ですとか橋下さんたち、全く関係のないようなこと、政治力は大変大きいですよ。全然関係のない尖閣の問題も言うてくるわけですから。そういう意味では知事がしっかりとこれは政治力でもって突破しなければならない問題だと思っていますので、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。もう一度決意をお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） おっしゃることは物すごくよくわかりますし、単刀直入といいますか、この意味はよくわかりますが、このやりよう、やり方、タイミングについては、ひとつぜひ私の能力と私のやりようで私なりに考えておりますので、いい結果が出るかどうかも含めて、議員のお力もいただきながらいい方

法が見つかるように、いい結果が出るように、私も全力で努力してまいりたいという思いでございます。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 教育長に伺います。

先ほど沖縄の中で一番早い学校はどこかということで大変これ両方が意義深いということをおっしゃっていました。これは歴史ですので、確かにこれまでは城前小学校だということを言っていました、そういう事実が発覚したらそこはしっかりと県教育委員会としてこれは事実を出すべきだと思っておりますが、この辺どうでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 先ほども答弁いたしましたけれども、実はさまざまな説があるんですね。高江洲小学校の件につきましては、学校沿革史での説、また具志川市史での説、また「地方自治七周年記念誌」での説、いずれも異なった説でございます。そういう中で、基本的に私はやっぱりこの開校の時期につきましては、設置教育委員会がこれから検証しながら考えていくことだと思っておりますので、私どもといたしましてはその状況をしっかりと見守っていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 実は私も城前小学校の出身で、そういうふうになんと言われてきました。ですけれども、やっぱりそこは真摯に事実が判明したら受けとめるといふそういう覚悟を持っておりますので、ぜひしっかりと判明をしていただきたいと思いますと思っております。

それから引き続き、一括交付金によります子育て支援についてですけれども、沖縄県の大学の進学率、教育長、把握していますでしょうか。大学の進学率。

○教育長（大城 浩君） 今手元にありませんけれども。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 私の調べたところ、沖縄県の大学の進学率が36.6%、全国が54.3%。これは高所得階層の進学率が低所得階層の進学率より高くなっていて、所得の格差がそのまま教育の格差につながっていくという、これは沖縄国際大学の前泊さんのほうからの資料なんですけれども、そういう状況をかんがみますと沖縄県がしっかりとこの低所得から抜け出すためにどうしてもやらないといけないことは教育の格差の是正、これは沖縄振興の大変大きなテーマだと思っております。ですから今回のこの一括交付金、この一括交付金に本当に予算をしっかりと獲得をしながら、それを充実にさせていくということが沖縄県の振興にもつな

がっていくということで、そういう意味でぜひしっかり教育委員会として、例えば先ほどもありました給食費の問題もそうです。それも一括交付金の中でもっと検証してその一括交付金の意義というものをしっかり教育委員会のほうで、これは調査とかではなくて強い姿勢でとるんだということをぜひこれは検討ではなくて頑張っていたきたいと思っておりますが、もう一度答弁のほうをお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 一括交付金につきましては、実は教育という性質上、全国共通の課題に対応して一律の行政サービスといいますか、多くなる部分が大変大きいものですから、既に国の補助事業で実施されております事業でやっていたり、あるいは地方交付税の対象となっている事業等につきましてはなかなか本県独自の理由といいますか特殊事情の説明には課題があるんですね。そういう中でなかなかつきにくいわけですが、しかし先ほど申し上げましたようにソフト交付金等々では当初予算あるいは5月補正予算等につきましても、学力向上や人材育成の視点からかなりの事業につきまして予算がついてまいりました。ですから、私どもはそういった予算のつきました事業につきましては、学力向上あるいは人材育成にしてもしっかりと対応していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん F C 琉球についてですけれども、いろんな支援をこれから考えていくということですが、ハードの面については今芽出しができております。ソフトの面という形で県として出資金のことももう考えてもいい時期ではないかと思いますが、その辺についてどういうお考えを持っていますでしょうか、お願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） F C 琉球への出資については、昨年度、出資検討委員会の意見などを踏まえてF C 琉球においての新たな会社の立ち上げの検討とかそういったところの今精査しております。その事業計画、資本政策の提案を見て、再度その上で検討したいというふうに考えておまして、ただ、もう一方でJリーグにおいて新たにクラブライセンス制度というのが導入されるような流れがありまして、入会に向けた環境もどんどん変わってきているということから、情報収集を今行いながらF C 琉球のJリーグ入会に向けた支援を今後も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 普天間第二小学校の件ですけれども、防音工事の件です。防音工事についてはこの工事でもそうですけれども、15年になれば建具復旧というシステムがあるんですよね。今回はこの件について教育委員会としても把握をしていなかったんじゃないか、その認識がなかったんじゃないかというふうに思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後6時6分休憩

午後6時6分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 今回の事案につきましてではなくて、今、普天間第二小学校に特化した御質問だと思いますけれども、実は私どもこの騒音測定につきましては、ほとんどデータとしては持ち合わせていなかった状況でございます。ですから普天間第二小学校につきましても、私どもがいわゆる環境衛生基準に基づいた測定を行っていなかったということは事実でございます。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後6時7分休憩

午後6時34分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 こんにちは。

1、まず、知事の政治姿勢について。

(1)は削除をいたします。

(2)、慰霊の日における野田総理の来賓あいさつについて。

野田総理は、大田実中將の「県民二対シ後世特別ノ御高配ヲ賜ランコトヲ」の言葉を引用し、基地負担の早期軽減に全力を尽くし具体的に目に見える形で進展させることを改めて誓うと述べましたが、現実的には普天間飛行場の辺野古移設ありき、オスプレイ配備を強行に進めています。知事の所感をお伺いいたします。

2、基地問題について。

(1)、米軍普天間飛行場へのオスプレイ配備について。

MV22オスプレイ輸送機は墜落事故が多発し、構造的欠陥があると指摘されています。仲井眞知事は、安全性が証明されて県民の不安が払拭されない限り配備に反対だとの発言ですが、知事自身はこれまでのオスプレイの多発事故を受けて、オスプレイ輸送機についてどう見ていますか。

(2)、オスプレイ配備に対する県民の怒りが増幅し、県民大会開催の声が強くなっています。県民の要求にこたえるべく知事が先頭に立って県民大会開催を主導すべきだと思いますけれども、知事の決意をお伺いいたします。

3、一括交付金の方向性について。

(1)、自由度の高い沖縄振興特別推進交付金制度がスタートをしましたが、市町村から事業の交付決定が不透明との声が上がっています。進捗状況をお伺いいたします。

4、離島振興について。

(1)、離島・僻地から本島に進学する児童生徒の生活支援や教育の機会均等を確保するために寄与する離島児童・生徒支援センター（仮称）について、離島町村から早期建設の強い要請がありますが、進捗状況についてお伺いいたします。

(2)、物流生活コスト低減策について。

ア、復帰特別措置法により沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格安定と供給を図るために石油製品輸送補助事業が実施されていますが、現状を説明してください。

イ、県内離島は、沖縄本島と比較して生活必需品の価格が割高となっており、住民生活を圧迫しています。「沖縄21世紀ビジョン」において離島住民の生活コスト低減に取り組むとしていますが、支援事業についてお伺いいたします。

5、鉄軌道・LRT建設計画についてでございます。

内閣府が鉄軌道を導入した場合の事業採算性など予測調査結果を発表していますが、2010年度の需要予測調査においてもそうですが、国の方針が沖縄への鉄軌道導入は極めて厳しいと受けとめられかねません。ここは県の強い決意、取り組みが求められます。県の考え方をお伺いいたします。

6、県立郷土芸能会館（仮称）建設についての進捗状況を説明してください。

7、西原与那原マリントウン地区の土地利用について。

(1)、ホテル用地、コンドミニアム用地など県誘致の土地利用計画について状況を説明してください。

(2)、与那原マリーナ整備事業について、去る5月の臨時議会で8億9000万円の補正予算が計上されましたが、事業概要と今後の整備計画についてお伺いいたします

最後に8、南風原町那覇空港道南インター地域の土地利用計画について質問いたします。

この地域は、交通の利便性などの観点から、地権者

や企業などから土地利用の推進の声が強く、また、南風原町の第四次総合計画の中で新規産業ゾーンと位置づけられ開発が求められています。市街化調整区域に設定されているため事業実現のハードルが高いようです。県は、南風原町と連携して対応策を講じるべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 大城一馬議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、野田首相あいさつについての御質問にお答えをいたします。

野田首相は、「国の安全保障に万全を期す」とした上で、沖縄の「基地負担の早期軽減に全力を尽くし、具体的に目に見える形で進展させる」と述べておられます。日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、沖縄県の過重な基地負担の軽減を図ることが極めて重要であると考えます。野田首相には、沖縄の基地負担の軽減を最優先に取り組んでいただきたいと考えております。この旨を機会あるごとにお願いをしてみようと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、オスプレイ配備についてお答えいたします。

去る6月29日に米国防省は、CH46ヘリをMV22オスプレイに換装するという通報を日本政府に対して行いました。また、機体は7月下旬に陸揚げのために岩国飛行場に到着する予定であること、モロッコ及びフロリダにおける事故の調査結果が日本政府に提供され安全性が再確認されるまでの間、日本における飛行運用を控えること、この調査結果は8月に提供される見込みであることとされております。

オスプレイは、ことし4月にはモロッコ、6月にはフロリダ州において墜落事故が発生しており、県民が不安を抱いております。

県としましては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り当該配備には反対であります。

次に、県民大会についてお答えいたします。

オスプレイの配備について、県としては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭さ

れない限り当該配備には反対であり、去る6月19日には防衛大臣、外務大臣、民主党幹事長に対し配備見直しを要請したところです。現在、渉外知事会で配備反対の緊急要請を行うことについて調整しており、また、速やかに軍転協でも配備の見直しを要請したいと考えております。これまで行われた県民大会は広く各界各層を網羅し、県民が主体となって取り組まれたものと考えております。

県としましては、今後ともあらゆる機会を活用して、全力を挙げて配備反対を求めていると考えており、県民大会への参加については、このような取り組みを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 一括交付金の方向性についての御質問の中で、一括交付金の執行に係る県事業の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金、いわゆるソフト交付金を活用した事業については、市町村分を除く500億円のうち、当初予算と5月補正予算を合わせて延べ202事業、458億円を計上しております。このうち、第1次分として244億円が5月25日に交付決定され、第2次分として138億円が近日中に交付決定されると国から聞いているところであり、合わせて延べ180事業、382億円が交付決定される見込みであります。

県としては、今回までに交付決定がなされていない事業については、早期執行が可能となるよう国との調整を継続してまいります。また、未計上分の42億円については、9月以降の補正予算において、駐留軍用地先行取得基金や年度途中の新たなニーズに対応するための財源として活用する予定であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 市町村の一括交付金事業の状況についてお答えいたします。

県は、5月末までに全体の約8割に当たる約240億円の事業内容を取りまとめ、その情報を内閣府に提供し調整を行っているところであります。事業数は約1300事業で、その数が膨大で事業内容も多岐にわたっていることや、初年度ということもあって慎重に内容を確認していることから時間を要していますが、6月末時点で要望額の約6割に当たる約140億円、事業数にして約650事業の内諾を得て市町村に伝達したところであります。現在、まだ内諾が得られていない残り

650事業、約100億円の事業について、引き続き調整を行っているところです。さらに、未要望額160億円についても積極的に助言を行い、事業化の促進を図っており、これらの追加事業も含めて可能な限り多くの事業がその執行が可能となるよう調整を進めてまいります。

次に、離島振興についての御質問の中の、離島における燃料費対策についてお答えいたします。

県は、復帰特別措置法に基づく揮発油税等の軽減措置を活用し、石油製品輸送等補助事業を実施しております。本事業においては、沖縄本島から離島へ輸送される揮発油、灯油、軽油、A重油の海上運賃、倉入料、栈橋通過料等の輸送経費などに対しほぼ全額の補助を行い、離島における石油製品価格の低減に努めているところであります。

次に、物流コスト低減に係る生活支援策についてお答えいたします。

沖縄県の離島は広大な海域に点在し小規模離島も多いことから、沖縄本島と比較して生活必需品の価格が割高な状況にあります。このため、県においては、沖縄振興交付金を活用し、平成24年度から離島生活コスト低減実証事業を実施することとしております。本事業は、小規模離島を中心とする県内離島へ輸送される食料品等の生活必需品について、沖縄本島から離島までの輸送経費及び卸売業者の販売経費の一部を補助することで生活必需品の価格を引き下げることにより定住条件の整備を図るものであります。

次に、鉄軌道・LRT建設計画についてお答えいたします。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムにつきましては、沖縄県総合交通体系基本計画において、利便性の高い公共交通ネットワークを構築するための基幹的なシステムとして位置づけております。県は、これまでの調査結果を踏まえ、国とも連携を図りながら鉄軌道導入に向けた諸課題の検討を行うとともに、新たな公共交通システムのあり方について、県民のコンセンサスを得るための広報活動等を実施していきたいと考えております。

LRTについては、利便性の高い公共交通ネットワークを構築する観点から、公共交通基幹軸の主要拠点に結節するフィーダー交通として位置づけることが望ましいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 離島振興についての御質問

で、離島児童・生徒支援センター（仮称）についてお答えいたします。

同施設につきましては、離島・僻地出身の高校生の寄宿舎の機能、小・中・高校生の交流の拠点としての機能等をあわせ持つ複合施設として計画しております。実施時期につきましては、一括交付金を活用した事業として平成25年度の着工を目指して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 県立郷土芸能会館建設の進捗状況についてとの質問にお答えいたします。

沖縄県では、平成23年度に「文化発信交流拠点環境整備調査検討委員会」を開催し、県立郷土劇場にかわる新たな文化発信交流拠点の整備に向けて必要性及びあり方について検討を進め、基本理念を含めた報告書を取りまとめたところであります。同報告書では、施設整備に関し、1つは既存施設の活用、1つは既存施設を補完する施設の整備、そして、もう一つ新たな大規模施設の整備の3つのパターンを想定しており、上半期9月までに整備方針を決定、それを踏まえ施設規模、運営方法及び具体的設置場所など文化発信交流拠点整備のための基本計画を策定することとしております。

なお、今年度の第1回検討委員会を6月20日に開催したところであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） マリントウン地区、土地利用についての御質問の中で、県有地の利用計画についてお答えいたします。

マリントウン地区の県有地の利用計画については、社会・経済情勢の変化を踏まえ、民間の企業ニーズに即して進める必要があります。そのため、平成23年度にアンケート調査を実施し、114社から「進出の可能性はある」との回答を得ており、そのうち62社を対象にヒアリング調査を行い、その結果をもとにホテル用地等の一部を商業用地に変更したゾーニング案を作成したところであります。

今後は、西原町や与那原町及び関係機関と調整しながら、土地利用計画や区画割の見直しを行い、企業誘致の促進を図っていく考えであります。

同じく、マリントウン地区土地利用についてで、マ

リーナ事業の整備計画についてお答えいたします。

マリーナの整備については、平成11年度から整備を開始し、これまでマリーナ護岸や船揚げ場の整備及び用地造成等を行っております。

今後の整備計画については、沖縄振興特別推進交付金を活用し、今年度は陸置き保管のためのボートヤードや管理棟、駐車場等の整備及び浮き桟橋の設計を行い、来年度はマリーナ利用者のニーズ及び運営に係る収支状況を踏まえて浮き桟橋の整備を行う予定であります。

次に、南風原町南インター地域の土地利用計画についてお答えいたします。

南風原南インター付近は、南風原町が策定した第四次総合計画の土地利用構想において、新規産業ゾーンとして位置づけられております。当該区域は、市街化調整区域に位置しており、開発手法としては、都市計画法による市街化調整区域における地区計画等がありますが、課題も多いことから慎重な対応が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 まず知事、オスプレイ配備に対する県民大会、私の質問事項はまだ県民大会の開催の概要がまとまっていなかったものですから、知事がしっかりと大会長になるべく先導していただきたいという趣旨の質問内容でありましたけれども、ここに来て大体の県民大会の概要がきょうの各派代表者会議でもしっかりと取り組むということがお互いに確認されております。

そこで、共同代表制ということもあります。そしてまた、きょうの会議の中では8月5日をめどにということもありまして、これはもうそれこそ急ピッチで進めなければ県民の盛り上がり、機運が、そしてまた大会の成功はおぼつかないだろうというふうに思っております。何しろ1カ月に満たない期限の中での大会開催となっていますから、それこそスピード感と、いかに県民の盛り上がり、県民の結集を大きく成功させるということが求められるというふうに思っております。そういう中で、代表質問あるいはまた先ほどまでの一般質問の中でもまだ知事の参加さえも意思が固まっていないというように私は認識をしておりますけれども、やはりこの大会を、そしてこのオスプレイ配備は絶対に阻止をするんだということの決意を知事が示していただかなければ、短期間の中でやはり県民から知事がどうも熱心じゃないんじゃないかということにも受けとられかねない。そういう状況になりますと、

当然のことながら実行委員会の結成に向けましても私は非常に大きな支障が出てくるのではないかというふうに思っています。ですから、押しても引いても、どんなに知事がほかの会派の議員がおだてても全くこの決意が県議会の中で出てこないということについては、やはり私はもう時間的な問題で——きょうで今週は終わりますけれども——検討する時期はもう既に過ぎていくんじゃないかという気がするんです。知事、改めてせめて参加するという決意は示すことができますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後7時0分休憩

午後7時0分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） いろんな議員の方から、ちゃんと知事は参加しなさいという御命令をいただいております。何か余りぐずぐずしているような印象でまことに不本意ではあるんですけれども、別にぐずぐずしているというわけでもなく、大城一馬議員のおっしゃるように、県民からは何だか余り意欲がないんじゃないかと思われまして、よくいろいろ言われますと非常に揺れるんです。ただ、先ほど早くアメリカへ行ってやってきなさいという御下命もありましたし、これは8月、あと1カ月ですからぶつかる可能性もあります。これは半分冗談ですが、つまりいろんなことを今考えておりますから、そういう中でちょっと検討の時間だけ下さいと、こういうことですから。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 もうこれ以上質問してもいい答えが出てこないと思っておりますので、この件につきましてはあえてしつこくはやりません。

次に、一括交付金なんですけれども、やはり最初の制度ということでなかなかその事業の着手に大変だろうと。そしてまた、事業の選定、国も大変だろうというふうに思っております。しかしながら、やはり市町村の首長さんあたりはこれはもうとんでもないと。これが時間が過ぎれば過ぎるほど職員の手間暇も大変なことになるということで危機感を持っておりますが、ただ、私が言いたいのは、今回の新たな沖縄振興、沖縄の21世紀ビジョンになりますけれども、この交付金はやはり自由に使えると、自由度が高いということで私も非常に期待しておりました。そういう中で、やはりこの新たな沖縄振興の中では沖縄らしさと、そういった事業の取り組みということで位置づけてあると思うんですよ。そこで、多くの1300ぐらいの事業が

出てきて、本当に市町村・県も含めて沖縄らしさを発揮しようと、事業をしようということできっかりと仕上げてきて提案しているわけですね。私は、そこでこれを沖縄らしさ、なぜ永田町の官僚にこの事業選定をみんな丸投げするのか、この仕組み、やはり沖縄らしさというのはやっぱり沖縄の市町村長、沖縄県がしっかりこれは把握しているわけです。永田町にいては、東京にいてはこの辺はわかりませんよ。ただ机上で計算しながらしかできませんからね。やっぱりそういう意味では、私はこれは今後とも10年間続くわけでありますから、しっかりこの仕組みのあり方、やはり沖縄が決めると、それを国は事業を執行するというこの仕組みがつくれないかどうか、いかがなものでですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 先ほどから担当の部長がずっと答弁しております。まさに議員のおっしゃるそこら辺が問題ではあるんですが、ただし、これはやっぱり使い勝手のよさという点でこの仕組みを法律にも書いてもらってはいるんですが、じゃ、この運用に当たって一体どこまでやれるか。例えば我々のというか、役人の世界の給料に使ってはいけないという当たり前のことを外していったって、大体どういう分野でどんなふうにするかというのはある程度方針は無論決まっているわけです。そして、ただこれが千差万別いろんなものがある意味で出てきておまして、余り永田町でおっしゃるような査定をされたんでは結局は同じじゃないかという議論もあります。そういうわけで結構やいのやいのと言ってはありますが、彼らは彼らでやっぱりこの交付要綱というようなある種の基準がないとなかなか財務省を含めお国ではこのことを進めにくいという面も実はあります。ですから全くなしという状態にはなかなかし切れておりません。ですが、初年度がやっぱりいろんな意味でたくさんいろんな分野まで広げて、内容も広げて出して、初年度が肝心だと思っております。少し手間暇かかっておりますが、ぜひ市町村長さんたちにも言ってください。今ちょうど胸突き八丁を越えてどこまで広げられるか、どこまで次年度からは楽にすいすい通っていけるあれになるかも実はやりとりをかなり激しくやっているところです。ですからある意味で市町村も御協力をいただき、実は北部で説明会をやったときに、我々も含めて県がスクリーニングし過ぎているんじゃないかとか、県がブロックしているんじゃないか、実はいろんな御批判もいただいたりして、盛んと申し上げたんですが、どうしても初年度については使い勝手のよさもどこまでがどんなふうにかというのは逆に私、きちんとやっていた

ほうがいいのではないかと考えております。ですが、余り何カ月もかかるようだと、今までのやり方と変わらぬということになりますから、そこは内閣府のお役人も財務省もかなりよく知ってはおります。ですからもう少しの辛抱で、どこまで広げられるかのやりとりの綱引きに今陥っておりますので、私もいつでもこれは使い勝手のよさと永田町で決めてもらっちゃ困るというこの部分は議員と同じ考え方ですから、いつでも実は大臣折衝もしていきますよということです。もう少し実務的に追われるのが結構あるものですから、もうしばらくお待ちいただいて、おっしゃっている意味はよくわかりますから、事務方も含めてもう少ししりもたたきながら御満足いただける使い勝手のよさまで持っていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 やはり県がブロックしていると、そういうのはやっぱり市町村長がいかにこの一括交付金に期待をしているかというあらわれなんですよ。ですからしっかり、これは最初ですからもうこれ以上申しませんけれども、やっぱり次年度からやはり沖縄らしさというのは沖縄でしっかりと決めるということでぜひ取り組みを強化してほしいというふうに思っております。

次に、離島振興の中で、物流コスト低減策の件なんですけれども、石油製品関係ですね。これがこういう事業なんですね。「石油製品輸送等補助事業の根拠法令等及び制度概要」ということでこういうのをもらいましたけれども（資料を掲示） この中で石油製品の輸送補助金交付なんですけれども、その中で本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るためにということでこの事業が制度化されているんですが、一体この石油製品はしっかりと離島の消費者に反映されている、還元されているというふうになっていますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

平成23年度におきます本島と離島の石油製品1リットル当たりの価格差というのが実はまだ残っております。数字を申し上げますと、ガソリンが20円、灯油5円、軽油14円、A重油17円ということでまだ格差があるのが実情でございます。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 確かにそのとおりで、実は私、きょうの1時に本島南部のサービスステーションでリッター135円ですよ。そうすると同じ時間帯に久米島で160円65銭、そして南大東で158円、そして粟国村で160円65銭、要するにまさに今、部長のおっしゃるように23

円から25円の差がまだあるわけです。要するに、離島の皆さん方はそれだけの補助金、補助事業を受けながら実際に消費者には還元されてない。じゃ、この事業費というのはどこにいつているのかと。どこでどう使われているのかという疑念が起きるわけですね。やはり我々も離島に行って常々そういう話を聞かされるんですよ。そういう解消は、当然この8億1000万、平成23年度補助金を交付しておりますけれども、その中でしっかりとやってしかるべきであるし、格差はこの改善策は今後どうやるんですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 我々もこの価格差はどうして生じたかということで、石油補助対象事業者に対して聞き取りを行っております。聞き取りを行った結果、3点ほどありますけれども、例えば販売量が少ないために売り上げ純利益を率を高く設定せざるを得ないとか、本島であれば洗車とかワックスなどのニーズがあるんですけれども、離島ではそういったものがなくて、結局コストを石油製品価格に転嫁せざるを得ないとか、また、離島であるがゆえに海上輸送の場合で天候が荒れた場合になかなか船が出ないために一定量確保できない可能性があるということで、ドラム缶ですとかコンテナを別途貯蔵施設に整備しないといけないと、そういった設備が必要なために結局全体としては離島はこういうようなコスト差がまだ残っているというような説明でございます。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 この事業の趣旨は、本島並みの価格の安定と、それなんですよね。ですから、いろんな事情はあってもこれはしっかりと精査しておかないと、逆に消費者の負担を大きくしているということになっているんですよ。これはぜひ改善に向けて私はしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、最後にLRT。実はLRTと県立郷土芸能会館、マリントウン、これは2月定例会でやったので復習のつもりで質問しておりますけれども、このLRTの問題、私が実験モデルをつくって那覇—南風原—与那原間にまずは導入してみてもどうかという質問をしました。そのときに知事はこういう内容で答弁されているんですね。「ぜひ大至急研究し……」、最初、私はこの横文字がよくわからなかったんですけども、「フィージビリティスタディー」という言葉を使って知事はこの問題を終わっておりますけれども、これを訳してみますと、実現可能性という意味らしいですね、訳しますとね。そうしますと、私はやはりこれは

2月の定例会の中でのやりとりですから、あえて今どうなっていますか、どうしなさいというわけにはいきませんけれども、しっかりと知事、この件につきまして、2月定例会で知事が非常に前向きに、あるいはまた一歩踏み込んで答弁したと私は認識しているものですから、ぜひ私たちの2月定例会のあの提案についてもう一度思い出して、知事の答弁をもう一度、知事自身が答弁したことを思い出して、しっかりとこの件につきまして対応をしていただきたいというふうに思っております。

終わります。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 皆さん、こんばんは。

大変お疲れのところあとしばらくの辛抱でございます。どうぞおつき合いたいと思います。

熱い熱い選挙戦も終えまして、また皆さんと一緒にここで議論が交わせるということを非常に光栄に思い、それからまた責任の重さをひしひしと感じながら、ぜひ県民の皆さんの負託にこたえるべく一生懸命頑張りますので、ともに頑張っていきましょう。

それでは質問をいたします。

その前に、戦没者追悼式で語られた野田首相のあいさつなんですけれども、非常にむなしくて憤りさえ感じております。この国のトップ・総理大臣の言葉、そして現実ということをまざまざと私は憤りを非常に感じたなという思いがいたしました。県民の願いと余りにも乖離し過ぎているからであります。政府が目指す基地の負担軽減は、普天間基地を辺野古へ移すことであり、それからオスプレイ配備を容認すること、そのことだけなんですよね。国の安全保障を力説し、その言葉もまたむなしく思いました。沖縄の皆様が抱く思いをすべての日本人で分かち合おうとする格別の努力を尽くしてきているだろうかというような問いかけをいたしました。ならば、みずから実践すべきではなからうか。沖縄に基地負担を押しつけるのではなくて、国全体で負担を分かち合う努力をするべきであろうとそういうふうに思うのであります。どのような慰めあるいは謝意の言葉を並べても、去る大戦で亡くなられた戦没者への慰霊の心は果たせないというふうに思っています。戦没者が慰められるのは、この沖縄からすべての基地がなくなるということだろうというふうに思い、具体的な質問を行いたいと思います。

1、知事の政治姿勢に関してであります。

いよいよ新たな振興法のもと、振興予算が活用されます。これまでの沖縄振興が県民所得や失業率の数

字が指し示すように、経済効果が本土へ還流し、県民への還元につながらなかった。そして本24年度からスタートをする振興計画が真の自立の創造に向け大きな飛躍を遂げなければなりませんし、希望と夢を膨らませて県民の期待は大きいものがあります。

そこで伺いますが、(1)、沖縄振興予算活用に当たっては、これまでなし遂げ切れなかった部分に手当てし、県民や県民の暮らしに還元される仕組みづくりが求められ、国と県・市町村の連携がより重要になってくると思うが、その取り組み、そして決意を伺いたいというふうに思います。

(2)番目は、県立病院経営についてであります。23年度までを経営再建期間としました。独法化も含めて検討するとしましたが、今後どのように対応するのか伺いたいと思います。

(3)、雇用失業対策についてであります。本県の大きな課題の一つであります。改善策、取り組み状況について伺いたいと思います。

2番目は、基地問題でございます。

外来機の飛来による訓練で騒音の増大、そして飛行経路がどんどんどんどん拡大をいたしております。騒音被害が広範囲にまたがっている現状であります。騒音測定調査はどのようになっているのかお伺いをいたします。

(1)、米軍嘉手納飛行場及び米軍普天間飛行場の航空機騒音の県の実態調査の状況を伺いたいというふうに思います。

(2)、外来機の飛来、これはまさに訓練目的としておりますが、恒常化をしております。実弾射撃が可能な鳥島射爆撃場使用が主な理由であり、射爆撃場の返還がなければ外来機の訓練はなくなるといふふうに私はそう思っています。また、国土保全の観点からも射爆撃場の返還が急務であります。県の見解を伺いたいと思います。

(3)、第三次嘉手納基地爆音差しとめ訴訟裁判で、国側の移転補償制度を活用しないのであれば基地を甘受をすべきであるというような姿勢が示されました。看過できるものではありません。県の見解を伺いたいと思います。

3番目は、農林水産業の育成に関してであります。

(1)、農産物販路拡大における県産農産物販売プロモーション活動状況及び反響について伺いたいと思います。

(2)、台風4号の影響はどうか。そして支援対策をどのように考えているのか伺いたいと思います。

4番目は、福祉行政に関してであります。

(1)、子育て支援について、認可外保育園の認可化の状況はどうか伺います。

(2)、認可外保育園への支援状況はどうなっていますか伺いたいと思います。

(3)、学童保育の取り組み状況についてであります。よろしくお願いします。

5番目は、土木建築行政に関してであります。

読谷飛行場跡地の開発が本格化をしております。そこで農地圃場整備やあるいは道路整備が進んでおりまして、道路も幹線部分が4車線をつくっておりますが、今2車線を交互通行として供用を開始しております。衝突事故も頻発しており、対策に苦慮しているところであります。その道路整備に伴う交差点の信号機の設置について伺いたいと思います。

(2)番目は、読谷村長田川の河川堰の改善についてであります。この長田川は古くは中部地区を代表する牛町として栄えた地域で、周辺には交易時代のグスクが点在する風光明媚で沖縄の八景に数えられた河川地域であります。地域の人々から親しまれている場所ですが、こちらに企業局の取水河川ということもありまして、下流に堰が設けられておりますが、大雨のたびに水かさが増し、はんらんし、浸水被害を受けているとして改善を求めています。そのことについて伺いたいと思います。

(3)番目は、中部流域下水道伊佐浜処理区の読谷側の延伸についてであります。答弁をお願いいたします。

6番目は、公安行政に関してお聞きをいたしますが、(1)、振り込め詐欺が後を絶たない心配だが、状況はどうか。そしてその対策はどのように行っているのか伺います。

(2)、身近な犯罪撲滅に向けた取り組み、地域の自主防犯に向けた取り組みはどのようにされているのか伺います。

(3)、金武町の琉球リハビリテーション学院学生寮などの車両損壊事件で、加害者が米軍人と判明し、それに係る示談交渉場所に交番が使われたことについて、その事件の概要、経緯について伺います。

7番目、我が会派の代表質問との関連については割愛をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲宗根悟議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、雇用失業対策に係る改善策と取り組み状況についての御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、厳しい雇用情勢に対応するため、「みんなでグッジョブ運動」を推進するとともに、雇用創出基金などを活用し、県内の雇用創出に取り組んでおります。沖縄県といたしましては、今後とも一括交付金等を活用し、産業振興や企業誘致等を推進いたしますとともに、キャリア教育の充実、そして若年者の県外・海外就職チャレンジ、そして企業等の雇用環境の改善などに取り組んでおります。本県の雇用情勢の改善に向けまして全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、福祉行政に係る御質問の中で、認可外保育園の支援についての御質問にお答えをいたします。

認可外保育施設への支援につきましては、認可化促進と児童の処遇向上を支援してまいりました。沖縄県といたしましては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、待機児童の解消と認可外保育施設の質の向上を一体的に取り組むことといたしております。そのため、認可外保育施設に対し、運営費や給食費の支援等を拡充してまいり予定でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢に関する質問の中の、沖縄振興予算の活用と取り組みについてお答えいたします。

沖縄県としましては、公共投資を中心とするこれまでの沖縄振興予算では、県民が強く求める雇用の確保や離島振興、子育て支援策などに十分な対応ができなかったことから、国に対し使途の自由度の高い沖縄振興一括交付金の創設を強く求めたところであります。同交付金の制度設計に当たっては、国との協議を重ねることで沖縄振興特別措置法への明記や使途の自由度の確保、事務手続の簡素化など、持続的かつ主体的な施策の展開が可能な交付金が創設できたものと考えております。また、市町村との連携強化による沖縄振興策の効果的な推進を図るため、市町村における沖縄振興一括交付金事業への助言や、小規模町村に対する同交付金事業への財政支援などを実施しているところであります。

沖縄県としては、国及び市町村との連携のもと、「沖縄らしい優しい社会の構築」と「強くしなやかな自立型経済の構築」を図り、「沖縄21世紀ビジョン」で県民が求める将来像を実現してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 知事の政治姿勢に関しての御質問の中で、県立病院の経営形態についてお答えいたします。

県立病院の経営形態については、「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づき、「経営再建計画」に沿った経営全般にわたる改革の取り組みを検証した上で総合的に判断することとしております。また、経営形態の判断に当たっては、県立病院の役割が地域において必要とされる医療を持続的・安定的に提供していくこと、そのために病院経営の自立性と健全性を高めることが重要であることを踏まえて検討を行う必要があると考えております。

次に、福祉行政に関しての御質問の中で、認可外保育施設の認可化についてお答えいたします。

沖縄県における認可外保育施設の認可化につきましては、保育所入所待機児童対策特別事業及び安心子ども基金を活用して、平成21年度から平成23年度までの3年間で24施設を認可化し、1712人の定員増を図っております。

次に、学童保育の取り組み状況についてお答えいたします。

沖縄県は、全国に比べて国立・民営の放課後児童クラブが多く、公的施設活用の割合が低いことから、家賃の負担などのため、保育料が全国より高くなっている状況にあります。平成24年度は、沖縄振興特別推進交付金を活用して公的施設の活用を促進することとしており、現在、活用可能な公的施設について実態調査を実施しているところであります。今後は、この調査に基づき実施主体である市町村に対し、公的施設活用の計画を策定するよう働きかけてまいります。あわせて、公的施設へ移行する予定のクラブに対し、家賃補助を行うことにより利用料の低減を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 基地問題に関しての御質問の中で、嘉手納及び普天間飛行場の航空機騒音実態調査の状況についてお答えいたします。

県では、関係市町と連携し、嘉手納飛行場周辺15測定局、普天間飛行場周辺8測定局において、航空機騒音の常時監視測定を実施しております。平成23年度の測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺においては15測定局中8局で、普天間飛行場周辺では8測定局中3局で環境基準を超過している状況にあります。また、

平成23年度から、常時監視測定局以外に、嘉手納及び普天間飛行場周辺の30地点において、「米軍基地航空機騒音実態調査」を実施しております。その結果、住宅防音工事対象区域外の4地点において、防音工事対象区域と同等のW値70を超過していることが確認されております。

今後とも、関係市町村と連携して航空機騒音の監視測定を継続し、米軍等関係機関に対し、航空機騒音の軽減に向けて強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題に関する質問の中で、射爆撃場の返還についてお答えいたします。

県としましては、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還並びにホテル・ホテル訓練区域の一部解除について、久米島町、軍転協、漁業関係団体とも連携しながら、あらゆる機会を通じ日米両政府に求めているところであります。昨年5月に開催された沖縄政策協議会の米軍基地負担軽減部会で北澤防衛大臣から、鳥島射爆撃場を硫黄島へ移転することを検討しているとの発言がありましたが、沖縄防衛局に確認したところ、現在具体的な内容は決まっていないとのことであり、県としましては、引き続き情報収集を行っているところであります。

次に、第三次嘉手納爆音訴訟についてお答えいたします。

県としましては、現在本件が係争中であることから、コメントについては差し控えさせていただきたいと思っております。

嘉手納飛行場の航空機騒音については、常駐機に加え外来機のたび重なる飛来等により、依然として目に見える形での負担軽減が図られておらず、地域住民の生活にさまざまな影響を与えております。

県としましては、今回の訴訟を大きな関心を持って見守っていくとともに、引き続き日米両政府に対し、嘉手納飛行場の騒音軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 農林水産業の育成に関して、農産物販売プロモーションの状況及び反響についての御質問にお答えします。

県では、県産農産物販売プロモーション強化対策事

業等において、県外における県産農林水産物の販売促進に取り組んでいるところであります。具体的には、県外大手量販店における「沖縄フェア」の開催、市場関係者に対する販売促進キャンペーンやセミナーの開催、首都圏におけるトップセールスや商談会の開催、東京・大阪においての沖縄食材を使用した期間限定アンテナレストランの設置などを実施しております。大手量販店での県産農林水産物による「沖縄フェア」の開催は好評で、昨年度に引き続き今年度も開催したところであります。昨年度実施した期間限定のアンテナレストランは好評で、期間を1カ月間延長するなどの反響を得ております。また、県内での販促プロモーションとしましては、ことし2月に開催しました「おきなわ花と食のフェスティバル」では、2日間で約15万8000人が来場しております。

県としましては、引き続き、沖縄農林水産物等の販路拡大に努めてまいります。

次に、同じく農林水産業の育成に関して、台風4号の農林水産業被害と支援対策についての御質問にお答えします。

台風4号による農林水産業の被害総額は、約4900万円となっております。被害の内訳としましては、さとうきび3950万円、ハーブ類1000万円となっております。

台風等の被害に対する補償としましては、畑作物共済、園芸施設共済等の農業共済事業があり、加入農家に対して損害評価後に共済金が支払われることとなっております。さらに、農家に対する支援策として、長期償還、低利の農林漁業セーフティネット資金があります。また、既に農業近代化資金等の制度資金を借り入れている台風被害農家に対しましては、償還猶予を行うことができます。

台風被害に対する支援につきましては、農家の要望に基づき、個別・具体的に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 土木建築行政に関しての御質問の中で、読谷飛行場跡地開発における道路整備に伴う交差点信号機設置についてお答えいたします。

読谷飛行場跡地におきましては、新設道路の整備が進められており、本年4月7日には読谷村道中央残波線が暫定片側1車線で供用を開始しております。

御質問の交差点は、中央残波線の供用開始に伴って形成された複数の交差点であると認識しております。

現在、県警察では県内全域からの要請の中から、事故発生の頻度や交通量等のもとより周辺一帯の施設や交通安全施設の設置状況等を総合的に検討し、信号機設置の必要性や緊急性の高い箇所の抽出を行っているところであります。中央残波線への信号機設置につきましても、総合的な検討を行った上で判断してまいりたいと考えております。

次に、公安行政についての御質問の中で、まず振り込め詐欺の状況とその対策についてお答えいたします。

本年の県内における振り込め詐欺の認知状況は、4月までは架空請求詐欺の1件にとどまっておりますが、5月と6月に還付金詐欺が連続発生し、その被害件数は合計10件、被害総額は約812万円に及び、被害者の9割が65歳以上の高齢者となっております。

還付金詐欺の手口は、実在しない国民医療課などの市役所担当部署や、社会保険事務所等の公的機関の職員を名乗り、過去に支払った保険料等の払い戻しがあると偽り、ＡＴＭに誘導してあたかも被害者の口座に還付金を振り込むかのようにＡＴＭの操作を電話口で指示し、被疑者が不正に調達した口座に振り込ませ、現金をだまし取るというものであります。

県警察では、還付金詐欺を初めとする振り込め詐欺の被害防止対策として、マスコミを活用した注意喚起のほか高齢者対象の防犯講話、安心ゆいメールでの情報発信、ＡＴＭ周辺での声かけ等県民に広くその実態を知らせております。また、身近にできる防止対策としましては、不審な電話には出ないよう留守番電話機能を活用したり、一人では対応せずに必ず家族や周囲の人に相談することが有効な防止対策と考えております。

今後とも振り込め詐欺の被害者を出さないため、繰り返し被害防止対策を実施して県民の抵抗力を高める周知活動を図っていくこととしております。

次に、身近な犯罪撲滅及び地域の自主防犯に向けた取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、平成14年に刑法犯認知件数が戦後最悪の2万5641件を記録したことから、犯罪を減少させ、安全・安心で住みよい沖縄県を目指し、県民挙げてのちゅらさん運動に取り組むとともに、県警察においては犯罪総量抑止対策を強力に推進してきたところであります。その結果、刑法犯認知件数は平成15年から9年連続で減少し、平成23年には1万2403件と平成14年に比べ1万3238件、51.6%減少しております。なお、本年5月末現在においても前年同期に比べ419件、8.3%減少しております。

また、県民の皆さんの自主防犯意識が高まり、本年5月末現在、防犯ボランティア団体が709団体、構成員2万6843人、青色回転灯装着自動車も556台と年々増加しております。防犯ボランティア団体には、地域における声かけやあいさつの励行、公園、犯罪多発地域でのパトロール活動などに積極的に取り組んでいただいており、安全で安心な地域社会づくりに大きな成果を上げているところであります。

県警察においては、今後も防犯ボランティア団体と一層連携し、安全で安心して過ごせる地域社会が実現できるよう努めていく所存であります。

次に、金武町における車両損壊事件の概要、経緯についてお答えいたします。

本事案は、本年2月21日の未明、金武町字金武において専門学校学生寮の駐車場や契約駐車場などに駐車された車両のフロントガラス、サイドミラーなどが割られた器物損壊事件であります。県警察では、被害者11名から被害届けを受理し、現場資料、防犯カメラの映像、関係者の情報提供等から在沖米軍海兵隊所属の海兵隊員を浮上させ、米軍捜査機関の協力など所要の捜査を実施して同海兵隊員を器物損壊事件の被疑者と特定し、本年5月25日那覇地方検察庁へ事件を送付しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企業局長。

〔企業局長 兼島 規君登壇〕

○企業局長（兼島 規君） 土木建築行政に関する質問のうち、読谷村長田川の河川堰の改善についてお答えいたします。

比謝川と長田川の合流部に設置されている比謝川下流堰は、長田川取水ポンプ場の取水堰として復帰前に整備された施設であり、水資源の乏しい本県においては安定的な水資源を確保する施設として大きな役割を果たしております。一方、地元の団体からは、堰の撤去・嵩上げ、魚道設置など改善を図ってほしい旨の要望がありますが、改善に向けては、治水、利水の観点や親水性などの河川環境面など解決すべき課題があります。

企業局としましては、今後とも読谷村、嘉手納町、河川管理者である県河川課と調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木建築行政に関する御質問の中で、中部流域下水道事業の読谷側の管

渠延伸についてお答えいたします。

流域下水道は、2以上の市町村の下水を排除、処理するものであり、終末処理場、幹線管渠等の整備及び維持管理を県が行い、幹線管渠に接続する枝線管渠の整備及び維持管理を市町村が行うこととなっております。県が整備を行う幹線管渠の終点は、流域下水道の計画区域の末端に位置する市町村の処理区域の面積もしくは流入水量が3分の1となる地点と定められています。読谷側の幹線管渠の終点は、ほぼ基準どおりの位置となっていることから、県が整備することは困難と考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 自己紹介を忘れたようでありますので、改めて社民・護憲ネット、議席18番仲宗根悟です。再質問を行いたいと思います。

それではまず、金武町の示談交渉場所に関する件であります。公室長、金武町で起こったこの路上、そして専門学校の学生寮など3カ所で発生した米兵の器物損壊事件ということで、金武交番に被害者生徒・職員を呼び出して示談交渉が行われたというようなことでありますけれども、もちろんこの新聞の内容からしますと、書類の説明もなくサインを求められたというようなこともありまして、このような示談交渉のあり方について県はどのように考えているのか、まずそこから聞かせいただけますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） その場所については、先ほど県警本部長から御答弁があったとおりですけれども、米兵が公務外で起こした事件・事故の賠償につきましては、これは地位協定18条でもって適正に補償が行われるべきであります。しかしながら、それがいわゆる示談ということになった本件につきましては、その経緯等の具体的な資料というものを入手しておりません。したがって、どういう形の非違があったかというのは県はコメントをしかねるわけですが、しかしながら一般に示談というのは和解の一つの方策だと承知しておりまして、これはとりわけ米兵事件の被害者という立場を考えれば、やはり被害者の人権・権利に十分配慮して進めるべきであったらというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 これはアメリカとそしてこちらの文化の違い、これだけで言ってしまうのはおしまいなんだろうと思うんですけれども、こちらはもちろん加害者が被害者にまず出向いて、そして謝りに来て初めて

そこからじゃ示談にしようという話になるのが筋じゃないかと思うんですね。それを当事者でもない代理の者が来てサインしなさいとか、あるいは示談を迫るというような行為があってはいけないというふうに思っているんですが、県としても事例がないというようなことではありますけれども、また、現場が交番が使われてきたという意味では、もちろん交番も地域安全センターというような位置づけもあることはあるんですけれども、やはり一般住民からすると交番に呼び出されること自体、萎縮するんですよね。そういった交番が示談交渉場所に使われると、そして被害者自体に対して非常に配慮を欠いているというふうにしかなれないんですよね。本当に萎縮はすると思うんです。占領意識丸出しだなと、またこれが見てとれると思うんですが、今回この学校関係者の抗議やあるいはマスコミが大きく取り上げたものだから、慌てて被害者は謝りに来たのかなとそういうふうにも思えるんですね。ここはやはり沖縄なんだから、ここの文化にやはり合わせるべきですというような指導を県も外務省やあるいは防衛省にも強く、毅然とした態度で——再発防止はもちろんですが——この取り扱い方などについて対応をとっていくべきではないかというふうには思うんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 先ほど申し上げたとおりなんですけれども、まずこの事件そのものにつきましては、これは被害者が県民であり、加害者が例の米軍の構成員であったということでこれまで繰り返されてきたことでございまして、これは犯罪防止等のワーキングチーム等を通じて、これは米軍あるいは日米両政府に対して再発防止を強く求めてまいります。

一方で、この示談のあり方等につきましては、これは当然被害者の権利、人権を最大限に尊重してしかるべきものだと考えておりますので、これは機会を見てそういう面につきましても政府に申し上げていこうと思っております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 これは県も強く迫るべきだというふうに思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

さて、土木行政に関してお聞きをしますけれども、当間部長も今回限りでどこかへ行ってしまうということで私自身も焦っているんですね、この件に関しては。これは昨年6月からお話を申し上げているんですけれども、もちろん下水道は流域の末端市町村は3分の2までが基準どおりだというのは重々承知してはいるんですが、読谷村の処理場が始まった期間がかなり浅い

というふうに思っているんですね。伊佐浜の処理場ができました。ところが読谷村はキャパが少ないので待ってもらったというような経緯があるわけですよ。そして沖縄市にできた、そこから分水しながらやっとできた。期間がまだ短いものですから、やはりそこはどう対応していくかというような早急な負担もできないということです、この辺は県にぜひお願いしたいというようなことで、その交付対象範囲への要請を後押ししていただきたいというのが実情、本音だと思うんですが、改めてその辺いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 読谷村に聞いたところ、財政が厳しいために下水道の面整備が計画どおりに進んでないと。それで読谷村としては、返還地区の整備を優先しているために肝心の北部の整備が進まないという状況でございます。それとあと、読谷村では私たちからもいろいろ今回調整した結果、今年度より条例を制定して単独浄化槽から合併浄化槽に変更して村から補助金も出すと聞いておりますので、そういう短期的な対応もしながら私たちとしてはぜひ読谷村がそういう地区の整備ができるようにいろんな支援の相談を受けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 短期的な整備というのはもちろんなんですけれども、もう一つは3分の2まで設置面積あるいは水量の面積、基準どおりではあるんですが、もう一つその基準の中、その交付対象範囲の中には、以前も申し上げましたけれども、湖沼水質保全特別措置法というのがあってですね。その長田川は取水河川であるんだと。その上流に処理した下水を放流する。そしてその取水河川である長田川に放流されているわけですから、この辺はその湖沼水質保全特別措置法の中で規定をしっかりとしているわけですから、その交付対象範囲として該当するんじゃないのかなというふうなことを思っているんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○土木建築部長（当間清勝君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後7時58分休憩

午後7時59分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 議員おっしゃった下水の放流の意味ですけれども、処理場の放流水を水道の取水口の上流に放流するということでありますので、今回伊佐浜処理区の放流先は長田川ではなく、宜

野湾の西海岸であるということでその適用はできないということとなっております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 では違う見地から、その処理した水が放流というような考え方だということですが、それでは現状は、実はここにどういうふうな状態でこの下水が長田川に注いでいるかということをして……（資料を掲示） 前にも申し上げましたけれども、この今整備されている3分の2というのがこの地点ですね。これから知っていただきたいというのがこの喜名地点なんですよ。この喜名地点から国道暗渠等を通じてこの東側の弾薬庫の黙認耕作を通じて比謝橋その長田川に注いでいるわけなんです、あの箇所を点々と下水を見てどのような経路で伝っていくかということを印してあるんですけれども、もちろんこれは自然わき水によって希釈あるいは自然の草木によってある程度は浄化されてここまでたどり着くわけなんです、それにしても整備を急がないといけないなという思いがするんです。これが読谷村だけの問題ではないと思うんですよ。この長田川から取水している——もちろん水質には異常なく取水はしていると言っているんですが、企業局長、この長田川から取水をしている、そしてそれを生活に供給している市町村はどちらとどちらでしょうか、御存じですか。

○議長（喜納昌春君） 企業局長。

○企業局長（兼島 規君） 手元にちょっと資料がありませんけれども、この長田川から取水したものは北谷浄水場のほうに行っていると思いますので、北谷浄水場管内の市町村、沖縄市であるとか、嘉手納町であるとか、読谷村等々が恩恵を受けていると思います。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 その長田川から取水された水はヤンバルから来た水とブレンドして、もちろん北谷の浄水場で浄化されるわけなんですけれども、こちらが北谷、沖縄市の一部、そして北中城、宜野湾、浦添、那覇ということで供給をされているようなんですよ。ですから、ここの部分は読谷だけの問題ではなくて、今申し上げた市町村が飲んでいるわけですから、ぜひともこの辺の整備については近々に行って、もちろん部長がおっしゃったように村との調整の中で緊急的にやっているということではあります、現在今申し上げたとおり、読谷飛行場跡地の利用でどんどんお金が向こうに行ってしまうということで、この辺についてはぜひお願いしたいんだと再度そのようなことを申し上げているんですが、いかがですか。検討の予定はないですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 議員が最初におっしゃったように、読谷村が流域に入ったのがおくれたと。ただし、その流域の中でもほかの市町村がその間に負担していて公平な形にはなっております。ただし、先ほど言ったように一括交付金の中で沖縄の特殊性、特に先ほど言ったように米軍の返還跡地のほうに集中的に読谷村は対応しているという、そういう特殊事情を含めて一括交付金の中で何とか県ができないものかという下水道課のほうでも知恵をめぐらせたいんですけども、やはりこの下水道の整備というのは必ずしも沖縄特有の問題ではない、むしろ返還跡地という特有の問題がありますけれども、そういった中で今短期的な対応しか方法がないんですけれども、研究課題と

いうことで今後引き続きいろいろ支援策を検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 よろしく支援策を考えて講じていただきたいというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、7月9日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後8時4分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 上 原 章

会議録署名議員 新 田 宜 明

平成24年 7 月 9 日

平成 24 年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 6 号）

平成24年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

平成24年7月9日（月曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第6号

平成24年7月9日（月曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 乙第1号議案から乙第28号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 乙第1号議案から乙第28号議案まで

- 乙第1号議案 沖縄県知事の給与の特例に関する条例
- 乙第2号議案 沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例
- 乙第5号議案 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例
- 乙第7号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県がん対策推進条例
- 乙第11号議案 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第14号議案 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
- 乙第15号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 工事請負契約について
- 乙第17号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第18号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第19号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第20号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第21号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第22号議案 損害賠償額の決定について
- 乙第23号議案 指定管理者の指定について
- 乙第24号議案 那覇市の中核市指定に係る申出の同意について
- 乙第25号議案 県道の路線の廃止について
- 乙第26号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
- 乙第27号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
- 乙第28号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

出席議員（48名）

議長	喜納昌春	君
副議長	浦崎唯昭	君
1 番	上原章	君
2 番	砂川利勝	君
3 番	具志堅透	君
4 番	又吉清義	君
5 番	末松文信	君
6 番	儀間光秀	君
7 番	新田宜明	君
8 番	仲村未央	さん
9 番	玉城満	君
10 番	西銘純恵	さん
11 番	比嘉京子	さん
12 番	吉田勝廣	君
13 番	島袋大	君
14 番	中川京貴	君
15 番	桑江朝千夫	君
16 番	座喜味一幸	君
17 番	呉屋宏	君
18 番	仲宗根悟	君
19 番	崎山嗣幸	君
20 番	山内末子	さん
21 番	瑞慶覧功	君
22 番	渡久地修	君

23 番	大城一馬	君
24 番	嶺井光	君
25 番	前島明男	君
26 番	照屋守之	君
27 番	新垣良俊	君
28 番	仲田弘毅	君
29 番	新垣安弘	君
30 番	當間盛夫	君
31 番	照屋大河	君
32 番	狩俣信子	さん
33 番	赤嶺昇	君
34 番	新垣清涼	君
35 番	前田政明	君
37 番	金城勉	君
38 番	糸洲朝則	君
39 番	翁長政俊	君
41 番	新垣哲司	君
42 番	具志孝助	君
43 番	新里米吉	君
44 番	高嶺善伸	君
45 番	奥平一夫	君
46 番	玉城義和	君
47 番	玉城ノブ子	さん
48 番	嘉陽宗儀	君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多	君
副知事	上原良幸	君
副知事	与世田兼稔	君
知事公室長	又吉進	君
総務部長	川上好久	君
企画部長	謝花喜一郎	君
環境生活部長	下地寛	君
福祉保健部長	崎山八郎	君
農林水産部長	知念武	君
商工労働部長	平良敏昭	君
文化観光部長	平田大一	君
スポーツ部長	当間清勝	君
土木建築部長	兼島規	君
企業局長	伊江朝次	君
病院事業局長		

会計管理者	真栄城香代子	さん
知事公室	新城清	君
秘書広報統括官		
総務部	仲本朝久	君
財政統括官	新垣和歌子	さん
教育委員会委員	新城浩	君
教育長	幸喜徳子	さん
公安委員会		
委員長	村田隆	君
警察本部	平良宗秀	君
労働委員会		
事務局	岩井健一	君
人事委員会	又吉春三	君
事務局		
代表監査委員		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 局長	嘉陽安昭	君
次長	鉢嶺元	君
議事課 長	平田善則	君

課長 補佐	上原貴志	君
主幹	佐久田隆	君
主査	嘉陽孝	君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

7月6日、知事から、お手元に配付いたしました議案3件の提出がありました。

また、6月22日から7月4日までに受理いたしました陳情20件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

〔陳情文書表 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、乙第1号議案から乙第28号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及ばない議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん おはようございます。

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

1点目、オスプレイ配備計画について知事の政治姿勢を伺います。

2点目、県民所得の向上と経済・産業政策について。

(1)、県民所得全国中位の知事公約は、達成時期をいつと想定したものか伺います。

(2)、入域観光客数と県民所得の関係、「1000万人誘致」を設定目標とした理由を伺います。

(3)、製造業の振興について課題と展望を伺います。特区の実績、「専ら」要件の緩和などについて伺います。

(4)、特区内の賃貸工場に入居するある企業は、開業から1年を待たず、給料の遅払いで労働基準監督署からは是正勧告を受け、地域人材育成事業の助成を受けているにもかかわらず退職者が後を絶たないとの指摘があります。実態を把握しているのか伺います。入居に当たっての審査、その後の企業支援や指導のあり方についても対応を伺います。

3番目、大変恐縮ですが、次回にさせてください。時間の都合上、申しわけございませんが削除します。

4点目、識名トンネル工事の虚偽契約について、県は違法と認識しているのか伺います。

5点目、学校編成整備計画における沖縄水産高校再編について最新の方針を伺います。

6点目、国営首里城公園の県移管にあっては、有料施設を保有する都市再生機構の収益の取り扱い、これを含めた公園管理全体の収支を見通す必要があります。

す。URや海洋博記念公園管理財団及び国との協議について方向性を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

仲村未央議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、オスプレイ配備計画についての御質問にお答えをいたします。

オスプレイは、墜落事故が発生しており県民が不安を抱いております。県といたしましては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り配備には反対であります。渉外知事会や軍転協でも配備見直しを要請してまいります。

今後とも、さまざまな機会を活用して直接政府に対し配備反対を求めてまいる所存でございます。

次に、県民所得の向上と経済・産業政策についての中で、県民所得全国中位の想定時期についての御質問にお答えいたします。

県民所得を全国中位にする時期は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の目標年次であります平成33年度をめどといたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 県民所得の向上と経済・産業政策についての中、入域観光客数と県民所得の関係、1000万人を目標とした理由についてお答えいたします。

沖縄県が平成22年度に実施しました「観光統計実態調査」によると、観光消費による県内への経済波及効果は6616億円、付加価値効果は3383億円で、県内総生産の9.1%に相当しております。

入域観光客数の増加は、観光消費として幅広く関連産業の売り上げを拡大し、さらに企業の利潤や雇用者の賃金として県民所得の増大に貢献をしております。

入域観光客数の目標値につきましては、国内外の市場や観光客の動向から推計するとともに、今後の新石垣空港や国際線ターミナル、那覇空港の滑走路増設など交通インフラ及び航空路線の動向等を踏まえつつ、観光客誘致強化などの施策展開を総合的に勘案し設定をしているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○**商工労働部長（平良敏昭君）** 県民所得の向上と経済・産業政策についての御質問の中で、製造業の振興における課題と展望、特区の実績、「専ら」要件の緩和等についてお答えいたします。

製造業は、県内自給率の向上、雇用の創出など経済波及効果が大きいことから、その振興は極めて重要であると考えております。しかしながら、離島県であることによる市場規模の狭隘さや物流コストなど構造的な不利性があることに加え、中小零細性に起因する企業経営基盤の脆弱さ、技術集積の不足など多くの課題を抱えております。

こうした中、旧特自貿地域には、産業用製造装置や高付加価値部材の製造等これまで本県にはなかった新たな分野の企業が34社立地し、本県の産業振興や雇用創出に一定の成果を上げております。

今回の沖振法の改正により、旧自貿と旧特自貿を発展的に統合した国際物流拠点産業集積地域制度が創設され、1つ目に、法人課税所得の控除率が現行35%から40%に拡充されたことにより、実効税率が約19%に引き下げられたこと、2つ目に、「専ら」要件の緩和については、特区外事業所の設置が一部可能となりました。

県としては、物づくりに不可欠な金型を初めとする高度な基盤技術を有するサポーティング産業の集積もあわせて県内企業の技術力の向上や人材育成を促進するほか、那覇空港における全日空の国際物流ハブ機能を活用した販路開拓など、長期的な視点に立って製造業の振興に取り組んでまいります。

次に、特自貿立地企業の実態把握と入居審査や支援についてお答えいたします。

旧特別自由貿易地域内の賃貸工場に入居を希望する企業については、「賃貸工場入居募集要綱」等に基づき、その経営状況の堅実性、計画の確実性などを精査し、部内選考委員会で審査の上、入居を決定しております。

また、入居後も県が地域内に設置したサポートセンターにおいて立地企業の相談等に対応しておりますが、順調に業績を伸ばす企業がある一方で、当初の計画が思うように進捗していない企業もあります。

議員御質問の企業については、経営状況が厳しいことは聞き及んでおりましたが、今回、責任者に確認したところ、数回にわたりおおむね10日間の給料遅払いが生じ、労基署の指導を受けたとのことであります。

県としましては、今後とも立地企業の事業計画や経営状況等の把握に努めるとともに、関係機関と連携し、操業の支援や雇用の安定確保に向け必要な対策を講じ

てまいる考えであります。

以上でございます。

○**議長（喜納昌春君）** 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○**土木建築部長（当間清勝君）** 識名トンネル工事における契約の違法性の認識についてお答えいたします。

県としては、識名トンネル新設工事について、真地久茂地線改良事業の一部として国庫補助金を申請し、送水管沈下対策工等も一連の工事として施工したものであります。その際、変更協議が難航したが、本トンネル工事の特殊性から、安全性、経済性を考慮し早期完成を図るため、沈下対策工等を新たな追加工事としてやむを得ず別途随意契約を締結したものであり、補助事業の対象であると考えておりました。このように、送水管沈下対策工等も一連の工事であることから補助事業の対象であると考えていたものであり、不適切な経理処理ではあったものの、法令に違反して国庫補助金を詐取するというような意図は全くありませんでした。

次に、国営首里城公園の県移管について、国との協議の方向性についてお答えいたします。

首里城公園の首里城等の主要施設の県への移譲については、総理の御発言を受け、内閣府、沖縄総合事務局、国土交通省、沖縄県、都市再生機構の5関係機関で設立する連絡調整のための会議を開催することとしております。

県としては、その会議の場において、移譲の方法や諸費用の対応方針などについて財政負担などの課題や問題点を整理した上で、望ましい移譲のあり方を協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○**議長（喜納昌春君）** 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○**教育長（大城 浩君）** 学校編成整備計画における沖縄水産高校再編についての御質問で、南部工業高校と沖縄水産高校の統合についてお答えいたします。

3月28日に県教育委員会会議におきまして決定いたしました県立高等学校編成整備計画では、南部工業高校と沖縄水産高校を統合し、平成27年度開校を予定しております。学科の編成や教育課程につきましては、県立学校整備準備委員会で調整することとしております。また、現在の水産に関する学科の機能は保持することとし、校名については、必要であれば校名検討委員会で議論することになります。

今後、必要に応じて説明・意見交換を実施し、理解

を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは、まず識名トンネルの問題からお尋ねいたします。

まず、事後契約によって進めてよいという、そういった工事があるのかどうか。その際、もしあるとすれば、その法的根拠もあわせてお示しいただけますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 事後契約において工事を進めてもよいという法律はないです。ただし、災害等の場合は緊急な対応が必要ですので、そういった場合は、国のほうで施越工事というのがあって、そういう手続を経て、災害等の場合は工事を実施しております。今回の場合は、通常の工事であった場合は、本体通常当初契約した分の精算変更という形の工事請負金額の変更は工事請負書に定められておりますので、それは法律に基づいて通常の契約の場合は変更契約という形はございます。しかしながら、今回はやむを得ず特殊な財政を確保するための事情として、県としては工期は本体工事と重なっているということでやむを得ず随意契約をしたものでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 新規であれ変更であれ、契約が行われない中、つまり事後契約で進めてよいという法律は一つもない、そうですね。そういう中において当時、今回のこの識名にかかわる虚偽の契約に当たって、その中においてそのことが不適切だと、これが法に抵触するという認識がだれひとりなかったのはなぜですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 今回の問題が発生して、南部土木事務所から本庁に協議がありまして、土木整備統括監及び土木建築部長まで調整して、その随意契約についてはやむを得ない形だということで特別な事情があるという形で、本庁としてもそれについてはやむを得ないものということで了承しました。

しかしながら、そのときに工期については——言いわけにはなるんですけども——そのとき本庁としては、まだ工事は幾らか継続しており、まだ繰り越し等も手続もあるということで、幾分調整はできるんじゃないかということもあって、工期についてはチェック

しておりませんでした。しかしながら、第三者委員会及び行政考査の総括にもあったように、工期の設定は土木事務所のほうに一任されておりますが、担当職員は、工期は不適切かもしれないが、トンネル工事との一連の工事であったことから、本体工事の工期内であったことから問題はないんじゃないかという形で、一応工期の設定を処理した状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん もう一度、質問に的確に答えていただきたいです。

私が聞いているのは、いかなる工事であっても契約に先んじて工事をすることはできない。そして、それがいかなる事情があったときにはやってもいいですよという法律はないわけですよ。そうですね。それは、先ほど部長が答弁したとおりです。そういうときにおいて、県庁の中でこの契約が事後契約であり、工事に先行してこのような、しかも虚偽に基づく契約によって工事をするのはおかしいんじゃないかという指摘がだれひとりからも出なかったんですかと聞いているわけですよ。

○土木建築部長（当間清勝君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時27分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 本庁として、だれひとりそれをチェックできなかったかということであります。しかしながら、それは通常年度末の契約、第4半期の契約の場合、通常繰り越しとかそういったものも含めて大体決裁するものですから、そういった事務処理上でそこまで確認ができなかった。それはもう再発防止策の中でしっかりチェック体制をやっていきます。

もう一点は、やはり現場指示で施工していただいたその工事に関してやはり支払わなければいけないと、そういう状況で土木事務所としては支払うために、変更契約ではどうしても47.2%の請負比率がかかるということで、そこを協議した上でやむを得ずそういう形になっています。

そしてもう一点、第三者委員会でも最後の結びの中で、万が一そういった工事をやった場合に、補助金適正化法の中でいかにして工事費用を捻出するか、そういったものに関しては今後とも国土交通省を含めて関係機関でしっかり議論すべきだということで結ばれております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 人の意見を聞いているんじゃないんですね。県庁内でだれもその事後契約がおかしいなという指摘はなかったですかと。本庁でとは言っていないよ、県庁内でと言っているんです。組織の全体の中でだれひとりとして。

聞きますが、補助金を増額変更するために工期を偽装した契約の事実を知っていたのは、当時だれですか。名前は言わなくていいですが、その役職名でだれとだれがその工期の偽装の契約について知っていたのかお尋ねします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 南部土木事務所の所長以下、関係した職員でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 南部土木事務所長以下ですか。本庁サイドにはその契約の工期の設定が虚偽であるという事実を知っていた人は一人もいませんでしたか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 決裁上はそれを決裁しておりますので、形上はそれを承認している形ではございますが、実際先ほど申し述べたように、年度末の工事の場合はそういう繰り越しとかそういったいろんな中で手続をしていくものですから、そういった決裁の中ではそこまでチェックする体制が整えられておりませんでした。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 非常に理解しがたい。年度末にこんな工事ができるのかというその目線も持てないような本庁の決裁のあり方にまず非常に疑問はありますが、それを今部長が言うとおりにして置いておいたとしても、先ほど南部土木事務所長以下職員、関係した方は知っていたという中において、そのうちのだれも違法だと思わなかったということに戻りますが、これはだれひとりもその法を知らなかった。法に対する無知でそのことをだれひとり気づけなかったという意味ですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 補助金適正化法自体は、しっかり補助金を申請してそれを年度内に、その工期内に終わらすと、そういった補助金適正化法自体の原則は知っておりましたが、こういった変更に係る分の対応について、そこまで確認をできなかったのは事実でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん これは驚くべき発言ですね。原則

は知っていたけれども、契約の変更においては、その変更契約が事後に行われていいのかどうか、その法に対する認識が乏しかったということですか。今の部長の発言は本当にそのように理解をしてよろしいんですか。私は、法に対する無知でこのことを気づけなかったというふうには思わない、むしろ。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 一般的な工事の場合は、ある程度工期の間に精算変更して、きれいに数量を固めた上で金額を一回で設計変更いたします。そういった中でやっているものですから、今回の場合は、やはり現場指示で施行していただいた工事に関して精算をするという方法で、やはりトンネルの安全性の問題、あとは低入札の問題でそういった形にならざるを得ないということで土木事務所からそういった相談があって、ただし工期については少し双方食い違いがあったというのは事実でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 先ほど来、やむを得ないという事情のことばかりを言っているんですが、やむを得ない事情があっても契約が事後になってはいけないというのが法なんですよ。こういった事情がある場合には、工期を後で偽ってもいいですよということではないですということが前提の確認なんです。その中で、先ほど来、これについてだれも気づけなかったとすれば、むしろこれは慣例になっていたんじゃないですか。慣例になっていたから、よくあることだったから、不適切だとは知っていたけれどもやむを得なかった。そういうふうに見えますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 決して慣例ではなくて、5カ年間の県庁全体でそういった調査を実施しました。土木建築部においては2件こういった事例がございまして、ダムの電源開発に雷が落ちたやむを得ない緊急事態と産業廃棄物の処理の関係で、2件は同じような特殊な事情でそういった事例がございましたが、県としては、5年間全体で調査した中でもそういった事例はありませんので、決してそういうことはありません。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 皆さんのやむを得なかったというのは、もちろん契約がないのに工事をしてはいけない

ということは当然原則として知ってはいたけれども、ちょっとぐらいそれからずれても、こういう工事がとめられない事情があったのでやむを得なかったというふうに言っているにすぎないんですよ。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時35分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 工事において、精算変更というのはしっかり法律で認められておりますので、そういった精算変更をする方法で県としては一生懸命頑張ってきたんですけれども、どうしても最後の業者との協議でそれが合意できなかったということで今回そういう事態になった状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん だから、最初で確認しましたでしょう。業者との協議が整わなかった云々、いかなる事情があっても工事が契約に先行して行われていいという法的な根拠があれば示してくださいと言ったわけですよ。ないわけでしょう。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（川上好久君） この識名トンネル問題でございますけれども、これにつきましては第三者委員会、これは昨年末から2月にかけて、そしてまた、総務部のほうでも3月から5月にかけてその原因・背景、それから再発防止策について検討してまいりました。この間、結論的に申し上げますと、今回こういうふうな事案が発生をしたその背景といたしますか、原因といたしますか、1つは、このトンネル工事が極めて特殊な工事だったということが一つあると思います。これは県の行政考査の中でも報告がございますけれども、市街地の中のトンネル、そして土かぶり40メートル、その上にはマンションとか住宅、アパート、そしてまた路線バスが走り回っている。そういうトンネル崩落の不安を抱えながら、職員は3名張りつけられておりました。従事した職員は、いずれもトンネルは初めて。そういうふうな中で、彼らにとってやはり工事の安全性というふうなもの、それをいかに確保するかというのが大きな課題だったと、彼らはそう話をしております。

一方で、この工事は47.3%、非常に低い、極めて低

い低落率。そしてまた、もう一つ根本的な問題は、追加工事が発生したときに、じゃ、どのように折り合いをつけるか、そのことが話し合われてない。そういう中で、この工期は、トンネルの掘削工事はおおむねあと1年間。そういう中で職員が一生懸命作業をしたわけですが、最終的に工事費が——これは平成20年11月の段階ですけれども——10億円を超える追加工事が発生し、これをどう処理をするのか。その中で、やはり今言われているように、補助事業としてはなかなかそれは整理することはやはり難しかっただろうというふうに考えております。そういう意味では、その時点において財源の確認を含めて、どのような財源を使うか含めて検討すべき事案だというふうに思っております。

そういう意味合いにおきましては、職員の張りつけの段階、その状況、そして本庁からのバックアップの体制、そしてまた現場に事業執行を一任してしまう体質、さまざまなものが今回のトンネル事件の中にはあるというふうに考えております。

したがって、もちろん職員が工期というふうなものを実際のものと異なる形で契約を交わした、これは非常に大きな問題でございます。今回、我々が第三者委員会も含めて整理をした発生原因というのは、結局1つは、その関係職員の法令に対する甘い考え方、これが一つあったらと思います。そしてもう一つは、工事の発注の仕方。低落率にもかかわらず、その追加工事が予見されるにもかかわらず、それをどうするかというものが整理されていなかったこと。そしてまた、工事の監督、現場を中心としたやり方、本庁のバックアップがない、あるいはまた、土木事務所の上司のバックアップがない、そういう中で進められたというふうな問題、そしてまた組織・権限上の問題とか、さまざまな問題がこの問題には絡んでいると、そういうふうなことを御説明申し上げたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 私が聞いているのは、契約がない中で工事が行われていいという根拠は何ですかと、この1点だけ聞いているんですね。あれこれ聞いていないですよ。これに最初からそうですと言いながら、何かその後いろんな理由を、その経過を言っているが、私はそこは聞いていないんですね。

沖縄県は、工事を続行するために、その非常に緊急性、特殊性が高いときには事後契約でもやむを得ないというそういった認識に立つから、国に不服申し立てをするんですよ、その認識に立つから。いかなる事態であっても事後契約はないんだという認識に立てば、

国に不服申し立てなんてする根拠はないんですよ。だから、さっきから根拠を示してくださいと言っているんですよ。

もし契約前の工事について、緊急性、極めて高い特殊性、これがあるときにはやっていいよとも国が許したとしたら、国は途端に国民からその根拠を問われますよ、国が。なぜそれが許されるのかと、どの法に基づいて許されるのか。いかがですか、副知事。そして、どの程度の緊急性だったらやっていいんですか、事後契約は。その判断も国に求められます。

それから、工事は実際に行われてトンネルは県民に供用されたんだから、だからやっていいんですかと聞かれますよ。だれかがポケットに個人的に入れたものでなければ、事後契約であっても工事はやっていいと、そういうことを皆さんは立証できますか。それを言っているんですよ。事後契約でやっていい根拠は何ですかと。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時46分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 通常、こういった緊急な場合は施越工事というのがあるということで先ほど申し述べました。ただし、今回の場合は、私たちは国土交通省まで調整に行ったんですけれども、施越工事的な事業ではないし、その手続を踏まれてないということで、今回はそういう事例に当たらないということとは申し述べられました。

今回、私たち行政考査の中でしっかり検証していただいたのは、やはりこういった場面においては、現場指示をした工事に関して支払うためには、やはりそういう中においては県費の活用を考えるべきだったという反省をしています。

ただし申し述べたいのは、先ほど申し述べましたが、第三者委員会の最後の結びの中でも、やはりそういったトンネル工事みたいな特殊なもの、低入札とか特殊なものである場合は、契約金額を超えて進捗した場合はどのような適切な対応がとれるか、それは今後も総合事務局や国土交通省、関係機関と協議を重ねる必要があると結ばれております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 本当に手続のイロハ、そこを踏まえてなかったというこの一点に尽きるんですね。その後、皆さんはいろんなことを言って、やむを得なかったやむを得なかったと言って、そのことを正当化する

ばかりにこの議会の答弁時間を割いてきていますが、本当に契約は新規であれ変更であれ、それは工事に先行するんだというこんな行政のイロハも踏まえられずに、県の行政は大丈夫ですか、知事。本当にイロハのイロハじゃないですか。このことに組織としてだれも気づけない、指摘もできない中において、当然これは不適切な処理だと自覚していたから、やむを得なかったという言葉が出てくるんじゃないですか。そこに対する反省が全くないから、こういうふうに何度も何度も、3回にわたってもう定例会も過ぎていますが、全くその真相の究明に至っていないというのはその指摘ですよ。知事、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（川上好久君） お答えいたします。

今の議員の御質問でございますけれども、真相解明につきましては、これは平成23年11月から……

○仲村 未央さん 部長、済みません。知事じゃなければ答弁は特に要りませんので、今の質問に対しては。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 知事にもう一度聞きますが、今、本当に手続のイロハについて、契約が事後であったことがこういった返還にまで発展したというこの問題の原因は、まさにこの法に対する全く認識の乏しさ、法を守るという契約があってこそ初めて工事ができるんだというその決定的な最初のイロハを欠いていたというこのことです。これについて見解がないのか。しかも、これは突然こんな事態が起こったんじゃないですよ、何も。当初から工法の変更が起きたり、その後追加工事も必要になった、夜間工事でもできなくなった。それから、工事費の増額があると協議の申し入れが業者からあったんでしょう。それも5カ月放置。3回にもわたっていますよね。それに向き合わず工事を続行し続けて、やっと協議に入った時点で幾ら予算がオーバーしているかもわからない、こういう状況の中でいよいよ皆さんは公文書をまさにつくって、この契約の予算伺いをし、偽装の工期に基づいて一つ一つ執行も伺った。建設工事の請負契約書も交わした。そして、さらにはこれに基づいて国庫補助の申請をする。そして、そういつて工事は完了しましたよという報告書も作成する。こういう中において、今まさに問われているんじゃないですか。結果として、この公文書、これが今言われるような偽造公文書の作成、その罪に

今要件があるのかどうか問われているんですよ。

県警に聞きますが、公文書の作成をめぐる、偽造公文書作成罪というのがありますが、これはどういった罪ですか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） お尋ねの虚偽公文書作成というのは刑法の156条の規定でありますけれども、これは、公務員が、その職務に関しまして、行使の目的で虚偽の文書もしくは図画を作成、または文書もしくは図画を変造することによって成立をいたします。印章や署名の有無によって処罰が異なっております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 今、県がどんなにそういった自分たちの理屈によって、いろんな事情があったからやむを得なかったんだという理屈に立って不服申し立てしようが、その自信があるんだたらどうぞ裁判してください。お金は返して、不服申し立てはする。不服申し立てして、それは却下されたかと思ったら、今度はそれに応訴もしない。法的根拠を持ち合わないまま、皆さんはやむを得なかった事情ばかりを話しているんですよ。法的にどうだったかというその手続要件を欠いていたんでしょうと、国はそれを言うしかないんですね、法治国家だから。非常に単純明快ですよ。このことについて、今まさに妥協がないそういった厳格な対応を国が求めざるを得ないのは、むしろそのことを皆さんが正当化している理屈を裏づける法的根拠も、手続上の根拠も何も正当性がないからなんですよ。知事、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） まず、不服申し立ては裁判手続ではなくて、補助金適正化法に基づいて御意見を確認するという手続です、まず第1番目に。そして、補助金適正化法の中で、いわば行政的な裁量の幅というのが大きいものですから、私どもの内容的な実情も含めて返還されるべき金額というのをもうちょっと御検討いただけないかと。さらには、悪意の受益者という点で金利がついておりますけれども、今一連の手続の中において、いわば私どもは仕事としてきちんとしているし、補助金がいだけるという誤解もあったんですけども、そういう点についていわば見直しをして、悪意の受益者としての年5%の金利、これは除外

していただけるんじゃないですかと。こういう意味での行政的な配慮を求めて、あるいは見直しをしていたきたいという趣旨で不服申し立てをしたわけです。

ですから、これが却下になって、もちろんその次には内閣府に意見を申し上げるとこういう手続もありますけれども、やはり基本的には会計検査院の指摘もあるし、そして私どもが今言われているように、補助金適正化法に基づいた手続に基づく補助金の申請をしていないと、こういう点についてはもう棄却決定が出ている以上、これはもう受け入れた上で、後は基本的に言うところ第三者委員会、行政考査等で御指摘のような、いわば今後このような問題が二度と起こらないようにするにはどうすればよろしいかと、こういうことを徹底して議論し、そして検証して、いわば公務員に対する教育等も含めた手続を全部今やり直しをしていると。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 本当に二重三重に、この期に及んでこの答弁ですかと、副知事。やむを得ないという今皆さんがおっしゃるような主張が、本当に何らかの合理性を持つのであれば、法的根拠に立てるのであれば、何で国はこんなに補助金返還とか、皆さんの不服申し立て却下を行ったり、そして刑事告発までするんですか。もし、本当にそのやむを得ないという主張の正当性に自信があるんだたら、何もみすみすお金を払わないで、どうぞ裁判で戦ったらどうですか。そんなに裁量の大きい余地がある今回の件について、本当に事後契約によって進めたやむを得ない事情、これが立証できる、特殊性があるときには契約は後にしても構わないんだという、そのやむを得なさが皆さんが本当に自信を持って立証できるのであれば、どうぞ国を訴えるなりしてやったらいいんですよ。何を研修で教えているんですか。やむを得ないときには事後契約でも構わないときもあるけれども、今回のように国から指摘されることもあるから気をつけなさいと教えているんですか。

○議長（喜納昌春君） 与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） 先ほど申し上げましたように、国を相手取って裁判ができるというそういう手続として予定されていないと。ただできるのは、要するに国が補助事業として認定したものについてだけ補助金を上げるんですよ。この手続に違反している、それで補助金の交付決定を取り消して返還命令を受けただんですね。返還命令を受けましたので、これは基本的に言うところ税金の返還命令と基本的に同じですので、

私どもとしては国にたちまちすぐお支払いしました。支払いがおけると金利がどんどんますますふえていきますのでお支払いしました。支払いはしましたが、沖縄県としての言い分として、ぜひ見直しと御再考をお願いできませんかとこういう意見を上申をしたということだけでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 補助金手続に違反をしているこの事実を、正面から皆さんが手続を欠いたというこの部分に立脚して整理をしない限り再発防止はできないと思いますよ。いつだって何だっていろんな理由が、事情がある。そういう背景があっても、なお契約というのは、この議会の手続も含めて素通りするんじゃないくて、隠すんじゃないくて、そのことをきちんと契約してから進めなさいというこの原則、これについて今どんな理由も見出せないのに、ここまで皆さんはやむを得ないということを、本当にきょうのきょうまでこういうふうに言い続けるということであれば、全く今の段階での原因究明とか検証ということに私たちは議会として理解が及ばないんですよ。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時1分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（川上好久君） お答えいたします。

契約が事後契約になっていること、それからまた工期が実際と異なっている、それはそのとおりで、このことについては深く反省をしなきゃいけないと。そのことに立って行政審査も進めてまいりました。その中で、やはり同問題が発生した原因の背景として一番大きいのは、やはり関係職員の法令等に対する安易な考え方があったこと、そのことは行政審査、それからまた第三者委員会の中でも強く指摘をされています。

一方で、やはりこの工事はまた非常に特殊な工事であったというふうなこともありまして、追加工事の工事費の取り組みが欠落をしている。これもある意味、組織内における危機管理の問題としてあろうかと思えます。そしてまた、現場で必要な手続が不十分であったこと、そして、管理者も十分な事情を把握をしていなかったこと、そして本庁職員がなかなか適切な関与をされていなかったこと等を含めて、それは行政審査の中で指摘をしております。そしてまた、組織体制、権限に対する問題とかそういうものを含めて、今後その再発防止について県としては徹底的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん この手続をまず手続として単なる手続だというふうに置いて、その手続を踏まえられない事情はこうこうだったんだとその弁明に終始する間は、私は、今回の問題解決、再発防止できないというふうに本当にきょう深く思いました。そして、今県警の対応がどうであれ、先ほど偽造公文書の立件も視野に入れて捜査をしているという話ですが、こういう中にあっても、その対応がいかにあっても、私は、議会においてはやっぱり百条委員会、これは本当に設置する必要があるなということを改めて感じましたので、議会の中でそういう対応を求めていきたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時3分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○仲村 未央さん それから、今の件、知事は一言も答弁なかったですが、みずからその処分をした、その処分の可罰性というか、何によってその職員を処分しなければいけなかったのか、そのことについて先ほど来私が指摘するような違反行為がないとすれば、皆さんの立脚する視点に立ったら、何でそのことを処分したのかということも問われますので、その点についてお答えください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時5分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 基本的に多額の国庫補助金を返還せざるを得なかったということに対して不適正な経理処理があった、そして工事の進捗管理といいですか、そこが十分じゃなかったなどなどで——これは、私、コメントを前回させていただいたんですが、そういうことで県民に御迷惑かけたと、そういうことで先ほど申し上げた主としてその2点で非違行為があったということを認めて処分をしたわけです。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは、自由貿易地域内（特別自貿）の中における一つの企業の例を先ほど部長にお示しいただきましたが、これは異例のことであるとは信じたいんですけども、実際には行政からの助成の切れ目、いろんな基金を活用した助成の切れ目が雇用の切れ目になってしまっただけではその雇用基金の活用の実

績も問われるし、また、その入居企業は基本的に県が経営計画を審査して入居させているという意味では、非常にその信用も持っているわけですね。だから、金融機関からも借り入れやすいというそういったメリットも信用として持っているわけですよ。そういう中において県の審査のあり方、あるいは継続的な支援のあり方に課題がないかどうか。

それから、今20名いた社員が1年でもう半分以下に減っていく、人材育成事業の切れ目に当たって、その企業が滞るというようなことがあれば非常に事態は深刻かなと思うんですが、そこら辺もう少し県の対応をお尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） お答えいたします。

議員御指摘のとおりでございます。県の審査委員会でその事業の堅実性とか資金調達の確実性とか、こういうのを全部審査した上で入居決定ということをするわけですね。中には、残念ながら事業を経営していく中でなかなか当初の計画どおりいかないということで今回の事態、私どもも以前よりそういう情報等入手しておりまして、聞き取り等もやってきました。今回議員の御質問もあってまた再度呼んで聞き取りをやったわけですが、御指摘のとおりうるま市の人材育成事業とかいろんなものを活用して、従業員の約半数近くは、またこれから退職を含めた半数ぐらいに及ぶという事実も確認しております。ですから、私どもとしては、現地に設置しているサポートセンターとうるま市と連携して、こういう企業について事前に情報を入手して、どういう対応ができるか今後とも立地企業のサポートを全面的にやって、その従業員の解雇に至らないような取り組みをやっていきたいと考えております。

○仲村 未央さん ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 おはようございます。民主党の新垣です。

6月から居室が5階から6階へと上がりまして、本会議場の席が左の端から真ん中より少し右寄りになってしまいました。居心地は悪くはありません。しかし、これ以上右に行くことはないと思うんですが。そういうわけでもないんですが、質問も提案も少し右寄りになるかもしれません。

それでは早速ですが、通告に従い一般質問を行います。

初めに、安全保障と基地問題について伺います。

(1)、日米両政府は、普天間飛行場の県外移設やオスプレイ配備中止の要請に対してこたえようとしません。今後、我が国の安全保障政策における沖縄の負担について、県民の要望を反映させる効果ある取り組みについて知事の見解をお聞かせください。

(2)、4月から地域安全政策課がスタートしておりますが、どのような取り組みがなされているのか伺います。

(3)、尖閣諸島と尖閣諸島をめぐっての日中の対立について知事の見解を伺います。

(4)、南西諸島への防衛力強化を進める政府の方針についての知事の見解を伺います。

2番目に、海洋資源の活用について伺います。

(1)、久米島の海洋深層水施設に取水管の増設が必要ではないでしょうか。

(2)、温度差発電の実証実験の中で、深層水に含まれているリチウムなどの資源を取り出す事業も行われるのでしょうか。

(3)、深層水を活用した商品開発なども進めるべきではないでしょうか。

(4)、沖縄近海における海底資源の開発と実用化は本県経済にどのような効果をもたらすでしょうか。

3番目に、金融特区の政策について伺います。

(1)、沖縄J—N o m a dの開設準備の進捗状況を伺います。

(2)、県が考える「沖縄型上場モデル」とはどのようなものでしょうか。

(3)、新しい取引所が成功する上でも、金融面での一国二制度を勝ち取る必要があると思いますが、今度の政府への要望をどのようにしようとしているのでしょうか。

4番目に、一括交付金について伺います。

(1)、国による交付決定がおくれていることの原因と問題点や課題を伺います。

(2)、事業計画や予算執行に向けての県や市町村の課題や問題点を伺います。

(3)、次年度の予算要求について、どのように取り組んでいくのか伺います。

5番目に、農水産業政策について伺います。

(1)、基幹作物と言われるさとうきびの生産を守り維持していくことが、農家の所得の向上と担い手の育成による雇用の確保に今後どの程度効果を上げていくと予想されるでしょうか。

(2)、高収益型の農作物の導入が求められているが、どのようなものに力を入れて取り組んでいるでしょうか。

か。

(3)、2011年産のさとうきびの歴史的な不作において、農業共済制度はどのような役割を果たしたのか伺います。

6番目に、首里城公園を県民の手で運営することについて伺います。

(1)、野田総理が復帰40周年記念式典で首里城公園を沖縄県へ移譲すると明言されたが、そのことについての県の見解をお聞かせください。

7番目に、鉄軌道・LRT導入に向けての今後の取り組みを伺います。

最後に、本県におけるスマートエネルギーアイランド構築事業、またはエコアイランド構想への取り組みを伺います。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣安弘議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、安全保障と基地問題についてという御質問の中で、尖閣諸島をめぐる知事の見解についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

尖閣諸島は沖縄の圏域であり、また日本固有の領土であり、そして領土問題がないという政府の公式見解と同じ立場に立っております。

次の御質問ですが、農水産業政策についての御質問の中で、高収益型の農作物の導入についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

生産拡大が期待できる品目を戦略品目として位置づけ、そして生産振興に取り組んでいるところであります。特に収益性の高いゴーヤー、マンゴー、そして小菊などにつきまして、県内外の消費者に高品質で安全・安心な農産物を安定的に供給できるよう取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 安全保障と基地問題についての御質問の中で、安全保障に関する県の取り組みについてお答えいたします。1の(1)と1の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄の基地問題は、我が国の安全保障のあり方の中で日本国民がひとしく考えるべき課題であります。国会の議論を見ても国民の理解が十分ではないと考えております。こうした状況を踏まえ、県は本年4月地

域安全政策課を設置し、独自の有識者ネットワークを通じて基地問題に係る国際情勢や安全保障問題等について調査・分析・研究を行い、国民全体の議論として問題提起していくこととしております。また、喫緊かつ最重要課題である普天間飛行場移設問題についても、日米の外交政策、安全保障政策と密接に関連することから、地域安全政策課においてこれまで以上の体制で情報収集、政策立案に取り組んでいるところであります。

次に、南西諸島への防衛力強化についてお答えいたします。

防衛白書では、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に必要最小限の部隊を新たに配備するなど、南西地域の態勢強化が示されております。自衛隊の配備については、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。しかしながら、その配備に当たっては地元の理解と協力を得よう、最大限の努力をするべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 海洋資源の活用についての御質問にお答えします。

海洋深層水研究所は、海洋深層水の総合利用の推進を図り本県の産業振興に寄与することを目的に、水産及び農業分野での研究開発を行うとともに工業利用を促進するため、企業に海洋深層水を分水しております。久米島の海洋深層水施設の取水規模は、1日当たり最大取水量1万3000トンに対し、現在は約75%の1万トンでの運用となっております。このため、新たな取水管の増設については、今後、深層水利用に関する需要や市場性及び事業採算性等を総合的に検討した上で判断されるものと考えております。

次に、同じく海洋資源の活用についての御質問にお答えします。

海洋深層水は、低温性、富栄養性、清浄性という特性を有しており、多くの分野での利活用が期待されております。これまでの研究開発の成果としては、水産分野においてはウイルスフリーのクルマエビの母エビ養成技術確立し、「沖縄県車海老漁業協同組合」へ技術移転を図り安定した種苗の生産に寄与しております。農業分野においては、海洋深層水の水温が低い性質を利用して、夏場にハウレンソウを栽培する技術が

開発されております。また、海洋深層水の工業利用については、18社の企業が分水を受けて化粧品、飲料水、食料品等の製造販売などに利用しております。現在、実用化に向けた研究としては海洋深層水を利用した「アサクサノリ陸上養殖実用化試験」や、農業研究センターと連携した低水温の冷熱利用による「島ラッキョウの周年安定生産技術の開発」などに取り組むこととしております。

今後とも海洋深層水の水産及び農業分野における研究と技術開発、工業分野における利活用を推進するため、民間企業等への情報発信などに努めてまいりたいと考えております。

次に、農水産業政策についての中、さとうきび農家の所得向上や雇用効果についての御質問にお答えします。

さとうきびは、台風・干ばつ等沖縄の厳しい気象条件下においても比較的安定した生産が可能な作物であります。さらに、製糖業を通して雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより地域経済を支える重要な作物であります。このため県としましては、農家所得向上に向けた単収向上対策として、優良品種の開発普及やかんがい施設の整備を進めるとともに、ハーベスターの導入等による機械化の促進など各種施策に取り組んでいるところであります。担い手につきましては、平成23年度時点において、農業所得350万円以上を目標とする認定農業者696経営体、さとうきび生産法人71経営体が育成されており、今後地域のリーダーとして活躍が期待されております。また、雇用機会について関係機関からの聞き取りをもとに推計すると、収穫請負や製糖企業の季節作業員等も含めると、少なくとも延べ3400人の雇用確保になっております。

県としましては、引き続き「沖縄21世紀ビジョン基本計画」においても、さとうきびを基幹作物に位置づけ、各種施策を総合的に推進し生産振興に努めてまいります。

次に、同じく農水産業政策についての、平成23年産さとうきびに係る農業共済の対応についての御質問にお答えします。

台風等の自然災害に対する農業被害対策として農業共済制度があり、さとうきびについては、畑作物共済に加入している農家の自然災害や病害虫による被害に対し共済金を支払うことにより、農業経営の安定化を図るものであります。平成23年産さとうきびについては、台風等により共済加入農家の約71%に当たる3383戸に被害があり、その減収量は4万5000トンとなっております。被災農家への共済金支払い額は前年の約12

倍の約8億円を見込んでおります。今月、農業共済組合の損害評価会において、損害額等を確定し被災農家へ共済金が支払われることとなっております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 海洋資源の活用についての御質問の中の、リチウムなどの資源を取り出す事業についてお答えいたします。

海水中に含まれるリチウムは、その平均濃度が0.18ppmで、海水1トン当たり約0.18グラムと非常に微量なことから、海水から直接リチウムを抽出する技術の実用化には相当の年月を要するものと聞いております。現在、国内ではその実用化に向け佐賀大学で研究が進められております。

今般の久米島におけるOTEC、いわゆる海洋温度差発電実証事業では、リチウムなど資源の抽出は予定しておらず、発電のための実証運転設備を整備し安定した出力を得るための技術的検討を主な目的として実施することとしております。なお、今後OTECと連続して海水を大量に淡水化する必要性が生じた場合は、濃縮海水が活用できることとなり、リチウムの抽出効率が高まることから、検討の余地はあるものと理解しております。

同じく海洋資源の活用の中で、海底資源の開発と実用化が本県経済に与える影響についてお答えいたします。

本県の周辺海域では、平成22年10月に伊平屋沖において独立行政法人海洋研究開発機構が、金、銀やレアメタルなど有用金属資源の存在が期待される世界最大級と言われている熱水湖を確認しております。このほかにも有望な熱水鉱床が発見されておりますが、現状はまだ基礎調査の段階であります。今後、国等において詳細な調査が行われて深海での採掘技術や採算性の問題等がクリアされ具体的な開発段階になれば、本県に支援拠点が形成され海洋土木関連業、船舶・観測機器メンテナンス関連業などの立地と雇用が期待されます。

県としては、国や独立行政法人海洋研究開発機構等と密接に連携し、適切に対応してまいります。

次に、金融政策についての中、沖縄J-Nomadの開設についてお答えいたします。

東京証券取引所の特定投資家向け株式市場であるTOKYO PRO Marketは、投資家を限定することや指定アドバイザーによる上場支援を義務づけることにより上場基準が緩和されており、ベンチャー

企業等が上場しやすい仕組みとなっております。今年度、設立予定の沖縄 J - N o m a d は、東京証券取引所の指定アドバイザーとして県内のベンチャー企業等が T O K Y O P R O M a r k e t へ上場するための支援を行う民間機関となります。

県としましては、沖縄 J - N o m a d の設立を支援することにより、県内ベンチャー企業の創設、発展を促進していきたいと考えており、現在早期の設立に向け、県内金融機関等に対して出資を依頼しているところであります。

次に、沖縄型上場モデルについてお答えいたします。

沖縄型上場モデルとは、沖縄 J - N o m a d の支援により T O K Y O P R O M a r k e t へ上場するためのスキームを確立し、沖縄の特性を生かしたベンチャー企業等を成長させていこうというものであります。沖縄 J - N o m a d が I T、バイオ、環境を初めとする技術開発型ベンチャー企業の上場を支援していくことによって、本県の立地特性と企業ニーズに合致した上場環境を整え、沖縄型ベンチャー企業の創出、集積を促進していきたいと考えております。

次に、同じ金融政策についての中、金融特区に係る要望についてお答えいたします。

特定取引所金融商品市場の誘致に向けたキャピタルゲイン税制の創設などの税制改正については、昨年の税制改正において見送られることとなりました。一方、今般の沖縄振興特別措置法の改正において、金融業務に付随する業務として新たに追加された業務を行う沖縄 J - N o m a d が金融特区内に設立されることによって、県内のベンチャー企業等の上場が促進されるとともに、金融特区における金融業の集積と高度化が促進されるものと期待しております。県は、今後国内外の投資家の資金が名護市の金融特区に集まる環境が整うよう、新たな制度や事業の創設を検討していきたいと考えております。

次に、沖縄県におけるスマートアイランドまたはエコアイランド構想の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、沖縄ハワイクリーンエネルギー協力を通して島嶼地域におけるクリーンエネルギーや省エネルギー技術導入による先進モデル地域としてのエコアイランド沖縄を形成し、世界に発信することとしております。そこで、本計画の実現に向け、先行的に平成23年度よりスマートエネルギーアイランド基盤構築事業を実施し、大規模な太陽光・風力発電設備の設置による電力系統への安定化対策や、亜熱帯型省エネ住宅・省エネ

機器及び電気自動車等の技術基盤の構築など、島嶼地域に適したクリーンエネルギーの利用や、省エネルギーモデルの実用化を目指しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 一括交付金についての御質問の中で、県事業の交付決定がおくれている原因等についてお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金を活用した県実施事業については、延べ202事業、446億円の事業計画を国へ提出しており、7月6日までに延べ180事業、382億円が交付決定されております。まだ交付決定を受けていない22事業、64億円については引き続き国と調整を行っているところであります。国の交付決定がおくれている理由については、交付要綱の制定が4月19日であったこと、制度の運用が初年度であるため、事業の内容、交付要綱との整合性の確認などの手続きに時間を要していることが原因と考えております。次年度以降は、手続きや確認のノウハウが蓄積されるとともに年度開始前から事前調整が行えることから、県としては、年度当初からの円滑な事業執行が可能となるものと考えております。

次に、事業計画や予算執行に向けた県の課題等についてお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金に係る事業効果の早期発現を図るためには、適切かつ円滑な執行体制の整備が重要であると考えております。県としては、全庁的な執行管理の場を設けるなど、執行状況の把握、課題等の調整、情報共有を行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、次年度の予算要求の取り組みについてお答えいたします。

沖縄振興交付金は、改正沖縄振興特別措置法において、今後10年間の持続的な制度として創設されたものであります。県としては、平成25年度以降も離島振興、子育て・福祉・医療、文化・交流・平和などの施策が持続的・発展的に展開できる十分な予算額が確保できるよう、引き続き県議会を初め関係各位の御協力を得ながら、国へ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 一括交付金についての御質問の中の、市町村事業の交付決定がおくれていることについてお答えいたします。

市町村の一括交付金事業につきましては、6月末時点で要望額の約6割に当たる約140億円、約650事業の内諾を得て市町村に伝達したところであります。交付決定がおくれている理由といたしましては、4月19日に国の沖縄振興特別推進交付金交付要綱が示されたことから、各市町村において交付要綱を踏まえた事業の見直しが行われたこと、事業数が約1300事業でその数が膨大であり事業内容也多岐にわたっていること、初年度ということもあって慎重に内容を確認していることなどが要因となっております。現在、まだ内諾が得られていない残り約650事業、約100億円の事業については引き続き調整を行っているところです。さらに、未要望額約60億円についても、積極的に助言を行い事業化の促進を図っており、これらの追加事業も含めて可能な限り多くの事業が早期執行できるよう調整を進めてまいります。

市町村の一括交付金事業の課題についてお答えいたします。

市町村においては、一括交付金の事業計画の策定は初めてのことで戸惑いもあることから、県に対し多くの市町村から支援の要望がありました。このことから県は、市町村の事業計画策定を支援するため、交付要綱についての説明会や集中相談会を開催するとともに庁内にサポート体制を構築し、市町村ごとに個別相談に対応してまいりました。また、予算執行に向けては年度内の事業執行に支障がないよう、早期の内諾・交付決定を得ることが必要と考えており、市町村と連携しながら可能な限り多くの事業が早期執行できるよう調整を進めてまいります。

次に、鉄軌道・LRT導入に向けての今後の取り組みについてお答えいたします。

国は、平成22年度から23年度にかけて需要予測モデルの構築とモデルルートを設定し、ルートとシステムの組み合わせによる複数のモデルケースについて、沖縄における新たな公共交通システム導入にかかわる課題整理などを行っております。平成24年度は引き続きモデルルートをもとにした導入課題検討に向けた調査や、県民が求める公共交通システムに関する意識調査などを実施すると聞いております。県は、これまでの調査結果を踏まえ国とも連携を図りながら、早期導入の可能性を高める観点から、県民のコンセンサスを得るための広報活動、駅を中心とした新たな開発などによる需要拡大の検討、持続的な運営を可能にする特例的な制度の提案を行うための調査など、導入のための条件整備に資する調査を実施したいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 首里城公園を県民の手で運営することについてで、県移譲についての県の見解についてお答えいたします。

首里城公園の首里城等の主要施設については、沖縄復帰40周年記念式典で野田総理の式辞において平成30年度をめどに沖縄県に移譲するとの御発言がありました。これを受け内閣府、沖縄総合事務局、国土交通省、沖縄県、都市再生機構の5関係機関で設立する連絡調整のための会議において、移譲の方法や諸費用の対応方針等について、財政負担などの課題や問題点を整理した上で、望ましい移譲のあり方を協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 知事にちょっとお伺いしたいんですが、今土木部長が答弁されていた首里城の沖縄県への移譲の件なんですが、これは民主党の県連から党本部、そして政府に働きかけをやってそれで記念式典の野田総理の発言に至ったと思ってはいるんですが、ただ、このことが余り評価があと一歩かなというふうに感じているんですね。民主党県連のほうで本部に要請したのは、1つにはもちろん首里城公園そして海洋博記念公園、これは収支から見ても収益性の高い観光スポットであると。それももちろんあったのですが、それ以上に首里城というのは沖縄の県民にとって誇りを持ってしかるべきそういう場所なんですね。そこが県の管理じゃなくて国の管理に置かれているというのは、それはある意味県民の心情、思いからしたらあと一歩これはよくないんじゃないかと。そういう意味で、精神的な観点からやはり首里城は沖縄県がしっかり管理すべきだと。そこが中心となって我々は訴えてやってきたつもりなんですが、このことについての御感想をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員のおっしゃるとおりで、主として民主党の県連とか議員の皆さんからの御要請を踏まえながら私も政府にお願いをして、5月15日のときの総理のお話の中に出たとおりでありまして、全くこれは沖縄のシンボルとして県で管理すべきだということと、沖縄のシンボルである、誇りであるということ、そして何人かの県議会議員からもお話があったとおりです。ですからそういうことでやるんですが、ただ、まだまだ首里城が実は整っていないとい

うこともあるらしくて、平成30年ごろ、あと六、七年かけておおよそ完成という時期までは待ったほうがいいのではないかという専門家の意見なども踏まえて、総理がお見えになる前に政府との間で大体そのあたりをめどに議員のおっしゃるような方向にいかうとういうふうに考えていますが。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 ありがとうございます。

あと、基地問題についてちょっとお伺いをしたいと思いますが、今、基地問題、安全保障問題を通していわゆる県民の思いが全然政府に伝わらない。政府に伝わらないということは、政府をつくっている大多数の国民にも伝わらない、そういう状況だと思うんですね。じゃ、そういう状況を変えていくのに、やはり安全保障にかかわる国民的な議論が必要だということは公室長もおっしゃってありました。私は、これは日本の戦後の安全保障の政治のやり残した大きな課題だと思うんですね。憲法9条で平和主義を掲げながら、崇高な理念としての平和主義を掲げながら、一方では米軍をしっかりと国内に置いて、しかも沖縄に置いて日本の平和と安全を守ってきた。それが日本の戦後のずっと一貫した国の安全保障政策。それを考えたならば、そういうやり方でもって憲法9条、平和主義だと言いながら米軍の軍隊をしっかりと置いてみずからの国の安全を守ってきた。それはある意味で崇高な精神でも何でもなく詭弁じゃないかと、そういうふうに言われても仕方のないことだと思うんですね。

そこで、この安全保障の論議を国民的に起こさないと、これは大多数の国民から支持を受ける政府は恐らくこれからも変わっていかないだろうと思うんですね。そういう意味で、先回知事がどういう話し方をされたのかわかりませんが、沖縄における全基地の閉鎖にも至るという地元紙の大々的な紙面もありましたけれども、ああいうものも国民あるいは政府に一つの衝撃を与えると思うんですが、そこで私も何度か党本部、あるいは大臣とかが来たときにお会いしたことがありました。そのときに直接去年から言っているのは、海兵隊の抑止力は個人的には理解できると。ただし、それ以上に海兵隊を置いておけば抑止力があるからいいと思われては困ると。日米安保と言いながらいわゆる集団的自衛権もその行使も認め切れない。そういう国民が果たして本当に日米の深化、日米同盟の深化ということが本当になり得るのかと。そういうことを何度か申し上げて、海兵隊がなくても全国民がアメリカとの関係において集団的自衛権もしっかり行使して、お互いに同盟国としてやるんだとそういうこと

を国民にもっと訴えていかないといけないんじゃないかと。それが自民党政治がやり残したことを民主党がこれもしでけるんだったら、安全保障政策ということでしたらしっかりとした政権運営ができる政党として私は個人的には認めますとそういうふうな話をしたんですが、今、集団的自衛権の問題が出されております。私はこれはある意味、全国の国民に対して、アメリカの軍事基地を沖縄に集中させておいてみずからの平和を守るんじゃないくて、自分たちがしっかりとその日米同盟が大事だというんだたら、実質アメリカとの同盟関係をしっかりとさせるために、集団的自衛権の行使も認めるんだとそういう方向にいかねばおかしいと思うんですね。

例えばの話、この集団的自衛権の行使に関しては、知事また公室長もどのように感じておられるのかわからないのですが、私は安全保障論議を国民に対してインパクトを持って沖縄から訴えるためにもひとつ必要かなというふうに思うんですが、それに対して知事の御意見をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今の議員の御質問のように、国家の安全保障という大変重要な問題につきましてこれは国会でもいろいろ議論がされているところであり、さらにさまざまなお考えがある。とりわけ集団的自衛権と憲法との関係等につきましては、我が国は政府の公式見解として集団的自衛権を保有するけれども行使しないという立場だと思っておりますが、しかしながら、本県といたしましてはそういった議論の中でも、どのような議論が成立するにしても全国の米軍専用施設の約74%が沖縄に集中しているという状態は、いかなる理由があってもこれは沖縄の過重な基地負担であるというふうに考えているわけでございます。したがって、この過重な基地負担を解消するために国家としてどう考えるか。その議論の延長としてあるいはその議論の総体として安全保障のあり方ということになるのですが、それではその海兵隊のあり方等について県が政府に質問状を出したところ、その回答は非常に不十分であったと。すなわちそういった議論が全く煮詰まっていない状況の中で、この沖縄の基地負担の解消はどうなるんだということを重点的に申し上げているわけでございます。

議員のおっしゃる議論は議論としてさまざまな意見

があると思いますので、県としてこれが正しい、あるいはこれが本流だということはなかなか申し上げにくいんですが、基地負担の解消を求めるという点では一致しているわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 もう一点公室長にお伺いしたいのですが、沖縄において基地被害をなくすためには、いわゆる基地との使用協定の締結が願われるところなんです、本土の自衛隊基地の場合は、地元と自衛隊との間で使用協定がしっかり結ばれている、米軍基地の場合なかなかそれができないんですね。基地被害をなくすために使用協定を締結させる道があるとしたら一つ何かというと、そこは基地の管理権を例えば自衛隊に移すとかそれも一つの大きな手だとは思うんですね。そういうこともある意味、沖縄からしっかりと議論を吹っかけていくというか、そういうことを強く言うてみるというか、それに関しては公室長どうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 個別の基地の使用協定につきましては、とりわけ騒音で苦しめられている嘉手納周辺3町村が、これは国としてその使用協定を結んでくれと、騒音防止のためにそういう主張をしております。また、県は地位協定の改定、見直し要請の中で、やはり日米合同委員会の中でこの関係自治体の意見を聞く場をつくってくれと、そういった営みの中でこの使用協定つまり直接住民に影響が及ぶような問題の回避という観点から、使用協定は検討されるべきものだと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 公室長、地域安全政策課の取り組みについてちょっとお伺いしたいのですが、在米のいわゆる研究員の吉川さんがアメリカのシンクタンクに論文を出して寄稿して問題になりました。それについての公室長の評価というか、ある意味担当職員としてのひとつの最初の仕事だったと思うんですが、それに対する評価ですね。いろいろな外部からの批判もあったと思いますが、公室長としてはどう評価しているのかということと、あとそれ以外に外部の研究者が何人かあれから加わったのかどうかをお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 個々の業務についての評価というのはなかなか現時点ではこれがしにくいわけですが、ひとつ話題というんですか取り上げられました論文の件につきましては、県の職員とは従前の考え方とは違う切り口を示したものというふうに考えておりますが、その中で嘉手納周辺の市町村、あ

るいはその関係者に誤解を与える表現があったということでこれを謝罪してございます。

いずれにしてもこういう形で、とりわけ米国の有力シンクタンクとのパイプあるいは意見交換の機会といったものを逐次持ちまして、沖縄県としてはこれまで持っていなかった発想でもってこの沖縄の基地問題、日米関係といったものをとらえていくということをやっていきたいということでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 公室長、最後に、地域安全政策課に対しては私はぜひ頑張っていてもらいたいと思っているんですね。先ほど公室長の答弁の中で、これからいろいろな基地問題に対して問題提起をしていくというふうにおっしゃっていました。私は、知事の全国に向けての発言・発信も重みがあるし、それをまた背後で支える地域安全政策課の役割というのも大きいと思うんですね。その本当にインパクトのある問題提起をどういうふうにしてどういうことをやっていくかというのが重要だと思うんですよ。じゃ、本土マスコミに対してどう問題提起をするか、どう訴えていくか。あるいは沖縄県の中で県民に対して安全保障の問題をどう議論を喚起していくか、そこも重要なことだと思うんですね。今までずっと沖縄の政治はいわゆる基地問題を中心にして保革に分かれてきた。それがここに来て、宜野湾の保守系の市長が市民大会をやる、そして県議会においても保革を超えて一緒になって大会をやる、そういう状況になってきた。保革を超えて県民レベルでの安全保障を考える、基地問題を考える状況になってきてすごくいいことだと思うんですね。そういう中で、地域安全政策課が本当に県民に対しても問題提起、議論を喚起していく。そして本土のマスコミあるいは国民に対して問題提起をしていく。そこら辺の何をどういうふうにしてやるかというのがすごく大事だと思うのですが、それについてどうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今保革の立場があるというような趣旨をおっしゃいましたけれども、県としてはそれも踏まえまして、これまで長い歴史を持つ基地問題あるいは基地政策でございますので、そういった方々の主張は主張としてしっかり勉強した上で、さらにさまざまな立場の、あるいは県と立場を異にする方々のお話も十分聞きながら、日米関係あるいは日米の安全保障といったものがどの方向に向かっていくかといった大きいことから、あるいは個々の基地被害をいかに減らしていくかというような個別の課題につきましても考えるような取り組みをやってまいり

たいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 商工労働部長にお伺いします。

名護の金融特区のことについてなんですが、今議会から名護からは末松さんも参加をしております。岸本元名護市長が辺野古への移設を受け入れるかわりに名護を何とかいわゆるアジアの金融センターにしようと、そういう思いを強く持って出発した名護の金融特区だと思うんですね。それが結局、全然日の目を見ない状況になっていると思うんですが、まずそれについて県として名護が本当に元市長が望んだような金融特区として成功していくという見込み、見通しがどの程度あるのかどうか。そしてこのことはまた県としてしっかりと追及していく課題なのかどうか、そこら辺をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） どの程度見込みがあるかということになると非常になかなか答えにくいんですが、いずれにしましても今議員がおっしゃったようにいろいろなきさつがあって名護市に金融特区ということなんです。今回私も新たな沖縄法の取り組みの中で何とかやはり金融特区にふさわしい姿、できれば証券市場を何とか持ってこれないかとかいろんな議論をして、たまたま証券取引所のもとにある東京AIMというプロマーケット市場向けの市場が議論できるということで、それを前提にいろいろな予算、税制の要求もしました。例えばキャピタルゲインの非課税化とか、現行日本はキャピタルゲイン税は20%ですが当面10%に今低減しているわけですが、これを無税にできないかとか、これはシンガポールとか香港と同じようなそういう仕組みも要求したのですが、なかなかやっぱり国のガードがかたくてこういうものが実現できないという現状にあります。若干、今回金融特区の税制それから一部規制の緩和ありました。しかし、必ずしも十分ではないと認識しておりますので、この辺を含めて先ほど御答弁申し上げたように名護の金融特区に資金が集まる仕組み、それからベンチャー企業等含めて上場させていく仕組み、こういうものを何とかつくり上げたい。これは名護市とも連携してぜひやっていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 東京AIM、名前がTOKYO PRO Marketに変わったんですかね、これは名護にしっかりと進出してくることになったんですかということと、もう一つ、沖縄J-Nomadは予定としては4月だとか6月に立ち上げという話だったと思

うのですが、そこはどういう状況なのか、その2点お願いします。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） J-Nomadにつきましては、現在設立の準備、取り組みを進めておりまして、そのためには金融機関等からの出資も含めて取り組まないといけないということで若干それに時間がかかっておりまして、いずれにしましても秋口前後あたりまでには設立したいとは思っております。

それから東京AIMがTOKYO PRO Marketに変わりました。これは従来、東京AIMは一つの法人としてこれまでPRO Market対応をしてきましたけれども、今回それを東京証券取引所の一部門、TOKYO PRO Marketという形になりますので、TOKYO PRO Marketが沖縄に立地するということはちょっと困難になったということで、その辺での問題で税制を今後どうしていくかということで今いろいろ考え方を整理しているところです。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 久米島の海洋深層水施設の件についてお伺いしますが、先ほど農林水産部長はいわゆる取水量が100%はまだ使っていないというようなお話でしたけれども、久米島の感覚からするともう結構使っているんですね。今回1本の取水管から迷惑をかけないようにという形で温度差発電もやっていくわけです。ただ、最近も二、三日前の新聞に出ているように、政府は海洋発電をどんどん推進をしていくとか、そういう再生可能エネルギーに向かって大きく踏み出しているわけですよ。ですから、そういう状況の中で久米島の深層水の施設も1本の取水管で今ほとんど一応活用はされていると。町としてはもう一本取水管があったらもっといろいろなことができると、そういう思いはあると思うんですね。ですから、そこは国の原発問題もいろいろと出てきた中で、再生可能エネルギーあるいは海洋エネルギーに力を入れていこうという踏み出している国の動きがあるわけですから、そういう中で取水管——これ予算規模はどの程度かかるかわかりませんが——ただ、1本取水管が増設されるということは、これはいろんなまた事業展開もできる話だし、温度差発電も本格的にやっていけるようになると思うんです。そのところを国の動きに絡めてしっかり再度また予算をつけて充実させていくというか、そこは農林水産部長や商工労働部長の範囲にもなるかと思うんですが、それについてどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○**商工労働部長（平良敏昭君）** 議員の御指摘もよく理解しております。ただ、今海洋温度差発電を行う場合に、先日の代表質問でも申し上げましたけれども、いわゆる海水の温度差、表層水と現在612メートルからくみ上げている深層水が大体10度ぐらいで出てきて取水しているわけですね。逆にその温度差が冬場等で非常に理想的な温度差の20度よりも縮まる可能性がありますので、その辺の発電の効率性その辺をいろいろ実証実験しながら、これが見通しが立った段階では、そういう議員のおっしゃるような取水管の増設というのにも必要になってくるであろうと。もう一つは海洋深層水だけでなくカスケード利用ですね、農業というのはその辺を含めてやっていく必要があるのかなと考えております。

○**議長（喜納昌春君）** 新垣安弘君。

○**新垣 安弘君** 企画部長、鉄軌道・L R Tの導入に関してなんですが、先般、国の調査報告書が出されました。これに関しては、いわゆる採算性がとれない可能性が高いとかそういうニュアンスの報道にはなっているんですが、その国の調査を受けて鉄軌道に関するこの調査報告書を受けての県としての感想をお聞かせください。要は、前向きになるのか、ちゅうちょせざるを得ないのか。

○**議長（喜納昌春君）** 企画部長。

○**企画部長（謝花喜一郎君）** お答えします。

今回は、国のほうは事業の採算性の話だけ報道に出た関係で後ろ向きじゃないかということもありましたけれども、実は効果も一定程度出されております。例えば那覇から名護間までは高速バスと比べて40分程度短縮が見込まれるとか、それから交通圏域も30分圏域が糸満市から宜野湾市まで広がると、そういった一定程度の効果も国のほうにおいては実は認められてこれもあらわされているわけですね。いずれにしても県のほうもこういったことを踏まえて早期の導入ができるように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**議長（喜納昌春君）** 新垣安弘君。

○**新垣 安弘君** これは県の姿勢としては、しっかり国に予算を持ってやってもらうという立場でないといけないと思うんですね。戦後の日本の復興は国鉄が赤字を出しながらずっと各地方の復興をやってきましたから、そういう厳しい財政状況の局面の中で国が二の足を踏んでしまうという可能性がなきにしもあらずというか、なるかもしれない。そういう状況の中でいろいろな調査研究もそうであるんですが、もっと強くこれを押し出していくためには、絶対やるんだという

ことを押し出していくためには、前にも何度が質問したんですが、いわゆる県民レベルの各界各層を網羅した形での導入促進の協議会をつくるべきじゃないかということで、答弁もつくりましますという話になっていたと思うんですが、それはどうなっているのか、どうするつもりなのか。

○**議長（喜納昌春君）** 休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後0時8分再開

○**議長（喜納昌春君）** 再開いたします。

企画部長。

○**企画部長（謝花喜一郎君）** 先ほども答弁させていただきましたけれども、県といたしましては、21世紀ビジョン基本計画の中ほどあたりではしっかりと敷設のための計画を示せるようにしたいというふうに考えております。

今、議員御提案の協議会の設置についてはそういったことの進捗状況なども踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

○**議長（喜納昌春君）** 休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時34分再開

○**議長（喜納昌春君）** 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

儀間光秀君。

〔儀間光秀君登壇〕

○**儀間 光秀君** こんにちは。

私は、このたび浦添市区から選出されました儀間光秀と申します。

県民の負託にこたえられるよう、これから一生懸命4年間頑張ってまいりますので、先輩、同僚議員諸兄の皆様方、そして知事を初めとする執行部の皆様方の御指導、御鞭撻のほど心よりお願い申し上げます。

知事、きょう私が着用しているかりゆしウエア、ごらんになったことございますか。実は、「うらそえ織」と申しまして、平成18年度、物づくりの観点から「てだこの都市（まち）」ものづくりタウン計画」に内閣府から認定を受けて始まった浦添市の織物でございます。浦添で生産された繭から糸を引き、植物を煮出し、染め・織りとすべての工程を織り手一人一人の手作業で心を込めてつくられています。絹織物の特徴である光沢と軽さを生かしたかりゆしウエアやショール、ネクタイ等が販売され、平成20年度からはてだこレディーの制服にも採用されております。地域ブランドの成長の観点から、知事初め執行部の皆様方、議員の皆様方にもぜひ御愛用いただきたく思います。

私は、先般の県議会議員選挙に際し、サラリーマン生活を送る中で考え、多くの方々と語り合い気づいたその思いを、政治が今考える、今必要なこととは何なのかという問いかけをしながら、市民・県民とともに考える場を求めてきました。そして、問いかける柱の基軸を「くらし、つなぐ、みらい」として掲げ訴えてまいりました。とりわけ閉塞感が漂う現在の社会に一筋の光を与えてくれるのは、将来を担う元気な子供たちの姿であるとの信念から、「くらし」とは、子育て支援を中心に家族の形をつくることであり、「つなぐ」とは、子供や孫たちの瞳輝く未来の人材育成、そして「みらい」とは、自立に向けた発展のプログラムを推進していくこと、そのことを訴えてまいりました。

今、政治に求められているのは、市民や県民の声や思いを具体的政策として提案する発信力であり、実現に向けた決定力、そして何よりもスピード感であると考えます。そのことが決める政治、沖縄を元気にする政治となり、今後の沖縄のあるべき姿を目指し策定された「沖縄21世紀ビジョン基本計画」と浦添市の夢のみならず、県経済の牽引役としての可能性が凝縮した西海岸開発だと確信しております。

そこで、通告に従い一般質問をいたします。

まず、待機児童の解消について。

(1)、これまでの取り組みと成果について。

(2)、国の少子化対策について、県の取り組みについて以下伺います。

厚生労働省は、全国の待機児童数に関する報道機関に対し、2011年4月1日現在の待機児童数は2万5556人で、人口10万人当たり20.04人の待機児童がいる計算になると発表をしています。その中で人口10万人当たり待機児童数が最も多いのは沖縄県で166.06人、全国平均の8倍以上。2位の東京都の2.7倍と待機児童数が突出しているとの発表がなされています。

さらに、沖縄の待機児童が多い要因として、沖縄県の県民所得は全国と比較して71.4%と低いことを背景に、共働きが多く、とりわけ働く女性が多いにもかかわらず、パートタイム等の就労形態の変化に伴い保育ニーズが多様化しているにもかかわらず、低年齢児を受け入れる施設が極めて少ないことに起因していると指摘しております。

こうした子育ての現状を行政機関は十分に認識し理解した上で必要な政策を立案し実行していかなければならないものと思います。本県の場合、歴史的には沖縄が長期に米軍占領のもとに置かれ、公立、認可保育園の整備を初め児童の保育に対する国の対策や支援がなかったという特殊な事情があるにせよ、復帰後10兆

2000億円もの沖縄振興に関する予算が措置されたものの、復帰から40年を経た現在でも抜本的な解決はなされず、いまだ道半ばの感がします。認可保育園が少ない沖縄県では認可外保育園が低年齢児の保育を支えているのが実態であり、離島を含めた41市町村のすべてにおいて認可保育園の整備が急務とされているものと思います。

平成23年7月に県が示した「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の骨子となる「新たな計画の基本的考え方」について、新たな計画の策定・推進に当たっては、2つの観点を全体に通底する基本的考え方にしたいとして、その中の一つに豊かな自然環境のもと、子供が健やかに生まれ育ち、文化、医療、福祉、保健、教育などが充実し、子供から高齢者まで安心して生活できる生活空間を創造し、優しさや潤いのある沖縄らしい地域社会を構築するとしています。そして、策定された「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の目指すべき沖縄の将来像の一つに掲げた心豊かで安全・安心に暮らせる島の具体像として、健康・長寿の復活と安心・安全な暮らしの実現、個性豊かな地域社会づくりを挙げ、その推進戦略の中でセーフティネット形成として「子育てセーフティネット」整備による少子化対策が掲げられています。沖縄の将来を担う子供たちの育成環境の早期整備こそが真の沖縄振興につながるものであるとの強い認識を持って、「子育てセーフティネット」の具体的な計画立案とその実現に向けた取り組みが強く求められてきているものと思います。

国は、平成15年の児童福祉法改正により、保育園の待機児童数が50人以上いる市町村は特定市町村として保育園への入園を希望しながら入所できない待機児童の解消に向けて、今後の市の待機児童解消策の指針として市町村保育計画を策定することが義務づけられました。その進捗状況に合わせた実効性の確認を行うことで、現場で抱えるさまざまな問題や課題が整理され、その具体的な解決策が求められているのではないのでしょうか。

復帰40年を経過してもなお抜本的解決がなされていない現状を振り返ったとき、本県の待機児童解消に向けた取り組みとその成果についてお伺いいたします。

次に、小泉政権下の「待機児童ゼロ作戦」を初め認可保育所の定員をふやす努力はこれまでも行われてきたはずなのに、なぜ待機児童はなかなか解消しないのだろうか。この待機児童数の見た目の少なさこそが政府の待機児童対策を不十分なまま抜本的な対策が行われてこなかった一つの大きな要因として指摘されるのではないかと思ったりいたします。

国の少子化対策としての待機児童解消に向けた各種政策に対する県の取り組み状況を伺う前に、待機児童数の定義に不足する認可保育所に入入ることをあきらめ、やむなく無認可保育所を利用している多くの児童は含まれていないものと思います。一般に無認可保育所は各自治体が応急的に設置している小規模の保育所、保育室、東京都の認証保育所（東京都が独自の補助金を投入している認可保育所に近い質を保つ無認可保育所）などであるが、厚生労働省の管轄外にあり、国からの補助金が全くありません。このため、利用者の保育料は補助金で運営する認可保育所と比べた場合には相当高額であるばかりか、保育士数や施設・設備が認可保育所に比べ乏しい保育所環境にあるものと思います。

また、この待機児童数の定義には、就職活動中の母親もしくは働きたいと考えているにもかかわらず、保育所がないために就職口を決められず入所申し込みができていない母親の児童数が除かれています。こうした雇用統計と同様なやり方で待機児童を把握したとしても、それは何ら実態を反映しない数字のトリックでしかないと思います。待機児童もその本質においては、失業問題同様に各自治体が少しばかり認可保育所をふやしても、それがかえって呼び水となり潜在的待機者が入所申請をして新たな待機児童として顕現化する状況になってしまうのではないのでしょうか。そして、そのことが結果的に統計上にあらわれる待機児童だけでなく、統計上にあらわれていない潜在的待機児童数までも解消しなければならなくなり、実態としての待機児童数の規模さえも実際には十分に把握できていない状況下にあるのではないのでしょうか。

そこで、改めて国の少子化対策としての待機児童解消に向けた各種政策に対する県の取り組み状況について伺います。

次に、キャンプ・キンザーの返還について伺います。

浦添市西側に位置し、安謝橋を挟む那覇市との行政区域界となる浦添の勢理客から浦添市の城間地域にかけて長さ約3キロ、国道58号から西海岸海域にかけて幅約1キロ、市面積2540ヘクタールの約14%、274ヘクタールを占める牧港補給地区キャンプ・キンザーは、戦後から沖縄の本土復帰前にかけて軍需物資の貯蔵や補給、修理などのための巨大な倉庫群、兵舎が建設され、米陸軍の極東随一の総合補給基地として浦添市の玄関口に広大に展開しています。また、牧港補給基地が占める土地のうち、国有地は約10%、残る90%を私有地が占め、年間45億円を超える賃借料が地主に支払われています。キャンプ・キンザーの返還につい

て、この間、早期返還を求め、幾度となく浦添市及び経済団体等から要請活動等も行われてきていることは周知のことと思います。

キャンプ・キンザー返還に向けた具体的な動きといましては、平成18年5月に開催された日米安全保障協議委員会（2プラス2）で全面的返還を検討することが合意され、その後、平成22年5月開催の2プラス2において、嘉手納以南の施設・区域の返還が「再編実施のための日米のロードマップ」に従って着実に実施されることが確認されています。しかし、平成18年開催の2プラス2で全面的返還が明記されたものの、実際には「全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。」とされ、さらに「嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。」と付されています。さらに平成22年開催の2プラス2でも、平成21年2月に締結された在沖海兵隊のグアム移転に係る協定（グアム協定）に定められた第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転は嘉手納以南の大部分の施設の統合及び返還を実現するものであると付され、牧港補給地区キャンプ・キンザーの一部が優先返還地域であることが決定されております。

ことし、キャンプ・キンザーの一部返還が発表されました。しかし、その内容は象のような巨大な基地の存在に対し、象のしっぽが返還の対象とされているのに等しい内容であり、浦添市が到底受け入れられる内容にはなっていません。キャンプ・キンザー跡地は、今や沈埋トンネル（海空トンネル）と既に浦添市土地開発公社が実施し完了した西海岸埋立土地に整備された臨港道路と、さらにその延長ルートが現在、平成26年度の暫定2車線整備、27年度暫定供用開始を目指し、国が整備主体となり整備が進められているコンベンションセンターに通じる港川北道路と沖縄県が整備主体となり整備が進められている空寿崎（カーミージー）から国道58号までの港川道路に囲まれた開発ポテンシャルの極めて高い場所に位置しております。その位置こそはアメリカやヨーロッパの世界に冠たる国際空港とその立地条件を比較した場合でも、空港とわずか20分圏内で直接アクセスでき、さらに274ヘクタールもの広大な手つかずの土地が存在しているその開発ポテンシャルこそ将来の浦添の発展に限らず、本県の真に自立した経済の牽引役として無限の可能性を秘めているものと思います。

こうしたキャンプ・キンザー跡地返還に関する実情と将来のグランドデザインとの関係性から、沖縄県と

してキャンプ・キンザーの返還をどのように考え取り組んでいこうとしているのかお伺いいたしまして、ほかは割愛させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 儀間光秀議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず、待機児童の解消策についての御質問の中で、待機児童解消策についてにお答えいたします。

待機児童につきましては、安心こども基金及び待機児童対策特別事業基金を活用いたしました保育所整備等によりまして、その解消に努めてきたところでございます。平成21年度から平成23年度までの間に105施設の保育所整備等によりまして約3900人の定員増を図ったところでございます。

恐縮ですが、その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 待機児童の解消策についての御質問の中で、県の少子化対策の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、少子化が進行する中、県民が安心して子供を産み育てることができるよう、次世代育成支援対策推進法に基づき、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」を策定しております。同プランにおいて、「親子が心身共に健やかに成長できる 子育て 親育ち 地域育ち」を基本理念に、「地域における子育ての支援」など8つの基本目標を柱として、市町村と連携し取り組みを進めているところであります。

県としましては、今後とも、福祉、保健、医療、労働、生活環境など、全庁的な連携のもとで同プランの着実な推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） キャンプ・キンザーの返還についてお答えいたします。

去る4月27日の日米安全保障協議委員会の共同発表で、沖縄における基地の統合及び土地の返還について示されました。この中で、牧港補給地区は必要な手続の完了後速やかに返還可能な区域、沖縄において代替施設が提供され次第返還可能な区域、米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い返還可能な区域の三段階に分けられております。しかし、詳細な内容やスケジュール等は示されていないことから、

現在、政府に照会を行っているところです。

政府においては、今後、沖縄に残る施設・区域の統合計画をまとめるとしておりますが、牧港補給地区については、都市部に隣接し、返還後多くの利活用が見込まれることから、速やかな返還と跡地利用が必要と考えており、同計画の策定に当たっては地元の意向を最大限踏まえていただきたいと考えております。

県としましては、その返還について地元自治体と連携し強く取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 新人で、時間の配分が全くわからなくてこういう結果になって恐縮しているんですけども、知事、質問通告とちょっと別の話なんですけれども、かりゆしウエアですね。代表質問とか一般質問をやる先生方がいらっしゃいますよね、定例会で。その先生方の地域のかりゆしウエアを執行部でその日はつけるとか、そういったものなかなかいいんじゃないかなと思って、それを提案して終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

〔呉屋 宏君登壇〕

○呉屋 宏君 皆さん、こんにちは。

5年ぶりの県議会の議場でございますので、少々上がっております。

私は、ちょうど5年前の6月の議会でみずからバッジを置いて参議院に出馬をいたしました。あれから5年がたつてこの場に帰ってまいりましたけれども、やっぱりこれからの4年間は一生懸命ほかのことを考えずに県議会にまっしぐらで頑張っていきますから、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。

1、「沖縄21世紀ビジョン」について。

(1)、第4次振計の総括を伺いたい。

(2)、第5次振計の方向性をお伺いをいたします。

2、産業振興計画について。

(1)、第4次振計の総括をお伺いをいたします。産業振興の観点からです。

(2)、第5次振計の方向性もお伺いをしたいと思います。

3、沖縄県の失業者対策についてお伺いをいたします。

(1)、現在の産業構造の変化をどのように考えているかをお伺いをいたします。

(2)、理想的な産業構造のあり方とはどういう形なのかも御説明をいただければと。

(3)、自立経済に向けての構築をどのように考えているかをお伺いをいたします。

以上の点をお伺いして、再質問でまた質疑をさせていただきます。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 呉屋宏議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、産業振興計画に係る御質問の中で、産業振興計画の総括についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

新事業の創出や企業の立地促進、これらのほか企業経営の高度化、そして産業人材の育成など各種支援策を重点的に講じてまいりました。具体的には、新製品の開発や品質向上対策、投資環境整備による企業誘致に取り組んでまいりました。また、バイオ関連産業等に対する研究支援や既存産業の高度化のための人材の育成など、沖縄経済を牽引する戦略的産業の育成を図ってまいりました。計画の目標に対する実績は厳しい部分もありますが、国内外への県産品の販路拡大、そしてバイオ等の研究開発型企業や金型産業等のすぐれた技術を持つ企業の立地及び産業人材の育成が図られるなどかなりの成果が得られていると考えております。

次に、沖縄県の失業者対策についての御質問の中で、自立型経済の構築についての御質問にお答えいたします。

地域経済が自立的に発展するためには、移外型産業と域内産業が連携・補完している強くしなやかな経済構造を創出することが重要であると考えます。観光・リゾート産業や情報通信関連産業の振興に加えまして、臨空・臨港型産業など第3、第4のリーディング産業を育ててまいる所存でございます。あわせて、農林水産業、そして製造業など域内のあらゆる産業を振興してまいりたいと考えております。このような強くしなやかな自立型経済の構築を図ることにより、就業者数の増加及び失業率の改善が図られるものと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 沖縄振興計画の総括についてお答えいたします。

平成23年度に終了した沖縄振興計画では、「平和で

安らぎと活力のある沖縄県」の実現を目指し、民間主導の自立型経済の構築などに向けた諸施策が推進されました。その結果、沖縄都市モノレール、県立博物館・美術館、南部医療センターが整備されるなど社会資本整備が着実に進み、県民の利便性の向上などが図られております。産業面においても観光・リゾート産業の伸びや情報通信産業の集積、沖縄科学技術大学院大学、国際物流拠点、IT津梁パークの整備など一定の成果を上げております。しかしながら、県民所得の向上、失業率の改善、島嶼経済の不利性の克服はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばであります。加えて、広大な米軍基地の負担軽減、離島の振興、公共交通の抜本的改善など沖縄固有の課題も残されています。

なお、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」では、これらの課題の克服を図るとともに、これまでの計画の成果を継承・発展させる取り組みを推進する必要があると考えております。

「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の方向性についてお答えいたします。

復帰後40年を経た現在、グローバル経済の進展とともに東アジア諸国が目覚ましい成長を遂げる中、我が国は地方分権、環境問題などへの国民的関心の増大、人口減少、少子・高齢化など大きな時代潮流の変化に直面しています。また、本県においてもこれまで以上に自然、伝統文化、安心・安全な暮らしなどを求める県民ニーズの変化や基地跡地の整備、離島の振興、公共交通システムの整備など本県固有の課題もより顕在化しつつあります。

このような状況を踏まえ、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」は、島嶼地域であることや人口増加地域であることなど、全国とは異なる種々の沖縄の特性に適合した主体的施策展開をより可能とする県計画として策定し、これに国の支援を受ける仕組みとしました。本計画の特徴として、平成23年度に終了した沖縄振興計画の「民間主導の自立型経済の構築」を継承する「強くしなやかな経済の構築」と、これにより支えられる「沖縄らしい優しい社会の構築」を施策展開の基軸に位置づけた点が挙げられます。

沖縄県としては、本計画に基づき「沖縄21世紀ビジョン」で示された県民が求める5つの将来像の実現に取り組むとともに、「基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用」や「離島の条件不利性克服と国益貢献」などの固有課題の克服、解決を図ってまいります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 産業振興計画についての御質問の中の、第5次振計の方向性、考え方についてお答えいたします。

沖縄県においては、観光・リゾート産業や成長著しい情報通信関連産業に加えて、国際物流機能を活用した臨空・臨港型産業を新たなリーディング産業として位置づけ、ソフト・ハードの両面からの施策を展開していくこととしております。また、文化、スポーツ、健康・長寿、自然環境、科学技術、亜熱帯生物資源など沖縄の優位性を最大限に発揮した新商品やサービスの開発及び新事業の創出に向けた施策を積極的に推進してまいります。あわせて、県民生活を支える中小企業等地域に根差した産業の総合的な振興を図る観点から、輸送コストなど競争条件の不利性解消、付加価値の高い商品開発、国内外への販路拡大、ブランド化の推進などにも取り組んでまいります。

続きまして、沖縄県の失業者対策についての御質問の中の、産業構造の変化と理想的な産業構造のあり方についてお答えいたします。3の(1)と3の(2)は関連しますので一括をしてお答えいたします。

沖縄県の産業構造は、県内総生産に占める割合から見ると、第3次産業の比率が圧倒的に高く、その一方で、第1次産業及び第2次産業は復帰後、低下傾向で推移してきております。理想的な産業構造のあり方については、それぞれ地域の実情を踏まえる必要があります。本県においては、観光・リゾート産業、情報通信関連産業、臨空・臨港型産業など本県の優位性を生かせる分野を重点的に育成することとしております。加えて、環境関連産業、医療・介護関連産業等、今後、雇用吸収力の拡大に期待できる分野についても総合的な支援策を講ずることで多様な雇用の場を創出・拡大をしてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 知事、まず今後の沖振計の皆様の目玉である一括交付金、私はこの一括交付金については一定の評価はしているんです。一定の評価はしているものの、非常に気になるのが市町村のこれまで1300の事業の6割程度しか決まっていなかったという原因はどこにあったのか。なぜ市町村が苦しんでいるのか、そのあたりをもう一度お伺いしたい。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えします。

やはり市町村にとっても県にとっても国にとってもそうなんです、初めての仕組みだったということ、

それがやはり一番大きいのかなというふうに感じております。それから41市町村あるわけですが、さまざまな市町村の地元ニーズにこたえるために、非常に複雑多岐にわたって要望があるということ、そういったことなどが相まってまだ内諾されているのが6割程度だということになっているというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私はそもそも論だと思わなければならない、この一括交付金というのはまさに字で書いておるとおり、一括交付金で自由度が高いものだとし市町村は最初はそう思っていたんじゃないですか。私は、ここに補助金の適確化法というのがついてくるものだとは思っていなかったと思うんです。私は、この一番の原因は県と市町村のコミュニケーションが欠如していたんじゃないかと思うんだけど、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

まずこの一括交付金を求めた背景ですが、これまで高率補助などで沖縄の振興が過去40年間図られてきたわけですが、これは社会資本の整備が中心であったということがあります。そういった流れの中で、21世紀ビジョンを策定するに当たり県民が求める将来像を求めたときに、やはり県民は沖縄のすぐれた文化、自然そういったものを大事にする。ところがそういったものが十分であったかという必ずしもそうではなかった。なぜかというふうに振り返ってみた場合に、そういったいわゆる補助メニューがなかったという背景があります。そういった流れの中で今の民主党政権ができたときに、自由度の高い一括交付金は地域主権の流れの中で求めたという背景があります。我々としてはもともとそういったことも十分に、今私が申し述べたようなことの背景も説明しながら、市町村に対しては沖縄県がこれまでの高率補助から一括交付金というものを求めてまいりますということを各市町村の方々にも説明してまいってきたという背景がございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、途中までは合っているんだけど、途中から違うんですね。これは皆さんが市町村に求めたのは後半ですよ。入り口から今度のビジョンはこうしますよという本当に話し合いをしたのかというところが一番の問題。もう大体煮詰まってきて初めて市町村を呼んで意見を聞きたいと。それはやっぱりアリバイづくりをしているようにしか見えなかったというのがあのときの市町村の皆さんの言い分です

よ。そこが問題じゃないですかと。

そして私は、実は今度の5次振計に向かっていくときに去年の4月、5月、もう皆さんもよく御承知のように僕は毎週木曜日、東京にいたんです、毎週木曜日、2カ月間。内閣府とずっと議論をしてきた。だから、この過程はずっとわかっているんですよ。皆さんは一括交付金が欲しいと言ったんです。最終的に内閣府は何を言ったかといったら、一括交付金を上げますよと、一括交付金という補助金を上げたんです。そうじゃないの。これは一括交付金じゃないんですよ、明確に言えば。一括補助金でしょう、違いますか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（川上好久君） 今のこの一括交付金ですけども、これは昨年来、内閣府のほうと具体的には県が言う自由度の高い、これまでの高率補助制度の公共事業を中心とした補助金と違う仕組みのものはどんなものができるのか調整をしてまいりました。そのときの県の基本的な認識は、これはあくまでも用途の定めのない地方交付税ではない、県税でもない。法律に位置づけられたより用途の自由度の高い国庫支出金として創設されるべきものという認識です。これはなぜそうかと申しますと、もしこれが何でも使える地方交付税と一緒にいう話であれば、それはもう混在するわけですから、当然地方交付税の算定にも影響があるかもしれない。県としてあるいはまた市町村として、この自由度の高いものをある程度確保していくというためには、これはやはり国庫支出金でないといけないわけです。この国庫支出金の中で、経常経費に使えるような、そしてなおかつ補助率は極めて高く、今回の場合はこれが実質10分の9という。普通経常でこれだけの補助率というものは全国にも例がないわけですが、さらに803億という非常に大きな金額が今回措置をされた。ただ、その使い方はどうするかというふうなものは、これは正直なところ4月19日にしか交付要綱ができなくて、その辺のところを県もそれから市町村のほうも若干苦労したところがあるわけでございますけれども、これからあと今年度の予算を国のほうと調整をしながらある程度のルールが見えてきましたら、次年度以降これまでの高率補助制度とまた違う経常経費に使えるような形のよりきめ細かい施策の展開が可能になるかと思っております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、僕はさっき冒頭で言いましたでしょう。この一括交付金は一定の評価はしています。知事が一生懸命頑張ったということもわかっているんです。皆さんが一生懸命やっているのもわかっ

ているんです。そばで見てきたんです。だから、評価はしています。ただ、一括交付金というのは、地方自治で予算を見ている人たちはよくわかると思うんですけども、交付金だと思っているわけですよ。一般に自由に使える、交付税交付金だと思っている嫌いが市町村やほかの人たちにあったわけですよ。だから、この言葉一つでいろんなものができるんじゃないかといまだにそれを誤解している人がいるんです。何にでも使えるでしょうと。だからそういうところはしっかりと僕は市町村ともしっかりコミュニケーションを持つべきだったと思いますよ。それが私は今回のものではなかったのかなと思うんですけれども、これはもう知事の意見も少し感想をお伺いしたいなと思いますけれどもいかがですか、今の議論は。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時23分休憩

午後2時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員のおっしゃることは、無論我々も理解はしますが、ただ市町村とも結構コミュニケーションはやってきたつもりですし、そもそも去年、おとし政府がつくった政策協議会——おとしの9月ですか——あのあたりから我々はそもそも一括交付金というようなことは基本的な考え方として出していますし、使い勝手のよさというのも出していますよ。ですから、今言われたように厳密にはこの市町村の人たちは、地方交付税交付金と言うあの交付金と言われても国庫支出金という点では別に我々は経常経費でもそれから一部ハードウェアにも使えるような、さらにまた用途が網の目のように区切られてない使い方が地方自治体ではどうしても必要だと、きめ細かく決められていたら使い勝手が悪いと。ですからそれを拡大しようではないかということで取り組んできたわけです。ですから確かに一部の市町村では——私は別に議員のあれを否定するつもりはありません——どうも勝手が違うなという感じはあるかもしれませんが、昨年の予算要求の過程でこれは無論国ともかなり激しい議論がありましたよ、国のお役人とは。ですから、そういう過程をきめ細かく市町村にコミュニケーションできたかどうかという点では、御指摘のように足りなかった部分もなかったとは言いません。ですけども、これが8割、そして実質9割補助の名前は交付金となっておりますが、そういう比較的幅の広い使われ方ができるという点では、今は市町村でもかなり評価をいただいていると私は思いますよ。ですが、この内

容について国のお役人たちも余りこれまで例がないから、つくりながら我々も議論をして形を整えてきたという経緯があります。ですから、ここはひとつぜひ御理解と御支援を私はいただきたいと思って、今、その産みの苦しみみたいな胸突き八丁のところで、余り東京から一々指図をいただかないで使えるような形がどこまでぎりぎり広げられるかというやりとりをずっとしてきて今に至っているわけです。ですから、これは御批判もあるかもしれませんが、ぜひむしろお力を得てどんなふうにして国との妥協というか境目もうまくつくれて、市町村ともっともとお互い同じ考えを持って使い勝手のいい使い方をしていきたいというちょうど今1年目の苦労をしているというふうに御理解いただければと思います。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 ですから、知事、それはさっきから言うように一定の評価はしている、入り口だったと。ただ、私は今の市町村が1300を600、700、800までしかできていないという現状は反省をしなければいけないわけですよ。そうじゃないと前に進めない。だから、ここは入り口は間違っていたよねと。でも次からは直そうねという話をしているんです。何も皆さんがやってきたことを全然だめですよというふうなつもりはないんです。それは誤解がないようお願いをしたいと思うんですけれども、それと私は実はこの政治の世界に身を置いて28年になりますので、第2次の振興計画から見てきました。この中で私の所感を言いますと、40年たって沖縄振興計画を振り返ってみたら、どうも那覇に一極集中をしたようなそういう都市をつくってしまった。那覇にリトル東京をつくってしまった。私はそういうのは否めないと思っている。例えばこのリトル東京の中にあるのがほとんど沖縄にある課題がここにあるんです。その都市郡にあるんです。待機児童はどこにあるんですか、国頭にあるんですか、金武に宜野座にあるんですか。那覇、浦添、宜野湾を中心にしたところにあるんです。そして交通の渋滞はどこにあるんですか。幾ら道をつくったってこの那覇の渋滞は直らないんですよ。すべてを一極集中させてきたんです、この那覇に。だから、ここのところを知事どう思いますか、短目をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時28分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員の御主張は議員と

してのつかみ方だと思いますし、私は無論敬意を表するところですが、すべての課題の根源がリトル東京的に那覇を中心に一極集中してしまったのではないかというのは見方、切り口としてはあり得るかもしれませんが、ただし那覇を含めて中南部の都市圏ですよ。ですから、中部も含めてこの広さの114万人の人々のこの地域にいるんなマイナス面もわき出しているというつかまえ方は我々もしていますよ。そしてこれの諸課題の改善に取り組みたいという部分も今度の5次振計にはかなり強い気持ちで表現をしているつもりです。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 それでは私が前から140ページぐらいで「聖域」という提言書を書いたんです、去年。それは今の沖縄の数字を全部洗い出してみても、そこで議論したいなど。一番その数字を見てびっくりしたのが沖縄の集合住宅率ですよ。47の都道府県で一番高い集合住宅率、寄り合いアパート、団地、マンションに住んでいる率が高いところ69%、これは東京ですよ。56%神奈川県、大阪54.8%、そして沖縄53.4%、これが一極集中している理由なんですよ。もちろん那覇だけとは言いませんよ、豊見城もそう、南風原もそう、浦添もそうですよ。だから、そういう部分からしてその近郊に集中してしまっているんじゃないですか。だから、鉄軌道を持ってくるんでしょう。均衡ある発展を市町村にするために鉄軌道は入れるんですよ。

私からすると待機児童は、皆さんが見ているのは末端で現象対策しているだけなんですよ。300名待機児童がいるんだったら300名消す保育園をつくれればいいんじゃないですかと。保育園を本当につくれるんですか、この市に。私は平成13年から児童福祉をやってきましたよ。この児童福祉の究極は何か。市町村は4分の1の補助金が出せないんですよ、もう経常経費が。だから、保育料の4分の1負担できないから待機児童は消せないんですよ。そのことを皆さんがどれだけ認識しているかなんです。そしてこの土地の高いところに今の補助事業で土地を買ってできるんですか、本当に。宜野湾でも35万あるいは30万しているところを買って保育園を簡単につくれるんですかと。それを考えたら、住宅地を宜野座、金武あるいは恩納村まで求めるべきでしょう。だから鉄軌道なんですよと。ここは核家族があるからDVが起こっているんです、那覇近郊に。児童の虐待は田舎ではないんですよ。だから、そういう現象的なものを対策するんじゃなくて、全体的なものをもう一回見たほうがいいんじゃないですかと。その中心をやったのは川上さんと謝花さんでしょ

う。この第5次振計の中身そういうところがどこまで反映されているか短目をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後2時32分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（川上好久君） お答えいたします。

本来、総務部長の範疇というふうな形とはちょっと違うかもしれませんが、昨年まで振計をやったということで少し答えさせていただきますけれども、今議員がお持ちの問題意識は極めてそれは私は射ているというふうに思っております。

復帰後40年の沖縄振興というふうなものをどう評価するか。先ほど企画部長から話がございましたけれども、社会資本整備はある程度進んだと。この10年ぐらいいは産業振興も出始めた。残された課題は何なのか。沖縄というのはやはり離島島嶼である。交流と共生でできるだけ外から人を、情報を、金を、物を、そういうものと呼び込まないと衰退をするというそういうふうな意味合いにおいては、やはり入り口である空港がありますし、そしてこの空港におり立ってどこに行くかという公共交通の問題が実は大きな課題になっております。その話が今言われるように、都市の密集地から発生するさまざまな問題があります。実は、DVも含めてそういう課題はあるのではないかというふうに実は考えておりました。今後の課題は、そういう意味では公共交通システムをどうするかと。外部とのネットワーク、交通コスト、そしてあとは子育て環境をどうしていくか。今、日本全体として人口減少という中で、実は沖縄は非常に大きな資源を持っている。その中で子供たちをどう育成をしていくかというのは、これは今後の大きなテーマだというふうに思っておりました。そのことがこの次の計画の中では、強くしなやかな経済というふうなものと、それから沖縄らしい優しい社会という2つの基軸に結びついているというふうに私も考えてそういうふうな作業をしてまいりました。

今、総務部長としてそういうふうなものの各部局から出てくる施策、予算要求というふうなものを議論をしながら、そういう施策の展開にまた自分なりに力を尽くしていきたいというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 さっき紹介しなかったので少しだけ紹介しますけれども、さっきの共同住宅率をもう一回言いますけれども、福岡を除くところだけを紹介しま

すよ。これは佐賀県が23%なんです、集合住宅に住んでいる人。沖縄は53、佐賀は23、それと長崎28、熊本30、大分33、宮崎26、鹿児島26.5。これは九州の中で福岡でさえ沖縄を抜いてないんですよ。これを考えたら、我々の豊かさって何ですかと。我々は200万を220万にすることばかりを考えてきたかもしれない。だけど、私はそういうふうな思いは余り持っていないんです。200万を203万、204万、220万に平均所得を上げるというよりも、私はそういうことよりももっとやらないといけないのは、5万近くあるこの失業者をどう消すか。ここが焦点じゃないんですか。430万もらっている東京の平均所得は本当に幸せ感を感じていますか。私は感じてないと思いますよ。200万で少ないのかもしれない、少ないけれどもみんなが働いている。そしておじいちゃんもおばあちゃんも一緒になって三世代のお家があって、共働きをしても少なくとも保育園に連れに行くのはおじいちゃん、おばあちゃんが連れに行く。そういうような三世代の中から、ある意味では我々のチムグクルというか沖縄の本来のあり方というのが追っかけられるんじゃないのかと私はそう思っているんです。ほかの議員はわかりませんよ、私はそう思っている。

だから、沖縄らしさって我々どこかに置いてきたんじゃないんですか。この振興計画でお金ばかりを追っかけてきた。内需を拡大させようとする努力を本当にしたのかということはもう一回我々は改めるべきことだと思っているんですけれども、この辺はどうですか、知事。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 過去40年間そういった嫌いがなかったわけではないと思いますけれども、そういったことも踏まえて先ほど答弁もさせていただきましたけれども、議員が今おっしゃった県民が求める人と人とのつながりユイマールとか、そういったものも大事にする地域、それから文化とかそういったものを大事にするということで、今回の新しい計画では沖縄らしい優しい社会というものを一つの基軸にしているわけでございます。

そういったことも踏まえて、また先ほど那覇の極集中もありましたけれども、今回の新しい計画では北部圏域、それから離島、各圏域の振興・発展というのも十分に目配りをしておりますし、また税制面で言いましても産業高度化地域、これまではえてすると那覇、中部を中心とした地域産業高度化事業の地域に指定されてなかったわけですが、今回は全地域が指定されるということで各地域がそれぞれの持ち味を生かすこと

によって振興を図ることができる、そういった税制もできております。それから跡地利用についても1000から1500ヘクタールの跡地についてもしっかり円滑に進められるようにということで、跡地利用推進法という新たな制度もできました。こういったことを踏まえてしっかりと均衡ある発展を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 それぐらいで前段というかある程度思いはあるんだけど、知事、ただ今回私も選挙をやりながら訴えてきたことは、今まで恐らく議員もいらっしゃいますけれども、北部地域に随分お金を落としてきたんですね。北部振興策も入れると恐らく千五、六百億ぐらい入れてきたでしょう。だけど、これで北部の倒産件数はいいんですよね、余り倒産してないんですよねと。でもその数字は、皆さんよくつかまえているじゃないですか。だから、私は北部が悪いんじゃないでなくて北部を生かすためには中部の経済を上げないと僕は北部につながらないと思っているんです。だから、今度の5次振計の中心、経済の中心はやっぱり中部振興計画——中部振興計画という名前を打ち出す必要はないけれども——中部の経済を高めることが北部へのつなぎなんだ。何でそのことがわからないのかなと。だから、那覇から沖縄市までのこの経済のベルトをつくっていく。このことはとっても大事なことだと思うんですね。だから、私は今回の5次振計の完結、これは中部がある程度の発展をしていく。今ちょうどいいときに普天間の基地がどうなるかはともかくとしてこれはパッケージ化しないと言っているわけだから、瑞慶覧基地も返ってくる、キンザーも返ってくる。そこでどれだけの経済をそこの中に打ち込み切れるかがこれは後はもう皆さんの知恵勝負だと思っているんですよ。

だけど、上原さん、よく御承知だと思いますよ。文化観光スポーツ部長に僕は聞きたいんだけど、沖縄観光、観光とさっきから言っていますけれども、観光のコアはどこなんですか。地域コアはどこなんですか、沖縄県の観光の地域コアは。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時21分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 先日まとめました第5次の観光振興計画等もありますけれども、やはり沖縄全体を北部・中部・南部、それから離島を

含めてそれぞれゾーニングをしっかりと今やっております。特に、空路・航路に関してはやはり那覇・南部が中心になると思いますけれども、北部に関しましては恩納村を中心としてまた広範囲のリゾートですね。そしてヤンバル地域の豊かな自然を使った形での体験型のそういう交流体験活動、そういったものを中心にやっております、今中部に関しましては、やはり一つは文化やそれから芸能等そういったものを含めた形での展開そういったものがあるかというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 上原さん、これでいいの。皆さんは28年前に観光振興のコアは宜野湾西海岸だと言ったよね。あれがコンベンションを誘致するときにコアだということを県は言ってきたんですよ。違うの。

○議長（喜納昌春君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 観光に限らずですけど、まず先ほどの那覇の一極集中、なぜ集中するかの私の考えなんですけれども、1つは、結果だと思うんですよ。沖縄は離島県であると、空港是那覇にあるということで、どうしても那覇に集中してくるという側面もあると思います。

それと沖縄県は戦後は、県土構造をどうするかという、県土にどういう機能や役割を与えるかということ議論してこなかった。国際都市形成構想とかありましたけれども、それぞれの北部・中部・南部がどういう役割を担うかという前提でそこに何を、企業誘致、それからいろんな政策的な誘導もやらなきゃいけないということなんですけれども、例えば今嘉手納から南はやっていきますけれども、本当は嘉手納から北も含めてこれから、いつかは返ってきますから、訓練・演習も早目にやめてもらって北部も返してもらったときに北部にも当然観光の拠点はできます。今のところは嘉手納から南ということで、宜野湾のほうに国際都市のころも中南部を中心にやってきていましたので、宜野湾を中心にした絵を描きましたけれども、そういう全体的な県の構造をどうするかという議論は改めてやる時期、計画というのは10年です。10年というのは現在ある制度をあるいは予算を前提としてやっていますけれども、我々は何でビジョンを描くかといいますと、ビジョンはすぐ既存の制度を超えてあるべき将来像を描くということがあればもうちょっとその辺の議論もやるべきだったというふうに思っています。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 上原さん、これはそのとおりなんです。ただ、たしか28年前ですかね、数字ははっきり

しないんですけれども、そのころにコンベンションをつくったのは、あれは宜野湾高校ができていた。だからコアとして指定したけれども、将来像はそうじゃなかったんです。だけども見てください。あの宜野湾マリナーの前に何が建っているの、だれが主導するの。ショッピングセンターでしょう。だから、宜野湾もあそこは都市機能用地としてホテルも3つ建てるんだと。じゃ、なぜそれを県と詰めないのと。僕はサンエーが悪いとは言わない。悪いとは言わないけれども、ここが理想としてそれを置くところなのかなということ、県と宜野湾市がもっと詰めないといけないんじゃないですか。これがある意味ではゾーニングじゃないの。せっかくコンベンションを持ってきて、せっかく宜野湾マリナーをつくって、これからそこにホテルが建ってそれから持っていくんだぞというときにこれでは、将来あの陸上競技場を撤去する、宜野湾高校を撤去して、ここをもう少し都市型のリゾートとして活用していこうというときになっていくとあれはまた大変なことになっていくんですよ。だから、一事が万事そういうことにならないように、県がもっと市町村とやってくださいと私はそう言いたいんです。

例えば知事、あのときは知事はいなかったんだけど、僕は5年前まで県議をやっているところに皆さんの県の一番の失敗は何かということあのマリンタウンですよ。あの埋め立てですよ。あの埋め立てをしているときに、皆さんは埋め立ては平成8年に人口フレーム7万5000で出すんです。埋立申請をそれでもらうんだよ。そして中学校も小学校もそこにつくると言ってやって何でできなかったか。団地計画を断念したでしょう。そのときに県が団地の補償を出すんだよ、もう新しい団地はつくらないと出したから、人口フレームが崩れた。たしか7500が4800になった。そうすると、あそこに小学校がつかれなくなった。中学校がつかれないでそのまま空いてしまった。だから、皆さんのあの計画を少し変更するだけでこれだけの影響が出てくる。そのことはもっと真剣に考えてやっていただきたいなと、それを本当に思います。

もう最後のほうですから最後に聞きますけれども、大学院大学は成功しそうですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 大学院大学は、おかげさまでことし9月開学の予定となっております。ことし入学者も内定しているようで着実に進んでおります。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 そこに何を産業としてぶら下げるん

ですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 産業としてはこれはまだまだ時間がかかる話だと思いますけれども、例えばその大学院大学の研究テーマに合致するような例えば創薬企業の誘致ですとかそういったことも念頭に置いているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 今、創薬が出てきたから、私のところに4月から創薬計画が入ってきた。議員の皆さんは余り御存じないと思うんだけど、薬をつくる企業というのは大学だとかそういうような病院に接待費が出せなくなった。1年間に1つの会社で大学病院だとかいろんなところに接待費で使っているお金が研究費用も含めて1年間で100億、10カ所あるから1000億これが丸々浮いている。沖縄に進出したいとは言っている。1000億投資できると言っている。これを大学院大学で新薬をつくらせて、そこで製造工場までつくってそのまま販売をしていく。アメリカに飛んでいる飛行機がある、あるいは東南アジアに行っている飛行機がある。こういうのを大学院大学とマッチさせなさいと。だからそういうような話はこれから真剣にやらないと、大学院大学はつくただけになりますよ。そのことだけは一言言っておいて終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 皆さん、こんにちは。

きょうは7月9日、もうあしたで11回目の沖縄県議会議員の選挙から1カ月ということになりまして、今度の県議会の選挙、52%の投票率でしかなかったわけですから、このことは我々県議会も真剣に受けとめて、県議会のあり方がどうなのかということをしかりとやっぱり県民に訴えていかないと、投票率はなかなか上がらぬのかなと。やっぱり我々の問題だということをしかりと認識を持って、また我々はその上で当選してきているわけですから、県民の負託を受けてきているわけですから、しかりと誇りを持って県民に恥じない政治を皆さんとまた一緒にやっていって、豊かな沖縄づくりをまた県議会も一緒になってつくっていければなというふうにも思っております。

我が県の一部であります尖閣諸島の問題が、東京都が買うんだとか、いや国が私たちが買うんだというような形で、今中央の関心事にもなっていますが、中央は我々の基地問題、オスプレイの問題よりは今は原発

ですよね。原発廃止でおととい、東京の国会議事堂前、大雨の中15万人が結集したというところがあるわけですから、やっぱり本土の方々と我々県民の認識に大分ずれがあるのかなということを踏まえながら、8月5日、我々はまた県民大会が控えておりますので、この沖縄の基地問題は何ひとつ解決していないわけですから、やっぱりもっともっと我々は本土の方々にこのことを訴えていかなければいけないのかなというふうにも思っていますし、一方で、基地問題がある。しかし、また先ほど冒頭に申し上げたように、一方で尖閣の領土問題がある。アメリカにも文句言いながら、中国には気遣いながらということで、僕は、知事の仕事は大変だなと思っているんですよ。これを縮図のように沖縄の県知事がこのことを担うわけですから、しっかりと我々県議会も議論していきながら、また頑張っていかなければいけないのかなというふうにも思っております。

振興策、我々は大きな予算をいただいているんですが、あくまでも依存財源ですので、依存財源が75%になっていると。我々の自主財源は25%でしかないということもしっかりと踏まえていって、5年、10年後にはその依存が半減していると、半分になっているんだというような形の振興策の成果が出るようなことをまた期待もしておりますので、それを踏まえながら質問していきたいなというふうに思っています。

まず知事の政治姿勢についてであります、(1)は取り下げます。

(2)、先ほども申し上げましたように、知事職は激務であります。しかし、基地問題にしても何ら解決しておりません。経済問題など山積する課題に耐え得る知事の状態にあるのか——余計なお世話だというふうに思われるかもしれませんが——お伺いをいたします。

(3)、識名トンネル偽装契約について、国に告発される中で、知事は給与の減額をされております。そしてまた部長の更迭ということで、これで終えんというふうに考えるのかということをお伺いをいたします。

(4)、観光コンベンションビューロー——私も以前から質問しているんですが——まだまだ我々も疑問を感じているところでもありますし、また今回、新石垣空港の社長も激務の中、これから経営していくというのに、また市長に社長をさせるのかなということがちょっと疑問ではあるんですが、知事がかかわっていないというようなこともあるはずでしょうけれども、不透明な形、いろんなことを言われるわけですから、そういったことに対しての知事の見解をちょっとお聞かせ

ください。

次に、新たな振興計画についてであります。

(1)、振興特別推進交付金、そして公共投資交付金の県と市町村の交付状況についてお伺いいたします。また、交付決定と公共投資交付事業、これはまた配分済みだとかいろんな形を言われているんですが、これをちょっとわかりやすく説明をいただきたいなというふうに思っています。

(2)は取り下げます。

(3)、農林水産物流通条件不利性解消事業についてお伺いいたします。

(4)、離島児童・生徒支援センターの整備事業について進捗状況等をお伺いをいたします。

(5)、米軍発注工事参入支援可能性調査事業についてお伺いいたします。

ボンド事業はもう本土のゼネコンがほとんどとっていていると。100億円以上の保証ということはなかなか県内の業者がとれないということで、もうずっと県のほうも言われて、これは調査が入ってくると。調査事業にこんな1000万円も2000万円もかける必要が本当にあるのかなというようなことで疑問を持っているものですのでお伺いをしております。

(6)、県内の中小零細企業は厳しい経営環境にあるが、金融公庫の活用や県融資制度の拡充など金融円滑化で県内企業を元気にすべきと考えるが、対策をお伺いいたします。

(7)、電気料金値上げと特別措置法がどのように反映されているのか見解をお伺いをいたします。

続きまして、那覇空港について。

(1)、野田総理は、平成25年度の予算で那覇空港平行滑走路を対応すると明言をいたしました。これは5月15日の沖縄復帰40周年の振興で明言をいたしておりますので、その進捗状況をお伺いいたします。

続きまして、(2)、海外誘客強化と、将来性のないということで私は見ております新国際線ターミナル施設の見解をお伺いいたします。

(3)、那覇空港国内線旅客ターミナルビル第3次増築工事についてお伺いをいたします。

最後、農連市場地区再開発事業についてであります。

(1)、那覇市・県との取り組み、そして進捗状況をお伺いをいたします。

(2)、公共工事になるのか、特別振興交付金になるのか、その一括交付金の活用について検討されていると思いますので、その進捗状況をお伺いをいたします。

答弁により再質問させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當間盛夫議員の御質問に答弁をいたします。

1つ取り下げがありましたので、1つをお答えいたします。

まず知事の政治姿勢の中で、知事健康状態いかなという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

日ごろから私は健康管理にしましては気をつけておるところでございます。体調管理に努め、そしてたくさんの課題の解決に全力で取り組んでまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、識名トンネル問題に関連をして、知事の給与減額、部長の更迭で終えんと思えるのかという御趣旨の質問にお答えいたします。

県としましては、去る6月21日の行政監理本部において、県民の信頼を損ねていることについて謝罪し、問題が発生した原因と再発防止策を明らかにしたところであります。その上で、知事の給料月額100分の50に相当する額を3カ月間減額するとともに、関係職員の処分、さらに土木建築部長を異動することとし、この問題の総括を行ったものであります。

今後は、このような問題を二度と発生させないよう再発防止策に万全を期し、県民の皆様の期待にこたえられるような県政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、新たな振興計画についての御質問の中で、県事業に係る一括交付金の交付状況についてお答えいたします。

沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金を活用した事業については、当初予算に全額771億円を計上しており、そのうち約9割の721億円について内閣府から関係省庁へ配分済みとなっております。

沖縄振興特別推進交付金、いわゆるソフト交付金を活用した事業については、市町村分を除く500億円のうち、当初予算と5月補正予算を合わせて延べ202事業、458億円を計上しており、7月6日までに延べ180事業、382億円が交付決定されております。

次に、交付決定と配分の違いについてお答えいたします。

交付決定とは、交付申請された事業等について関係省庁が審査を行い、交付すべき補助金等の額を決定し、

その事業等に対して国が補助金等を交付するという意思決定を行うことであります。これに対し、沖縄振興公共投資交付金に係る配分とは、沖縄県が作成し、内閣府へ提出した事業計画に記載された交付対象事業に要する経費について内閣府から関係省庁へ予算の移しがえを行うことであります。配分を受けた関係省庁においては、県の交付申請を受け交付決定をすることになります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 知事の政治姿勢についての中、観光コンベンションビューローの人事についてとの質問にお答えいたします。

観光コンベンションビューローの人事につきましては、基本的に当財団において決定をされるものであります。財団の理事は、会長が知事との協議を経て選任し、会長等の選任につきましては、ビューローの理事会において互選により決定されるものであります。

県としましては、今後、ビューローの組織運営や予算執行の面などにつきまして、適切な指導助言などを行ってまいりたいと考えております。

次に、那覇空港についての御質問の中、海外誘客強化についてとの質問にお答えいたします。

県においては、第5次沖縄県観光振興基本計画を策定し、将来の外国人観光客数200万人を目標に各種施策に取り組むこととしております。今年度におきまして外国人観光客数45万人を目標に据え、大きな伸びが期待される中国を初めとする重点市場に加え、東南アジアや欧米などの新規市場も対象に、交通アクセスの拡充や沖縄観光の認知度向上を図るプロモーションなどに取り組んでまいります。また、MICEの誘致に引き続き取り組むほか、海外からのリゾートウエディングや医療ツーリズム等の新たな観光メニューの開発を促進することなどにより、海外からの誘客をさらに強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、石垣空港ターミナルビル株式会社の人事についてお答えいたします。

石垣空港ターミナル株式会社の役員人事につきましては、去る6月27日の定期株主総会及び取締役会で決定されたものであります。今回の役員改選は任期満了に伴うものであり、同社を取り巻く経営環境が大きく

変化していることから、新空港の開港に向けて需要喚起策や地域振興策を強化するために官民一体となって取り組む人選と考えております。

次に、新たな振興計画についての御質問の中で、米軍発注工事参入支援可能性調査事業についてお答えいたします。

県では、今年度、沖縄振興特別推進交付金を活用して「米軍発注工事参入支援可能性調査」を実施することとしており、その調査の中で実現可能性のある新たな方策や実施方法等を検討していく考えであります。具体的な調査の内容としましては5点ありまして、まず1点目、在沖米軍が発注する大型工事の発注見通し、2、ポンドに関する米国法規の確認、3、海外基地の米軍発注工事に関する地元業者受注時の支援体制、4、大型工事に対応したポンド枠確保に向けた支援策の検討、5、支援に必要な保証規模、保証を実現するために必要な資金調達額及び運営計画等の検討を考えております。

次に、農連市場地区再開発事業についての御質問の中で、那覇市と県の取り組み、進捗状況についてお答えいたします。

本事業は、平成22年4月の都市計画決定後、平成24年度の組合設立認可を目指してきたところでありますが、経済状況の低迷による参画予定企業の撤退等により早急な事業及び資金計画の見直しが必要となっております。現在、那覇市と資金計画の見直しについて多角的に検討を進めているところであり、今後は関係機関及び権利者との協議を踏まえ、平成24年度末の組合設立認可を目指して事業の進捗を図っていく考えであります。

同じく農連市場地区再開発事業で、一括交付金の活用についてお答えいたします。

本事業に対する沖縄振興特別推進交付金の活用については、関係機関と調整を進めてきたところであります。しかしながら、当該交付要綱に適合する事業計画の立案は困難と判断されたため、県としては、県及び市の財政支援により今年度の認可が可能な資金計画について関係機関と協議を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 新たな振興計画についての中、一括交付金の市町村への交付状況についてお答えいたします。

県は、5月末までに全体の約8割に当たる約240億

円の事業内容を取りまとめ、その情報を内閣府に提供し調整を行っているところであります。6月末時点で要望額の約6割に当たる約140億円、約650事業の内諾を得て市町村に伝達したところであります。

現在、まだ内諾が得られていない残り約650事業、約100億円の事業については、引き続き調整を行っているところであります。さらに、未要望額約60億円についても積極的に助言を行い事業化の促進を図っており、これらの追加事業も含めて可能な限り多くの事業が早期執行できるよう調整を進めてまいります。

次に、那覇空港についての御質問の中、那覇空港の平行滑走路の進捗状況についてお答えいたします。

那覇空港の滑走路増設について、国は、環境影響評価法に基づく手続きを進めているところであります。このような中、野田内閣総理大臣からは、5月15日に開催した沖縄復帰40周年記念式典において、「平成25年度予算編成過程で財源の検討を行って早急に整備を推進する。」との考えが示されたところであります。

県としましては、国が設置管理する那覇空港の整備について、国において財源を確保し推進されるものと考えており、去る5月14日の那覇空港増設滑走路早期着工県民総決起大会の決議を力強い支えとして、県民各界各層、県議会、市町村の協力を得ながら、平成25年度の事業着手に向けて強く要望してまいります。

次に、新国際線ターミナル施設についてお答えいたします。

新国際線旅客ターミナルビルは、先月20日に起工式を行い工事に着手しております。事業概要としては、地上4階建て、延べ床面積2万3700平方メートルであり、現国際線ビルのおよそ3.7倍の規模に当たります。

国際線ビルの1時間当たりの処理能力は、現国際線ビルでは小型機1機の対応しかできませんでしたが、新国際線ビルでは中型機1機、小型機1機が同時刻に利用できるようになり、乗降客数については、現在の240人から640人の対応が可能になると聞いております。

なお、近年のアジアからの急激な観光入域客の伸びなど将来の施設展開を考慮し、新国際線ビルでは拡張可能な施設設計にしていると聞いております。

次に、那覇空港国内線旅客ターミナルビル第3次増築工事についてお答えいたします。

国内線旅客ターミナルビル第3次増築工事について、事業主体である那覇空港ビルディング株式会社からは、当該工事は、現国内線旅客ターミナルビル北側を増築し新規航空会社のためのチェックインカウンターを設置するなど施設の機能強化を行うものと聞いて

おります。工事概要としましては、地上4階建て、増築部分延べ床面積5862平方メートルの施設が整備されることとなっております。工事は、6月18日に入札公告が行われ、工期は約1年としております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 新たな振興計画についての中、農林水産物流通条件不利性解消事業についての御質問にお答えします。

本県は、本土市場から遠隔地にあり島嶼県であることから、農林水産物の輸送コストの低減が農林水産業振興上の課題となっております。このため、沖縄から農林水産物を県外に出荷する際に鹿児島並みの輸送コストの実現を支援するため本事業を実施するものであります。対象品目として、市場競争力の強化により生産拡大が期待されるゴーヤー、菊などの園芸作物やモズクなどの水産物等の戦略品目を中心に実施することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 新たな振興計画についての御質問で、離島児童・生徒支援センター（仮称）整備事業についてお答えいたします。

同施設につきましては、離島・僻地出身の高校生の寄宿舎の機能、小・中・高校生の交流の拠点としての機能等をあわせ持つ複合施設として計画をしております。実施時期につきましては、一括交付金を活用した事業として平成25年度の着工を目指して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 新たな振興計画についての御質問の中、沖縄公庫の活用や県単融資制度の拡充等による金融円滑化についてお答えいたします。

県では、県内中小企業者の資金調達の円滑化に向け、県融資制度として13資金を設定しております。平成24年度は金利の引き下げを行い、さらに一部資金について利子補給制度を創設するなど、中小企業者の負担軽減に向けた融資条件等の整備に取り組んできたところです。また、県内経済団体等から強い要望のあった「中小・小規模事業者向けの融資制度の拡充等」についても、国や沖縄振興開発金融公庫と調整を行ってき

ました。その結果、平成24年4月から公庫に「沖縄雇用・経営基盤強化資金」が新たに創設され、県内中小企業者の雇用基盤や経営基盤の安定・強化に寄与するものと期待しているところであります。

県では、県内中小企業者の活性化に向け、資金調達の円滑化に引き続き取り組んでまいります。

同じく新たな沖縄振興計画の中、特別措置法の電気料金への反映についてお答えいたします。

今般の電気料金の値上げの主な要因は燃料価格の上昇によるもので、全国的に同様な措置がとられております。これは、経済産業省の定める「一般電気事業供給約款料金算定規則」に基づき、石油や石炭等の燃料価格の変動を迅速に電気料金に反映する全国一律の制度による措置であります。

なお、沖縄県の電気事業は、沖縄振興特別措置法に基づき、石油石炭税の減免等年間約25億円程度の税制優遇措置がとられており、1キロワット当たり約0.33円、標準家庭で一月当たり約100円の電気料金の値下げ効果となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 どうもありがとうございました。

まず知事の政治姿勢で、今度の識名トンネルのほうから、午前中、仲村議員からる質問がありましたのでちょっと違う視点からということで、今回、この発端は国の会計検査の指摘から始まったわけですね。本来であれば、県は毎年会計検査でいろんな検査をしているはずでしょうから、ちょっとその部分で県の監査委員が果たしている役割というのがどうなのかなということで、まずその部分で、代表監査のほうから監査委員の役割ということをちょっと説明してもらえますか。

○議長（喜納昌春君） 代表監査委員。

○代表監査委員（又吉春三君） 監査委員の役割ということですが、監査委員の役割は、住民にかわって地方公共団体の財務事務やその他の事務をチェックし、行政の適法性、妥当性を確保するとともに、合理的かつ効率的な行政を確保することです。そのため、地方自治法第199条で県の財務に関する事務の執行、県の経営に係る事業の管理等を監査することになっております。具体的には、1つ目に、財務監査、2つ目に、行政監査、3つ目に、財政的援助団体等監査、4つ目に、決算審査、5つ目、基金運用審査、6つ目、健全化判断比率及び資金不足比率の審査、7つ目に、現金出納検査、その他住民監査請求等の請求・要求による監査を実施しています。

監査等を行った結果につきましては、毎年、県議会及び知事へ報告を行うとともに、各決算審査についても県議会及び知事に対し決算審査意見書として意見を提出しております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 監査委員の果たす役割というのは、定期的に財務なり事務的な部分を監査していくということであるわけで、常任をされているというところもあります。何で県で指摘できなくて、47都道府県全部を見ている国の会計検査院がこのことを指摘できたのかなということでもちょっと担当と話すると、WTO案件になってくると、その裏のほうにいろんなものが出てくるだろうと。それからすると、一つの取っかかりというんですか、そういった部分のものを今国は見ているんだと。だから、それでWTOの案件であった識名トンネルのほうは、そういった部分で拾い上げされただろうと。要はそれに引っかかってしまったというような話になってくるんですけれども、国で指摘されて、何でその部分では沖縄県の監査委員会のほうで確認できなかったのか、ちょっとその辺コメントいただけますか。

○議長（喜納昌春君） 代表監査委員。

○代表監査委員（又吉春三君） 監査をするに当たっては、関係書類の確認を重点に置いて実施しており、予算執行伺いから契約、完了検査、支出までの手続において関係書類が整っている場合、不適切な処理の発見が困難なところであります。

今回の識名トンネル新設工事においても、既に完了した工事を、あたかもこれから工事を行うこととして書類を偽装したものであり、不正を発見することが困難でありました。監査委員としても、従来の書類の確認に加え、現場写真や現場記録を確認するなど監査の強化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 今代表監査が言われるように、不適切な処理を発見するのが困難だったということであって、不正を発見することをまた強化をしていきたいということであるんですけれども、じゃ今回の識名トンネル工事の不適切な契約に対する代表監査のコメントは何かありますか。

○議長（喜納昌春君） 代表監査委員。

○代表監査委員（又吉春三君） 今回の識名トンネル工事問題につきましては、県の公共工事に対する契約事務について、非常に著しく県民から見ても不信感を持たれたと。契約のあり方そのものが問われるような形になっておりますので、今後、対策としましてやは

り法令遵守、やっぱり決められたことを決められたようにやるというのが公務員の基本でありますので、きちっとしたいいわゆる法令遵守と、それからやはり組織の内部チェック体制といいますか、要するに内部で個人個人では見逃すようなものを組織として牽制機能を発揮するというのが大変大事なことだろうと考えております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 本来、監査ですのでもっと強化すべき、しっかりとやるべきところがあるはずです。これからは、全国地方分権ということで事務の移管とかいろんな形で出てきます。また沖縄は、特別に新たな振興策ということで、振興計画を沖縄みずからこれから出しているわけですね。みずからのその責任を負ってくるというものを考えると、これからの監査委員のあり方、充実強化ということからすると、どういうことが求められてくると思いますか。

○議長（喜納昌春君） 代表監査委員。

○代表監査委員（又吉春三君） 使途の自由度が高い一括交付金の導入や地方分権の進展に伴い国の関与が縮小していく中で監査委員の果たすべき役割はますます大きくなることから、監査機能を充実強化することが重要であると考えています。このため、現在、監査委員としては、他県での工事監査や財政的援助団体等監査の取り組み状況を調査しながら、監査手法の見直しを検討しているところであります。特に工事監査は専門的な知識を要することから、工事監査について技術面の専門的知識を有する団体に一部業務を委託するなどの監査手法をとっている県もあります。

今後の工事監査については、他県の状況等を参考にしながら、組織体制及び監査手法の見直しを図り、監査機能の充実強化を図っていききたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 代表監査委員、最後に一言だけ答弁いただきたいんですが、監査委員は第三者機関、その部分で独立性を持たれているというふうにお思いですか。

○議長（喜納昌春君） 代表監査委員。

○代表監査委員（又吉春三君） まず県の行政委員会でございます。そして当然、統括的なこと、例えば予算全体の統括権限とか一部は知事権限になっておりますけれども、それ以外の件につきましては、基本的には独立して監査を実施するというところでございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ありがとうございます。

知事、今代表監査委員のほうからもあったんですが、本来であれば、こういったことが出てきたときには県の監査の中でやっぱり出てくるべきなんですよ。監査委員会というのはそのために4名の皆さんがいるわけですから、そういった部分を今あったように体制強化をしていきたいということと、東京都を見ると、総務部だとかいろんな部署、3部署に分かれるんですよ、3部署に。3部署に分かれていて、なおかつ今代表監査委員からもあったように工事監査というのはまた別事業なんですよ。そういった面で、あそこはもう自主財源で自分たちでやられているところですから、国と同じような仕組みをつくらないといけないでしょうし、我々監査は国の会計検査院と等しいんだという気構えでやっているわけです。我々は、その識名トンネルの問題が出たわけですから、本当に県民にどうあるべきかということを、未然防止、これからの対応を含めて監査委員会をどうすべきだということを、やっぱり知事がそのことを持つべきだと思うんですが、今の答弁を聞いて、知事、どう思われますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時28分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（川上好久君） お答えいたします。

今當間議員が言われるとおりでございまして、監査機能もやはり強化をしていく必要があるかと思えます。そこのところは、今代表監査委員のほうからるる御説明もございました。今般の問題に関連をいたしまして、県では、行政考査の中でやはり今後再発防止策の組織的な対応としてどんなものが必要かということを実は検討をしております。1つは、チェック機能の強化、これは内部で従来迅速性・効率性を重んじるというふうなことで、総務課制を廃止をしてきたわけですが、そのことはある意味そのチェック機能というふうなものを弱めていなかったかどうか、ここのところは事業執行部局についてはどうすべきかという議論を今後少し提起をして検討していきたいというふうに考えております。

それから、あともう一つは、進行中の事業を管理する組織というものが必要じゃないかどうか。今、監査委員はまさしく事後的にそれをチェックをする、その機能強化をするという話がございましたけれども、一方では、そういう危機が発生する前に必要な対策をとる体制も含めて、これは県全体としてまた検討していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 そうなんです。嘉陽議員が言われるように、委員会ではなくて監査委員の4名の皆さんでしっかりと、これはやっぱり職員の皆さんもちょっと人員が足りないんじゃないかと。専門的な知識もその部分では必要だということで、先ほど工事の監査ということになってくると、またその部分で県の職員がその工事監査をやってくると、やっぱりなれ合いになってきてしまうということもあるはずでしょうから、その辺はまた外部からどうしていくかということも含めて、これは僕は監査委員も含めて監査のチェック体制のあり方というのは早急に対応しなければいけないんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひまたよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは次に、新たな振興計画についてであるんですが、川上総務部長、県の外部監査の監査結果報告書、これに目を通されましたか。（資料を掲示）

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（川上好久君） ほとんど頭に残っていないかもしれませんが、一通りは見たかもしれません。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 今度の包括外部監査結果は、沖縄振興計画に基づく沖縄県が実施した事業についてということで報告しているわけですよ。その中で、今後の振興計画の方向性ということで、今後の振興計画においては人材育成こそが最も重要な課題であるということで、その監査は指摘しております。そして今、県は、雇用対策ということでグジョブ運動をしているんだと。しかし、効果がどのように出ているのかということの指摘もあります。その中で言っていることは、子供の貧困が存在しているとしたら、それはどうしても解決すべき課題であると。雇用問題と子供の貧困という部局横断的・総合的な視点からの調査はまだ行っていないものと思うと。この指摘についてどう思われますか。

○総務部長（川上好久君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時32分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（川上好久君） お答えいたします。

現在のところ、部局横断的なそういう調査というふうなものはまだ取り組んでおりません。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○**當間 盛夫君** 指摘されているように、この子供の貧困を含めて人材育成、これからの沖縄の10年を担う、将来を担うのは沖縄の子供たちですから、その雇用問題にしても、やっぱり子供の貧困対策をしなければだめだという部分等で、人材育成する中で、やっぱり海外でいろんな意味で留学をするんだけれども、ただアメリカ辺倒という話ではなくて、アジアにかける沖縄ということによっているのに、何でアジアに対するそういった留学の部分のものをやらないのかという部分と、私は、前回の議会で米留の制度がありましたよねと、国費の制度もありましたよねと、そういった2つの沖縄の制度がある中で、もう一度沖縄はそういった人材育成に向けてしっかりとやるべきだという指摘をしております。ぜひ目を通して、これは外部監査ですので、しっかりとその報告に対する見解を出してもらえればというふうに思っています。

今度の新たな振興策、県のほうが500億円ですので、今上げている分であと22事業が未決定だということで、この22事業はどうして未決定になっているんでしょうか。

○**総務部長（川上好久君）** 休憩をお願いします。

○**議長（喜納昌春君）** 休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時33分再開

○**議長（喜納昌春君）** 再開いたします。

総務部長。

○**総務部長（川上好久君）** お答えいたします。

現在、22事業がまだ交付決定に至っていないわけですが、これは内容的には、まず類似の補助金との違いが確認できていないものとか、あるいはまた、個人・法人の資産形成に資するかどうか、これは交付要綱の中で多少まだ整理がうまくされていないというか、説明をされていないというふうなところで、今とまっているというふうに聞いております。

○**議長（喜納昌春君）** 當間盛夫君。

○**當間 盛夫君** これは一番大きなのが、沖縄型物流コストをやろうということで、農林の皆さんが36億円の条件不利性解消事業ということで出している、これは目玉なはずですが、これがこの部分でまだ決定されていないというのはどういうことなんでしょうか。

○**議長（喜納昌春君）** 農林水産部長。

○**農林水産部長（知念 武君）** 確かにこの事業はまだ国と調整が残っていて交付決定がされていない状況でございます。現在、補助単価の設定などで詳細な詰めを今行っているところであります。国からのいろんな質問等については答えておりまして、まだその答え

た後の結果が来ておりませんが、農林水産部としては、近々理解がもらえるのかなと考えております。

○**議長（喜納昌春君）** 當間盛夫君。

○**當間 盛夫君** 我々も改選前での補正予算なり、一般・当初予算という形でしっかりと中身まで追及できなかったというところもあるんですが、皆さんも、まだ確立できていないのに当初予算に上げてそのものとはとると。しかし、まだ国との調整が全然進んでなかったということになってくると、もしとれなかった場合は、これは修正でもかけるんですか、その辺は。

○**議長（喜納昌春君）** 農林水産部長。

○**農林水産部長（知念 武君）** 我々、予算要求のときに我々の計画として総務部を通じて内閣府のほうに出しております。その最初の内閣府からの照会といいますが、質疑等が来たのが5月に入ってからでありまして、それからいろいろ詰めていく段階で、確かに向こうの指摘等も踏まえて詳細に詰めることもあるなということでもいろいろ調査をして、今後継続してやっていく事業ですので、その辺はしっかり詰めたいということでもいろいろの資料等を精査をしながら詰めて、今説明をした段階でございます。

○**議長（喜納昌春君）** 當間盛夫君。

○**當間 盛夫君** 県は、自分たちのほうから先にして、市町村を後回しにしているわけです。市町村は1件も交付されていないという実情があるわけですから、このことは早目に今月いっぱい市町村はもう8割、9割、内諾と交付決定しないと、市町村の実施計画というのは執行というのはおくれるわけですから、7月でやっても、臨時議会をもう一度開いてそのことを承認してやるのは9月ですから、そのことを考えると、やっぱり県分もそのことでは重要なんでしょうけれども、市町村のその300という部分も新たな部分でとってきたわけですから、そのことをしっかりと皆さんがサポートしてあげるといことは大変大事な部分になっていると思っておりますので、企画部長、ちょっとその辺の進捗を含めて教えてください。

○**議長（喜納昌春君）** 企画部長。

○**企画部長（謝花喜一郎君）** 議員がおっしゃるのと全く同様な、ある意味危機意識を我々も持っております。先週から内閣府からも担当職員に来ていただきまして、首長または副首長を交えて、可能な限り早期着手ができるようにということで最後の詰めを行っているところであります。残りまだ60億円予算が残っておりますけれども、そういった事業化ができていないところについても、その機会にいろんな相談をやっていただきまして、早目に年度内に執行ができるように

ということで、早目の内諾が得られるようにということで、これからも作業を進めてまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それでは次、国際線ターミナルの事業なんです、概要等はわかりましたので、じゃこのターミナルの施工業者はどちらの業者がとって、その予定金額と落札金額があるはずでしょうから、ちょっとその部分の説明をしてください。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

那覇空港ビルディングに確認しましたところ、予定金額はちょっと教えていただけなかったんですけども、建築工事が國場組、大成建設、仲本工業等JVというふうになっております。代表は國場組がやっていると。電気工事は九電工、住友電設、あとは沖縄特電、金城電気工事です。

失礼しました。その前の建築工事のほうの落札額は44億円というふうに聞いています。電気工事が7億4400万円。空気調和工事が三建、國和などとなっておりますけれども、契約金額が8億2200万円。給排水衛生工事が三晃、太閤などとなっておりますけれども、契約金額が3億4300万円ということで、合計63億円となっております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 予定は大体80億円を予定していたわけですね、この部分は。80億円の63億円ということで、僕は、何でこの5年とか、10年にしか対応しないような国際線のターミナルをつくるのかなど。何で20年後、30年後を見据えたようなものをつくらないのかなというところも疑問ではあるんですが、この63億円を含めて、今度国内線のターミナルをつくりますよね。その部分での入札参加要件をちょっと示してもらえますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 1200点以上の企業が参加要件となっております。

○當間 盛夫君 それだけじゃないですよ、もっとあるでしょう。

○企画部長（謝花喜一郎君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後3時40分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

當間盛夫君。

○當間 盛夫君 1200点以上の評価、それと床面積が2万平米以上の施工実績と。これは県内で何社あるん

ですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 1社と聞いております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この1社はどちらですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 國場組1社と聞いております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これで終わりますが、この国際線ターミナルもWTO案件なんですよ。識名トンネルもWTOの案件で、落札率が47%だったから追加工事したらこういう形になってしまいましたという形です。会計検査院が指摘しているように、WTOのものというのは見ているわけですよ、国の部分を。今回、またこの部分で國場さんがとる。この国内線の部分も1社しかとれないような入札要件しか出さないでやってくるということは、ここは県がその部分で空港ビルディングに対してどんな指導をしているのか、そのまま疑問を投げかけて終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後3時42分休憩

午後4時8分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 公明党・県民会議無所属の吉田です。よろしくお願いします。

今度の選挙で私は敗北宣言をいたしました。それから3分後にまた当確が出まして万歳をしたのを覚えていますが、マスコミ含めて選挙だけではなくて大本営発表と——僕は67歳ですけども——第二次世界大戦でそういうことがよくありました。そしてその執行を精査する。例えば大本営発表で発表したこと、市町村のいろんな政策であれ何であれ、これをやっぱり精査する。一度発表したものを精査しようと、それがだめだったら今度はどうするかというようなことを僕はマスコミをお願いしたいなと思っています。

一般質問を行います。

1、沖縄振興について。

新たな沖縄振興特別措置法や駐留軍跡地利用推進特別措置法が成立をし、政府は沖縄振興基本方針を決定しました。県も「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を策定をし、自立経済確立へスタートを切りました。

(1)、沖縄振興基本方針の特徴と評価について。

(2)、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を実施するに当たっては、一括交付金1574億円以上の確保が絶対条件と考えますが、知事の決意を伺います。

(3)、沖縄振興特別推進交付金要綱を施行しましたが、問題点と課題はないのか。

(4)、沖縄県も同様に沖縄振興特別推進市町村交付金要綱を策定しましたが、交付金対象事業が政府と同様であります、その理由について伺います。

(5)、沖縄振興基本方針で北部地域は県内でも最も所得水準が低いと指摘していますが、その原因と今後の振興について伺います。

2、離島・過疎・僻地地域の振興について。

北部3村（国頭・東・大宜味）及び離島（伊平屋村・伊是名村）は財政基盤が脆弱であり、財源確保及び定住条件の整備が大きな課題と考えております。

以下伺います。

(1)、財政確保については、水資源開発・確保のための新たな基金制度の導入が必要と考えます。隔遠地補正の見直しが重要と考えますが、県の考えを伺います。

(2)、定住条件は、雇用の確保及び医療、福祉、介護、教育、住宅、交通などの整備が重要と思うが、県の施策を伺います。

(3)、高齢化が進んでいる状況の中で、県の施策を伺います。

大きい3、観光振興について。

(1)、1000万人の観光客誘致のためには観光客の安全・安心が重要であると考えます。リゾート地における防災計画はどうなっておりますか。

(2)、恩納村などバイパスの完成により既成の道路の交通量が減少し、飲食店、お土産品店等のお客が激減し、経営が困難なようであります。県は実態調査をしたことがありますか。今後の対策について伺います。

4、鉄軌道の導入について。

(1)、内閣府は鉄軌道の調査結果を発表しましたが、その結果について県の考え方を伺います。

(2)、鉄軌道の導入について今後の計画を伺います。

5、基地問題について。

(1)、金武町で発生した米兵器物損壊事件の経緯と損害賠償について伺います。

(2)、被害者は何名か。全員が示談書に署名したのか伺います。

(3)、オスプレイが訓練をする市町村及び本土の基地への配備計画を明らかにされたい。

(4)、オスプレイの墜落の原因は何か。

(5)、オスプレイが搭載される空母名を明らかにされたい。

(6)、民間ヘリの夜間飛行が許可されていないと聞きますが、夜間飛行が許可されているヘリは軍隊だけですか。また無灯火も許されているのか伺います。

(7)、県民大会開催について知事の決意を伺います。

6、信号機の設置について。

本部長は新設について積極的に検討していきたいと答弁していますが、今後の設置方針について伺います。

7、億首川の環境保全、整備について。

(1)、ダム建設工事等に伴う赤土の流出は異常であります。県は実態調査をしたことがありますか。今後の対策を伺います。

(2)、マングローブの育成・保全について県の対策を伺います。

(3)、県は億首川の自然環境保全及び整備についてどのように考えていますか伺います。

8、屋嘉地区における不法占拠の建物撤去はどうなっておりますか。

9、伊平屋飛行場の進捗状況はどうなっておりますか。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 吉田勝廣議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、沖縄振興についての御質問の中で、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の実現に係る予算の確保についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を実施するためには、沖縄振興予算を確保し、第1に産業の振興や、第2に雇用の促進、第3に離島振興、第4に子育て支援等々、県民ニーズの高い施策を推進していく必要がございます。このため県議会、そして市町村の協力を得ながら、自由度の高い沖縄振興一括交付金の拡充はもとより、振興予算の3000億円台を超える総額の確保に全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、基地問題に係る御質問の中で、県民大会についてに係る御質問にお答えいたします。

オスプレイは、墜落事故が発生しており、県民が不安を抱いております。県といたしましては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り配備には反対であります。渉外知事会や軍転協でも配備見直しを要請してまいることといたしております。これまでの県民大会は広く各界各層を網羅

し、県民が主役となって取り組まれたものと考えております。今後ともさまざまな機会を活用して、直接政府に対し配備反対を求めたいと考えております。

県民大会への参加につきましては、これらの取り組みを踏まえ検討してまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 沖縄振興予算についての御質問の中の、沖縄振興基本方針の特徴と評価についてお答えいたします。

沖縄振興基本方針は、沖縄振興特別措置法第3条の2に基づき政府における沖縄振興の意義や方向、振興に当たっての基本的な視点を示し、沖縄県が沖縄振興計画を策定する際の基本的事項などについて定めたものです。

基本方針の特徴として、「沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展」、「我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の「万国津梁」の形成」、「潤いのある豊かな住民生活の実現」の3項目を「沖縄振興の方向」として掲げていることが挙げられます。この基本方針の内容につきましては、沖縄県の主体的な取り組みを尊重するとともに、これまで積み上げてきた県が考える沖縄振興の方向性に合致したものであり、評価できるものと考えています。

沖縄振興特別推進交付金交付要綱についてお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金交付要綱は、交付対象事業の範囲や事業計画の作成、交付事務などについて、沖縄県と国との間で意見交換を重ね、去る4月19日に国において決定されたものであります。交付対象事業については、沖縄振興計画の趣旨にかんがみ産業振興に加え、雇用、福祉、離島振興などに資する幅広い分野が対象とされております。また、国庫支出金として、通常は充当しがたい行政運営費や基金造成費、他の国庫補助がある事業などについても、沖縄振興に必要不可欠な事業であるなどの特段の事業がある場合には交付金の活用が認められております。当該交付要綱については、沖縄県の要望が可能な限り反映されたものとなっていると考えております。

国と県の交付要綱で、交付対象事業が同様である理由についてお答えいたします。

国の沖縄振興特別推進交付金交付要綱は、沖縄県及び市町村の要望が可能な限り反映されたものとなって

おり、市町村が事業立案するに当たり自由度の高い制度となっております。県において策定した沖縄振興特別推進市町村交付金交付要綱は、自由度の高い沖縄振興特別推進交付金を市町村においても十分に活用できるようにするため、交付対象事業など国の交付要綱に準じ規定したものであります。

北部地域の所得水準が低い原因と今後の振興についてお答えいたします。

平成21年度の北部地域の1人当たり市町村民所得は180万9000円となっており、1人当たり県民所得の204万5000円に比べ低い水準となっております。これは、1人当たり市町村民所得を構成する雇用者報酬、財産所得、企業所得のうち、北部地域においては雇用者報酬が他地域と比較して少ないことが要因となっております。

今後の北部地域の振興については、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を踏まえ、沖縄科学技術大学院大学を核とした知的・産業クラスターの形成を推進するとともに、本県の代表的リゾート地としての特性を生かし、国際的な学術研究・リゾート拠点の形成を図ってまいります。また、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備、情報通信関連産業や農林水産業の振興などを図り、定住条件の整備や所得向上に向けた産業振興に取り組むとともに、北部振興事業に続く北部連携促進事業が着実に実施できるよう地元と連携しながら取り組んでまいります。

離島・過疎・僻地地域の振興についての御質問の中の、新たな基金制度の導入についてお答えいたします。

沖縄県では水源地域の振興を図るため、水源地域対策特別措置法の精神に準じ、財団法人沖縄県水源基金を設立し支援事業を行ってまいりました。現在建設中の億首ダム以降新たなダム建設が予定されていないこと、ダム建設に伴い締結された覚書に基づく事業が平成24年度で終了することなどから、平成22年9月の水源基金の理事会において平成25年度の財団の解散を決めたところであります。同理事会において、基金解散後の新たな財政措置を求める意見などがあったことから、現在県、企業局、受水市町村及び水源地域市町村との間で意見交換を重ねているところであります。

隔遠地補正の見直しについてお答えいたします。

沖縄県の離島市町村につきましては、地方交付税法等に基づく特例措置により、隔遠地補正の算定において本来の級地より1級かさ上げされて適用されております。この特例措置につきましては平成23年度が期限とされておりましたが、昨年9月に総務大臣に対し、地方交付税法第17条の4第1項の規定に基づき沖縄特

例の規定の延長について意見の申し出を行い、平成24年3月31日に公布された地方交付税法等の一部を改正する法律により10年間延長されたところであります。県としましては、地方交付税制度においては隔遠地補正に限らず、行政需要を的確に把握することが重要であると考えており、引き続き関係市町村と連携しながら研究してまいりたいと考えております。

定住条件の整備についてお答えいたします。

本県の離島・過疎地域は、若年者の慢性的流出、高齢化の進行、産業や社会活動の停滞など多くの課題を抱えております。一方で、離島・過疎地域はそれぞれが個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産などの魅力を有し、こうした多様性は観光資源としても大きな魅力となるとともに、県民の食料供給基地としても重要な地域となっています。地域振興に当たっては、引き続き離島・過疎地域の持つ不利性の軽減に努めるとともに、優位性を積極的に活用しこれを伸ばしていく取り組みが重要であると考えています。このため、地域の特性と住民の創意を生かした産業の振興を初め医療・福祉の充実、交通・情報通信体系の整備、都市地域との交流活動の促進など若者が定着する、魅力に満ち、活力に富んだ個性豊かな地域社会の形成を目指し、ソフト面の対策を含めた諸施策を推進していく必要があると考えています。具体的には、沖縄振興一括交付金を活用した船舶等の代船建造や離島地域で販売される生活必需品の価格を低減するための実証実験、離島・僻地における学習支援、島嶼型福祉サービス支援、農林水産物流通条件不利性解消事業などを実施していくとともに、過疎対策事業債（ソフト分）の効果的な活用を促すなど離島・過疎市町村における取り組みを支援していくこととしております。

鉄軌道の導入についての御質問の中の、内閣府調査結果についてお答えいたします。

今回の国の調査結果では、膨大な事業費や厳しい事業採算性などの予測結果が示されておりますが、当該調査は既存の整備・運営スキームを前提としており、その結果は想定される内容と考えております。一方、事業効果に係る調査結果では移動時間の短縮や生活圏域の拡大、移動費用の縮減などの整備効果も示されております。県は導入実現の可能性を高める観点から、事業費の縮減、まちづくり等と連携した需要の拡大等による事業採算性の確保、さらには持続的な運営を可能にする特例的な制度の創設等についての検討が必要と考えております。

今後の計画についてお答えいたします。

国は、平成22年度から23年度にかけて需要予測モデ

ルの構築とモデルルートを設定し、ルートとシステムの組み合わせによる複数のモデルケースについて、沖縄における新たな公共交通システム導入にかかわる課題整理等を行っております。平成24年度は、引き続きモデルルートをもとにした導入課題検討に向けた調査や県民が求める公共交通システムに関する意識調査などを実施すると聞いております。県はこれまでの調査結果を踏まえ、国とも連携を図りながら、早期導入の可能性を高める観点から県民のコンセンサスを得るための広報活動、駅を中心とした新たな開発等による需要拡大の検討、持続的な運営を可能にする特例的な制度の提案を行うための調査など、導入のための条件整備に資する調査を実施したいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 離島・過疎・僻地地域の振興についての御質問の中の、高齢化に伴う県の施策についてお答えいたします。

国頭村、東村、大宜味村における平成23年10月1日現在の高齢化率を見ると、いずれも県平均16.8%を上回った高齢化地域となっております。これらの地域における高齢化対策の課題としては、高齢者の住居が点在していることから、移動に時間を要するために介護事業所等の利用に支障を来すことや孤立化が懸念されることなどが挙げられます。県としましては、平成24年3月に策定した沖縄県高齢者保健福祉計画において、高齢者の地域での暮らしと自立を支えることを新たに基本施策として位置づけたところであり、市町村の支え合い体制づくりを支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光振興についての中の、観光・リゾート地における防災計画についてとの質問にお答えいたします。

県は、東日本大震災を踏まえて、ことし3月に「沖縄県地域防災計画」を修正しております。同計画では、災害発生時における観光客の災害応急対策については、観光施設等の管理者及び市町村が実施責任者となっております。災害発生時には、市町村及び観光施設等の管理者は、避難情報の伝達や避難誘導、一時避難場所を確保する役割を担っております。一方、県は観光客等の避難のための施設の提供や安否情報の収集・把握、帰宅困難者の帰宅支援などを行うこととしてお

ります。また、平成23年度から、観光関係者や防災関係者を対象とした観光危機管理セミナーやワークショップの開催、災害情報配信システムの構築などを実施しております。誘客という観点からしても、昨年の震災以来、観光客の防災に対する意識はさらに高まっている傾向にあり、県としては今後とも市町村や観光施設等との連携を図り観光客の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 観光振興についての御質問の中の、恩納バイパス等の開通に伴う近隣飲食店等の客足減少の実態と対策についてお答えいたします。

御指摘の恩納バイパス等については、交通安全確保、交通渋滞の解消と沖縄科学技術大学院大学へのアクセス改善を図ること等を目的に整備されたものであります。旧道沿線の飲食店等への影響については県として実態調査は行っておりませんが、平成23年度に恩納村商工会が実施した調査によると、観光客以外の県内ドライブ客の立ち寄りが大幅に落ち込んでいるとの結果が出ております。これを受け今年度、恩納村商工会が主体となり、国の「地域力活用新事業」を活用して「おんな海岸通り物語による地域コミュニティ構築プロジェクト」を実施する予定と聞いております。

県としても、商店街振興組合指導事業を通して組織化等の支援を行い、地域の活性化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 基地問題についての御質問の中で、金武町で発生した器物損壊事件の経緯と被害者は何名かについては関連いたしますので一括してお答えいたします。

本事案は本年2月21日の未明、金武町字金武において専門学校学生寮の駐車場や契約駐車場等に駐車された車両のフロントガラス、サイドミラーなどが割られた器物損壊事件であります。

本件の被害者は11名で、全員から被害届を受理し現場資料、防犯カメラの映像、関係者からの情報等から在沖米軍海兵隊所属の海兵隊員を浮上させ、米軍捜査機関の捜査協力など所要の捜査を実施して同海兵隊員を器物損壊事件の被疑者と特定し、本年5月25日那覇地方検察庁へ事件送付をしております。

なお今回の事件に関し、示談交渉の場所として金武

交番が使われておりますが、警察が使用させたということではなく、また示談交渉にも関与しておりません。

県警察といたしましては、今回の事案を踏まえ、各所属に対し交番等の適正な管理の徹底を指示するとともに、米軍側に対して交番等警察施設を示談交渉の場所として利用することがないよう文書で強く申し入れを行い、再発防止対策を講じたところであります。

次に、信号機の設置についての御質問にお答えいたします。

御質問については、宜野座村漢那の国道329号上のゆたかストアー前の横断歩道のある交差点であると承知をしております。現在、県警察では県内全域からの要請の中から、事故発生の頻度や交通量等はもとより、周辺一帯の施設や交通安全施設の設置状況等を総合的に検討し、信号機設置の必要性や緊急性の高い箇所の抽出を行っているところであります。同所への信号機の設置につきましても、通学路として利用されていることや交通量が多く通過車両の速度が実態として速いことなどの調査結果を十分に踏まえた上で、現在検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、米兵器物損壊事件の賠償等についてお答えいたします。5の(1)のイと5の(2)のイは関連いたしますので一括してお答えいたします。

公務外の米軍人等による事件・事故に関する被害者補償については、原則として加害者が損害を賠償することとなりますが、加害者に弁済能力がない場合等には日米地位協定第18条第6項の規定に基づき、米国政府が慰謝料を支払うこととなっております。在沖海兵隊政務外交部によると、金武町で発生した米海兵隊員による器物損壊事件については、加害者とともに米軍も賠償を行ったとのことであります。また、示談については一部の被害者が示談に応じていないとのことですが、詳細については公表されておらず把握しておりません。

次に、オスプレイの配備計画についてお答えいたします。

オスプレイが訓練を行う市町村について沖縄防衛局に照会を行ったところ、環境レビューで挙げられている普天間飛行場、嘉手納飛行場、北部訓練場、中部訓練場及び伊江島訓練施設が所在する市町村において訓練が行われるものと承知しているとの回答がありました。また、MV22は、沖縄以外の本土の米軍基地に配

備される計画はないとのことであります。

次に、オスプレイ墜落の原因についてお答えいたします。

オスプレイの開発段階の事故については、飛行制御システムの配線間違い、潤滑油漏れ、VRSと呼ばれる降下速度超過、油圧配管の問題等が原因とされており、米軍は所要の対策をとったとしております。しかしながら、ことし4月のモロッコ、また6月のフロリダにおける墜落事故については、機体に機械的なふぐあいはなかったとしながらも具体的な原因の説明が不十分であります。

次に、オスプレイが搭載される空母についてお答えいたします。

オスプレイが搭載される艦船名について沖縄防衛局に照会を行ったところ、オスプレイがどのような艦船に搭載されるかについては、オスプレイ配備前の現時点では承知していないとのことであります。

次に、夜間飛行等が許可されるヘリについてお答えいたします。

航空機の夜間飛行について、国土交通省那覇空港事務所によれば、夜間飛行に必要な装置を装備していれば、民間機であっても夜間飛行が許可されるとのことであります。また、無灯火での飛行については、いわゆる航空特例法により航空法の一部規定が適用されない米軍機のほか、自衛隊機についても自己の位置を秘匿する必要がある場合においては、夜間において航空機を灯火をもって表示しないことができるとのことであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 億首川の環境保全、整備についての御質問の中で、億首ダム建設工事等に伴う赤土等流出の実態及び今後の対策についてお答えいたします。

億首ダム建設工事については、沖縄県赤土等流出防止条例に基づき事業行為通知書が提出されております。当該事業における赤土等流出防止対策としては、地区外からの流入水は土砂流出防止さくにより切り回しを行う、現場内で発生した濁水は沈殿池または機械式の濁水処理機を用いて処理する、裸地面は種子吹きつけを行うなどの計画となっております。県では、平成23年10月7日に現地調査を実施しており、その際、濁水放流の記録簿等からは排水基準である200mg/Lを超過した濁水の放流は確認されております。億首川への赤土等流出に関しては流域内の開発事業や耕作

地、米軍基地等さまざまな流出源が考えられますが、現在のところ具体的な流出源の特定には至っていない状況であります。

県としましては、今後も引き続き億首川周辺の赤土監視パトロールを強化していくとともに、金武町や関係機関と連携を図り、赤土等流出源の特定及び赤土等流出防止対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 億首川の環境保全、整備についての御質問の中で、マングローブの育成・保全についてお答えいたします。

平成20年2月に策定された億首川水系河川整備基本方針においては、マングローブは、億首川の特徴と環境的豊かさを象徴するものであり、これを保全しながら治水安全度の向上や流況の安定を図り、潤いある河川環境の創出に努めるとされております。また、同年11月に策定された河川整備計画では、下流域では、河道拡幅は行わず現況河川を尊重し、豊かな自然環境の保全に努めるとされております。県としてはこれらの整備基本方針や整備計画に基づき、億首川下流部のマングローブの保全を図りつつ、河川整備を行う方針であります。

同じく億首川で、自然環境保全及び整備についてお答えいたします。

億首川の下流域については、沖縄本島でも有数のマングローブ林が生育していることや多様な底生生物、魚類等の生息が確認されるなど、豊かな自然環境が残されており、環境保全の重要性については十分認識しております。県としては、治水との整合性を図りつつ地元とも連携して自然環境に配慮した河川整備を行いたいと考えております。

次に、屋嘉地区における不法占拠の建物についてお答えいたします。

金武町屋嘉地区の海浜地を不法占用している建物については、建物の所有者が県外に在住していることを確認しております。所有者からは、建物を撤去するとの返事を得ておりますが、現在まだ撤去されておられません。再度、撤去を勧告し、それでも撤去しない場合には行政代執行等により撤去することも考えております。

次に、伊平屋飛行場の進捗状況についてお答えいたします。

伊平屋空港の整備については、環境影響評価書に対

する知事意見の中で、「埋立回避」の意見が出されたことから、現在、陸域内で空港を設置するため、滑走路長の縮小など基本計画の見直しを行っているところであります。それに伴い需要予測、事業費及び費用対効果等についても見直す必要が生じております。県としては、基本計画の見直しを早期に行い、伊平屋村と伊是名村の了解を得た上で、環境影響評価書の補正を行う考えであります。なお、新規事業化に当たっては、航空会社の就航意向取りつけや需要喚起策が重要なことから、「伊平屋空港協議会」や関係機関と協議し、早期に事業着手できるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○☒田 勝廣君 まず一括交付金なんですが、知事頑張って約3000億円を獲得したわけですが、3000億円の内訳をちょっと述べていただけますか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（川上好久君） お答えいたします。

次年度も今年度と同じような形で離島振興とか子育て、産業振興を賄えるような形の予算要求をしていく予定でございます。3000億とそれからこの間知事がお答えしましたように、那覇空港の滑走路を含めてまだ具体的に数字は国のほうとの調整はしてございませんけれども、おおむねその前後で調整をして要請をしていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 この要綱のことなんですが、要綱は5年で見直すと書いてあるけれども、もっと早目にやったほうがいいんじゃないかと思うがどうですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 早目にということですが、何せ今始まったばかりでそれに基づいてやっているものですから、現在はそれに基づいて事業執行できるようにということで、今、一生懸命頑張っているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 なぜそうなのかというと、初めてだから例えば北部振興もいわゆる島懇事業も全部5年で見直しという話だったわけ。だけどやっぱりやっているうちに早急に見直さないといかぬなど。また今各市町村から事業計画として県に挙がっている達成率、これ皆さんのデータを見ると大体60%要望事項のあるところ11ぐらいですよ、市町村。そうしてくると、いわゆるこの事業計画に当たって例えばできないときに明許繰越ってあるでしょう。これはカードだと思うけ

れども、そうするとその明許繰越で例えば7月、9月、10月で事業が決定されると、翌年持ち越しで事業化できないときに——今の一括交付金ですよ——明繰になって、そしてまた新たな事業を提起したときにその明許繰越の事業が新しい事業でまたできるかどうかとか。そういうことをやっぱり通じないと、ただ10年のうち5年だからと単純にそういうことではなくて、2カ年とかこれは経験から学んでないわけですよ、僕に言わせれば。だからやっぱり2年か3年で見直しをして、または次に進んでいこうということではなければこの事業はまた問題点が出てくるんじゃないかな。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） おっしゃるとおり、確かにやってみて、いろいろやはり自由度の高い、使い勝手のいいという形で交付要綱していただいたといいたながらも、ほぼ個別・具体的に事業を展開していったときにどういったものがあるかというのはやはりまだ未知数のものがあります。そういったときにこの縛りにもかかわらず県のほうからは、市町村の意見も踏まえて国に対して要請する、要望するというのは重要なことだと思っています。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そこはよく考えてもらったほうがいいと思います。

僕は今度基地問題だけ中心にやろうと思っていますから、例のリゾートですね。文化観光スポーツ部長、僕は計画をつくることは結構、策定するのも結構、それをどう実現するかが問題であって。僕は18日間、東日本をずっと回って歩いたけれども、これ大変なんですよね。例えば今、恩納村に行ったらこの恩納村の観光客の皆さんに、皆さん地震が起きて津波が来たらどこに避難しますか、これわからないよ。だからどうするんですかということなんです、そこを。いわゆるスピード感ですよ、スピード感。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時53分休憩

午後4時54分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 今御指摘のありました地域の危機管理体制モデルの構築とそれから観光業界、関係者等に向けて防災、あとは情報の配信システム構築というのをやっております。1つはちょうどこの6月8日から配信システムのほうも構築いたしまして、アプリをしっかりとりますと、何か緊急事態が起こったときにはすぐにそれに連絡が入るよう

な形の方法。それからもう一つ、今議員のほうから御指摘のありました、まさにその県内主要観光地等の観光客の安全にかかわる現況調査を事業者や自治体に行いました。それをもとに今、大規模災害時の対策マニュアルの作成、それから避難マップの作成、それから地域別の取り組み支援としまして専門家派遣によるワークショップ等、先ほど申し上げましたけれども、観光危機管理セミナー、これはやはりいざというきのために事業者の皆さんが観光客の皆さんを誘導できるようなそういうセミナー・シンポジウムということで、ことし1月24日、2月20日、それから2月21日、そして3月12日の4回にわたって全島で開催しております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 計画を練ったり、いろいろなプログラムも非常に結構だけれども、あした、あさって起こるかわからないと地震学者が言っているわけだから、そういう意味では、観光客の皆さんも、もちろん地元もそうだけれども早急な対策が必要です。いわゆる避難場所とか通路だけでも結構なの。そういうところはぜひ頑張っていたきたいと思います。

それから基地問題ですが、この見舞金について、なぜ見舞金なのかちょっと説明していただけますか。損害賠償の見舞金、さっきは慰謝料と言ったけれども。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時53分休憩

午後4時54分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 先ほど申し上げましたように、この保障という観点からしますと、日米地位協定の第18条第6項の規定に基づいて加害者が払うことになっているわけですが、見舞金につきましては加害者に賠償能力がないとかそういった場合に我が国の政府がその見舞金を払うという制度ができているということでございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 いわゆる公務中であろうが公務外であろうが、被害者は同じ日本人ですよね。だからそのときに公務外だから見舞金であるとか、公務中だから政府が補償するとか、だから地位協定を改定しないといけないんじゃないかということがありますよね。いわゆる公務中であれ公務外でもやはりこれは政府が責任を持ってやるべきじゃないかと、僕はいつもそう思っているわけですよ。だから名前も見舞金になって、それはアメリカの渉外が交渉するわけだ。

もう一つ聞きたいのは、その海兵隊の——これは警察ですね。そういうことからすると、泣き寝入りも多いわけだ。2万、3万とか四、五万というのは手続がうるさいからやめたほうがいいねとか、それは事実だから。今後そういうところをどうするのかと、県の対処の仕方として。見舞金で済まされるのかと、示談をやればそれでいいのかと、それでいいのかということなんだな。そこをどう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 議員が今おっしゃったように、過去にはそういう加害者が本国に帰国してしまっていて、しっかりとその所要の損害賠償が行われないというそういった事態もあったようでございます。そういったものを解消するために日米両政府で検討した上で見舞金という制度ができているわけですが、やはりこの事件・事故の被害者につきましては、これは通常我が国民がしっかりと権利が主張できる等同程度の補償あるいは見舞い——名目はいろいろあると思いますが——それがなされるべきであろうと思います。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 それは同感です。

警察にお伺いしますけれども、2月21日に事件が発生してから約3カ月間たって送致したということですが、僕らから考えるとちょっと遅いねという感じがするんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） お答えいたします。

2月21日の事件の発生以来、被害者がいろいろと多かったということもございますけれども、確におっしゃった意味では、3カ月というのは長く感じられるかもしれませんが、警察といたしましてはやるべきことをしっかりとやると。ただ、被疑者が米国人ということもありましたので、米軍捜査機関のこれは協力を得てやらなければいけないということで、普段の捜査以上に時間がかかったという要素はあります。その結果、割り出し・取り調べ・証拠書類の収集等を行ったということで時間的に3カ月かかったということでございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だからその米軍人の階級とか、あるいは防犯で面も割れている、それで目撃証言もある、実際は。そうすると僕らからするとぱっぱとできそうな感じがするんだよね、本当は。何で3カ月かかったかというのはやはり地位協定だとか、要するに加害者が基地の中にいるから呼び出したとか何だかんだ

と、そういうのに時間がかかったのかなと私は推測するんですがいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） この被疑者が米国人であったと、米軍人であったということで時間がかかったということ、これはもう間違いなくそれはそうだと思います。ただ我々といましてはその手続を踏んでやることについては、実際時間がかかったということをもって3カ月というのをどう考えるのかという意見があるかと思います。やるべきことをしっかりやった結果、これだけ時間がかかったということでございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 警察のこれは認めるとしても、住民からするとあれだけ事件を起こして3カ月間かかったのかというそういう気持ちだけは理解していただきたいと思います。

ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時1分休憩

午後5時2分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 オスプレイの配備ですけれども、ここにオスプレイの配備ということで金武町のいわゆる中部訓練場、そこにオスプレイが来る、こういう形で配備されるということが書いてありますけれども、ちょっと問いたいのはキンブルーと書いてありますね。もともとキンブルーにはLZはないと僕は思っているんだけど、いつごろからできたのかなと。ランディングゾーンが金武ブルー・ビーチにはないと思うんだけど、従来は。今回この環境レビューにはそういうのが書いてあるものだから、いつからできたのかな。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時2分休憩

午後5時3分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今議員の御質問、キンブルーがいつからできたかという御質問ですけれども、いつこれが供用開始されたかについては情報を持っていないんですが、平成19年当時ギンバルの返還についていろいろ調整が行われた中で、ブルー・ビーチ訓練場には——これは金武町からの聞き取りですけれども——3カ所のヘリパッドがあってこれがいわゆる

ここで示されているスワン、それからブルーがこの中に該当しているというような情報はございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だからそれが間違っているんじゃないかと僕は前も質問したんだけどね。ブルー・ビーチというのはランディングゾーンではなくて上陸訓練地域なのよね。だから5・15メモにも何もないのそれは。だからこういう間違いを起こすから一つにまとめますよとなって、今でもまだやるわけでしょう、そうでしょう。これは金武町がやったのは平成19年でしょう。それで一つにまとめましたと言っているわけだ。そうすると今度は2010年の環境レビューの調査ではちゃんとブルー・ビーチがLZと書かれているわけだ。そういうところはなぜなの、これ。僕はよくわからないわけですよ。県としてはどうなんですか、これ。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 議員は大変地元の事情にお詳しくて、それほど私どもは情報を持っていないわけなんですけれども、確かにこのキンブルーが今回のオスプレイの環境レビューに明記されておりまして、今後こういった訓練が増加するといったことが示されているわけでございます。したがってこのキンブルーあるいはスワンといったものの増加が、あるいはここで示されている理由は何かということは現在防衛局に照会してございます。そういう中でその由来でありますとか実態については把握してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 不思議でこれはレビューを読むと非常に腹立つんだけど、いわゆるレッドビーチもLZのゾーンだとあるわけ。それも不向きだから今後やめましたと書いてあるわけだよ。一体どうなっているのかこれ。このアメリカさんの基地の行政というのは。住民がわからないうちにこっちはLZだったのですかと、レッドビーチもね。レッドビーチ行ったことある、ないね。ちょっともう時間がないから。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 具体的なこのヘリパッドなり、ヘリの着陸帯につきましては再三県は防衛局あるいは米軍に対して照会しているわけですが、なかなか具体的な情報が得られないというのが状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 知事ちょっと見てください。（資料を掲示） これはキャンプ・ハンセンの地図のLZの配置図なんですね、これを見たらもうわかりますよね、

レビューが。これだけあるわけよ、要するに。そうすると回数とあるでしょう、訓練の回数。その回数というのは、1回やる回数なのか、それとも1日に1回行うという回数なのか、それともブルー・ビーチとかヘリパッドに行って何回もそこで離着訓練するわけだから、その回数を言っていることなのか。ちょっと余りレビューではよくわからないけれども、県はどういうふうに把握しているかな。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 何をもって1回とするかということにつきましては、現在把握してございません。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 それがやっぱり先じゃないのかな。例えば中部訓練場で9946回、今度スワンとブルー・ビーチで1680回やると書いてあるわけ、回数だけは。頻繁にやるとか、まれにやるとか、夜間やりますよと。それは一体どうなるかということだな、これだけ回数やると。この回数は僕らが常に演習を見ていると、2時間、3時間ぐらい連続的にやるわけだ。おりたりやったり、また旋回してまた回ってくるってやってまたやるわけだよ、何回も。この回数を言っているのか。それともどういう回数を言っているのか。ここをきちっとしないと、僕は実態論から議論したいわけですよ、基本的には。机の上とかそういうのじゃなくて実態論から。その辺を把握しないといけないんじゃないかな。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 確かに御指摘のとおり、1回飛来したらこれを1回とカウントするのか、あるいは一連という形でカウントするのかについては、今県は情報を持っていない状況でございます。

御指摘のように住民の基地負担を考えれば、いわゆるここで言う回数の定義というものは確認してまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 金武町のブルー・ビーチはもともとなかったところにこれを入れた。ギンバルからスワンという形で金武のまたブルー・ビーチへ移設した。そして今度は何が起こったかという、回数がふえているわけだ。せっかく3つ、4つあるものを一つにまとめたところ町長は言っているわけだよ。しかしそれが逆にになっているわけだよ。こんなばかな話はないんだよ。これは町長がうそをついたのか、それとも防衛局がうそをついたのか、勝手にそこに3つあった4つあったよと。こういうことは基地行政として僕は許されないと思う。あのとき僕は指摘した、2007年に指摘した。

もともとブルー・ビーチにはそれがなかったんだよと。それを3つあるものを一つにまとめること自体おかしいということを僕は指摘したんですよ。だから、そのところはもっと県が情報を流したり、防衛局とやり合ってそこはちゃんと究明してもらいたい。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御指摘のブルー・ビーチにつきましては、確かにいわゆるヘリパッドがヘリ着陸帯がどの程度あったかというのはちょっとあいまいな部分がございます。平成19年の時点で、スワンにつきましては金武町もある程度認識していたというふうなことでございます。しかしながら、キンブルーにつきましてはこれは情報がなくて、そもそも使うという想定をしていなかったと。したがって、今回の環境レビューの中でスワンは14回から1260回、さらにキンブルーが14回から420回にふえるというような非常に大幅な増加が示されているわけでございまして、このことにつきましては大変地元あるいは県も驚いておりまして、その内容、使用回数が増加した理由といったものについて現在照会しております。いずれにしても、この環境レビューにつきましては、現在精査をしております、こういったものも含めて国に説明を求めていると考えております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 環境レビューは民間がやっているんですよ、ボーイング社が。だからよくわからないわけ。わけわからんところを調査をして、わけわからんところでLZがあったよと言っているから、これは何なのかと、そこをぜひ調査してもらいたい。

ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時11分休憩

午後5時11分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 大変議員の観点でいろいろ御指摘をいただいたことに感謝したいと思います。そういった観点も含めまして、現在この環境レビューにつきましては、いわゆる純粋に環境保全、環境への影響という観点を中心に精査をしておりますので、今御指摘のあった観点につきましても確認をしてまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 改めてこのLZの現場とか調査をしたり、このレビューに書かれているさまざまな課題を

現地へ行って精査をする必要があると思いますけれども、これはいかがですか。精査する必要があると思いますけれども。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） それが可能かどうかも含めて十分検討してまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そのように頑張ってください。

県警本部長、信号機なんですけれども、あれからずっと立っているんですけれどもここで、子供たちは夏休み前に、夏休みが明けたらできるんですかねと子供たちが僕に言うわけですよ。僕はそれはどうかよくわからないけれども、今度県警本部長に質問してみましようねという話はしました。たくさんあるかもしれませんけれども、夏休みが明けたときに信号機ができて、その信号機のもとで子供たちが通学できたらいいなと私は思っているんですがいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） お子さんの事故の関係はこの前の2月議会のときにもお話しがありましたけれども、やっぱりそういった事故が起こらないうちに何とかつきたいというのは一般的に思います。今現在、県警では各署から上がってきた63力所の信号機の設置の要望を踏まえまして、一個一個つぶさに検証しているところでございます。吉田議員から言われた場所につきましても、かなり前向きに検討しておりますので、もう少し時間はかかるかもしれませんが、早目に何とか措置をしたいというふうに思っております。

以上です。

○吉田 勝廣君 終わります。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 皆さん、こんばんは。

自民党の座喜味一幸でございます。

きょうは、沖縄振興一括交付金を中心に質問をさせてもらいたいと思います。総じて考えますと、私は復帰40年になりましたけれども、当時の世がわりのアメリカ世からヤマト世になって、琉球政府から日本の仕組みに入るときに、行政を含めていろんなものでカルチャーショックから大変な時代を乗り越えて40年たったと思っております。40年たった今、また新たに私たちはある意味での大きな政治行政の改革期を迎えたのかなという思いであります。これまでの40年は本土との格差是正ということで一生懸命走ってきた。そして、新たな第2のステージとして沖縄県みずからがその経済の自立に向けて新たな法律をつくってもらって、し

かも一括交付金というその担保ももらって、さて、これから沖縄県はどこを向いてどのような県になろうとしているのかというのが求められている新たなステージに向けた重要な時期だというふうに思っております。したがって、この大変な変わり目、これは全国にも先駆けて一括交付金でありますから、逆に言うと、我々沖縄県がこの一括交付金を活用して個性のある、ある意味でのしっかりとした経済基盤をつくり、誇りの持てる沖縄社会をつくっていくのであるならば、これはある意味でのモデルになっていくべく大変大きな仕事であります。私は、今、県の職員も大変苦労されていると思っておりますし、また、産みの苦しみというものを味わっているんじゃないのかなというふうに思って、この一括交付金という新たな振興法というのがどんなに画期的なものであったかということを知るにつけ、勉強するにつけ、私はある意味で評価しております。知事、大変御苦労さんでございますが、そういう視点を含めまして、これからの一括交付金を含めた質問を、通告に基づいてやらせていただきたいなというふうに思っております。

まず、新たな沖縄振興についてでございます。

新たな振興計画の初年度となる2012年度予算は、沖縄振興一括交付金の創設で画期的なものとなりました。県民は成果を評価し期待しております。

そこで(1)、沖縄振興一括交付金が創設され、交付金事業がいよいよ具体的に施行される。「使い勝手」を含め知事の評価と新たな沖縄振興に対する決意を伺いたいと思います。

(2)つ目に、「離島振興なくして沖縄の発展はない」とする知事の考えは、新たな振興法でしっかりと反映されたものと評価しますが、知事の評価と離島振興に対する決意を伺いたいと思います。

(3)番目に、沖縄振興特別推進交付金事業の執行状況と課題について伺います。また、市町村の交付金事業がおくれていると聞かすが、執行状況と課題についても伺いたいと思います。

2つ目に、離島・過疎地域の振興についてでございます。

(1)、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業が実施され大変喜ばれております。

ア、本事業のスキームについて伺います。

イ、実施に伴う航空運賃及び海路運賃の軽減額について伺います。

ウ、事業の対象から那覇—宮古路線が外されているのはなぜか。また、これからLCC航空会社の参入が拡大した場合の取り扱いについて伺います。

エ、本事業の波及効果について伺います。

(2)、離島総合会館「児童・生徒支援センター機能を含む」の設置についてであります。ア、離島総合会館（仮称）の建設計画について伺います。

イ、本島周辺離島、八重山圏域離島、宮古圏域離島向けの離島会館が必要と考えますが、建設計画について伺います。

3、農林水産業の振興についてです。

(1)、農林水産物流条件不利性解消事業についてですが、ア、本事業は沖縄農業の振興を図る上での画期的な事業と考えております。知事の本事業に対する認識と取り組む姿勢について伺います。

イ、本事業のスキームについて伺います。特に離島の農林水産物の取り扱いについて説明をお願いします。

ウ、事業執行がおくれていると聞くと、執行スケジュールについて伺います。

エ、これからピークを迎えるマンゴーの取り扱いについて伺います。

(2)、海外販路拡大支援事業についてですが、ア、現状の課題と目標について教えてください。

イ、3400万円（国費ベース）の事業費が計上されていますが、もっと予算を計上してしっかり取り組むべきと考えるが見解を伺います。

4、太平洋・島サミットについてです。

(1)、太平洋・島サミットが5月に開催されたが成果を伺います。特に、高校生サミットが宮古島市で開催され大きな反響を呼んだが成果を伺います。

5、がん対策条例について。

(1)、がん対策推進のために講じられた財政措置について伺います。

(2)、離島在住患者が沖縄本島で受診する際の交通費、滞在費などの支援について伺います。

6、下地島空港の利活用についてです。

(1)は割愛させていただきます。

(2)、下地島空港及び残地の利活用について。

ア、国際航空機整備工場を誘致すべきと考えますが見解を伺います。

7、県営公園の整備についてです。

宮古圏域の県営公園整備事業の基本調査費が本年度計上され、市民は大変期待しております。

(1)、県営公園整備計画と実施計画・スケジュールについて伺いたいと思います。

答弁によって再質問させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 座喜味一幸議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、新たな沖縄振興についての御質問の中で、離島振興に対する決意いかんという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

改正沖振法では、沖縄振興交付金が創設されるなど離島が抱える課題を解決できる環境が整備されたものと評価をいたしております。私は、離島の発展なくして沖縄の真の発展はないと考えております。沖縄振興交付金を有効に活用し、第1に、定住条件の整備、第2に、離島の特色を生かした産業の振興など総合的かつきめの細かい離島振興策を推進してまいり所存でございます。

農林水産業の振興についての御質問の中で、海外販路拡大事業の予算拡充についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、海外販路拡大支援事業として、平成24年度は総事業費4300万円の予算を計上いたしております。その他、香港をターゲットといたしました「あぐー」や「ヤイトハタ」のブランド化を目指す事業も実施することといたしております。この費用は約1億2000万円の予算を計上いたしております。

今後とも、海外販路拡大支援に努めてまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 新たな沖縄振興についての御質問の中の、沖縄振興一括交付金の評価と新たな沖縄振興についてお答えいたします。

沖縄振興一括交付金のうち、公共投資交付金（いわゆるハード分）については、全国的な地域自主戦略交付金と比較して対象範囲の拡大が図られており、自由度が向上したものと評価しております。しかし、なお一層の使い勝手の向上を図り、国直轄事業を含め県が実施できる対象事業の拡大を図っていく必要があると考えております。また、沖縄独自の沖縄振興特別推進交付金（いわゆるソフト分）については、産業振興、雇用、福祉、離島振興などの幅広い分野の沖縄振興に資する事業に活用できる交付金とされており評価しております。制度の初年度であることから、市町村分について国との調整に時間を要している面もありますが、今後は一層の事務手続等の簡素化が必要であるとと考えております。

沖縄県としては、沖縄振興一括交付金の主体的かつ

効果的な活用を図ることで潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会と、日本と世界のかけ橋となる強くしなやかな自立型経済の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、市町村の一括交付金事業の執行状況と課題についてお答えいたします。

市町村の一括交付金事業につきましては、6月末時点で要望額の約6割に当たる約140億円、約650事業の内諾を得て市町村に伝達したところであります。交付決定がおくれている理由としましては、事業数が約1300事業で、その数が膨大で事業内容も多岐にわたっていることや、初年度ということもあって慎重に内容を確認していることなどが要因となっております。現在、まだ内諾が得られていない残り約650事業、約100億円の事業については引き続き調整を行っているところです。さらに、未要望額約60億円についても積極的に助言を行い事業化の促進を図っており、これらの追加事業も含めて、可能な限り多くの事業が早期執行できるよう調整を進めてまいります。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、交通コスト負担軽減事業の概要と事業の波及効果等についてお答えいたします。2の(1)のアからエは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

本事業は、離島住民の定住条件の整備を図るため、運賃引き下げに伴う航路及び航空事業者の減収額を県が補てんすることとしており、航空運賃については、新幹線運賃や住民の希望運賃を参考として設定した水準である約4割、船賃については、JR地方交通線の運賃並みの水準である約3割から最大約7割の運賃低減が実現しております。

次に、那覇―宮古路線につきましては、新規航空会社の参入により運賃低減が既に実現されていることから、本事業の適用を保留としております。

新規航空会社が参入した場合の対応については、各航空会社間の競争状態や県が想定する運賃水準が実現するか否かを見きわめた上で本事業の適用を判断することとしております。また、平成23年度に実施した小規模離島航空路利用活性化事業においては、その波及効果として、離島住民の移動機会の増加及び交流人口の消費の増加により、県全体で14億6000万円、対象離島で3億7000万円の経済効果が期待できるとの推計結果が得られております。対象路線や割引率が拡充された本事業では、社会実験以上の効果が期待できるものと考えております。

次に、下地島空港の利活用についての御質問の中の、下地島空港への国際航空機整備工場の誘致についてお

答えいたします。

ことし5月に策定された「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を取りまとめている中で、那覇空港の地理的優位性を生かして航空機整備産業の育成を図ってはどうかとの提言がありました。この提言を受けて、県としては、那覇空港の拠点性や価値を高める観点から、航空機整備場などの航空関連施設の研究及び実現可能性について調査検討していくこととしております。

下地島空港における航空機整備場については、同空港の今後の運用のあり方や周辺残地の利用の方向性を踏まえながら、その可能性について検討することとしております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 新たな沖縄振興についての御質問の中で、沖縄振興特別推進交付金事業の執行状況と課題についてお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金を活用した事業のうち、離島の移動コストの低減事業などの32事業については4月1日から、製糖工場の施設整備の支援事業などの80事業については5月25日から、離島航路の安定化のための船舶の建造費の支援事業等の67事業については7月6日から執行可能な状況となっております。

予算の執行に当たっては全庁的な執行管理の場を設けるなど、執行状況の把握、課題等の調整、情報共有等を適切に行い、全額執行に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 離島・過疎地域の振興についての御質問で、離島児童・生徒支援センター（仮称）についてお答えいたします。2の(2)のアと(2)のイにつきましては関連しますので一括してお答えいたします。

同施設につきましては、離島・僻地出身の高校生の寄宿舎の機能、小・中・高校生の交流の拠点としての機能等をあわせ持つ複合施設として本島内に計画しており、関係団体等との調整を進め、平成25年度の着工を目指して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 農林水産業の振興についての、農林水産物流通条件不利性解消事業に対す

る認識と取り組みについての御質問にお答えします。

本県は本土市場から遠隔地にあり島嶼県であることから、農林水産物の輸送コストの低減が農林水産業の振興上課題となっております。このため、沖縄から農林水産物を県外に出荷する際に、鹿児島並みの輸送コストの実現を支援するため本事業を実施するものであります。本事業により、持続的な農業の振興に資するとともに、離島を初めとして農業生産者の意欲を大きく高めるものと考えております。

次に、同じく農林水産業の振興についての中、事業のスキームについての質問にお答えします。

本事業は、県外に出荷する出荷団体や生産者の組織する任意団体、中央卸売市場、地方卸売市場の卸・仲卸などの団体を補助対象者として考えております。また、補助対象品目としては、ゴーヤーや菊などの園芸作物やモズクなどの水産物等の戦略品目を中心に検討しております。

輸送コストの支援に関しては、鹿児島並みの輸送費負担となるよう、航空・船舶の輸送方法別に花卉・水産物や青果などの品目ごとの補助単価を定め、補助対象者からの申請に基づき補助金を交付することとしております。本島周辺離島や宮古、石垣についても離島と本島との間の輸送コストに相当する補助単価を定め、本島と同等の負担で県外出荷を行えるよう検討しているところであります。

次に、同じく農林水産業の振興についての中、3の(1)のウ、事業スケジュールについての質問と、3の(1)のエ、マンゴーの取り扱いについての御質問については関連しますので一括してお答えします。

本事業は国と調整を行っているところであり、交付金の交付には至っておりません。現在、補助単価の設定などを詳細に行っているところであり、今後とも速やかな実施に向けて努めてまいりたいと考えております。

また、マンゴー等の青果物については、交付決定後、速やかな実施を図ってまいりたいと考えております。

次に、同じく農林水産業の振興についての中、海外販路拡大の現状、課題と目標についての御質問にお答えします。

生鮮品である農林水産物は、輸送体制や県内出荷団体の取り組み実績が少ないこと、海外市場に関する情報が不足しているという課題もあり、加工品に比べ海外輸出が余り進んでいない状況にあります。そのため、県においては、平成24年度より海外販路拡大支援事業として、海外市場でのテストマーケティングや県産農林水産物のプロモーション強化に取り組んでまいりま

す。具体的には、香港、台湾、シンガポールを対象とし、現地量販店でのテストマーケティング、県内生産者団体等の現地商談会や見本市への出展、産地へのバイヤーの招聘などに取り組んでまいります。本事業の取り組みを通して、県産農林水産物がアジアを初めとした海外市場で定番商品となることを目指しているところでございます。

県としましては、今後とも関係機関等と連携し、海外販路拡大に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 座喜味議員御質問の、太平洋・島サミット及び高校生太平洋・島サミットの成果についてお答えいたします。

第6回太平洋・島サミットでは、県主催事業においてエコアイランド宮古島を発信し、同じ島嶼地域として抱える環境課題に着目した交流会を実施いたしました。また、県内で3度目となる今回の島サミットの首脳宣言でも、沖縄県の知見や経験を太平洋の島国の開発に活用していく可能性が示され、内外に対し沖縄の優位性をより一層印象づけることができました。

今回初の試みとして、水環境問題をテーマとする「高校生太平洋・島サミット」を宮古島市で実施し、参加者は簡易浄水場を見学したり、日本そば栽培による地元高校の地下水保全活動などを学習・議論することで相互理解を深め友情をはぐくみました。また、ホームステイや地元高校への体験入学、宮古に伝わる踊り・クイチャーの講習などを通して市民とも交流し、最終日のフェアウェルパーティーでは、地元高校生とのきずなを「友情宣言」により誓い合いました。高校生・島サミットは、将来を担う若者の相互理解及び友情をはぐくんだプログラムであり、非常に有意義であったと各国からも高い評価を受けております。

県では、今回の島サミットでの成功を踏まえ、太平洋の島国との関係を強化するとともに、次回島サミットの誘致に向けても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） がん対策条例についての御質問の中で、がん対策関連の財政措置についてお答えいたします。

がん対策について、県では、これまで予防と早期発見のための普及啓発、がん検診、子宮頸がんワクチン

接種等の施策の推進及びがん拠点病院等における医療の充実に係る事業などに必要な予算を措置してきました。平成24年度からはこれらの施策に加え、高精度CT整備事業やがん患者相談支援モデル事業等の新規事業を実施することとしており、総額で約3億8000万円の予算を確保しております。

次に、離島患者の交通費等についてお答えいたします。

離島住民への経済支援策として、平成24年度から沖縄県離島住民等交通コスト負担軽減事業が実施され、航空運賃等の低減が図られています。がん患者等で本島の医療機関を受診しなければならない方へのさらなる交通費負担の軽減については、当該事業の効果等を踏まえ引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 県営公園の整備について、宮古圏域の県営公園整備計画と実施計画・スケジュールについてお答えいたします。

宮古圏域における県営広域公園の整備については、「沖縄21世紀ビジョン」及び宮古都市計画区域マスタープラン等にも位置づけられており、県としてもその必要性は十分認識しております。そのため、平成24年度に基礎調査を行い、平成25年度に基本構想を策定する予定であります。整備計画、実施計画、スケジュールについては、今後策定する基本構想を踏まえ検討していくこととしております。

以上でございます。

○座喜味 一幸君 答弁漏れ。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時46分休憩

午後5時47分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 一括交付金の件、本当に今、担当者を含め大変御苦労されておりますこともよく理解はしているんですが、1つは、今回の制度で内閣府が窓口になってやっているということも私は高く評価しておりまして、特にソフト交付金事業、これは内閣府の一元で、ばらさずに一元で審査・管理しているというようなこと等も、これは知事の思いが通ったということで非常に高く評価しております。この辺で個別に見ますと、少し内閣府と沖縄県の連携をもっとしっかりとらないといかぬのかなと思ったりしているんですよ。それで、まず今、ソフト交付金事業、それはどう

いう体制で進めているかということと、それから市町村分の一括交付金、残り4割ぐらい残っているんです。もういよいよ概算要求も始まるんだけど、まだ市町村の執行上もいよいよ9月議会あたりで計上しないと、これはもう繰り越しで執行できない。こういうものに対していつごろをめどにしてけりがつきそうなのか、大枠で結構なんですが、その辺をちょっと教えていただけますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） まず、先ほど議員のほうから内閣府を窓口とさせていただいたというのは評価いただいたんですが、我々もこれは今回、早い段階からこの一括交付金をやるには各省庁にばらばらにされるのではなくして、この沖縄の振興を専門に扱っていただいている内閣府を窓口にしないといけないということで強く要望したところであります。その結果、ソフト交付金については内閣府が窓口一本になったということです。

県と市町村との関係ですけれども、県のほうにおきまして4月1日以降にまず県分は財政課が窓口、市町村分は企画部の市町村課が窓口ということで分けまして、企画部の市町村課におきましては22名のサポートチーム、1名を総括にいたしまして残り21名の場合、1人およそ2市町村を分担するということで個別個別に相談窓口を設置いたしまして対応したところでございます。

それから、5月に入りましていろいろな市町村の要望がありましたので、個別個別の説明会も各圏域ごとにさせていただいたということです。

国との連携ですけれども、今議会でいろいろ答弁させていただいておりますが、まだ6月末時点で内諾が得られたのが6割程度だということで大変危機感を持ちまして、実は7月3日から13日までの7日間——今週もありますけれども——国のほうから担当職員に来ていただきまして、各首長の皆さんと個別の集中の相談会を実施しております。1自治体当たりおよそ1時間ということで話をしまして、まだ内諾を得られていない事業について、どういったところが問題なんだと、どういうふうにしたら対応が可能だよとか、まだ要望が完全に終わっていない市町村に対しては、こういったスキームだったら大丈夫だからということで積極的にこちらからも事業化を進めると、そういったような調整をさせていただいているところであります。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 今の御苦労のほどもよくわかって、内閣府から来て一生懸命やりとりしているという

情報も聞いておりますが、しっかりと頑張っていたきたいなと思います。

それと、少し今度は逆の面からちょっと質問させていただきたいんですが、この一括交付金は一定の要件を達すれば繰り越し、また場合によっては翌債工事、場合によっては基金への積み立て等もできるようなことになっていると理解しているんですが、それによるしょうございますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） おっしゃるとおり、要件を満たせば繰り越しはできます。これは主にハード事業の場合ということで御理解いただきたいと思います。基金のほうにつきましても、法律のほうに基金が可能だということを位置づけられておりますけれども、複数年度にわたって事業の執行が必要だとか幾つか要件がありますけれども、基金の設置も可能となっております。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 それで、私、せっかくの一括交付金にどのように魂を込めるか、要するに効果を出していくかという意味において、余りにも予算執行というものは、ましてや初年度ですからルールもできてなかったし、市町村への指導要領とかも未整備だったということもあるので、逆に言うと、その予算の執行のための執行で終わってはもったいないなと。この辺をどのようにしてしっかりと詰めていくか、慌てず、しかしながらまたしっかりと、急ぐべきことは急いでというめり張りをつけながらやらないといけない。そうすると先ほどから聞いている市町村の1300の事業というものの中でも極めて主要な事業、長期にわたる、短期的にできるもの等の整理をしっかりと、その事業効果というものを出すためには、場合によってやむを得ない場合は内閣府と相談して時間を少しいただいて繰り越していただくとか、場合によっては何らかの形で措置をするというようなめり張りをつけていかないといけないんじゃないか。それは初年度が一番痛しかゆしの苦労だと思いますが、その辺はどうお考えでしょう。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 先ほども少しだけ言及させていただいたんですが、繰り越しはできますけれども、例えば通常のソフト事業で繰り越しというのは、なかなかこれは難しいだろうと。というのは、やはり予算は単年度主義というのが原則であります。そういった中でやっぱりハード事業は複数年度にわたって整備が必要だという場合にこの繰り越しというの

が認められているというそういった制度設計が既にございますので、その範疇で繰り越しというのも可能かなというふうに考えているところであります。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 それじゃ一括交付金として、今度は県事業のほうで、今これはちょっとまずいなと思う事業をピックアップというんですか、実は私はこの農林水産物の物流条件不利性解消事業、これは沖縄県の農業を大胆に変えていく、これまでの農政の根本的な問題をクリアできる大事業だと思っているんですよ。そういう意味においてこの事業がマンゴーのピークを迎えている今、まだ話し合いが済んでいないというようなこの実態が、ある意味では残念であります。一つ確認しておきますけれども、これはJA以外の農家法人も対象となるということ、それから離島も沖縄本島の農家と同じように不利性を解消した分で同一の単価で本土まで送れるという確認、それから、市場も卸売市場じゃないといけないかという確認、ちょっと3つ確認をしたいんですが。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（知念 武君） お答えします。

まず、事業主体の面ですが、おっしゃったように農協あるいは中央卸市場等々はもちろん入っていますが、任意の団体も一定の要件を満たせば該当することになっております。一定の要件ということですが、農家であれば3戸以上の農家で組織をつくって規定等を備えてその事業に取り組むというのが条件になっております。

それから……

○座喜味 一幸君 卸売市場向けじゃないと対象にならないかという話です。

○農林水産部長（知念 武君） そういうことではございません。それと、離島も本島並みの料金で本土まで送れるということでございます。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 これは36億ですか、それは、私は、できれば制度上は主要事業に関しては4月1日までさかのぼってでも執行できるという案件がありましたよね。そういう意味ではこの事業は早目にやってもらわないと、本当に農家は変わりますよ。そういう意味ではこの49品目ですか、対象品目を挙げておりますが、我々農家は今まで葉野菜をつくったっていろんなものをつくったって、この交通コストがあって採算が合わないからできなかった。この事業に期待する農家は多い。場合によっては葉野菜まで勝負できるという農家からもう質問が多いんです。そういう中で私、せっか

くだからマンゴーでもやって、これはこう変わっただろうと、手取りが変わるだろうと。近いうちまた冬春期野菜が始まりますから、こういうふうに執行を10月以降まで延ばしてくると36億円の予算というのは余っちゃう。これをどうするんですか。それは早目に何が問題で、いつまでにけりをつけるか、ちょっとびしっといきましょうよ、部長。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（知念 武君） 今、鋭意内閣府のほうと詰めておりまして、大体整理できまして、今、補助単価の問題で我々が考えた分と向こうが考えた分とそのやりとりをいろいろ整理しながら、スキーム的には今もう御理解いただいていますので、できるだけ早く交付決定をいただいて、マンゴーの出荷に間に合うようにしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 この事業は、例えば飛行機賃が約5分の1になるだろうと。海上輸送費も約5分の1ぐらいになるだろうと。そうすると1キロ当たり280円ぐらいで送っていた航空貨物費が50円となっちゃえば、本当に冬春期の葉野菜までもうフライトで行けるよというところまで、農家は何でもつくってやろうという状態まで来ているんです。そういう意味では早目にスキームをつくって、補助のルールを早目につくって各市町村に流して、農家にやる気を出させる。さあ、我々も農業の改革をするんだというようなことで、いよいよスイッチを入れてください、部長。これは大変な事業です。知事、これは大変な農業が生き返る、しかも農業生産がふえたときに、この1.5次産業、もうカット野菜を含めてその加工産業まですごく波及性がありますので、知事、ここら辺は急いでやりましょうよ。知事の決意をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員がそんなにしっかりとおっしゃっていただいていることですから、今の部長の答弁のとおり大筋はもうほぼ決まったようですから、ぜひこれはマンゴーにも間に合うように、ぜひまた議員と一緒に最後の詰めに行きますかというぐらいしっかりとやりますから。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 あわせて、少しだけ伺っておきたいのは、せっかくのハブ貨物空港から東アジアへの県産品の輸出という非常に重要な仕事も始まっていて、商工労働部長からハブ貨物と離島空港、あるいは港を結んだ特産品の需要拡大をしっかりとやっていこうというような答弁がありました。この中で少し農林水産

物等も含めた東アジアに向けての今の航空運賃あるいはハブ貨物空港からの県産品の拡大についてコメントがありましたら、商工労働部長からお願いします。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 国際物流ハブ事業の件は企画部のほうで所管しておりますので、私のほうで答弁させていただきます。

本年度も国際物流ハブ活用推進事業を実施しております。その中の重要な一つの事業の項目の中に、県産品の販路拡大というものがあります。県内の第2次産業も当然のことですけれども、1次産業の県産の作物、それから水産物、そういったものもぜひアジア、海外にハブ事業を活用して進出を果たしてまいりたいというふうに思っております。これは企画部も商工、農林と連携して強く支援してまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 ぜひお願いしたいと思いますが、今度は住民等交通コスト負担軽減事業、これは地元にとって今すごく喜ばれておりまして、この事業がこの振興法のある期間、10年間は担保されているというふうに皆さん思っておりますが、これは大丈夫でしょうか。よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 我々は、離島振興の方向を我々県政の最重要課題と位置づけまして、いろんな離島住民の方から意見を聞いたときに、移動コストが大変負担になっているということで、この社会実証事業を踏まえまして今回、一括交付金事業として企画立案いたしましたので、これはこの計画期間10年間しっかりやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 あわせまして、この小規模離島に関して社会実証をやったときに、交流人口のほうも対象としておりましたが、思いのほか交流人口、要するに小規模離島に行く航空運賃が低減化されているというようなPRがされていたのか。その交流人口も思ったより少ないのではないかな。そういう意味ではしっかりと航空運賃の中で小規模離島への割引等がされておりますよね。そういう意味でのPRも含めていかないと、この小規模離島の本事業の効果がもたないのかなというふうに思うんですが、この辺どうですかね。文化観光スポーツ部長、この辺の事業を把握されているか、今後どういう形でこの事業を活用していくのか、ちょっとお願いしたいんですが。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 今回、移動コスト低減事業の中で、いわゆる交流人口は小規模離島のみを対象とさせていただいております。なぜ小規模離島だけをやったかという、小規模離島においては人口減少が著しくて、人口流出の対応が喫緊の課題だということで、交流人口まで含める必要があるということでそういう小規模離島のみを交流人口にやったという経緯があります。この小規模離島における交流人口について、議員御指摘のまだ十分認知されていないのではないということについては、我々もしっかりまたPRしてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 それともう一点なんですけれども、がん患者、それから子供たちの派遣費用の低減の話もありましたね。これは今の交通コスト低減化の中で検討しますというような答え方だけれども、子供たちに対する特割だとか、あるいはがん患者に対する特割、これは本当に議論しているんですか。ちょっと答弁があいまいだと思いますが、はっきりしてもらいたいと思います。しているか、していないか、今の事業費の中でやっているのか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 先ほど答弁いたしましたけれども、がん患者についての交通費については、今の離島住民交通コスト負担軽減事業がされておりますので、その事業の実施状況などを見ながら、我々は引き続きまた検討していきたいと思っています。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 最後になりましたが、土木建築部長、公園のない宮古圏域の県営公園については、基本調査が済んで25年に基本構想を策定して、26年は着工だというふうに理解をいたしました、そういう理解でよろしゅうございますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 24年度に調査して、25年度に検討委員会を開いてその基本構想をまとめます。しかしながら、やはり議員御存じだと思いますけれども、公園の補助率は2分の1ということで厳しい状況と、維持管理費が3億円ぐらいかかるということです。宮古島市との役割分担も含めていろんな課題を解決した上と、住民合意を得た公園の位置の決定も含めてそういった課題がありますので、基本構想をまとめた後にもうしばらくいろいろ検討すべきことを県庁内でやった上で、その後の展開になると考えております。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 最後になりましたが、今、識名トンネルを含めいろいろと職員に対しては非常に厳しい条件があるかと思えます。しかしながら、我々はこの一括交付金を含めて新たな振興法に基づいて、将来の沖縄県を背負う行政の職員がしっかりと自信と誇りを持って頑張ってもらいますようにエールを送りまして、知事を先頭に職員一体となって頑張ってくださいますように期待して終わります。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後6時8分休憩

午後6時32分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 自由民主党の中川京貴でございます。

一般質問を通告しております。順次質問をしていきたいと思いますが、その前に1カ所訂正をしたいと思います。3番目の福祉行政について、(4)の沖縄県の子育て支援の現物支給制度とありますが、それを現物給付制度に改めたいと思います。

それでは質問いたします。

1、県経済の振興について。

(1)、経済の自立を図るには、一国二制度的な「経済特区」を創設し、法人税や関税などの大幅減税により国内外の企業を誘致、雇用の拡大を図る必要がある。県の基本戦略について伺いたい。

(2)、本県経済は、公共事業と基地収入でもっていると言われてきたが、基地関係収入が県民総所得の5%余にとどまり、公共事業費も大幅削減が続くなど、国への依存が期待できない状況にある。県の現状認識と自立型経済の構築に向けた基盤整備への影響について伺いたい。

(3)、本県経済の核となる産業の育成を図る上で、環境関係産業が注目されているが、県が力を入れている業種と今後の可能性について伺いたい。

(4)、離島の振興と過疎地域への活性化を図るため、離島を結ぶ新たな航空会社の設立について県の考えを伺いたい。また、伊平屋空港進捗状況についても伺いたい。

(5)、人材育成・文化振興・伝統芸能の支援策として、古典音楽・民謡・エイサー・沖縄相撲（角力）等、県はどのように取り組んでいるか伺いたい。

2、米軍基地問題について。

(1)、沖縄に集中する米軍基地の整理縮小と普天間基

地の県外移設を初め、オスプレイの県内（普天間基地）配備に反対し、沖縄に山積する基地問題を佐喜真宜野湾市長初め基地所在市町村長と訪米をし、アメリカ政府に訴える必要性はないか。

(2)、嘉手納飛行場、普天間飛行場の運用について。

ア、県は、嘉手納飛行場（普天間）の運用改善を政府に対しこれまで何度も要請行動をしたと思いますが、その効果はどうか。

イ、日米合同委員会で合意された深夜・早朝の飛行制限を守れない原因がどこにあるとの認識か。嘉手納・普天間について。

(3)、那覇軍港、キャンプ・キンザー、普天間基地及び嘉手納基地の関連収入合計は年間幾らか。一方、県が作成した「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等検討調査」での上記の基地が返還された場合の経済効果（収入）及び雇用効果はどうか。

(4)、戦後の米軍統治下から今日に至るまでの期間における米軍基地関連の収入と県民総所得との関係はどのような割合で推移しているか。

3、福祉行政について。

(1)、本県の子育て支援対策の状況と今後の対策について。

(2)、中学3年までの医療費入院通院無料化について。

ア、医療費の無料制度を中学3年まで（入院・通院）引き上げるためには、普通交付税で入っている傾斜配分（25億円）を充当することはできないか。

イ、一括交付金を活用した中学3年までの医療費の入院・通院の無料化は可能か。

(3)、中学3年までの給食費無料化について伺いたい。

(4)、沖縄県の子育て支援の現物給付制度について、全国の取り組みについても伺いたい。

4、土木行政について。

北谷町白比川周辺の住民は、豪雨があるたびに洪水被害で苦しんでいる。河川改修がおくれている理由として、白比川のわきに所在する米海兵隊の施設が問題で、その米軍施設は昭和30年代に建設された軍刑務所で、現在は電気製品の修理場、倉庫などとして使用されている。県は応急措置として白比川の側に避難水路を整備したが、根本的な解決になっていない。地域住民は、当初案どおり河川拡幅による防災事業を進めてほしいとの強い要請があり、早期の実現を要求しております。

(1)、北谷町白比川について、地域住民は当初案どおり「河川拡幅による防災事業を進めてほしい」と強く要請している。早期の実現を要求しているが、洪水被害から住民の安全と財産を守るのは県の責任で、防災

事業の執行に当たっても防衛省や米軍に強く働きかけ、解決に向けての県の考えを伺う。

北谷町県営桑江団地前においては、役場へのアクセス道路が開通した後、ユニオン北谷店が県営桑江団地横にオープン、現在桑江中央線は交通量がふえ、朝の通勤時間帯や帰宅時間帯は渋滞、県営桑江団地は桑江中央線に面し、児童生徒が多く、北谷幼稚園、北谷小学校、北谷中学校への登校時にその道路を横断しなければなりません。子供たちの生命と安全を守るため、県営桑江団地入り口側に押しボタン式の信号機の設置について地域住民からの要望がありました。子供たちの交通安全のためにも事故が起きる前に信号機の設置をお願いしたい。

(2)、県営北谷桑江団地前信号機の設置について伺いたい。

また、北谷町道砂辺浜川境界線（コザ信用金庫北谷支店前）の国道58号の出口は、朝夕の渋滞はもとより日中も大きな交通渋滞を引き起こしている。その原因として、国道58号那覇方面から嘉手納基地第1ゲート入り口の右折帯に嘉手納基地への進入車両が殺到することや、砂辺浜川境界線からも第1ゲートに入るため国道58号の右折帯に進行できない車両が後方車両の進行を妨げていることも大きな要因となっております。また、昨年まではコザ信用金庫前の商業施設、私有地の道路を国道58号へ出口として利用していたため、交通渋滞が緩和されていましたが、商業施設の私有地道路が閉鎖によって交通渋滞はさらに激しくなっております。渋滞解消のために第1ゲート付近一帯の国道58号の交差点の改良が必要です。交通渋滞を解消するために県が沖縄防衛局や国道事務所など、また米軍に強く働きかけ第1ゲート付近一帯の国道58号の交差点改良工事に取り組んでほしい。

(3)、北谷町道砂辺浜川境界線（コザ信用金庫北谷支店前）の第1ゲート付近一帯の国道58号の交差点改良について伺います。

(4)、西原町（棚原付近）県道29号線拡張工事に伴い、地元事業の説明がないまま工事が進められ、住宅及び店舗に進入道路が確保されておりません。（地域住民の生活に支障を来している。）県の見解を伺いたい。

(5)、読谷村残波線の交通事故対策について。（読谷村道中央残波線）

ア、信号機の優先順位について伺いたい。

イ、信号機設置について伺いたい。

(6)、県営団地の安全対策について、県営嘉手納高層団地内から町道に出るに当たりセンサーの設置の要望が嘉手納町から出ていると思いますが、県の今後の取

り扱いについて伺いたい。

(7)、住宅リフォーム補助制度の創設について伺いたい。

5、環境エネルギーについて。

(1)、太陽光ソーラー・風力発電について。

(2)、沖縄県の再生可能なエネルギーで自立可能なエネルギーは何か。

(3)、環境に優しい再生可能なエネルギー政策の見直しが必要ではないか。

(4)、平成24年度太陽光発電導入支援対策補助金の県・市町村の補助率と取り組みについて県の認識を伺いたい。

(5)、太陽光など再生可能エネルギーで発電された電力を電力会社が買い取る制度について伺いたい。

6、沖縄県行政改革プランについては取り下げたいと思います。

7、本県の財政状況について。

(1)、国関係発注工事・米軍工事の発注（ボンド）に対する県の対応策を伺う。

(2)、県内建設業は、国発注大型工事の分離・分割発注による受注機会の拡大や米軍発注工事のボンド制度の保証金の軽減を求めているが、支援制度の創設を含めた県の対応を伺いたい。

8、環境問題について。

(1)、西原町廃棄タイヤについて伺いたい。

答弁を聞いて再質問をしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 中川京貴議員の御質問に答弁させていただきます。

米軍基地問題に係る御質問の中で、深夜・早朝の飛行についての御質問にお答えをいたします。

米軍の深夜・早朝の飛行を制限する航空機騒音規制措置は、その運用が米側の裁量にゆだねられております。そのため、嘉手納飛行場などの周辺地域におきましては、依然として深夜・早朝に騒音が発生いたしております。米軍を初め日米両政府においては、航空機騒音規制措置の厳格な運用を図るべきであり、県といしましても強く要望してまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 県経済の振興についての中、経済の自立を図るための県の基本戦略についてお答えいたします。

沖縄県は、東アジアの中心に位置する地理的優位性を最大限に生かし、本県経済を担う移出型産業や域内産業を育成・振興する観点から、企業誘致に際し、競争力のある税制上の特別措置の創設、既存税制措置の拡充などを政府に対し強く求めたところであります。本年4月から施行された沖縄振興特別措置法においては、新たに国際物流拠点産業集積地域制度が創設されたほか、情報通信産業や金融業に係る特区制度についても税の軽減措置の拡充などが図られております。具体的には、所得控除率が35%から40%に引き上げられたほか、進出企業のネックとなっていた「専ら」要件が緩和されるなど、成長するアジア地域との競争力が強化された優遇措置が講じられております。

県としましては、今後とも国内外から特区内への企業集積を進め、臨空・臨港型産業や健康バイオ産業など、観光、情報に次ぐ第3、第4のリーディング産業の育成により、強くしなやかな自立型経済の構築に努めてまいりたいと考えております。

本県経済の現状認識と基盤整備への影響についてお答えいたします。

基地関連収入が沖縄経済に占める割合は復帰以降大幅に低下しております。また、国における公共事業費の大幅削減などにより、財政依存度も平成11年度をピークに低下傾向で推移しております。このような状況の中、平成14年度から平成21年度までの7年間の実質経済成長率は、9.3%のプラス成長となっており、観光・リゾート産業や情報通信関連産業が地域産業発展の牽引役としてその地位を確立するなど、民間主導型の経済へ着実に転換しつつある動きが見られます。一方で、沖縄西海岸道路や那覇空港の滑走路増設を初めとした道路、空港、港湾などの基盤整備は、本県の強くしなやかな自立型経済の構築に向けた経済発展のばねとなる極めて重要な社会インフラであることから、引き続き、国の理解も得ながらその戦略的な整備を進めてまいります。

離島を結ぶ新たな航空会社の設立についてお答えいたします。

離島の航空路線については、離島の遠隔性を克服し、離島住民の生活の安定及び離島の振興を図る上で必要不可欠であると考えております。離島を結ぶ新たな航空会社の設立につきましては、離島における定住条件を改善し離島の振興を図る観点から、既存の航空会社の動向、今後の需要見込み及び運営コストなどを総合的に勘案しながら検討を進めていきたいと考えております。

次に、米軍基地問題についての御質問の中の、基地

関連収入と返還後の経済効果についてお答えいたします。

各施設の基地関連収入について、直近のデータをもとに推計しますと、那覇軍港が約56億円、キャンプ・キンザーが202億円、普天間飛行場が102億円、嘉手納飛行場が654億円となっております。

次に、返還後の経済効果については、県は平成18年度調査において、嘉手納飛行場より南の普天間飛行場など5つの返還が合意された施設について、那覇新都心並みに整備・発展したと仮定して経済効果を推計しております。推計値は、那覇軍港は、商業活動等に伴う直接経済効果が661億円、誘発雇用人数が1万2267人、キャンプ・キンザーは、商業活動等に伴う直接経済効果が1976億円、誘発雇用人数が1万5921人、普天間飛行場は、商業活動等に伴う直接経済効果が4522億円、誘発雇用人数が3万2090人となっております。嘉手納飛行場については、返還の予定がないことから、跡地利用による経済効果の推計は行っておりません。

次に、米軍基地関連収入の県民総所得に対する割合の推移についてお答えいたします。

県民総所得に対する「軍関係受取」の割合について、現行の推計方法と同等で比較可能な統計データでは、昭和40年度は30.4%、復帰時の昭和47年度は15.5%、平成21年度は5.2%となっており、その比重は低下しております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 県経済の振興についての御質問の中の、観光関連産業で県が力を入れている業種と今後の可能性についてお答えいたします。

環境関連産業の市場は、東日本大震災以降の我が国におけるエネルギー政策の転換が迫られる中、大きく拡大すると予想しております。本県においては、沖縄の地域特性を生かした廃木材、ペットボトル、廃ガラス等、県産リサイクル資材の活用や土壌環境浄化技術の開発等に対する支援を行うとともに、太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大が低炭素社会の実現及び関連産業の振興につながるものと期待しております。

沖縄県では、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、これらの業種に係る環境関連産業の戦略的展開を図るため、省エネルギーや再生可能エネルギー分野などで、沖縄の地域資源や地域特性を生かした研究開発及び実用化を促進することとしております。

続きまして、環境エネルギーについての中、太陽

光発電・風力発電についてお答えいたします。

沖縄県は、エネルギーの99.8%を化石燃料に依存しており、石油価格上昇が見込まれる中、エネルギー源の多様化を図るとともに、新エネルギーの導入促進は重要な課題であります。このため、沖縄県では平成21年度から太陽光発電導入支援補助事業を実施し、その普及促進を図っております。また、平成23年度からスマートエネルギーアイランド基盤構築事業を実施し、名護市に1メガワットの太陽光発電の設備を整備するとともに、大宜味村に4メガワットの風力発電設備を整備する予定であります。沖縄電力においても、この間県と連携して太陽光発電施設を宮古島を初め、多良間島、与那国島、北大東島に整備するとともに、可倒式の風力発電施設を波照間島、南大東島に整備し、今年度は、粟国島での整備を予定しております。

同じく環境エネルギーについての御質問の中の、沖縄県の再生可能なエネルギーで自立可能なエネルギーについてお答えいたします。

沖縄県においては、太陽光、風力、太陽熱、海洋エネルギーなど、さまざまな再生可能エネルギーが豊富に賦存するものと考えております。

太陽光と風力については、再生可能エネルギーの中でも早急な取り組みが可能なエネルギーとして、沖縄電力等と連携し、大規模な風力や太陽光発電の効率的な電力系統接続の実証事業と導入コストの低減化に取り組んでいるところであります。海洋エネルギーについても、実用化まで相当の期間を要すると考えてはおりますが、今年度から久米島にある沖縄県海洋深層水研究所において、出力が天候に左右されない、安定的な出力が得られる特徴のある海洋温度差発電の実証事業を実施する予定であります。そのほか、潮流発電についても有望と考えており、沖縄県内でもその調査事業が進められていると聞いております。あわせて、本県の気候特性から、太陽熱エネルギーの利用も有望なものと考えており、その実用化に向け、技術的な課題の検証を進めていきたいと考えております。

次に、エネルギー政策の見直しの必要性についてお答えいたします。

沖縄県では、石油依存度の低減、エネルギー供給源の多様化、エネルギー利用効率の向上を目的に、平成22年度に「沖縄県エネルギービジョン」を策定し、再生可能エネルギーの普及に取り組んできたところであります。しかしながら、東日本大震災以降の我が国におけるエネルギー政策の転換を踏まえ、沖縄県では、平成24年度に省エネルギー目標や環境に優しい再生可能エネルギー導入割合目標などを抜本的に見直してい

く考えであります。

続きまして、太陽光発電補助金の県及び市町村における補助率についてお答えいたします。

沖縄県では、多くの住宅に太陽光発電設備の普及を図るため、平成24年度当初予算で1000万円を計上し、定額2万円の補助を実施する予定であります。また、那覇市では、太陽光発電の設備容量1キロワット当たり3万円で最大5万円までの補助が実施される予定となっているなど、合わせて11市町村において予算総額約3600万円の補助の実施が予定されております。

沖縄県としましては、太陽光発電を含む再生可能エネルギーの普及促進を図る観点から、市町村と連携し、取り組みを拡充してまいりたいと考えております。

続きまして、再生可能エネルギー低価格買取制度についてお答えいたします。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、再生可能エネルギーの普及・拡大によるエネルギー自給率の向上と二酸化炭素排出量の削減を目的に、平成24年7月1日から開始されております。同制度は、太陽光・風力・水力・バイオマス等を用いて発電された電気を10年から20年の期間、固定された価格で電気事業者が買い取ることを義務づけるものであります。同制度の実施により、再生可能エネルギーの普及拡大が進むことで、エネルギー源の多様化によるエネルギーセキュリティの向上が促進されるものと期待しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 県経済の振興についての御質問の中で、伊平屋空港の進捗状況についてお答えいたします。

伊平屋空港の整備については、環境影響評価書に対する知事意見の中で、「埋立回避」の意見が出されたことから、現在、陸域内で空港を設置するため、滑走路長の縮小など、基本計画の見直しを行っているところであります。それに伴い、需要予測、事業費及び費用対効果等についても見直す必要が生じております。県としては、基本計画の見直しを早期に行い、伊平屋村と伊是名村の了解を得た上で、環境影響評価書の補正を行う考えであります。

なお、新規事業化に当たっては、航空会社の就航意向取り付けや需要喚起策が重要なことから、「伊平屋空港協議会」や関係機関と協議し、早期に事業着手できるように取り組んでいきたいと考えております。

次に、土木行政についての御質問の中で、白比川の

河川改修についてお答えいたします。

ことし4月に発表された日米安全保障共同委員会の共同発表によれば、白比川河川改修に伴うキャンプ瑞慶覧の倉庫地区の一部が「手続後の速やかな返還が可能な区域」とされております。そのため、県としては防衛省による早期の施設の全面移転及び当該区域の速やかな返還の実現を行うよう要請していく考えであり、当初計画どおり河川拡幅による整備を行っていく考えであります。

同じく土木行政で、第1ゲート付近の国道58号交差点改良についてお答えいたします。

国道58号の嘉手納基地第1ゲート付近の交差点については、朝夕の交通渋滞が発生していることは認識しております。現在のところ、交差点改良等の計画はありませんが、交通量調査を実施し、現況を把握した上で、沖縄総合事務局が検討を行うと聞いております。

同じく土木行政で、県道29号線整備に伴う住宅及び店舗への進入道路についてお答えいたします。

県道29号線の道路整備に当たっては、地権者等に対し事業説明会や用地説明会を行って事業を進めております。しかしながら、用地補償を伴わない現道沿いの住民への説明が不十分であったことから、昨年3月に現道沿いの住民に説明を行ったところ、住宅や店舗への進入の確保の要望がありました。これを受けて、ことし2月に進入路を含めた交差点計画に見直し、関係住民に説明を行ったところであり、現在、同計画での整備に向け公安委員会と協議を行っているところであります。

同じく土木行政で、住宅リフォーム補助制度の創設についてお答えいたします。

住宅リフォーム助成制度については、地域経済への波及効果が高いと認識しております。同助成制度に係る沖縄振興特別推進交付金の活用については、「沖縄の振興に資する事業」であって、「沖縄の特殊性に基因する事業」としての要件についての整理や、また、県内一部市町村で行われている事業との役割分担等の整理が必要であることから、現在、その検討を行っているところであります。

次に、本県の財政状況についてで、国発注工事及び米軍発注工事に対する県の対応策についてお答えいたします。7の(1)と7の(2)は関連しますので一括してお答えします。

沖縄県においては、沖縄総合事務局や沖縄防衛局へ、分離・分割発注による県内業者の受注機会の拡大、入札参加条件の緩和等について要請を行っております。また、在沖米軍に対し、ボンド率の縮減や分離・分割

発注等について要請を行っております。今年度は、沖縄振興特別推進交付金を活用して、米軍工事参入可能性調査を実施することとしており、その調査の中で実現可能性のある新たな方策や実施方法等を検討していく考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 県経済の振興についての中、古典音楽・民謡・エイサー・沖縄相撲等に対する支援策についての質問にお答えいたします。

県では、琉球舞踊、古典音楽等に対する支援として、県民や来県者への鑑賞機会の提供と、新進実演家等の育成を図ることを目的に、伝統芸能公演を実施しております。今年度は1600万円の予算を計上し、県内で計15公演を行う予定であります。また、エイサーにつきましては、その魅力を国内及び海外に向けて発信し、本県の文化、観光振興に結びつけていくことを目的とする「世界エイサー大会」を実施しており、約4000万円の予算を計上しております。さらに、沖縄相撲の振興に向けた支援としては、沖縄県スポーツ・レクリエーション祭の中に全島中学生角力大会を取り入れ、その大会運営費等を支援しております。また、各スポーツの指導者を登録したスポーツリーダーバンクに沖縄相撲指導者を登載しており普及などに努めております。そのほかに提案公募型の事業として、沖縄文化活性化・創造発信支援事業を計画しておりますが、この事業は特定の分野に対象を限定していないため、幅広い文化事業を支援できる内容となっております。

県としましては、今後とも多様で魅力ある伝統文化を貴重な地域資源として保存・継承に努めるとともに、国内外に発信して観光を中心とした経済振興につなげるべく戦略的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題についての御質問の中で、基地所在市町村長との訪米についてお答えいたします。

訪米の実施に当たっては、多くの基地所在市町村間の意思統一や事前調整を十分に行う等、慎重に対応する必要があると考えており、軍転協会員市町村と協議を行ってまいりました。県としましては、沖縄の基地問題の解決に向けて、訪米により効果的に訴えること

ができるよう、時期や活動内容等について、引き続き各市町村と連携し検討してまいりたいと考えております。

次に、嘉手納飛行場等の運用改善に対する要請の効果についてお答えいたします。

県は、これまであらゆる機会を通じて、日米両政府に対し航空機騒音問題の解決を求めてまいりました。平成8年に嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意されておりますが、周辺地域においては依然として環境基準を超えるなど、騒音が軽減されているとはいいがたい状況にあります。特に、嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来などにより、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

県としましては、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音の軽減を日米両政府に対し粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 福祉行政についての御質問の中で、子育て支援対策の状況と今後の対策についてお答えいたします。

沖縄県では、平成22年度に策定した「おきなわ子ども・子育て応援プラン」に基づき、待機児童解消のための「保育所定員の増」を初め、地域子育て支援拠点事業や「放課後児童クラブ」の設置促進など、各種の子育て支援対策に取り組んでおります。また、県の事業としては、こども医療費助成事業や沖縄振興特別推進交付金を活用した待機児童対策特別事業等を実施しているところであります。今後とも、同プランに基づき、子育て支援のための施策を推進してまいります。

次に、こども医療費助成事業の対象年齢の引き上げについてお答えいたします。

県においては、こども医療費助成事業の対象年齢について、実施主体である市町村の意向も踏まえ見直しを行い、平成24年10月からは、入院年齢を中学校卒業まで拡大することとしました。通院年齢の引き上げについては、今回の改正による事業費の動向や効果を見きわめ、また実施主体である市町村の意向も踏まえ慎重に検討していきたいと考えております。

次に、こども医療費助成事業への一括交付金の活用についてお答えいたします。

こども医療費助成事業については、すべての都道府

県で実施されており、本県の特殊事情や振興に資するための沖縄振興特別推進交付金の活用は難しいものと考えております。

次に、こども医療費助成事業の現物給付制度についてお答えいたします。

平成24年4月現在、こども医療費助成事業における全国での給付方法は、47都道府県のうち、現物給付が21カ所、現物給付と償還払いの併用が16カ所となっており、本県と同じ償還払い制度は、自動償還も含め10カ所となっております。県としては、こども医療費助成事業が子育て支援の観点からも必要な事業であると認識しておりますが、現物給付方式を導入した場合、国は、国民健康保険に係る国庫支出金を減額調整する仕組みをとっており、市町村国保の財政運営に与える影響が大きいことから、現状では難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 福祉行政についての御質問で、給食費の無料化についてお答えいたします。

学校給食法では、施設及び設備に要する経費や人件費等は設置者であります市町村が負担し、個々人へ還元される食材費等は保護者が負担することと定められております。なお、経済的に困窮している児童生徒につきましては、市町村において学校給食等の就学援助が行われております。

県教育委員会としましては、引き続き、全国都道府県教育長協議会等を通して、市町村の就学援助の実態に応じた補助金の充実等の要請を国へ行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 土木行政についての御質問の中で、県営北谷桑江団地前信号機設置についてお答えいたします。

議員御質問の場所は、同団地1号棟前の町道同士が交差する十字路交差点であると認識しておりますが、同所への信号機設置要請が管轄の沖縄警察署へ出されていることは承知をしております。現在、県警察では県内全域からの要請の中から事故発生の頻度や交通量等とはもとより、周辺一帯の施設や交通安全施設の設置状況等総合的に検討し、信号機設置の必要性や緊急性の高い箇所の抽出を行っているところであります。

御質問の場所への信号機設置につきましても、こう

した総合的な検討のもとで判断してまいりたいと考えております。

次に、読谷村残波線の交通事故対策についてお答えいたします。

初めに、信号機の優先順位であります。信号機の設置につきましては通学路であることや新設道路の整備状況、事故発生の頻度や交通量等を調査検討し、信号機以外の交通安全施設では事故抑止が困難と考えられる場所を優先して設置しております。

次に、信号機の設置であります。読谷飛行場跡地におきましては、新設道路の整備が進められており、本年4月7日は読谷村道中央残波線が暫定片側1車線で供用を開始しております。

御質問の中央残波線では、供用開始から本年6月末までに人身事故1件、物件事故2件が発生しております。現在、県警察では県内全域からの要請の中から、信号機設置の必要性や緊急性の高い箇所の抽出を行っているところであり、中央残波線への信号機設置につきましてもこうした総合的な検討を行った上で、判断してまいりたいと考えております。

次に、県営嘉手納高層団地へのセンサー設置についてお答えいたします。

御質問の県営嘉手納高層団地前の町道大木線では、朝の通勤時間帯に渋滞が発生しているため団地駐車場の出入り口から町道への右折流出が困難であるとして、団地住民から対策について要請がなされてきました。同要請を受け、道路管理者とも検討を重ねた結果、本年4月までに団地前に設置された信号機が赤色のときに信号待ちの車両が団地駐車場の出入り口から流出する車両に進路を譲ることを求めるお譲りエリアが設置されたところであります。

お尋ねのセンサーにつきましては、設置に伴うメリットやデメリット等を踏まえ、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 環境問題についての御質問の中で、西原町廃棄タイヤについてお答えいたします。

西原町内の廃棄タイヤについては、輸出を目的に収集していた産業廃棄物処理業者が廃棄物処理法の基準を超えて保管しているものであります。県においては、これまで当該処理業者に対して指導や警告を重ね、平成22年2月に同法に基づく改善命令を発しましたが、改善が見られないことから、同年7月に命令違反で県

警に告発をするとともに、同年8月には産業廃棄物処理業の許可取り消し処分を行っております。さらに、同年9月に同法に基づく措置命令を発して廃タイヤの全量撤去を命じております。平成24年2月には、告発に係る裁判の判決も確定し、当該処理業者は、平成24年5月末ごろから廃タイヤの撤去作業に着手したところであります。

県としましては、今後とも当該処理業者に対し、適正に撤去が行われるよう強く求めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 再質問をしたいと思います。

1、県経済の振興について、(1)、(2)、(3)を一緒にして質問をしたいと思います。

御承知のとおり、第5次沖縄振興計画がスタートをし、市町村においても一括交付金を活用したまちづくりが実施されようとしております。

本県におかれましても21世紀ビジョンを掲げ、将来の沖縄を展望したビジョンがスタートいたします。しかしながら、島嶼県である本県の自立経済の取り組みについては、ハードルが高く思い切った発想と極東アジアが注目する経済特区や仕掛けが必要だと思います。なぜそういかと言うと、今沖縄金融特区とかいろいろ税の控除三十何%でしたか、そういった仕掛けをしてもやはり本土企業から、なぜ沖縄に来ないで中国やベトナム、韓国、海外に流出していくのか、それを沖縄県がとめることができないのか。それはやはり一国二制度も含めたそういった法人税や関税の、極端に言ったら5年間の無料制度とか思い切った発想があってしかるべきだと思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えします。

今回、我々が税制を要望するに当たりまして、やはり今議員の御指摘のアジアとの競争力というのは大分主眼を置いて要望いたしました。やはり香港とかシンガポールなどは所得実効税率が17%から18%というような状況の中で、前の特区制度では35%、これが実効税率二十数%なんていうとどうしても太刀打ちができないということで、我々思い切った所得控除を求めたわけですが、そういった中で40%というような一定程度の拡充を見たということです。確かにまだ香港、シンガポールの17%には及びませんけれども、これまでのものよりはある程度低減が図られたということで、我々は全国どこにもないようなまだ優遇された制度だと思っております。まずはこれを活用して国際

物流金融特区を関連企業を誘致してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 代表質問初め一般質問で各議員からいろいろなありましたけれども、やはり私も沖縄県は自主財源も乏しいし、資源ありません。そういった意味では賃金の安い国外へ企業が流れていくというのはこれは当たり前の話であります。そういった意味では、これからの10年間で勝負だと思っておりますが、思い切った発想というんですか、沖縄県全県特区はもちろどこに行っても本土企業が入りやすい受け皿が必要だと思っておりますが、それについてもう一度答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 沖縄県だけが一国二制度的なものがつくれるかということ、日本復帰して40年たった現在非常に難しい状況です。特に昨年度、民主党、自民党いろんな政党及び政府といろいろな意見交換をしましたが、東日本の大震災を受けたあの被災地、あそこでほぼ法人税率ゼロ、そういうものができるぎりぎりのところでして、あれと並んでなぜ沖縄がというまず議論も非常に難しいところがありました。ただし、これまで40年間やってきた中では特区の条件はそれでも少しは前に進めたつもりであります。ただ、税といいますか一国二制度というのは今の沖縄では非常に現実には難しいという状況はブレイクできなかったですね。つまり沖縄のこの状況は東アジアを含む世界的なレベルで言うところどこら辺にあるかということ、1人当たりの県民所得計算を横に並べてみても約2万5000ドルというのは決して下のほうじゃありませんで、実はなぜ沖縄でそういう特区が今要るかというのは非常に難しい状況にあります。ですから、本当はもう一ひねり、二ひねり要るのかもしれませんが、去年はそういうことでなかなか突破できなかったというのが状況です。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 続きまして、2番目の米軍基地について少し質問したいと思います。

知事、御承知のとおり、政府が言う沖縄県の基地負担軽減は名ばかりなんです。これは嘉手納飛行場はもちろん普天間飛行場も外来機による騒音被害が昼夜問わず、そして負担軽減がなされておられません。私は、各議員からもありましたように、知事が佐喜真市長はもちろんオスプレイの問題も含めて米軍基地のいろんな問題でやはりぜひ定期的に訪米をすべきだと思っております。知事も御承知のとおり、前回知事が訪米するときには予算も削減されて、議会のほうでは行くな

という方向でありましたけれども、今回の代表質問、一般質問でもほとんどの方々が訪米しなさいということでもありますので、時期を見計らって知事が訪米すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 確かに我々も知事公室の中にそういう研究もやる、アドバイザーも内外のその分野の専門家のアドバイスを聞くという形で、研究的な要素も入れて、地域安全保障課とでもいうような課もつくらせていただきました。これもワシントン情報であるとか、東京の情報、それから中国研究も含むいろんな情報を入れて基地問題に対応していこうという、我々自身もよく勉強しようという内容であります。そういう中で、無論適宜アメリカに行くということはおやすいことなんですが、実はその中で大統領、國務長官、国防長官に会うというのはなかなか現実には難しい部分があります。ただし、沖縄の基地問題についてはなかなか国内でちがいが明かない。したがって直訴をするという方法があるわけですが、実はこれは言うはやすく意外に難しく、我々も四苦八苦しながら実はその方向も模索はしております。ただし、無論オフィシャルには外交ルートをきちっと通じないとかいう外交・防衛の最も重要な部分ですから、これも我々そういう意味で日本政府にいろんな形で要請をしているわけで、ただ僕らが直接行って話をして効果を出すというのは、実はそう簡単な部分ではありません。ですが、絶えず行ってしっかり取り組めということについては、我々は情報収集のルートも今度はつくらせていただいていますし、ぜひそういう方向で具体的に動いてみたいとも思っていますが、これはそう簡単でもないということだけは申し上げておきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 3番目の福祉行政についてお伺いします。

中学3年までの医療費の入院・通院を無料に引き上げた場合の総額を伺いたい。

それと入院医療費助成制度の受給方法について、私は自動償還払いはもちろん、そうでなければ現物給付制度を実施すべきと考えておりますが、この現物給付制度になるとどういった国のペナルティーがあるのか。国保もペナルティーということをおっしゃいましたが、各市町村の国保のペナルティーの金額は幾らぐらいになるんですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 通院医療費を無料化した場合の金額については、これは試算はしており

ません。

ペナルティーですね。現物給付にした場合の国庫負担金が減額されるということで、これは事業の対象の数に対して1%の参加の数が出た場合にペナルティーが出るようだけれども、ペナルティーの試算の非常に複雑な計算式がありますけれども、その試算の計算をいたしますと、全市町村で21年度の決算からの試算をしますと約1億6000万円ぐらいのペナルティーということになっています。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 今部長は答弁の中で、全国の47都道府県の中で自動償還払いを初め現物給付制度は22と10、もう32あるんです。沖縄みたいなところは10カ所しかないという答弁をしているんです。ペナルティー制度があっても全国でこれは実施されているんですよ。これはなぜでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 他県のほうでそういった現物給付の導入に至った経緯については、詳細には把握していませんけれども、県でことし5月に市町村を対象に医療費助成事業の調査を行いましたところ、現物給付を希望する町村が3カ所ということでまだ少ない状況にあると。そういう状況があって、それに対して自動償還については希望する市町村が多いというような状況がありますので、県としてはその自動償還のほうを導入できるように進めていきたいというふうなことで考えております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 部長、これは各議員からもこの現物給付制度や自動償還払いがありましたように、予算も把握していないし、ペナルティー制度の金額もわからないではだめなんです。それと、この現物給付制度というのは子育て支援の一つとして所得の低い、しかし全国では沖縄県が子育てが一番多いという環境の中で私は推進していくべきだと思っているんですが、全国はペナルティーがあってもやっているんですよ、32都道府県は。沖縄県ができないというのがおかしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 先ほども申し上げましたけれども、市町村の意向を尊重しながら進めていけないといけないという状況がありますので、市町村とそういった意向を確認しながら進めていく必要があるのではないかというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 私たちはこれはペナルティーがあっ

ても……。知事、実は自民党は議会改革の中で、48名の県議会議員を削減してでもその予算の財源を子供たちの医療に充てるべきだということも考えながら、議会改革の中でそれを申し上げています。昨年は各派代表者会議の中でも自民党として48名の議会の定数を減らしてでも議会改革をすべきだという提案をしました。議会はもちろんそうですが、行政もお互い財源確保をして中学3年まで医療費の無料制度を実現させていただきたいということで、知事、答弁よろしく願います。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 議員の今のこの前半の部分といいますが、議会の定数の話は私がコメントする立場にありませんからこれはここに置きますが、それをやってでも今の無料化といいますが、しっかり取り組もうという御提案はきちっと受けとめて、少し実務的には詰めて前へ進めたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、ぜひ早期実現に向けて取り組んでいただきたいと要望申し上げます。

それともう一つ白比川については、知事御承知のとおり、その現場に知事も行っていていただきまして、北谷町白比川の冠水被害ですね。地域住民は50年間その被害に悩み続けております。部長がさっき答弁したとおり、ぜひ米軍との調整またいろんな調整があると思いますが、白比川の被害状況を調査して工事をしていただきたいと思っております。

もう一つは、読谷村の中央残波線、警察本部長に再質問します。

現在片側1車線で暫定供用されていますが、本来片側2車線で供用されるような大きな道路については、信号機及び標識の整備が必要と考えております。私は、道路供用開始に当たっては警察が整備すべき施設も同時に設置されるべきと考えておりますが、今回の中央

残波線の供用開始に際しては読谷村と警察との情報共有の連携がとれていなかったのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） 通常、道路の供用に際しましては警察として必要と判断いたします交通安全施設をタイムリーに整備するというそういう観点から、時間的に余裕を持って連絡をいただいた上で適宜調整を図っているというところであります。

この中央残波線の問題につきましては、関係自治体から連絡を受けた供用の時期では警察として必要な安全施設の整備が間に合わないという状況でありましたことから、まず警察としては供用開始の延期について申し入れておりました。しかし、早期に供用を開始したいという意向が示されたために、警察、関係自治体と連携しながらとり得る安全対策を講じた上で暫定の片側1車線で供用を開始するという事になったわけであります。

御指摘のとおり、警察といたしましても道路の供用開始と交通安全施設の整備は一体として行われるべきと考えておりますので、早急の連絡や調整をお願いしているというところであります。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 最後に本部長、一日も早い信号機の設置を要望申し上げまして終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程は、これで全部終了いたしました。

次会は、明10日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時34分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 上 原 章

会議録署名議員 新 田 宜 明

平成24年 7 月10日

平成 24 年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 7 号）

平成24年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 7 号）

平成24年 7 月10日（火曜日）午前10時 6 分開議

議 事 日 程 第 7 号

平成24年 7 月10日（火曜日）

午前10時開議

- 第 1 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第 2 一般質問
- 第 3 乙第 1 号議案から乙第28号議案まで（質疑）
- 第 4 乙第29号議案から乙第31号議案まで（知事説明、質疑）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 乙第 1 号議案から乙第28号議案まで
 - 乙第 1 号議案 御謹話県知事の給与の特例に関する条例
 - 乙第 2 号議案 沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例
 - 乙第 3 号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第 4 号議案 沖縄県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例
 - 乙第 5 号議案 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第 6 号議案 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例
 - 乙第 7 号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
 - 乙第 8 号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
 - 乙第 9 号議案 沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
 - 乙第10号議案 沖縄県がん対策推進条例
 - 乙第11号議案 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
 - 乙第12号議案 沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例
 - 乙第13号議案 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第14号議案 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
 - 乙第15号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
 - 乙第16号議案 工事請負契約について
 - 乙第17号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 - 乙第18号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 - 乙第19号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 - 乙第20号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 - 乙第21号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 - 乙第22号議案 損害賠償額の決定について
 - 乙第23号議案 指定管理者の指定について
 - 乙第24号議案 那覇市の中核市指定に係る申出の同意について
 - 乙第25号議案 県道の路線の廃止について
 - 乙第26号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
 - 乙第27号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第28号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

日程第4 乙第29号議案から乙第31号議案まで

乙第29号議案 沖縄県監査委員の選任について

乙第30号議案 沖縄県監査委員の選任について

乙第31号議案 沖縄県監査委員の選任について

日程追加 特別委員会の設置（米軍基地関係特別委員会）

特別委員会委員の選任

日程追加 地上第63号、第75号、第78号、第80号、第115号、第117号、第118号、第124号、第128号、第129号の
2及び第131号の付託の件

日程追加 特別委員会設置の件（公共交通ネットワーク特別委員会）

特別委員会委員の選任

日程追加 陳情第116号の付託の件

出席議員（48名）

議長	喜納昌春君	23番	大城一馬君
副議長	浦崎唯昭君	24番	嶺井光君
1番	上原章君	25番	前島明男君
2番	砂川利勝君	26番	照屋守之君
3番	具志堅透君	27番	新垣良俊君
4番	又吉清義君	28番	仲田弘毅君
5番	末松文信君	29番	新垣安弘君
6番	儀間光秀君	30番	當間盛夫君
7番	新田宜明君	31番	照屋大河君
8番	仲村未央さん	32番	狩俣信子さん
9番	玉城満君	33番	赤嶺昇君
10番	西銘純恵さん	34番	新垣清涼君
11番	比嘉京子さん	35番	前田政明君
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君
13番	島袋大君	38番	糸洲朝則君
14番	中川京貴君	39番	翁長政俊君
15番	桑江朝千夫君	41番	新垣哲司君
16番	座喜味一幸君	42番	具志孝助君
17番	呉屋宏君	43番	新里米吉君
18番	仲宗根悟君	44番	高嶺善伸君
19番	崎山嗣幸君	45番	奥平一夫君
20番	山内末子さん	46番	玉城義和君
21番	瑞慶覧功君	47番	玉城ノブ子さん
22番	渡久地修君	48番	嘉陽宗儀君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多君	環境生活部長	下地寛君
副知事	上原良幸君	福祉保健部長	崎山八郎君
副知事	与世田兼稔君	農林水産部長	知念武君
知事公室長	又吉進君	商工労働部長	平良敏昭君
総務部長	川上好久君	文化観光	平田大一君
企画部長	謝花喜一郎君	スポーツ部長	

土木建築部長	当 間 清 勝 君
企 業 局 長	兼 島 規 君
病院事業局長	伊 江 朝 次 君
会 計 管 理 者	真栄城 香代子 さん
知 事 公 室	新 城 清 君
秘書広報統括官	
総 務 部	仲 本 朝 久 君
財 政 統 括 官	
教 育 委 員 会 長	安次嶺 馨 君

教 育 長	大 城 浩 君
公 安 委 員 会	翁 長 良 盛 君
委 員 長	
警 察 本 部 長	村 田 隆 君
労 働 委 員 会 長	平 良 宗 秀 君
事 務 局 長	
人 事 委 員 会 長	岩 井 健 一 君
事 務 局 長	
代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	嘉 陽 安 昭 君
次 長	鉢 嶺 元 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君

課 長 補 佐	上 原 貴 志 君
主 幹	佐久田 隆 君
主 査	嘉 陽 孝 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） まず、選挙管理委員を指名いたします。

選挙管理委員には

阿波連本伸君 高江洲義直君

龍野 博基君 当山 尚幸君

以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました

阿波連本伸君 高江洲義直君

龍野 博基君 当山 尚幸君

以上の諸君が選挙管理委員に当選されました。

○議長（喜納昌春君） 次に、選挙管理委員の補充員を指名いたします。

選挙管理委員の補充員には

第1位 奥平 玄孝君 第2位 武田 昌則君

第3位 村上 尚子さん 第4位 宮里 啓和君

以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を選挙管理委員の補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました

第1位 奥平 玄孝君 第2位 武田 昌則君

第3位 村上 尚子さん 第4位 宮里 啓和君

以上の諸君が選挙管理委員の補充員に当選されました。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時9分休憩

午前10時11分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

日程第2及び日程第3を一括し、これより直ちに一般質問を行い、乙第1号議案から乙第28号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及ばたいたいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋 大君。

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 おはようございます。

自民党の島袋大でございます。

1カ月前のこの日は県議選の投票日でありました。この時間、皆さん何をしていたでしょうか。私は、もう電話作戦をしまくってございましたけれども、この選挙戦を戦い抜いて、しっかりとこの選挙戦の公約の実現のためにまた全力で頑張っていきたいと思っておりますから、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

通告に従いまして一般質問します。

1、国際物流拠点へのヤマト運輸参入について。

ヤマト運輸の親会社、ヤマトホールディングスの那覇空港国際物流ハブ参入について詳細をお聞かせください。

2、県の税収について。

平成24年度当初予算について、前年度比で全体額と、特に歳入について内訳をお聞かせください。その中で税収についてでありますけれども、税収が全体の12.7%ということであります。他県と比べて沖縄県の割合はどのようになっているのか、比較をお聞かせください。

3、離島振興についてであります。

一括交付金を活用して定住促進、教育環境の整備等の離島振興政策について具体的な振興策を伺います。

4、離島学生用の寄宿舍（複合施設）についてであります。

離島支援の一つである「寄宿舍と交流機能を持つ複合施設について」、今年度の予算と施設の概要、供用開始までのスケジュールを伺います。

5、国が離島出身高校生の居住費、通学費を補助する離島高校生修学補助事業の概要と県内の対象者、県・町村の取り組み状況を伺います。

6、県総合運動公園改修スケジュールについてであります。

今年度の一括交付金事業で計画されている県総合運

動公園陸上競技場の改修計画を伺います。

7、J1規格サッカースタジアムを含めた複合型スタジアム建設計画についてであります。

昨年度のJリーグ規格スタジアム整備基礎調査事業を受けて、今年度の事業計画及び整備実現に向けた規模・立地決定等のスケジュールを伺います。

8、農水産物の振興についてであります。

水産資源の県内取引が200億円より150億円へと下落したとの記事がありましたけれども、売上高50億円の減少は、全漁業生産者を4000人として年間1人当たり125万円の収入減となり、ある地域では漁に出ても赤字となるためアルバイトをして燃料費を調達している状況であり、水産労働人口の減少に歯どめをかけるためには、県のリードのもと取り組む必要があると考えております。

そこで伺います。

(1)、農林水産省が推奨している6次産業化の本県の取り組み状況について伺いたい。

(2)、農水産物の生産から加工、販売まで一体化した手法を確立する必要があると考えるが、生産者の育成、販路の拡大にどのように取り組んでいるのか伺います。

9、児童福祉・教育・医療行政についてであります。

(1)、福祉・医療現場において、保育士や看護師等の人材確保の状況はどのようになっているのか。人材不足について原因を分析し、どのような対応がなされているのか伺います。

(2)、処遇改善や学資貸付制度の創設・拡充に基金の創設が必要と思いますが、どのような考えを持っていますか。

(3)、平成24年4月1日から設置した保育対策室の理由は何か伺います。

(4)、保育士資格を取得した者が沖縄県知事に登録することの意義について伺います。

(5)、昨年の新規登録者数と県内保育所への従事者数はどうなっているのか。

(6)、昨年までの県内登録者数と保育所に従事していない人数は。また、現在の実態把握は可能か、可能でなければ登録の更新制が必要だと思っておりますけれども、どのように考えていますか。

(7)、安心こども基金保育所整備事業は何年度まで実施されるのか。また、保育現場から何力所が希望し、基金を活用し、何力園増改築可能なのか伺います。

(8)、平成24年度市町村から安心こども基金を活用して保育園増改築の軒数はどのようになっているのか。

また申請件数、全保育園が増改築できるのか伺います。

(9)、臨床心理士が正職員として採用され、市町村において配置されている事例はあるのか伺います。その効果と課題はどのようになっているのか伺います。

(10)、発達障害や支援を必要とする子(気になる子)の早期発見・早期支援、継続支援することが子供たちや家族、保育教育現場への負担軽減につながると思いますが、いかがでありましょうか。

10、国民健康保険税の負担軽減についてであります。

(1)、去る県議選挙で一部の政党が、他府県では12県が自治体へ助成しているとのチラシ等が配布されましたけれども、どの府県でどのような制度なのか伺います。

(2)、沖縄県の補助金で国保税負担軽減ができる制度はあるのか伺います。

(3)、一括交付金の活用で国保税負担軽減はできるのか伺います。

以上であります。

○議長(喜納昌春君) 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事(仲井真弘多君) おはようございます。

島袋大議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、離島振興に関連して、離島振興策いかんという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

一括交付金を活用した離島振興策は、おおよそ以下のとおりです。具体的には、まず第1に、交通運賃や生活必需品の価格の低減、第2に、離島児童・生徒支援センター(仮称)の整備、そして第3に、複式学級への非常勤講師の配置、第4に、専門医による巡回診療の実施、第5に、特産品の販売支援、そして第6に、沖縄本島の児童生徒を離島へ派遣し、体験交流の実施などなどがあります。

県といたしましては、離島地域の定住条件の整備及び産業の振興を積極的かつきめ細かに推進し、離島の課題を克服してまいりたいと考えております。

次に、県総合運動公園改修スケジュールについての御質問の中で、陸上競技場の改修計画についての御質問にお答えをいたします。

県総合運動公園陸上競技場をJ2規格サッカー場としても利用できるように、第1に、今年度は設計業務を実施いたします。また第2に、次年度から改修工事を実施する予定でございます。平成27年3月のJ2公式戦の開催を目指して取り組んでいく所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等

から答弁させていただきます。

○議長(喜納昌春君) 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長(謝花喜一郎君) ヤマトホールディングスの那覇空港国際物流ハブ参入についてお答えいたします。

ことし6月4日に、ヤマトホールディングス株式会社の木川社長とヤマト運輸株式会社の山内社長が知事と面談し、那覇空港の国際物流ハブを活用した新たな事業展開について報告がございました。ヤマトグループは、沖縄国際物流ハブの輸送機能を活用することで日本とアジアを結ぶ高速輸送が実現できる点を大きなメリットとしております。同グループでは、国際宅急便の翌日配達及び国際クール宅急便の実現に取り組むとともに、沖縄を在庫拠点にした通販企業などのアジア進出の支援や全国の特産品のアジア向け輸出支援、アジア圏での製品の回収や修理、緊急サービスパーツ供給などのメーカー支援など、那覇空港の国際物流ハブ機能を活用した国際物流拠点の構築に取り組むこととしております。

これらの事業展開により本県に新たな雇用が発生するとともに、類似企業や同社の荷主企業の参入など臨空型産業の集積が進展するものと考えております。また、全日空の貨物ハブ事業にヤマト運輸の事業が加わることで、我が国の国際物流拠点として発展することが期待されます。

以上であります。

○議長(喜納昌春君) 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長(川上好久君) 県の税収についての御質問の中で、他県と比べた沖縄県の税収の割合についてお答えいたします。

平成24年度当初予算の総額は6806億7300万円となっており、前年度比で724億8400万円の増、率で11.9%の大幅な増となっております。

歳入の内訳としましては、県税が863億4600万円で、その構成比は12.7%、地方交付税が2090億円で、構成比は30.7%、国庫支出金が約2182億5200万円で、構成比は32.1%となっており、この3費目で歳入の75.5%を占めております。

今年度は、沖縄振興交付金、いわゆる一括交付金により予算総額全体が増加したため、歳入総額に占める税収割合が相対的に低くなっているところでありますが、平成22年度決算における全国平均の税収割合が31.8%であるのに対し、沖縄県の歳入総額に占める税収割合は15.7%であり、全国で39位となっております。

また、税収総額では全国36位の水準となっているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 離島学生用の寄宿舍（複合施設）についての御質問で、離島児童・生徒支援センター（仮称）の今年度の予算、概要等についてお答えいたします。

同施設の平成24年度予算は、委託調査費等として約1300万円となっております。

施設の概要につきましては、離島・僻地出身の高校生の寄宿舍の機能、小・中・高校生の交流の拠点としての機能等をあわせ持つ複合施設として計画しており、関係団体等との調整を進め、平成25年度の着工を目指し取り組んでいるところでございます。

次に、離島高校生修学補助事業についての御質問で、離島高校生修学支援事業についてお答えいたします。

同事業は、文部科学省の平成24年度新規事業で、その概要は、高校未設置離島の高校生を対象に通学費や居住費等に要する経費を支援する市町村及び都道府県に対して、経費の2分の1を国が補助するものでございます。県内の対象市町村は、高校未設置の離島を抱える16市町村で、対象生徒数は738名となっております。現在、12市町村が予算化し、残る4市町村は検討中でございます。

県教育委員会としましては、対象市町村への支援のあり方を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） J1規格サッカースタジアム建設計画についての御質問の中の、Jリーグ規格スタジアム整備に向けたスケジュールについての質問にお答えいたします。

Jリーグ規格スタジアムの整備につきましては、昨年度の基礎調査により、多目的または複合施設としての可能性を調査検討したところであります。今年度は、その調査結果をもとに沖縄に適したサッカースタジアムの整備方針や規模、そして立地条件等を盛り込んだ基本構想を策定し、次年度以降、用地の検討を初め基本計画や基本設計などの取り組みを進めてまいります。

一方、今年度、観光振興の観点から、大規模な会議場や国際展示場など多目的な大型MICE施設のあり方についての調査を行うこととしており、その成果も

反映させながら、あわせて沖縄に適したサッカースタジアムの整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 農水産物の振興についての中の、6次産業化の取り組み状況についての御質問にお答えします。

県においては、農林水産業の振興を図るため、生産者が食品メーカー等と連携する商品開発の取り組みや、生産者がみずから農林水産物の加工・販売に取り組むなどの農林水産業の6次産業化を推進しているところであります。具体的には、地域資源に着目して県産農産物付加価値向上推進事業により、生産者が地域内加工グループ等と連携した加工品開発、県内食品メーカー等と連携した加工品開発、大手食品メーカー等と連携した加工品開発による全国展開など3つの加工品開発モデルの構築を実施しているところであります。

また、アグリチャレンジ6次産業化支援事業では、農村女性起業グループなどを対象に地域資源を生かした加工品の試作開発支援、食品加工基礎講座や企業派遣研修など加工技術習得の支援、商品化に必要な加工機材等の整備支援などに取り組んでいるところでございます。これらの成果としては、学校給食向けのトマトピューレや田芋ペースト、ホテル向けのマンゴーや黒小豆のスイーツ、タンカンを使用したレトルト食品などが試作・開発されております。

さらに、県産農産物販売プロモーション強化対策事業などにおいて、県産農林水産物及び加工品の販路拡大に取り組んでおります。

今後とも、引き続き6次産業化のための各種事業の実施を通して、付加価値を創造する農林水産業の振興を図ってまいります。

次に、同じく農水産物の振興についての中の、漁業者の育成、水産物販路拡大の取り組みについての御質問にお答えします。

県としましては、漁業の担い手を確保・育成するため、就業希望者の研修を受け入れる漁業者に対する研修に係る経費を助成する漁業就業者確保・育成対策事業の実施、新規就業者への漁船購入等の漁業経営開始資金の融資、将来の担い手育成のため、小中学生を対象とした漁業体験学習を行う少年水産教室の開催、漁業士育成のための青年漁業士養成講座の開催などに取り組んでいるところであります。

また、生産増大を図るため、資源状態に見合った適切な漁獲を確保する資源管理型漁業や浮き魚礁の設置などを推進するとともに、ヤイトハタの養殖振興、モズクの品種開発などを実施しているところであります。

さらに、県産水産物の販路拡大を図るため、新加工品開発、マグロや海ブドウなどのブランド化及び新たなマーケット開拓など各種施策を実施し、本県の海域特性を生かした特色ある水産業の振興を図っていくこととしております。

今後とも、漁業担い手の育成や県産水産物の販路拡大に積極的に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 児童福祉・教育・医療行政についての御質問の中で、保育士、看護師の人材確保についてお答えいたします。

保育士につきましては、登録者の約50%が保育業務に従事していないこと、また、賃金や雇用形態の課題によって定着や就労につながっていないこと等が確保を困難にする要因であると認識しております。

沖縄県としましては、潜在保育士に対する研修会や合同説明会を開催するなどして保育士の確保を支援するとともに、処遇改善に向けた制度の見直しについて九州各県保健医療福祉主管部長会議を通じて国に要望しております。

看護師等の人材確保につきましては、第7次看護職員需給見通しにおいて、看護師養成校における養成数の増員により平成27年にはほぼ充足される見込みとなっております。

沖縄県におきましては、看護師養成校に対する運営費補助や新人看護職員研修事業等の実施により人材の確保に努めているところであります。

次に、保育士の処遇改善、学資貸付制度等の創設についてお答えいたします。

保育士については、毎年700人以上が新規登録されている反面、保育士の約50%は保育士として従事していないことが課題であると認識しております。

沖縄県としましては、潜在保育士に対する研修会や合同説明会を開催するなどして保育士の確保を支援するとともに、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通じて配置基準の見直し等保育士の処遇改善を国に要望してまいります。

御提案の学資貸付制度創設については、現在、保育士養成校などの制度も多数活用されていることから、

その必要性も含めて保育関係団体と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

看護師等の処遇については、7対1看護体制の導入や院内保育所の整備、ナースプール事業を実施するなど勤務環境の改善を図っております。また、看護師養成校などの学生に対する修学資金貸与事業を実施しております。

次に、保育対策室の設置理由についてお答えいたします。

本県におきましては、待機児童の解消や放課後児童クラブの環境改善等、沖縄独自の課題や国の進める新たな子育て支援策に対応するため取り組みを強化する必要があると考えております。そのため、県としましては、平成24年4月から青少年・児童家庭課に課内室として保育対策室を設置し、課長相当職の室長を配置して執行体制の強化を図ったところであります。

次に、知事が保育士資格者を登録する意義についてお答えいたします。

保育士の登録制度につきましては、児童福祉法の改正により、平成15年から、保育士として業務を行う者は都道府県が備える登録簿への登録が必要となっております。これは、保育士資格が詐称され、その社会的信用が損なわれている実態に対処する必要があることや、地域の子育ての中核を担う専門職として保育士の重要性が高まっていることなどに対応するためとされております。

次に、保育士登録者数の状況についてお答えいたします。9の(5)と9の(6)は関連しますので一括してお答えいたします。

平成23年4月1日現在の県内保育士の登録者数は1万6308人であり、うち県内保育所で保育に従事していない保育士数は9208人となっております。また、平成23年度の保育士の新規登録者数は771人となっておりますが、就労に関する事項は登録項目となっていないため、新規登録者の県内保育所への従事者数は把握しておりません。

更新制の導入については、その必要性も含めて関係団体と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、安心こども基金による保育所整備事業についてお答えいたします。9の(7)と9の(8)は関連しますので一括してお答えいたします。

安心こども基金による保育所整備事業の実施期限は平成24年度までですが、平成24年度中に施設整備に着手し、平成25年度に完了が見込まれる場合には、平成25年度末までの実施が可能とされております。また、

平成24年度事業については、現時点で16市町村から要望のある29施設について創設や増改築等の施設整備を行う予定としております。

県としましては、安心こども基金の保育所整備事業の全額執行に向け、今後とも市町村への追加要望調査も含め施設整備を推進してまいります。

次に、臨床心理士の配置状況についてお答えいたします。

臨床心理士を配置している市町村は26市町村で、うち4市が正職員となっております。配置の効果としましては、発達相談における専門的な助言、他機関との連携及び継続的な支援による育児不安の軽減、地域の支援体制構築への貢献等が挙げられます。

地域における発達障害児者の支援については、臨床心理士等と連携して支援に当たる人材の確保及び育成が重要な課題の一つであると考えております。そのため、県としましては、人材育成計画に基づき研修等を実施し、身近な地域における一貫した支援体制の整備促進に努めてまいります。

次に、発達障害の早期発見・支援等についてお答えいたします。

発達障害児の支援については、早期発見・早期支援が重要であると認識しております。そのため、県においては、市町村における乳幼児健診問診票の見直し及び事後教室の実施を支援してきたところであります。また、支援の質の向上を図る観点から事後教室連絡会を開催し、療育を含む保育プログラムの内容の充実を図っているほか、発達障害者支援センターにサポートコーチを配置し、市町村や保育所等への巡回による専門的助言や研修会等の実施により身近な地域の支援体制の強化を図っているところであります。

県としましては、引き続き研修等による人材育成と地域の実情に応じた体制整備を実施し、支援体制の強化に努めてまいります。

次に、国民健康保険税の負担軽減についての御質問の中で、市町村国保に対する都道府県独自の助成についてお答えいたします。

全国では、19都府県で平成24年度当初予算において市町村国保に対する単独助成費を計上しておりますが、いずれも保険料軽減を直接の目的とした助成ではないと聞いております。主な内容は、地方単独医療費助成事業波及増に対する助成、直営診療施設運営・整備等に対する助成等であります。

次に、国保税負担軽減に対する県の支援制度についてお答えいたします。

沖縄県では、国民健康保険法に基づき、市町村が行

った保険税の軽減に対し、その費用の4分の3を助成する事業を実施しております。

なお、国民健康保険制度は、国・県の公費負担や保険税等を財源として保険者である市町村の責任により運営されておりますので、本県独自の助成は行っておりません。

次に、一括交付金を活用した支援についてお答えいたします。

国民健康保険制度を含む医療保険制度は、我が国の社会を支える重要な基盤として全国統一の制度設計及び運営がなされており、制度が抱えている構造的な課題についても全国共通の課題となっております。このため、沖縄振興に資する事業であることを原則として、本県の特殊事情を踏まえた取り組みに活用することとされている一括交付金を国民健康保険税の減免等に活用することは厳しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 じゃ、再質問します。よろしくお願ひします。時間がありませんのでスピーディーに、一問一答方式ですからぱぱぱとやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

6月5日の新聞報道に注目の記事がありました。選挙戦の最中ではありましたが、ヤマト運輸の那覇空港国際物流への誘致に成功したことは大変興奮を覚えました。まずもって誘致をまとめた仲井眞知事、そして当局担当者の努力を高く評価し、感謝を申し上げます。

先ほど説明がありましたように、アジアの主要都市を一晩で結ぶ航空網なんですよ。24時間の通関体制、物流特区内の保税倉庫を活用して国際小包のように便利にすることができると。当面は荷物の積みかえで各地に配送するだけの通過型輸送だというけれども、これはしっかりとした雇用は生まれると思ひます。雇用の見込みは今どれくらい考えていますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、今後、例えばアジア各国に散らばっております日本の企業がありますけれども、そのもののパーツセンターを設置することによって改修とか、修理とかそういったものをやるためにまた雇用が生まれるだろうと。また、eコマースといいまして通信販売などについても、沖縄に在庫を置くことによってそれを一晩で配送できると、そういったものの事業も考えられます。そういったことをやると、まだどれだけのものかという確固たるものはちょっと言え

ませんけれども、我々は数千から、場合によっては1万人台までの雇用にまで広げていきたいなというふうに希望といたしますか、そういった構想を持っております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ここが大事なんですよ。やっぱり企業を誘致するからには、その企業と密に議論をして、どれぐらいのパイの雇用が見込めるんだと。雇用が見込めることを考えれば、高校生あるいは大学を卒業する子たちも、こういうカリキュラムのもとで就職のあっせんができるような形になるんですよ。そこまでの数字まで出していかないと、これから飛躍する事業だと思いますから、これはしっかりと認識を持って考えていただきたいなと思っています。

その先の発展型、集めた荷物を県内で包装して、こん包し組み立てると。付加価値をつけて再発送するんですよ、これは。いわゆる流通加工拠点となれば飛躍的に雇用は確実に生まれると思いますから、その辺もしっかりと企業と連携してやっていただきたいなと思っています。

新たな沖縄振興特別措置法、これは自民党が修正協議でいろんな面で盛り込みましたけれども、国際物流拠点産業集積地域に沖縄県が要望している5市（那覇市、浦添市、宜野湾市、豊見城市、糸満市）の地域が指定されることになったと思います。その辺を含めて、これもまだ時間がかかるとは思いますけれども、私は豊見城市でありますから、これは物流拠点として企業を誘致するためにも、豊見城市は市街化調整区域なんですよ。これを市街化調整区域の緩和策まで入れてもらわぬとなかなか企業が張りつけないという形になるんですけれども、その辺はどう考えていますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 実は、当初我々、議員から今お話がありましたように、宜野湾から糸満まで5市を指定ということでお願いしていたわけですが、実際、国との調整の中で、この5市の指定というのはちょっとかかないませんで、実は那覇空港周辺、それから自由貿易地域、あと特自貿地域というような形で、今、国際物流拠点地域としての指定が可能になるというような状況になっております。

また、今ヤマトのそういうお話もありますので、今後、引き続き進出企業の立地条件なども含めて、やはり地域を拡大するということが必要だというふうに我々考えておりますので、国に対してそういう地域の拡充を求めてまいりたいと。その拡充の際には、今議員御指摘の点も含めて対応したいというふうに考えて

おります。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 この法案は逃げ道がたくさんあるんですよ。その中に、その3つの指定地域がありますよね。それに隣接する地域の市道幹線道路を含める地域も緩和策できるような体制になるんですよ。ですから、豊見城市も確実に入ってくる。だから、企業誘致をしようと思ってもなかなかできない、網がかかっているんですよ。これをいかに考えてもらうかが県の仕事だと私は思っております、何やかや豊見城市がピーピーギャーギャー言ってもできないんですから。県がしっかりと腰を据えてやらないと雇用は生まれないんですから、その辺はしっかりと考えていただきたいと思っています。

次に移ります。

その関連で先ほど質問をしましたが、財政規律の議論も活発にしていきたいと思っています。今回はさわりだけなんですけれども、少し気になるのが、県の税収が12.7%と、地方交付税、国庫支出金の割合と比較すると大変低い。三十何位と言っていましたよ。だから、そういったことを考えれば、観光業は我が県の基幹産業でありますけれども、安定的に税収が図れる製造業、流通加工業の拡大にしっかりと力を入れれば、税収はおのずとアップすると僕は思っているんですよ。ここが今回一番大きな企業誘致のスタートですから。観光業はちょっと分散した税収ですからなかなかカウントできない。県のほうにお願いしてもなかなか難しいデータしか出し切れなと思っています。だから、そういう製造業と流通加工業をしっかりと拠点地域に入れて、このハブ化を活用したものをやればしっかりとできると思います。選挙戦で私が感じたのは、若者の皆さんは低所得でありますけれども、雇用もどんどん生んできてもらいたいという中で、この事業というのは県民にとっては非常に大きな事業になってくるとは思いますから、それもしっかりと感じ取っていただいて、しっかりとやっていただきたいなと思っています。よろしく願います。

次であります。離島振興でありますけれども、離島学生会館、離島の生徒の進学を支援する寄宿舍と交流機能ですが、私は、これは県議会の中でも前回もやりました。今回、調査費が1290万円ということでもありますけれども、この複合型施設は一括交付金でやると言っていました。一括交付金ができたと時の本予算に何でこの施設の予算を計上できなかったんですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 今回のセンターにつきましては、実は当初、国といたしましては、寄宿舍のみの対応を考えていたみたいです。ただし、私たちは、離島振興は大きな柱でございますので、離島住民のさまざまなニーズにこたえるためにはどうしても複合施設の機能がいいだろうと、そういったことがありましていろんな意見交換をしていく中で、そういった経過になった状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、今教育長が言っている話は理解できますよ。だから、何で一括交付金が決定したときの本予算に組み込みめなかったのかと言っているんですよ。1300万円近く補正予算を組んでいますけれども、やると決めたら、そのまま本予算で組めたんじゃないですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 複合施設としてさまざまな機能についてこれから調査をしていく中で、ことしいっぱいで基本設計、そして来年度から着工を目指すという状況でございますので、まだ本予算への計上等につきましては、若干関係部局との調整もあったものですから、なかなか厳しい面がございました。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 私は、この1年本当に注意深く見ていました。当初予算に計上されていないので、各方面にいろんな面で、知事からも強い指示があって重い腰を上げたとか僕は思いませんよ。ですから、僕が言いたいのは、この「15歳の春」というタイムスの連載記事がありました。教育長も読んでいますけれども、これを見れば、本当に離島の厳しさ、離島の学生が本当に負担率も高い中で、学校に行くにも金がかかるし、住宅を借りるのにも金がかかる。こういうときにいち早くやるのが行政の仕事だと私は思っているんですよ。実際、教育長、これを読んだことがありますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 私も大変関心がありまして、読ませてもらっております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 知事、これは離島の子供たちが兄弟でバイトをしながら、アパートを借りてやっている。これはぜひとも知事にも読んでいただきたいと思います。私が言いたいことは、25年で着工する予定と言っておりますけれども、もう7月であります。場所、規模、予算もろもろ含めて、どこまでスケジュールを

組んでいますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 今、実は教育庁内にも特別チームを発足いたしまして、もう離島関係の町村にも派遣をしながら、こういったニーズがあるのか今調査をしております。そういう中で、ことしいっぱいでいわゆる具体的な調査をして、そして基本設計までいって来年度から着工したいとそういった状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 僕は今、各市町村の首長も離島の子供たちも、25年には着工する、26年にはいろんな面で完成できるだろうという思いが非常に膨らんでいると思っています。僕は、簡単にそういう発言はしてほしくないんですよ。やるんだったら徹底的にやってください。今プロジェクトチームをつくっているのであれば、本当に場所も規模も予算もしっかりとやって、25年でしっかりと着手できるということを今約束できますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 知事からもかなり強いおしかりを受けながら対応させてもらっていますので、ぜひ先ほど言いましたようなスケジュールを持ちながら、また危機意識を持ちながら、離島振興は大きな柱でございますので、一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 じゃ、私が提案的な面を出させていただきますけれども、この二、三年は離島の住民には申しわけないけれども我慢してくださいというのは、これでは政治と行政の不作为だと私は思っております。ですから、生徒を持つ親御さんの負担を軽減するために、私は、この二、三年は暫定措置として一括交付金のソフト交付金でアパートを借り上げる。アパートを借り上げて、一部借り上げる場合も寮母さんを置く。そして、そういった形でも完成するまで対応できるような仕組みがいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ただいまの暫定的な対応といたしますか、そういったことまで実は私どものほうで議論いたしました。民間のアパートの借り上げをした場合の試算なんですけれども、実は約2億6000万円かかるわけです。したがって、やはりそういったことを考えた場合にはかなり厳しいだろうと、そういったことでございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これはぜひとも詰めて、本当に離島を抱えている首長も含めて、子供たちも今大変だと思っていますから、その辺をしっかりと酌み取っていただいて議論をして、早急におっしゃっているスケジュールのもとで進めていただきたいなと思っています。

次、離島高校生の修学支援事業でありますけれども、これは国が2分の1、そして町村が2分の1の補助をしていた事業だと思いますけれども、これに県も参入すると。県のほうから、具体的な県と町村で4分の1ずつ補助していくと。であれば、9月の補正予算にでも計上していただいて、しっかりと離島の子供たちを支援できるような体制にするべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 実は今回の事業は、文科省の新規事業でございました。私ども実施主体が今回は高校未設置の離島の高校生が対象でございますので、文科省は約1億7700万円を予算計上しております。そして、全国の高校未設置の離島の高校生約2400名と積算しているんですね。私ども沖縄県では、先ほど申しましたような人数なんです、16市町村で今12市町村が予算計上していると。ですから、対象市町村に対しまして、どういった支援ができるのか、今まさに研究している段階でございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひともよろしくお願いしたいと思っています。

休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時58分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 続いて、サッカースタジアムの件でありますけれども、知事、Jリーグ規格スタジアム整備基礎調査ができ上がりました。（資料を掲示）これを県は莫大な金を使ってつくったんですよ。今、パンフレットに概要で手短くやっているとありますが、これは複合型施設をつくっていいこうと言っています。この複合型をつくるためには、いろんな面で維持管理費の問題が出てきますから、維持管理費の詳細も全部入っています、この資料に。こういう施設をつくったら維持管理はこれぐらいかかる、シミュレーションも全部数字で金額も入っているんですよ。そうい

ったもろもろで、今回、もう沖縄にしっかりとしたスタジアムをつくるべきだと私は思っております。

議長、休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○島袋 大君 僕が言っているのは、複合型施設。（資料を掲示）この施設の中にホテル、病院、老健施設、アミューズメントもろもろぶち込んでやりましようと言っているんです。ただの箱物じゃない。箱物というのは維持管理費に莫大な金額がかかりますから、それを圧縮するために、その収益を求めてやろうと思っています。そういうことを見て、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 大議員のおっしゃることは、本当にそのとおりだと思います。要は、サッカー専用のものであったとしても、やっぱりスポーツだけではなく維持管理運営費が厳しいという状況は、これはもうヨーロッパ全部、世界のサッカー場もそういう流れになっております。ですから、おっしゃるとおりスポーツはもちろん、観光の活用、それからメガトン級のエンターテインメントなどできる文化の活用、何よりも沖縄の新しいランドマーク的な存在感のあるハードである、そういうステータスのあるおきなわブランドという意味からいくと、そういった方向性の複合型・多機能型がやはりいいのではないかというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、これをするためには、バレー、バスケット、サッカー、ハンドボール、コンサート、国際会議、企業のいろんな面で商談にも使えるような形になっています。こういう商談する場所もあります。ですから、私が言いたいことは、プロジェクトチームをつくっていただきたいんですよ。その中でM I C Eの所管である観光振興課、企業立地・産業振興として商工労働部、そして土木建築部、そういった方々を一つのセットにしたプロジェクトチームをつくって、そうしないとみんな今ここの意見を聞いて、ここの意見を聞いて、またがっているんですよ。これを一つの部をつくって、それに集中して特化してやっていくと。今、物流のハブもできますから、その商談を

そこできるとか。私は、場所は豊見城の豊崎地域しかないと言っていますから、その辺、知事、まとめて部署をプロジェクトチームとしてつくるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） そういうチームは大至急つくりましょうね。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひともよろしくお願ひしたいと思っています。これはもう金のなる木の集め方だと思ひますから、しっかりとまたよろしくお願ひしたいなと思っています。

休憩お願ひします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時1分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○島袋 大君 次、農水産業であります。(2)番の農水産物から加工もろもろ含めてでありますけれども、知事、これは各漁連です。(資料を掲示) 今、沖縄県の漁連で魚が全部揚がってくる。揚がってくるんですけども、買う方々は、県外業者も一つの漁連に一々電話するんですよ、連絡を。私が言いたいのは、県の漁連のほうにITでオンライン化で一つにして、今どの漁港にどういった魚が揚がっているのか、どういう形で販路拡大でハブ空港を使って、クール宅急便もろもろ使ってどんどんどんどん販路拡大していく。そういう視点が今漁業にはないんですよ。だから、若者の方々も大変だということで仕事が難しいんですよ。ですから、これは県のほうとしてオンライン化をしっかりとやって、そういうサーバーのもとでオンライン化すれば、一分一秒でもうどの漁港にどういったものがある、それを販路拡大していこうというのが所得論。漁獲高も上がりますし所得も上がりますから、県内の景気も上がってきます。私はそうだと思いますけれども、これは国際物流も含めて、労働雇用も生まれますけれども、商工労働部長、どう思ひますか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） きょうは大変すばらしい御提案をいただいているわけですが、おっしゃるとおり、ITを活用してこういう農産物あるいは水産物の販路拡大はとても重要だと思ひております。商工労働部としては農林水産部とも連携して、今後、クラウドデータセンター、クラウドサービスも活用して現場と市場を結ぶシステム、これはとても重要なことだと考えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 議長、休憩お願ひします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時4分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○島袋 大君 僕が今言っている質問は、全部金が集まる仕組みの質問をしておりますから、これは早急にできるものは早急にやってほしいと思っています。よろしくお願ひします。

次に、金が出ていく話をします。次、保育行政であります。

保育士は1万6000名が登録されていひますけれども、実際は今働いていひる方々は7100名しかいひない。これは登録に問題があるんじゃないかなとまず思ひます。1万6000名も70代、80代の――言葉は悪いですがけれども――そういった先輩方を登録したままでそのままなのか。これは更新制にするべきだと思います。これは県としては持ち帰って検討するべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 更新制については先ほども答弁いたしましたけれども、保育関係団体などとも意見交換をしながら検討していききたいというふうには考えていひます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今、安心こども基金は幾ら残っていひますか。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 休憩お願ひします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時5分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 現在16市町村から要望のある29施設に関しては、その事業計画もヒアリングを行っていひまして、現時点でヒアリングの結果で8億4000万円ほど予算残高が見込まれていひます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、今年度市町村から申請された改修工事の中で、予算が余っているから再度申し込みしてくださいと呼んだかもしれない。その中で、今、足りなくなっているから振り分けという話を私は市町村からも聞いているんですけども、現状はどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 先ほど申し上げましたけれども、現時点で8億4000万円残っておりますので、再度そういった市町村と調整をしていきたいというふうに考えています。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 余っているんですね。ですから、ぜひとも市町村から申請が上がっている保育園は全部酌み取っていただいて、みんな改修工事をさせる。待機児童は、改修工事をして定員をふやすような形で今既存の保育園はやろうとしているんですから、ぜひともみんなカウントを拾い上げて、待機児童を解消するための対策室だと私は思っています。先ほど部長も言ったように。その対策室にしっかりと機能していただいて、市町村の声を酌み取って、いかに待機児童を解消するためには——每回言いますけれども——人なのか、物なのか、金なのかそういったものを考えてしっかりとやっていただきたいと思いますから、最後にひとつどうぞ。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 市町村と連携をとってしっかり進めていきたいと思います。

○島袋 大君 ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松 文信君 皆さん、おはようございます。

名護市から参りました末松文信でございます。

仲井眞弘多知事を初め役職員の皆さん、県勢発展のために日夜御尽力いただいていることに対しまして、衷心より敬意を表するものであります。私も知事を支える立場から、時には提言も申し上げながら県勢発展のため職責を果たしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。また、喜納昌春議長を初め議員諸兄におかれましては、私末松文信に叱咤激励を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

本日は、私ども名護市議会議員「礎の会」のメンバーを初め、私末松文信後援会会長ほか、女性部の皆さんが私の初議会ということで、そしてまた初一般質問ということで応援に駆けつけております。どうぞよろしくお願いいたします。

そこで議長のお許しがありますので、自由民主党、末松文信、一般質問を行います。

初めに、今議会冒頭、仲井眞知事は議案説明の中で「今年は、沖縄が日本に復帰して40周年の大きな節目の年であり、また、新たな沖縄振興のための2つの法律が成立し、より自由度の高い交付金制度が創設され

るなど、県民主導で「新生沖縄の創造」に向けスタートする重要な年であります。」と発言しております。また、「県民が望む将来像の実現に向け、5月に策定した「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の施策を着実に展開し、沖縄県固有の課題を解決する」旨、県政運営についての力強い決意を表明されました。知事の決意を拝聴いたしまして、私もこの節目の年に県議会議員として知事と一緒に働かせていただくことはまことに光栄であり、身の引き締まる思いであります。

知事が掲げる「日本と世界のかけ橋となる沖縄型自立経済の構築」も、那覇空港の滑走路の増設に伴いハブ化される空港、そしてまた東南アジアにおける県物産の輸出増など、その道が開けてきたのではないかと、いうふうに期待を寄せているところでございます。

加えて、知事はこれらを実現するため沖縄振興予算を約3000億円、そのうち自由度の高い一括交付金を1570億円確保され、新たな沖縄振興をスタートされたことはとりも直さず知事の政治・行政手腕のたまものであり高く評価するものであります。

私は、この選挙を通じて雇用の場の創出、そして定住の促進、また経済の発展と3つのことを訴えてまいりました。

まず、雇用につきましては今回多くの議員の皆さんから提案がありましたけれども、県といたしましても努力をされているように、県民生活を支える上から大変重要な施策であり、不断の努力が必要であると考えております。県におかれましても、引き続き取り組みを強化していただきますようお願いする次第であります。

次に、定住の促進であります。県土の均衡ある発展を図る観点から名護市を中心とする北部ヤンバル地域における定住を促進することが重要と考えております。そのためには、産業経済基盤の整備はもとより、医療、福祉、そして教育など生活環境の充実が求められております。これらを実現することが北部の人口をふやし、経済のパイを広げ、その相互作用により経済がスパイラル的に発展していくものと確信しております。

知事におかれましては、北部ヤンバルにおける定住条件を整備するために、一括交付金を最大限措置していただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

それでは、通告に従い順次質問を行います。

まず1番目の産業の振興についてであります。

(1)の金融業務特別地区及び情報通信産業特別地区についてであります。沖縄県は我が国唯一の金融業務特別地区を平成14年度に創設し、名護市域を特区に指

定されております。さらに、情報通信産業特別地区を指定され、沖縄県におけるＩＴＣを駆使した金融、情報通信産業の集積を図ってまいりました。特区の指定を受けるまでの経緯を少し振り返りますと、内閣府を初めとする各省庁、沖縄県、そして関連企業の皆さんの御努力のたまものであると思います。この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

さて、指定から10年が経過し企業誘致や人材育成、そして雇用など経済への波及効果もはかり知れないものがあると思いますが、他方、克服しなければならない課題も多いようであります。

そこで質問のア、特区制度の現状と課題について現状をどう評価し、課題を今後どのように解決されるのかお伺いいたします。

イ、地域別の企業誘致及び雇用の実績とその経済効果をどう評価しているのかお伺いします。

ウ、名護市の特区重点整備地区に位置づけされております名護市豊原地域の活性化計画であります。その活性化計画を推進するに当たって、現在当該地域に立地している養鶏場の移転が大きな課題となっておりますが、知事の御配慮により、去る5月の第2回議会（臨時会）において設計調査費を措置していただきましたことに対し、まことにありがたく感謝を申し上げます次第であります。この活性化計画は、地域の生活環境を改善することはもとより企業誘致を促進する観点からも大変重要な計画であり、入居企業を初め当該地域から切望されている事案であります。つきまして、この活性化計画を実現するためには引き続き御支援をいただきたいと思っておりますけれども、県としてどのような支援策を考えておられるのかお伺いします。

次に、(2)の本島北部地域の観光振興についてであります。我がヤンバルはその昔、「ヤンバルヌ旅ヤ 幾旅ンサシガ 見ル形ヤネラン 海トゥ山トゥ」と歌われ、負のイメージが定着していたようであります。ところが今、御案内のようにその豊かな自然は県民を初め訪れる人々の心をいやし、生活に潤いを与え、県民のふるさととして親しまれている状況であります。また、水源涵養林としての機能もすぐれ、沖縄本島の水がめとして県民生活を潤しているところでございます。

「見ル形ヤネラン 海トゥ山トゥ」と歌われた時代とはその価値も変わり、今のヤンバルを歌にすると次のようになるのかなと思っております。「海山ヌ恵ミ ウマンチュヌ宝 クルヤシヤシトゥ カユテミブシャ」

いかがでしょうか。このことについては、玉城満先

生に指導を受けておけばよかったなと思っておりますが、ありがとうございます。

沖縄における観光産業を一躍売り出した一大イベントがありました。これは昭和50年（1975年）、本部町で開催されました沖縄国際海洋博覧会であります。そして平成4年（1992年）に首里城公園が開園されました。さらに平成12年（2000年）に名護市を中心に開催されましたG8九州・沖縄サミットがありました。海洋博覧会は、「海—その望ましい未来」をテーマに復帰記念事業として開催され、今では美ら海水族館に代表されるように、沖縄観光には欠かすことのできない観光のメッカとなっております。また、サミットも沖縄を国際的に売り出す絶好のチャンスでありました。今ではさまざまな国際会議が開催されるなど国際観光コンベンションの一大拠点となっております。

このような経過から、知事がおっしゃる1000万人観光を目指す上からも本島北部地域が沖縄の観光振興に果たす役割は大きいものと考えております。

そこでア、観光振興計画における北部地域の位置づけと、その役割がどのようになっているのかお伺いいたします。

イ、北部地域の観光振興を図る上で、その推進体制をどのように考えているのかお伺いします。

ウ、去る4月25日にヤンバル地域を網羅した「おきなわ北部観光推進協議会（やんばる会）」が発足したようではありますが、同協議会との連携や支援をどのように考えているのかあわせてお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 末松文信議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、産業の振興の中で、金融及び情報特区の地域別の企業数及び雇用者数等々に係る御質問にお答えをいたします。

まず、金融業務特別地区として指定をされている名護市に進出しました金融企業数は、平成24年1月現在で10社でございます。また、480名の雇用を創出したしております。情報通信産業特別地区として指定されております名護市と宜野座村に進出いたしました情報通信関連企業は28社あり、約1200名の雇用を創出したしております。また、同じく情報通信産業特別地区として指定されている那覇市及び浦添市につきましては、157社が進出をし、約1万2000名の雇用を創出したしております。

地域別の経済効果につきましては算出をいたしてお

りませんが、これらの情報通信産業特別地区に進出したしております企業の生産額で見ますと、推計で約1000億円であります。県内進出企業237社全体の推計生産額約1500億円の7割を占めていると推定されております。

次に、同じく産業振興の中で、観光振興計画における北部地域の位置づけについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

まず、北部地域はすぐれた自然環境を有しており、エコツーリズムと多様な体験型観光が展開されております。また、数多くのリゾートホテルや美ら海水族館などの観光施設が集積するとともに、マンゴーやパイナップル、モズクなど特色ある農林水産物も豊富にあります。沖縄観光を牽引するリゾート地として位置づけられております。今後は、万国津梁館に加え、大学院大学を活用した学術会議などの新たなMICE拠点の形成を図ってまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 産業の振興についての御質問の中の、金融及び情報特区制度の現状と課題についてお答えいたします。

現在、金融業務特別地区及び情報通信産業特別地区内においては、一定の企業立地が進展しているものの、特定事業の認定——これは法人税の所得控除の対象となる事業認定ですが——これを受けている企業はありません。

さきの沖縄振興特別措置法の改正において、法人税所得控除の拡充と事業認定要件が一部緩和されたところであり、県としましては新たな制度の活用を図るとともに、名護市等と連携しながら、引き続き人材育成やPR活動等を推進し、企業誘致に努めてまいりたいと考えております。今後の課題としましては、国内外の投資家の資金が名護市の金融特区に集まるような投資環境をさらに整備していくことが必要と考えており、また、情報特区につきましては、これら金融業と連携した取り組みが必要と考えております。

次に、名護市の特区重点整備地区（豊原地域）活性化計画の推進に対する支援策についてお答えいたします。

名護市においては、平成19年3月に金融・情報通信国際都市構想を策定し、豊原地区に企業集積を促進するために各種事業を推進しているところであり、県と

しましても名護市と連携し関連事業を展開しているところでございます。

具体的には、金融特区内に進出している金融業やIT企業等の人材育成支援、学生や求職者に対する金融業界への就職支援を行っているほか、県外における特区制度のPRなどの企業誘致活動を展開しております。また、本年度、金融特区内に沖縄J-Nomadを設立し、ITやバイオ等のベンチャー企業の上場を支援していくこととしております。さらに今後、国内外の投資家の資金が名護市の金融特区に集まる環境が整うよう、新たな制度や事業の創設を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 産業の振興についての中、北部地域の観光振興の推進体制及び沖縄北部観光推進協議会との連携などについての質問にお答えいたします。1の(2)のイと1の(2)のウは関連いたしますので一括してお答えさせていただきます。

北部地域の観光の振興につきましては、県・市町村を初め観光協会、観光関連事業者等の連携により、それぞれの役割に応じて官民一体となった取り組みを行うことが当然ながら必要であると考えております。本年4月26日には、北部地域の民間団体が主体となる「おきなわ北部観光推進協議会」いわゆるやんばる会が発足したところであり、今後の北部地域の観光振興に向けた連携強化が期待されております。県では、エコツーリズムや着地型観光の促進、MICEや修学旅行の誘致など、市町村や観光協会などと連携しながら北部地域の観光振興に取り組んでいるところであり、これからも北部市町村、観光協会及び「おきなわ北部観光推進協議会」など関係機関と北部地域の観光振興の課題と今後の方向性について議論するための場を設置するなど、今後さらなる県と北部地域の連携強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 末松文信君。

○末松 文信君 御答弁大変ありがとうございました。

再質問でありますけれども、まず初めに金融特区についてであります。このプロジェクトにつきましては、今は亡き岸本建男名護市長が命がけで取り組んだプロジェクトでありました。当時、政府、特に財務省が真っ向から反対し内閣府もお手上げ状態でありました。そのときに岸本建男市長は意を決したように、あらゆ

る人脈そして手段を活用し、最終的には山中貞則先生が腐心され、御決断によるところが大きかったと思っております。御案内のように、特区制度の内容は決して満足いくものではありませんでした。しかしながら、金融特区の制度創設にこぎつけたことは大変大きかったのではないかとこのように思っております。そこで私たちは、この遺志を引き継ぎ、所期の目的を達成しなければならないと考えているところでございます。

御答弁にもありましたけれども、特区制度を拡充するとともに、それから企業等を誘致するためのインフラ整備であったりあるいは人材育成、これが重要な課題となっております。その課題解決に向けて、今後県の支援がどうしても必要になってまいります。

そういう中で、改めて伺いますけれども、県のほうで新しい施策などがありましたら御教示願いたいこう思っております。また、東日本大震災の経験からいたしましても、各省庁を初めとする各自治体や企業等のバックアップシステム、バックアップの機能をこの金融特区、あるいはその情報特区の中に誘導できないものかというふうに考えているところで、今そういった各省庁の動きであったり企業の動きがどのようになっているのか、そういう情報がありましたらまた教えていただきたいというふうに思います。

そういうことで金融特区についての再質問をいたします。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 今、末松議員のおっしゃっている名護の金融特区ができた背景、こういうのは私自身もよく承知しております。そういう意味では、名護市とやはり今後も連携して取り組んでいかなければならないということは当然十分承知しているわけですが、今後は一つの考え方として次年度に向けてアジア金融情報センター構想のようなそういうものも含めてちょっと取り組んでいきたいなということで、今、商工労働部内で議論をしております、アジアの香港とか例えばシンガポールとか、そういうところの安定した証券取引所のようなそういうものも含めて構想を練っていかないと、なかなか今の現状では前に進まないのかなと思っております、単に税の問題とかそういう問題だけでなくやはりここに金が集まるような仕組み、こういうものをつくっていく必要があるということで、今次年度に向けていろいろと議論を始めているところです。

○議長（喜納昌春君） 末松文信君。

○末松 文信君 どうもありがとうございます。

やっぱり名実ともにアジアの金融センターとしての

位置づけがあるわけですから、そういった方向でぜひ御支援いただきたいというふうに思います。

次に、サミットについてでありますけれども、これは観光の関係で、名護市でそのサミットが開催された背景ですけれども、これは後に野中広務官房長官（当時）から伺ったことでありますけれども、これは今は亡き小淵恵三総理大臣の特段の配慮で一夜のうちにその方向づけをしたと、こういうお話を伺ったことがあります。そういうことで、あの当時九州あるいはその他関西あたりも相当手を挙げていたのですけれども、これを沖縄県名護市のあの部瀬名を中心とした会場を設定したと。この当時の総理の思いを考えたときに、総理はいろいろその後お話もありましたけれども、名護とゆかりのある話がありました。そういう中にあっても本当にすごいことをやっていただいたなという感謝の念でいっぱいあります。

それから、こういった沖縄に対するいろんな思いを持っている方々があります。例えば美ら島沖縄大使の皆さんを初めとして沖縄に思いを寄せる多くの方々がおりますけれども、そういった方々が一生懸命やっている中で、今我が沖縄観光コンベンションビューローの会長の発言について内紛が起きていることは私は大変残念に思っております。そういったことで風評被害にならなければいいなというふうに思っておりますけれども、一日も早く正常化に戻していただきたい、そういうふうをお願いをさせていただきます。

最後に、そういったことでこれまでいろんな人の思いがありますけれども、こういった思いを知事としてどういうふうに受けとめておられるのか御所見を伺いたいこう思っております。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさに議員おっしゃったように、ある時期に本当に大勢の沖縄県外の方々が沖縄に情熱を持って手を差し伸べていただいた。そしてまたいろいろな仕組みも、美ら島沖縄大使ほか逆に沖縄側からもそして当時の名護市の熱気を背景にいろいろな形で前へ進んでおりました。そういう中で時代が変化してきたんですが、これからの10年に向かって2つの法律をつくり、一括交付金をつくり、新しい振興計画が今できつつあります。そういう中で、また新たな発展に向かって沖縄はしっかりやっていこう、そういう中できちっと北部振興・北部地域の発展についても

私たちは書き込んでいるつもりです。無論これからもいろいろな形で御提案をいただければ、振興計画はどんどんどんどん追加する予定になっておりますので、そしてまた足りない部分は今おっしゃったように、いろいろな方たちのお力添えもどうしても要りますので、ぜひ御提案をいただいていい振興計画を毎年リベースしながらでもやっていければと思っております。ひとつこれを機会にまたいろいろ御提案をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○末松 文信君 どうもありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 前島明男君。

〔前島明男君登壇〕

○前島 明男君 皆さん、こんにちは。

会派の名称が若干変わりました。公明党・県民会議無所属の前島でございます。

質問に入ります前に、若干所見を述べさせていただきます。

7月8日のマスコミ報道によりますと、米軍普天間飛行場に配備予定の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの2006年11月から2011年12月のクラスAからCの事故が計30件に上ることが米海兵隊のまとめでわかったとあります。事故が多発している実態が改めて明らかになり、沖縄への配備中止を求める声は一層高まり、いよいよ8月5日に決まった県民大会では頂点に達し、県民の怒りが爆発するものと確信するものであります。

そこで、県民の生命と財産を守る沖縄県の最高責任者であられる知事は、当然県民大会に先頭を切って参加すべきと考えますが、いかがでしょうか。

それでは質問に入ります。

大きな1番、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、嘉手納以南の米軍基地早期返還とオスプレイ配備反対等を訴えるため、年内の早い時期に訪来すべきと考えるが、いかがでしょうか。

このことにつきましては、知事は何度か訪米されておりますが、それでも米国政府は沖縄を踏みにじるつもりかと波状攻撃的に訪米を重ね、訴えるべきだと考えますが、いかがでしょうか。日本政府に幾ら訴えてもらちが明かないからであります。

(2)番、今国会で消費増税案が衆議院を通過したことを知事はどう評価されますか。

「社会保障と税の一体改革」関連法案が修正協議の末、衆議院は通過したものの、民主党内部でも小沢一郎元代表一派が多数反対するなど、参議院での通過は危ぶまれており、増税はそう簡単にはいかないと思

ますが、どうでしょうか。

(3)、中国との文化経済交流40年を振り返って、どのように評価されますか。中国との国交回復以来、民間同士の交流が盛んになってきたと思われませんが、いかがでしょうか。

(4)、今後、あらゆる面で中国、東南アジアへ大いに目を向けるべきだと考えますが、どう思われますか。

沖縄が本土復帰して40年この方、ほとんど北へ目を向けてきましたが、中国やアジアの発展ぶりを見ますと、物流のみならず、就職の面でも人材教育をしっかりと送り出すことを考える時期に来ていると思うわけですが、いかがでしょうか。

(5)、若者に夢と希望を与えるための企業誘致活動はどうなっていますか。トップセールスとしてであります。

現在、我が県の若者の失業率を見た場合、全国平均に比べてはるかに高く、何としても働く場所を確保してあげねばなりません。そのためには、中小企業の支援を拡大し、足腰を強くすることはもちろんのこと、国内外から企業を誘致するほかないと考えます。実現するためには、トップセールスとしての県知事の行動以外にない考えるからであります。

大きな2番、子供の支援についてであります。

(1)、認可外保育園への給食を認可園並みにするための方策を伺います。

本県の保育園児を取り巻く環境は、他府県の状況とは全く異なる状況にあると認識しております。私は、この状況をつくり出したのは、沖縄が過去において27年間も日本政府から切り離され、米国の施政権下に置かれたことによるものだと考えております。日本政府は、沖縄が本土復帰後、ハード面にばかり力を入れ、ソフト面、特に人材育成（幼児教育）はおろそかにしてきたことは否めません。そうであれば、当然日本政府によって解決すべきじゃないかということで伺うものであります。

(2)、児童生徒の学校給食費を無償にする対策は何か伺います。

このことにつきましては、以前の一般質問の中でも取り上げましたが、給食費を払えない児童生徒がいることが明らかになっております。その子供たちは、給食時間になると教室にいづらくなってどこかに雲隠れするようであります。空腹のまま授業を受けている状況を考えますと、何ともかわいそうでなりません。せめて義務教育の間は給食費は無償にすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

(3)、放課後児童クラブの保育料を低減化するため

に、もっと支援を拡充すべきだと考えるがどうか伺います。

(4)、児童虐待の現状と課題はどうなっているか。

子供の虐待による暴行事件がなくなる今日、潜在被害児はかなりいるものと思われます。そこで、早期発見する対策は何かを伺うものであります。

大きな3番、高齢者対策について伺います。

昭和20年8月15日の敗戦で全県的に焦土と化した状況の中から、今日のすばらしい発展ぶりは、だれもが想像し得なかったであります。しかし、現在の発展ぶりは目をみはるものがあります。それをなし得たのは言うまでもなく、現在の八十二、三歳以上の方々が手にまめをし、汗を流して必死に頑張っていたいたおかげであります。そのことを考えますと、今大事にしないと後がないと考え、次のことを伺います。

(1)、県内のシルバー人材センター設置率は36.6%、全国平均の80.1%に比べてなぜ低いのか。今後の対策は何か。

高齢者の生きがいの一つが、自分の熟練した技術を生かして働ける喜びであると思います。働く意欲のある多くの高齢者が働く場所をもっと積極的に作り出すべきと考えますが、いかがでしょうか。

(2)、お年寄りに優しいバリアフリー道路の計画策定が進まないのはなぜか。

(3)、高齢者訪問支援活動推進事業の現状と課題はどうなっていますか。

(4)、地域で支え合う体制づくりの現状と課題は何か。

(5)、高齢者の生活支援、家族介護支援体制の現状と課題は何か。

(6)、高齢者の虐待防止対策と現状はどうなっているか伺います。

高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援に関する法律——いわゆる高齢者虐待防止法であります——では、市町村は、高齢者虐待の防止や高齢者虐待を受けた高齢者の保護、擁護者に対する支援を実施するため、関係機関、関係団体等との連携・協力体制を整備しなければならないと言っているが、現状はどうなっているか伺います。

さて、私の今回の一般質問の最大の目的が、人の命にかかわる防災対策であります。防災対策について伺います。

政府の「地震予知連絡会」の報告では、最近の研究調査から南海トラフだけでなく、同じくフィリピン海プレートが沈み込む琉球海溝に沿った南西諸島を含めて、マグニチュード9の超巨大地震の発生の可能性が

指摘されております。さらに、琉球大学の中村准教授は、沖縄本島近海の琉球海溝にある固着域を発見し、弾けた場合、マグニチュード8.5の巨大地震が発生する可能性が高いと発表されております。いずれもいつ起きてもおかしくない状況にあるとの警告がされており、行政や県民に大規模災害が発生するおそれのあることを前提に防災対策を講ずるべきであると考えます。

そのようなことから、6月末までに交付決定されたソフト交付金の中に、当然大規模災害対策事業費も含まれているものと思うが、どうなっていますか伺います。

(1)、防災情報の周知方法について。

災害発生時、防災情報を迅速に県民へ周知し避難させることが大前提であります。ことし北朝鮮のミサイル発射騒動でJアラートが正確に機能せず問題となりました。沖縄県では、県民の命を守る周知方法を一つの方法だけで行っていくつもりなのか。それとも幾つかの周知方法を考えているのか伺います。

現在、県内離島6町村において、整備実施されている携帯通信を活用した防災情報周知システムがあります。東日本大震災の被災地では、大地震によってすぐに停電してしまい、テレビやラジオでの津波の発生情報が得られず被災した方が半数にも及んでいます。行政が周知する防災情報システムを複数種に整備し、どちらが機能不全を起こしても他のシステムが機能するという二重三重に安全策をしくのが危機管理の基本であると考えます。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○前島 明男君 (2)、防災教育の重要性について伺います。

東北地方で地震になれて敏感な岩手県と宮城県の住民の中でも、さきの3・11において岩手の釜石市の防災教育は、学校はもちろん町ぐるみで防災教育に取り組み、「釜石の奇跡」と言われた生存率99.8%の小中学校があります。片や、宮城県石巻市の大川小学校では80%の生徒が犠牲になってしまいました。このことからわかるように、防災教育の重要性は学童からの教育が必要であり、同時に地域との連携での避難訓練が最も重要であると考えます。例えば、いざというときに速やかに避難できる体制づくりとか、あるいは地域での定期的な総合防災訓練の実施、幼いときからの

学校、家庭での避難訓練の実施、避難ルートと避難場所の確認、自宅付近だけでなく移動地域の避難場所を把握するなどであります。

(3)、避難行動のルートはつくられているか。

(4)、防災避難所としての環境整備の重要性について伺います。

被災地の方々は異口同音にして、高台へ地震・津波等の大規模災害を想定した災害避難所の整備の重要性を語っておられるようであります。また、小中学校での避難所生活は子供たちの学校教育の再開を阻害するため、一時的には有効であるが、今回の津波被害では長期化してしまったため、あらかじめ高台ですぐに避難所となれる敷地を確保し、普段は公園などとして利用するような工夫で整備を進めるべきではないかと考えます。

さらに、避難する際に問題になるのが混雑であります。道幅を広くとり、車、バイクでの避難者と徒歩、自転車での避難する人々が事故を起こすことのないようにしなければなりません。例えば、那覇市や豊見城市等の平地の広い地域、もしくは高台のない地域では避難ビルの建設が必要と考えます。高台へ避難所の確保（普段は公園として整備します）那覇市などの5階建て以上のビルでは、津波・地震防災救難用具を備えることなどであります。

人命や財産を奪ってしまう大災害は、いつやってくるかもしれません。きょう、あすかもしれません。そういうことを考えますと、これまでに述べたことを一刻も早く対策すべきだと思うからであります。

大きな5番、一括交付金の活用について伺います。

(1)、太陽光発電の普及に使えないか。

原子力発電が設置されていない本県において、エコエネルギーに転換を図ろうとする今日、太陽光発電は沖縄地域にとっては大いに推進すべきエコエネルギー推進事業ではないかと考えます。

(2)、新エネ開発の調査費（海流発電、地熱発電、風力発電等）に使えないか。

太陽光発電に次いで重要なエネルギー源になるのではないかと考え、ぜひ調査を進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

(3)、大地震・大津波対策に使えないか。

(4)、高校のない離島からの進学生に対する支援に使えないか伺います。

大きな6番、その他であります。

(1)、税収アップのためにどのような対策を行っているか。県税各種ごとに御説明ください。行政需要は旺盛であります。財政は常に逼迫しているのが現状だと

思います。そういう中であって、県税の滞納者がいることは許せません。その対策を問うものであります。

(2)、各道路工事のスピードアップは図れないか。特にパイプラインの浦添、宜野湾線。

(3)、平成23年度の交通死亡事故45件中16件がオートバイで、約35.6%を占めていますが、極力減らす方法はないか伺います。

過去5年間の統計を見ますと、16歳から19歳が最も多いが、特に対策はないのか伺います。

(4)、将来、海外から大勢の観光客が大型クルーザーを利用して来られることを考えれば、利便性を考慮して、若狭のバースから国際通りの安里まで路面電車LRTを導入してはどうかを伺うものであります。

国際通りの慢性的な渋滞を緩和するため、車乗り入れを制限し、観光客や買い物客が安全で安心、便利な交通手段として活用でき、国際通りや周辺の活性化につながると思うからであります。

(5)、美ら島沖縄大使をもっとふやして大いに活用すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

他府県では、150から200人以上を任命して行政との意見交換会や交流会などを持って、行政改革や観光振興、産業振興に大いに貢献しているようですが、我が県の状況はどうなっているか伺います。

答弁によって再質問をいたします。

○議長（喜納昌春君） ただいまの前島明男君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後1時に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時37分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

この際、申し上げます。

去る7月8日、元副議長崎浜盛永氏が逝去されました。

つきましては、崎浜氏の長逝に対しまして哀悼の意を表し、その御冥福をお祈りするため黙祷をささげたいと思います。

全員御起立願います。

黙祷。

〔全員起立 黙祷〕

○議長（喜納昌春君） 黙祷を終わります。

御着席願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時39分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前の前島明男君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 前島明男議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の政治姿勢の中で、中国、そして東南アジアとの関係についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

沖縄は、かつて中国、東南アジア諸国との間で活発な交流を展開するとともに、個性豊かな特徴のある文化を発展させてまいりました。沖縄の特性は、各国との交流と連携を深める取り組みの中で発揮されるものであります。

沖縄県といたしましては、経済、そして学術、さらには文化、スポーツ等さまざまな分野における交流拠点の形成を図り、沖縄の自立的かつ持続的発展につなげてまいりたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、企業誘致活動のトップセールスについての御質問にお答えをいたします。

沖縄県では、高付加価値の物づくり産業、クラウドサービスなどのＩＴ産業、そして全日空さんの貨物ハブを活用した国際物流産業などなど、人・物・技術・投資を呼び込む産業の集積を目指しております。そのため、私自身が先頭に立って企業誘致セミナーなどに務めております。さまざまな機会をまた活用して、トップセールスにこれからも努めてまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての中で、知事訪米についてお答えいたします。

米国政府や連邦議会等の関係機関に沖縄県の実情を伝え、理解と協力を求めることは、沖縄の基地問題の解決を進める上で重要であると考えております。

今年度の訪米については、沖縄の基地問題の解決に向けて米政府等へ効果的に訴えることができるよう、時期や活動内容等について検討してまいりたいと考えております。

次に、防災対策についての御質問の中で、大規模災害時の防災情報の周知方法についてお答えいたします。

地震・津波等の大規模災害が発生した場合には、

「沖縄県防災情報システム」及びＪアラートにより、これらの災害情報が瞬時に県内の市町村に対して伝達されることになっております。情報を受信した市町村においては、防災行政無線、コミュニティＦＭ放送、携帯メール等のさまざまな手段を活用し、直ちに管内の住民に対し伝達することとなります。さらに、これらを補完する手段として、本年度から災害情報配信システムの運用が開始されており、防災行政無線等の情報が届きにくい状況にある県民や観光客等に対しては、直接携帯メール及びスマートフォンアプリによる情報伝達を行うことが可能となっております。

また、県では、今年度から実施する沖縄県防災情報システム機能強化事業におきまして、エリアメール、ソーシャルメディア、エリアワンセグ等の多様な情報伝達手段を整備することにより、さらなる災害情報伝達体制の強化を図ってまいります。

次に、地域の防災教育についてお答えいたします。

防災教育については、県・市町村、学校、地域及び事業所等において、災害時における防災活動が円滑に実施できるように防災知識の普及啓発が図られております。

県におきましては、職員に地震災害等「職員行動マニュアル」を配布しているほか、新任職員を初め新たに課長級等になった職員を対象に災害時の初動体制や応急対策等についての研修を行っております。また、県の地域防災教育の取り組みとしましては、消防団員や女性防火クラブを消防学校の教育計画に組み入れて研修を行うとともに、自主防災組織等については「地域防災リーダー養成研修会」を実施し、防災の核となる人材育成及び自主防災組織結成の促進を図っております。

市町村におきましては、地域住民や自主防災組織を対象に「防災マップ」や「災害時行動マニュアル」等のチラシの配布、防災気象講演会や研修会の開催のほか、地域活動による自主研修や避難訓練等の支援を行っております。

学校では、児童の危険回避能力を高めるための教職員講習会の開催、児童生徒を対象に災害発生時の安全な行動の仕方を中心とした指導等が行われております。また、県教育庁では、各学校に地震・津波を想定しての避難訓練の実施を指示しており、本年度は「児童生徒等の安全確保対策防災危機管理マニュアル」の作成に着手しております。

事業所等においては、施設の防火管理者等が防災関係機関等が行う研修会に参加するとともに、防火計画の作成や同計画に基づく事業所内研修及び訓練が実施

されております。

県としましては、市町村、消防、教育機関等関係機関と連携し、防災教育に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、避難ルートの設定状況についてお答えいたします。

県におきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、全県統一的な津波避難体制づくりを促進するため、市町村の津波避難計画策定に必要な事項や留意点をまとめた「沖縄県津波避難策定指針」をことし3月に策定しております。これを踏まえ、市町村においては、避難の対象地域や安全な避難場所を設定し、住民と調整の上、避難ルートの設定を行っております。

県としましては、津波発生の際は直ちに安全な高台等に避難することが重要であることから、市町村におけるこれらの津波避難対策を支援するため、昨年11月には海拔表示デザインの公表、ことし3月には海拔高度マップを作成し、市町村に地図データを提供しております。今後とも市町村と連携し、避難対策の充実強化に努めてまいります。

次に、避難所の整備についてお答えいたします。

災害が発生した際の避難所の確保及び環境整備については、平時から取り組むべき課題と認識しております。このため、県におきましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、「沖縄県津波避難計画策定指針」の中で、市町村における避難所の確保、津波避難ビルの確保を促進しているところです。各市町村においては、同指針に基づき、地域の実情、地形等に応じた避難所の設定を行っており、那覇市や沖縄市においては、民間大型商業施設や民間高層マンション、県営住宅等を避難ビルとして指定しております。

県としましては、今後とも国や市町村と連携し、県民の安心につながる避難所の確保に努めてまいります。

次に、一括交付金の活用についての御質問の中で、大地震、大津波対策への活用についてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法の改正により、沖縄振興一括交付金活用の対象に「防災」の項目が盛り込まれたところであります。本年度は、防災関連事業として県防災情報システム機能強化事業、放射線防護服等資材整備事業等の9事業が交付決定済みであります。

島嶼県である本県の特性を踏まえ、今後とも国や市町村等関係機関と連携し、一括交付金を活用し、地震や津波などの防災対策の強化につながる事業の展開を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、消費税法の衆議院通過についてお答えいたします。

消費税は、他の税に比べ景気変動による影響を受けにくいことから、少子・高齢化がますます進展する中で国・県・市町村の安定財源の確保等のため、その役割は重要だと考えております。一方で、低所得者ほど重税感が増す逆進性の問題も指摘されているところであり、消費税及び地方消費税の改正に当たっては経済状況に留意しつつ、低所得者に配慮するための対策を十分に講ずる必要があると考えております。

現在、国会において「社会保障と税の一体改革」の関連法案が審議されているところでありますが、県としては、今後の国会における同法案の審議の状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、その他についての御質問の中で、税目ごとの税収アップの対策についての御質問にお答えいたします。

県税収入を増大させるための対策については、未収金の圧縮、産業振興による税源涵養、新税の創設等が考えられます。まず、県税の未収金については、平成20年度の約43億円から減少をしているものの、平成23年度決算でも約34億円の未収金があり、その大部分を占める個人県民税、自動車税及び不動産取得税等について自主納付の促進や納税環境の整備を図るとともに、滞納処分の強化が必要であると考えています。このため、納期内納付の広報活動やコンビニ収納等による納税機会の拡大のほか、市町村との連携を図るための徴収対策チーム、徴収困難事案の集中整理のための特別滞納整理班の設置など未収金圧縮のための対策を講じ、県税収入の確保に取り組んでいるところであります。

また、法人関係税については、税制の見直し効果があるものの、沖縄振興特別措置法に基づく産業振興策により、その税収は平成11年度で全国44番目であったものが、平成22年度では全国33位に上昇していることから、今後とも産業振興による税源涵養を図ることが重要であります。個人県民税や地方消費税についても、人口増に伴い地域の振興が図られることによって、これらの税源の涵養を図ることが重要であると考えております。

今後は、これまでの取り組みを引き続き実施するほか、新たな自主財源を確保する観点から新税の創設な

どについても取り組んでいく必要があると考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 知事の政治姿勢についての中、中国との文化経済交流の評価についてとの質問にお答えいたします。

本年は、沖縄県本土復帰40周年であると同時に、日中国交正常化40周年の節目の年でもあります。本県と中国との40年を振り返りますと、地域間交流として福建省とは平成9年に友好都市を結び、以来、相互訪問、交換留学生の派遣・受け入れなどを行ってまいりました。その福建省とは、友好締結15周年の記念事業として双方地域による記念式典を予定するほか、ことし9月には青少年による芸能団公演「次世代進貢船プロジェクト」を実施するなどさまざまな交流事業を行っていく所存であります。

文化交流につきましては、上海・北京などへの芸能団派遣や県立芸術大学と中国音楽学院との大学間交流の実施など幅広い交流が行われております。

次に、経済観光交流として、上海・北京からの定期便化を初めとした航空路線の充実、昨年の数次ビザの発給開始などにより中国人観光客が大幅に増加しております。また、県産品販路拡大、県内企業の中国進出及び中国企業誘致のための取り組みを行っており、ことし3月には北京事務所を開設し、本県の産業振興につながる活動を行っていく所存です。

近年の経済発展著しい中国については、まさに本県の振興にとって重要な国であると認識しており、40年にわたる文化、経済、人的交流に加え、今後ともさまざまな分野での交流を深め、本県と中国との友好交流のさらなる強化を図っていきたいと考えております。

次に、クルーズ船客の利便性の向上とLRTの導入についてとの質問にお答えいたします。

県においては、クルーズ船客の利便性の向上を図るため、寄港地の市町村と連携しながら、臨時の観光案内所や両替所の設置等を行っているところであります。また、沖縄型特定免税店制度においては、平成24年4月の沖縄振興特別措置法の改正により空路客だけでなく海路客の制度利用が可能となり、現在、那覇港湾内の引き渡し施設の設置に向けて関係機関と手続を進めているところであります。

御提案の区間のLRT導入につきましては、新たな公共交通システムの一環として、その可能性について所管部局と調整してまいりたいと考えております。

次に、美ら島沖縄大使の活用についてとの質問にお答えいたします。

美ら島沖縄大使は、沖縄のイメージアップを図ることを目的に、沖縄に深い愛着と関心を寄せ、本県にゆかりのある方を認証しております。現在、95名の大使が観光や文化などの各分野にわたって沖縄のイメージアップに多大な貢献をしております。今後も、議員御提案のとおりさらに多くの方々を認証すると同時に、復帰40周年の節目となる本年を契機に、広く沖縄の魅力を発信するよう努めてまいりたいと思います。

また、大使の活用につきましては、ことし制度の創設10年目を迎えることから、これまでの大使の活動状況を踏まえた上で制度の見直しを図り、それぞれの得意分野を生かしたPRの方法やその機会を設けることを改めて検討してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 子供支援についての御質問の中で、認可外保育施設入所児童の給食支援の拡充についてお答えいたします。

認可外保育施設への支援については、これまで保育所入所待機児童対策事業や新すこやか保育事業の拡充等を図りながら支援してきたところであります。

沖縄県としましては、平成24年度に沖縄振興特別推進交付金を活用した待機児童対策特別事業としてこれら2つの事業を統合し、運営費の支援や給食費対象日数等を拡充し、待機児童の解消と認可外保育施設の質の向上を一体的に取り組むこととしております。

次に、放課後児童クラブの保育料低減についてお答えいたします。

沖縄県は、全国に比べて国立・民営の放課後児童クラブが多く、公的施設活用の割合が低いことから、家賃の負担などのため保育料が全国より高くなっている状況にあります。平成24年度は、沖縄振興特別推進交付金を活用して公的施設の活用を促進することとしており、現在、活用可能な公的施設について実態調査を実施しているところであります。

今後は、この調査に基づき、実施主体である市町村に対し公的施設活用の計画を策定するよう働きかけてまいります。あわせて、公的施設へ移行する予定のクラブに対し家賃補助を行うことにより、利用料の低減を図ってまいります。

次に、児童虐待の現状と課題についてお答えいたします。

全国的に児童虐待件数が増加する中、県の児童相談

所が対応した児童虐待相談処理件数は、平成23年度が414件で、平成22年度の420件からわずかに減少しておりますが、高どまりの状況にあると考えております。

児童虐待については、発生の予防、相談・支援体制の強化、関係機関の役割分担と連携、県民への周知・広報等が課題であると認識しております。このため、県においては、市町村要保護児童対策地域協議会の設置促進、児童相談所の職員体制の強化、関係機関の連携を推進するとともに、県民に対し児童虐待の通告義務等について広報啓発の充実を図るなど児童虐待防止に取り組んでいるところです。

次に、高齢者対策についての御質問の中で、高齢者訪問支援活動推進事業の現状と課題についてお答えいたします。

高齢者訪問支援活動推進事業は、在宅高齢者に対する話し相手や日常生活上の援助などの訪問活動を行うボランティアリーダーの養成等を目的として実施しております。高齢者世帯が増加傾向にある中、訪問支援活動は、高齢者の安否確認や孤独感の解消、日常生活の援助に資するものとなっております。

県としましては、今後とも老人クラブ連合会と連携し、担い手の養成を含め訪問支援活動等の普及啓発の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域で支え合う体制づくりの現状と課題についてお答えいたします。

近年、高齢者世帯が増加し、さらに家族による介護も難しくなっていることから、地域における支え合い体制の構築が重要となっております。

県としましては、平成24年3月に策定した沖縄県高齢者保健福祉計画において、高齢者の地域での暮らしと自立を支えることを新たに基本施策として位置づけたところであり、市町村の支え合い体制づくりを支援してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の生活支援、家族介護支援体制の現状と課題についてお答えいたします。

高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続するためには、安定した介護サービスを提供するとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことが重要であると考えております。このため、市町村では、介護基盤を整備するとともに、介護の負担軽減を図る観点から、家族介護教室や介護用品支給などの家族介護支援事業等を行っているところであり、また、県においては、介護知識や介護技術の普及啓発に努めているところでもあります。

県としましては、今後とも円滑な事業実施に向けて必要な支援を行ってまいります。

次に、高齢者の虐待防止対策と現状についてお答えいたします。

高齢者虐待の件数は、平成23年度では138件となっており、前年度に比べ41件の減となっております。減少した要因としては、市町村地域包括支援センターの総合相談活動が充実し、虐待が発生する前段階での発見、支援が進んだことなどが考えられます。

県としましては、市町村における相談活動を支援するとともに、関係機関と連携し、高齢者虐待防止対策の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 子供支援についての御質問で、給食費の無償化についてお答えいたします。

学校給食法では、施設及び設備に要する経費や人件費等は設置者であります市町村が負担し、個々人へ還元される食材費等は保護者が負担することと定められております。なお、経済的に困窮している児童生徒につきましては、市町村において学校給食等の就学援助が行われております。

県教育委員会としましては、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通して市町村の就学援助の実態に応じた補助金の充実等の要請を国へ行ってまいります。

次に、一括交付金の活用についての御質問で、離島高校生の支援についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、沖縄振興特別推進交付金を活用した離島・僻地出身の高校生の寄宿舎の機能や小・中・高校生の交流の拠点としての機能をあわせ持つ複合施設の整備を計画しており、平成25年度の着工を目指し取り組んでいるところでございます。また、離島高校生の支援につきましては、支援のあり方を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 高齢者対策についての御質問の中の、シルバー人材センターの設置率の低さと今後の対策についてお答えいたします。

沖縄県においては、現在15市町村にシルバー人材センターが設置されておりますが、御指摘のとおり、その設置割合は全国平均を大きく下回っております。センターの設置については、法令に基づき国及び地方公共団体が運営費等の必要な援助をすることとなっておりますが、市町村の財政状況も逼迫していることから新たな設置が進まない状況にあります。

沖縄県としましては、シルバー事業は高齢者が長年培った知識や経験を社会に役立て、働くことを通して生きがいを感じてもらうとともに、年金支給年齢引き上げへの対応や高齢者・介護医療の財政負担の軽減にも寄与することから、今後もシルバー連合と連携し、未設置市町村に対しシルバー事業の理解を図り、設置を推進していきたいと考えております。

続きまして、一括交付金の活用についての中、一括交付金を太陽光発電の普及に活用することについてお答えいたします。

一般家庭における太陽光発電の普及に係る助成については、国の補助制度において既に実施されていること、また、一括交付金の適用対象外となる現金給付とみなされることから困難ではないかと考えております。

一方で、大規模太陽光発電の導入については、沖縄電力と連携し、スマートエネルギーアイランド基盤構築事業において系統への安定化対策等に一括交付金を活用しております。

島嶼地域でエネルギーの99.8%を化石燃料に依存する沖縄県においては、再生可能エネルギーの普及は喫緊の課題であります。現在、県は、太陽光発電など再生可能エネルギーの普及を促進するため、一般財源だけではなく、安定した多様な財源の確保について検討を行っているところであります。

続きまして、一括交付金を新エネルギー開発の調査費に活用することについてお答えいたします。

沖縄県は、多くの小規模離島から成る島嶼県であり、それぞれの離島や地域の特性を生かした風力発電、潮流発電などは、今後、有効活用が期待できるエネルギー源であります。このため、新エネルギーの開発のための調査については、離島や地域の特性を生かした沖縄の特殊性に起因する事業として一括交付金の活用が可能ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 高齢者対策についての御質問の中で、バリアフリー道路の計画策定が進まないことについてお答えいたします。

沖縄県においては、高齢者や障害者等人に優しいまちづくりに向けて、道路の歩道について段差の少ないセミフラットの構造で整備し、那覇市においても、バリアフリー新法によりモノレール駅周辺など道路施設を特定道路として指定し、バリアフリー化を推進しております。

そのような中、国土交通省において、全国の市町村を対象にバリアフリー基本構想の策定を通知しております。県内においては、基本構想の策定の実績はなく、今年度、宮古島市がそのための調査を実施する予定であります。これまでに策定が進まなかった主な理由として、財源の確保が必要であること、既にバリアフリー化が実施されていることなどであります。

今後とも、各市町村と連携してバリアフリー基本構想の策定を推進してまいります。

次に、パイプライン線等各道路工事のスピードアップについてお答えいたします。

道路整備事業は、用地取得に不測の時間を要するため事業期間が長期化することがあります。難航している用地の取得に当たっては、地元市町村の協力を得ながら交渉を進めるとともに、土地収用法に基づく手続を行い、事業進捗に努めているところであります。

パイプライン線につきましては、浦添市伊祖公園付近から宜野湾西原線までの延長約1.8キロメートルを幅員16メートルの街路事業として整備を行っており、平成27年度供用開始を目途に鋭意整備を推進しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） その他の御質問の中で、二輪車事故防止対策についてお答えいたします。

昨年中の県内における交通事故は6788件発生し、そのうち二輪車が関連する事故は1972件で、交通事故全体の約29.1%を占めております。また、全死者45名のうち16名、全体の約35.6%が二輪車乗車中であり、高い構成率となっております。特に年齢層別に見ますと、16歳から19歳までの二輪車乗車中の負傷者数が413人と大変多くなっております。

県警察といたしましては、二輪車事故防止のため、交通三悪等悪質・危険な交通違反の取り締まりや車線、停止線遵守の街頭指導、高校・大学や専門学校生に対する安全講話や白バイ隊員による二輪車実技指導等の交通安全教育、自動車学校等と連携した参加・体験・実践型の安全教育、テレビ・ラジオ等各種広報媒体を活用した広報活動などの各種対策を推進しているところであります。特に高校生に対する安全教育につきましては、昨年中107回、4万1762名に対して実施しており、本年5月末におきましても31回、5479人に対して実施をしております。

また、例年、夏場に二輪車事故が増加傾向にあることから、今月を二輪車マナーアップ強化月間として主

要幹線道路における交通指導取り締まりやチラシ配布、横断幕掲示等の広報啓発活動、関係機関・団体等と連携した交通安全教育等を強化しているところであります。

県警察といたしましては、引き続きこれらの取り組みを強化することにより二輪運転者のマナーアップを図り、交通事故の抑止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 前島明男君。

○前島 明男君 御答弁ありがとうございます。

今から約250年前に宮古、八重山を襲った明和の大津波、御存じかと思いますが、その津波で宮古、八重山それぞれ何名の人が命を落とされたのか、その辺からちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時17分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 済みません。この件につきましては、昨年10月に被害想定調査をやったところなのですが、ちょっと今数字を持ち合わせておりませんが、1万人規模の死者であったというふうに承知しております。

○議長（喜納昌春君） 前島明男君。

○前島 明男君 相当の方々が亡くなっておられます。この過去の約1500年の統計によりますと、大体250年に一度そういう大地震・大津波が起こると言われております。これはもう情報が十分でなかったためにそういうことになったんだろうというふうに理解しておりますが、さきの3・11東日本大震災の折に、情報が十分伝わらなくて亡くなった方がたくさんおられます。本県の防災計画の中でも、先ほどの公室長の答弁では、あらゆる手段を使って情報を発信したいと、携帯のメールですとか、あるいはスマートフォンとか。そういうことですので、新しく情報システムを発注する場合に、県内にも開発したすばらしい業者がおりますので、大企業だけではなくしてそういう小さい企業にもぜひチャンスを与えてほしいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 先ほど御答弁申し上げましたように、さまざまな情報伝達システムを複合的に組み合わせて、こういった災害時の情報伝達システムを構築する必要があると思っております、当然な

がら、これは大手の通信キャリアといったそういうインフラを活用することになります。しかし、きめの細かい情報伝達につきましては、今議員の御提案のように、県内にも高い技術を持った業者がいるというふうに承知しておりますので、そういう業者ともお話をしていきたいと思っております。

○前島 明男君 終わります。ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 皆さん、こんにちは。

午後のひととき、少し夢心地の世界もあるかもしれませんが、ただいま議長から御指名を得て質問を許されました宜野湾出身、新人の又吉清義です。

私は、市議会4期、14年間を務めさせていただきましたが、最後の3月定例会が与党になりまして、残りほぼ14年間は野党の質問のくせがあります。どうぞ皆さんまたその辺は厳しく追及する点もあるかと思いますが、これも沖縄県の発展また宜野湾市の発展を願う気持ちで質問をさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

では、議長からお許しがありましたので、一般質問通告してあるとおり順を追って質問に入らせていただきます。

1、米軍基地に係る諸課題の現状と、それに対する解決策に向けた取り組みについて。

(1)、今日までの時間的・経済的損失、弊害についてどのように把握し取り組んでおられるか伺いたい。

(2)、常に騒音に悩まれ、危険と隣り合わせを余儀なくされている9万余の市民の暮らしの心身の負担、経済的影響等についてどのように把握して取り組んでおられるか。

(3)、基地あるがゆえの都市計画構造については困難をきわめているがどのように把握しておられるか。

(4)、これまで67年間宜野湾市民の受けてきた屈辱、苦しみ、弊害、経済的損失等を勘案すると、宜野湾市民9万余の生命財産を守るためにも、解決するためにも、ぜひ宜野湾市と県が連携し、国への働きかけや県の支援など特別なそれなりの取り組み、行政整備はぜひ必要不可欠であると解するが、県の立場でその支援や取り組みに対してどのようなバックアップ体制等が可能か。

2、普天間飛行場への配備予定のM V 22オスプレイ、基地の固定化の断固阻止と危険性除去に向けた取り組みについて。

(1)、配備予定のM V 22オスプレイのこれまでの事故

原因の解明の情報と取り組みについて伺いたい。

(2)、安全性の確保が保障されない機種の配備についての県の考え方と取り組みについて。

(3)、町のだ真ん中に位置する世界一危険な基地の固定化は、宜野湾市民に限らず県民挙げて決して許されることではないと解するが。

(4)、日米両政府への危険性の除去、閉鎖・返還に向けた明確な取り組みはどのように進んでいるのか。

3 番目に、海軍病院を核とした医療整備の取り組み、経済活性化、健康日本一を目指した取り組みについて。

(1)、来年春までに開業予定の海軍病院の規模、医療技術についてはどのように把握しておられるか。また、経済活性化に向けた取り組みはどのような事柄が考えられるか。

(2)、北谷町に既存しているときの海軍病院の地域とのかかわり、インターン制度についてどのようなになっていたか。

(3)、市民・県民に開かれた医療整備に向け、海軍病院の高度技術を活用した支援体制等も可能か。

(4)、市民・県民の生命と健康を守り、日本一の健康都市をつくり上げ、開かれた医療整備に向け平和を発信できるアジア全体の医療に貢献できる医療構想の実現に向けた宜野湾市と県が連携した取り組みや支援対策などについて。

4、我が党の代表質問との関連について。

まず福祉行政について、(1)、待機児童解消を図るための保育所の増加、環境整備、保育士の確保と諸問題に関する取り組みについて。

(2)、保育所の預かる環境から、指導・育てる環境づくりも必要不可欠に変化したと解するが、現場の声やそれに対応する今後の取り組み、支援対策等について伺いたい。

次に、教育・文化の振興について。

(1)、観光客をふやすための取り組みについて。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 又吉清義議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、MV22オスプレイ等に係る御質問で、オスプレイの配備についてという御質問にお答えをいたします。

オスプレイは墜落事故が発生しており、県民が不安を抱いております。県としましては事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り配備には反対であります。涉外知事会や軍転協

でも配備見直しを要請したいと考えております。今後とも、さまざまな機会を活用して直接政府に対して配備反対を求めてまいります。

同じくMV22オスプレイに係る御質問の中で、普天間基地の固定化についての御質問に答弁をいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は、喫緊の課題であります。一日も早い移設・返還の実現が必要で、固定化は決してあってはならないこととございます。日米両政府は、辺野古か固定化ではなく、柔軟性を持って県外移設を追求すべきであります。引き続き、日米両政府に普天間飛行場の県外移設・早期返還を強く求めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地に係る諸課題の現状と、それに対する解決策に向けた取り組みについてお答えいたします。

米軍基地が県民生活に及ぼす影響については、日常的に発生する航空機騒音、油類流出や原野火災、米軍人等による犯罪など住民生活に直接かかわるものだけでなく、都市区における広大な土地の占有による社会経済への影響等多岐にわたることから、時間的、経済的損失として具体的に把握することは困難であります。

沖縄の基地問題は、国土の0.6%の面積に在日米軍専用施設の約74%が集中しているという過重な負担が主な原因であり、県としましては、米軍基地のさらなる整理縮小を求め、県民の過重な基地負担の軽減に取り組んでまいります。

次に、市民の暮らしへの影響についてお答えいたします。

普天間飛行場は市街地の中心部に位置しており、危険であるばかりでなく市街地の発展を制約し、市民生活に著しい影響を与えており、周辺住民の不安や騒音被害などを解消することは喫緊の課題であります。県としましては、日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け真摯に取り組むよう強く求めてまいります。また、移設するまでの間であれ、同飛行場の危険性除去及び騒音軽減についても早急な対策を講じるよう要請してまいります。

次に、オスプレイの事故原因についてお答えいたします。

オスプレイの開発段階の事故については、飛行制御

システムの配線間違い、潤滑油漏れ、VRSと呼ばれる降下速度超過、油圧配管の問題等が原因とされており、米軍は所要の対策をとったとしております。しかしながら、ことし4月のモロッコ、また6月のフロリダにおける墜落事故については、機体に機械的なふぐあいはなかったとしながらも、具体的な原因の説明が不十分であります。

県としましては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り当該配備には反対であり、去る6月19日には佐喜真宜野湾市長とともに、防衛大臣、外務大臣、民主党幹事長に対し配備見直しを要請したところです。

次に、MV22オスプレイ等についての御質問の中で、普天間飛行場の危険性除去・閉鎖・返還に向けた取り組みについてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。沖縄県としましては、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であり、他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。これまで全国知事会及び渉外知事会、総理大臣を初め関係閣僚との面談等、あらゆる機会を通じて普天間飛行場の県外移設及び早期返還を強く求めてきたところであり、去る7月1日にも森本防衛大臣に同様の趣旨を要請したところであります。

引き続き日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むよう、強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 米軍基地に係る諸課題の現状と解決策の御質問の中で、基地の都市計画及び都市構造への影響についてお答えいたします。

戦後、宜野湾市は市内の中央部分を米軍基地に占有されたことにより、生活環境、交通インフラなどさまざまな面でいびつな都市構造を余儀なくされております。具体的には、普天間飛行場の周りを密集した市街地が取り囲む不健全な都市構造、公共公益施設の分散による非効率な都市機能、迂回を余儀なくされる非効率な道路網、普天間飛行場を取り囲む非効率な上下水道施設、県平均の半分にも満たない都市公園面積の不足など、これらが基地があるがゆえの都市計画、都市構造の問題と認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 米軍基地に係る諸課題の現状と、それに対する解決策に向けた取り組みの中の、宜野湾市に対する県の支援についてお答えいたします。

宜野湾市の中央に位置する普天間飛行場の存在は、市のまちづくりや振興・発展の阻害要因となっており、宜野湾市が特別な支援制度及びそのあり方を検討する国・県・市の協議会を国に求めていることは県としても理解できるものであります。県は、沖縄全体の振興に影響を与える普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けて宜野湾市と共同で取り組んできており、その跡地利用と大きく関係する宜野湾市のまちづくりに関する支援制度を検討する協議会の設置についても、宜野湾市と連携してその実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 海軍病院を核とした医療整備の取り組み等についての御質問の中で、海軍病院の規模等についてお答えいたします。

海軍病院は、医療法など国内法の適用を受けない施設であることから、医師等の職員及び病院機能について、県では把握しておりません。また、県民への医療提供施設ではないことから、医療に係る県経済への影響を想定することは困難であります。

次に、海軍病院の地域とのかかわり等についてお答えいたします。

これまでの海軍病院と地域とのかかわりとしては、海軍病院に確認したところ、1991年からインターンシッププログラムを実施しており全国から日本人医師の研修受け入れを行っているとしております。

次に、海軍病院を活用した支援体制等についてお答えいたします。3の(3)と3の(4)は関連しますので一括でお答えします

海軍病院は、沖縄等に駐留する米軍関係者及びその家族のための医療施設であり、また、日本の医療法が適用されない施設であります。したがって、当該施設の活用や支援体制等についてコメントできる状況にはありません。

次に、我が党の代表質問に関連しての御質問の中で、待機児童対策についてお答えいたします。

待機児童対策としまして、認可外保育施設の認可化及び保育所の創設等を進めていくこととしております。一方で、認可化等に伴い、保育関係者からは、保

育士が不足しつつあり確保が困難となっているとの課題が提起されていることから、「待機児童対策特別事業」により、潜在保育士に対する研修会及び合同説明会を開催するなどして保育士の確保を支援してまいります。

沖縄県としましては、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の早い段階で、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図ってまいります。

次に、保育現場の声に対応した取り組みについてお答えいたします。

保育現場では以前に比べ発達障害児やいわゆる「気になる子」がふえている状況にあり、それに伴い、保育士の負担が高まっているとの報告を受けています。沖縄県としましては、発達障害者支援センター等において、巡回による専門的助言や研修会を実施し保育所を支援しております。また、保育所におけるきめ細やかなケアの観点から、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通じ、現行の保育士配置基準の改善を国に要望しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 我が党の代表質問に関連しての、観光客数増加に向けた取り組みについての質問にお答えいたします。

県においては第5次沖縄県観光振興基本計画を策定し、将来の入域観光客数1000万人、うち外国人観光客数200万人という目標達成に向けて、観光客に「まず1回来てもらおう」、「あと1泊してもらおう」、「もう1度来てもらおう」という3つの「1」を実現させるトリプルワン・プロジェクトを推進しております。

その中の1つのコンセプト、「4シーズン・オンシーズン沖縄」は、年間を通してオンシーズンの沖縄を演出する取り組みで、今あるインフラを十分に生かし平準化を図り、国内観光客の新たな需要を創造するため季節ごとにターゲットを特定したきめ細かなプロモーションを展開することとしております。加えて、修学旅行及びMICEの誘致に引き続き取り組むほか、これまで以上に離島観光を推進していくとともに、若年層を初めとする沖縄旅行未経験者の開拓などを行ってまいります。また、外国人観光客の拡大につきましては、大きな伸びが期待される中国を初めとする重点市場に加え、東南アジアや欧米等の新規市場も対象に、交通アクセスの拡充や沖縄観光の認知度向上などを図るプロモーションを展開いたします。これら施策を通じ、本県沖縄の持つ魅力を最大限に発揮して、国内外

に「感動体験型アイランド沖縄」の情報発信を行うことで、観光客数の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 大変ありがとうございます。

あともう少しだけ詳しく答弁していただきたいんですが、先ほどの米軍基地に係る諸問題の現状とそれに対する解決策に向けた取り組みということなんです。やはり実際、当宜野湾市に住んでいる住民からした場合、皆さん方からいろいろな今こういった課題があるということは十分わかったんですが、まだもっと把握していただきたいのがどういったことかといいますと、迂回路の問題そして騒音の問題ですね、心身的な問題等ですね。それ以外にもどういったものがあるかといいますと、例えば迂回をすることによって市民一人一人の時間的ロス以外にもやはり交通費がかかってしまう。そして同じ目的で行くところに、限られた地域に行くにしても、道が限られてしまってそこで交通渋滞等を招いてしまうと。そしてそれ以外にもどういったものがあるかといいますと、基地あるがゆえに防音工事を受けて電気料の補助金ももちろんいただいております。しかし、この小学校、中学校の防音工事の電気料というのは8時15分から3時20分までの時間帯の電気料なんですよ。これは何を申し上げているかと言いますと、3時20分で学校が終わるか授業が終わるかといいますと現実的にはそうではないわけです。やはり3時20分に授業が終わってもそこでホームルームがある、そしてまたミーティングがある。もう一度また学校に残って子供と先生方の授業があると。やはり各教室5時近くまで使っているのも事実でございます。しかし、その間の電気料の補助がないと。この年間持ち出しが小学校、中学校で大体どのくらいあるかといいますと、毎年小学校8校、中学校4校で大体600万以上あります。そういったのもずっとやはり宜野湾市としてはみずからの一般会計で持ち出さなくてはならないと、そういう問題があるということと、そして町のいびつな構造でやはり交通渋滞を宜野湾市330にしろ、部落内にしろ、かなり他市町村よりひどいかと思います。その理由は何かといいますと、国道330から国道58号、西海岸に抜ける道は残念なことに2本しかないんですよ。それ以外に迂回路が全くないと。そしてこれをもう少し町の構造を詳しく申し上げるならば、都市計画街路で沖縄国際大学から3—4—9号の真栄原佐真下線という道がありまして、これが本来ならば大謝名に抜けていかなければいけない道な

んですが、これが途中でどうしても航空路の進入路に引っかかってしまって迂回をしてこれ以上進めることができないと。これをそのまま真っすぐ素直に58号に進めることができれば、その分やはり道も非常にスムーズになると。そのような弊害もあるし、また同じく都市計画街路で喜友名の3—4—69号喜友名登又線というのがあるんですが、これもせっかく中城から伸びてきて喜友名まで来て、来たらそこでまた行き先がなくなってしまうという現状になったりしております。やはりそのようなことも皆さん、ぜひ宜野湾市と詰めていただいて確認をして、やはり基地があるゆえに宜野湾市の弊害、損害というんですか、そのようなマイナス面がいかにかいかに多いかをやはりぜひじかに調査をしていただきたいのですがいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 確かにかなりの渋滞やまた行きどまりの状況で、本当に市民生活に影響を及ぼしているということは十分認識しております。跡地開発の中でも検討している道路もありますが、まずは現状の中で暫定的にどうするかということも含めて詳細に調査をしてみたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 今のは経済的損失、そして都市構造におけるの弊害なんですが、次は経済的とは全く違って、せっかく防衛省予算で防災無線というものもあるわけですよ。しかしあるにもかかわらず、上大謝名にしるこの新城近辺でこういった現象が起きているかといいますと、常に飛行機、ヘリコプターそういう外来機が来るという現状でこういったことが起きるかといいますと、うるさいものですから窓を閉めないといけません。窓を閉めると、自治会からの防災無線の広報が正直言うともうシャットアウトでございます。ですから、そういったソフト面の整備もやはり他市町村と違う悩みが宜野湾市民にはあるんだということを、経済的以外にもそういったものをぜひ調べていただきたいなと。これは私も今回ゆっくり腰を据えて、例えば上大謝名・新城を見てびっくりしたんですが、この滑走路の延長線上というのは本当に私たちの想像をはるかに超えているなというのがわかりました。そしてやはりこの自治会の防災無線からの放送はほとんど無に等しいなと。大半の市民の方が窓を閉めないといけません。ですからそのおかげで、じゃまたどのようなことがあるかといいますと、常に窓を閉めるおかげで暑い、暑ければクーラーをかける、そしてクーラーの電気代はつかないと。その繰り返しでやはり先ほどの経済的損失も市民はじかに受けている。そしてなおかつ

何とかヘリコプターぐらいまでは窓を閉めることによって少ししのげるかなという感じがするのですが、外来機が来たら今の対策では無理ですね、とてもじゃないけれども。このうるささというのは、外来機のF18にしるファントムにしる、大きなギャラクシーが来るにしる、アトラスが来た場合、とてもじゃないけれども耐えられるものではないですね。家自体の窓が揺れるんですよ、そして音がじかに窓を通り越して来る恐ろしさというのは、これは味わったことがある人しか私はわからないと思います。やっぱりその点も経済以外にもそのようなソフト面もぜひ調査をして、やはり宜野湾市と連携してそういったのも調べていただきたいのですが、確認させていただきたいのですがいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 普天間飛行場周辺の住民の方の、今議員がおっしゃった苦しみ、あるいは基地被害といったものは私どももいろいろ答弁をしておりますが、私どもの想像する以上に大変なものであろうというふうに思います。この普天間飛行場は危険であり、かつさまざまな市民生活への影響ということで、早急な返還・移設が必要であるということで取り組んでいるわけでございます。具体的な今議員の御指摘のあった基地被害につきましては、県側もまだまだ把握が不十分なところもあるかと思っておりますので、軍転協でそういう機会を持っておりますから、軍転協等の機会を通じてしっかり宜野湾市とも話をお聞きして対応を練っていききたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから、再度企画部長にお尋ねいたしますけれども、これら現状をぜひ知っていただいて、やはり早急に、一日も早く県としても宜野湾市と相提携してこの対策をどうするべきであるのか。そして対策また協議会等をやはり一日も早く私は立ち上げていただきたいのですが、ただ立ち上げるというだけじゃなくて、一日も早い立ち上げをするんだというよい返事をいただきたいのですがいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 今、実は国のほうにおいては、「県都那覇市の振興に関する協議会」という協議会がございます。これは那覇軍港の跡利用などを含めた那覇市の振興をいかにするかという協議会なんですが、それが参考になるであろうというふうに私思っていたところです。ただ、今議員のおっしゃった実際に基地があるがゆえの被害、そういった実情も実際に訴えて、いかにすれば宜野湾市の振興が図れるかと

いうことを真摯に議論できるような協議会にしなければというふうに思っております。ぜひ早い段階で宜野湾市の要望がかなうような話し合いの場が持てるように、県としてもしっかり取り組みたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ぜひ、9万余の宜野湾市のためにもひとつまたぜひ努力していただきたいと思いますので、早急をお願いいたします。

あと知事に1つだけ確認をしたいと思えます。

8月5日ですか、県民大会も開かれる中で知事もやはりこのオスプレイの危険性、安全性が確認できない、そして原因究明もできない、そういった状態では知事も非常に大変なことだというのは私も察しております。県民大会について多くの方々から参加するのかわからないのかと、知事の態度をどうするかという追及もあるのですが、1つだけ確認したいのは、知事のスタンスとしてやはりオスプレイに関しては安全性が確認できない、そして事故原因もわからない、県民のこのような不安も払拭できないそういった現状がある中で、やはり宜野湾市民をないがしろにするわけではないのですが、ぜひとも毅然とした態度でオスプレイ配備反対と、その原因究明、不安の払拭については私は知事も大変だと思いますが、全力投球でそれは取り組んでいただくというふうな確約をいただきたい。ぜひ取り組んでいただきたいのですが、知事いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員のおっしゃるように、無論毅然とした態度で原因究明、そして安全性の証明、不安の払拭、これがきちっとできない限り配備は反対であるという点は全く変えないでしっかりやってまいりたいと思えますし、これは佐喜真市長さんと先日外務大臣、防衛大臣にお目にかかったときも、それと民主党の幹事長さんにお目にかかったときも、全く議員が今おっしゃったようなことでやってまいりました。変えるつもりは全くありません。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 基地問題、最後にあと1点ですが、先ほど申したように日米両政府の取り組みをどのようにするかという段階でぜひ知事みずから日米両政府への訪米を考えておられるようでしたら、やはり現地の佐喜真市長にも、私は日程が合えばぜひ地元からの声も吸い上げる意味でじかに市長とともに行って、ぜひ一緒にしっかりとスクラムを組んで私は訴えてもいいかと思えます。そのような取り組みも可能かと思いますが、お互い日程が合えばそれも可能であるかないか

です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 全く200%可能だし、一緒にやってまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 はい、わかりました。

余り時間ありませんので、済みません、代表質問の1点だけお伺いします。

2番の保育の預かる環境から指導・育てる環境づくりは必要不可欠だということなんですが、この中で皆さんとして、今保育所の中で私たち若い世代、そして子供たちの中で、本当に発達障害というのがじかにふえ始めてきて、やはりこれがこの保育園の現場、そしてこれがそのまま治らずに小学校に進級するという現象になっているものですから、皆さん県の方針としてもこの「おきなわ子ども・子育て応援プラン」で早期発見・早期治療というのがうたわれているんですよ。それについて事業というのが2006年度が11件でしたか、そしてその支援センターというのが2016年度までに1件という資料かと思うのですが、2016年度までにその取り組みというのは今取り組んでおるということですが、もう少し具体的に発達障害についての取り組みのあり方、どのように取り組んでおるのかももう少し具体的に説明していただきたいのですが。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後2時58分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 発達障害児の支援については早期発見・早期治療ということが重要であります。そういうことがありまして、市町村で乳幼児健診をするときのチェック体制ですね、そういった問診票の見直しなどを行ったり、あるいは見直し後の事後指導ということで事後教室、そういう実施をしてきています。また、支援の質の向上を図るという観点から、事後教室開催の連絡会を開催したりあるいは療育を含む保育プログラムの内容を充実したりして進めてきております。さらにその発達障害支援センターにサポートコーチを配置していますので、そういったサポートコーチが市町村の保育所などを巡回したり、あるいは研修会を開催したりということで支援を強化していております。こういったことを今後もさらに続けて市町村を支援していきたいというふうに考えています。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 今部長がおっしゃるように、本員もこれを見て取り組んでいることは十分理解しておりますが、ただ気になるのはやはり今までの取り組み方だけでよしいかなというのをちょっと思うのです。なぜかといいますと、やはりそのぐら子供たちの中でそのような障害が出る方々が毎年ふえていると。であるならば、支援体制のさらなる強化が私はぜひ必要かと思えます。そういった意味でぜひ再度やはりそれを見直して、今までの体制でいいのか、不足なのか、またどこが不足なのかをもっと現場まで入って私はやるべきかなと思います。なぜかと申し上げますと、この発達障害は訓練をすると治るんですよね。治らないものであれば大変かと思えますが、早ければ早いほど治るのが早いと言われております。その意味でやはりその辺も本当に今までの取り組みでいいのかどうなのかというのをもう一度精査していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） これまでの取り組みを見直したり、あるいは今後に向けて関係者等と連携をとりながらさらなる充実を図っていききたいというふうに考えています。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ぜひ、将来の子供たちのために、また沖縄県のためにもこれでいいのか精査をして、強化するところはうんと強化して頑張りたいと思います。

どうも大変ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

〔具志堅 透君登壇〕

○具志堅 透君 議長の発言の許可が出ましたので、一般質問を行います。

北部はヤンバルから参りました自由民主党の具志堅透でございます。与えられた任期の4年間、県勢発展のためしっかりと頑張りたいと思います。

知事初め行政当局には、これまで県民福祉の向上のため日夜御奮闘されていますことに心から敬意を表し、御苦労さまでございます。また、仲井眞知事におかれましては、沖縄県の自立型経済の構築に向けた第一歩である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の策定、沖縄振興一括交付金制度の導入など、仲井眞知事の県政運営に対し高く評価をするものでございます。ヤンバルが元気になれば沖縄県が元気になる。ヤンバルの振興なくして沖縄県の真の発展はないという考え方についても、知事と考えを共有しているものと思ってお

ります。今後の県勢発展はもちろんでありますが、ヤンバルの振興・発展を一番に考え、沖縄県の自立型経済の確立、県土の均衡ある発展にともに頑張りたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問に入りたいと思います。

まず1点目の、沖縄縦断鉄軌道の導入についてであります。

北部においては、これまで公共交通ネットワークの整備が行き届かないことが一つの要因で産業の振興がおくれ、人口の流出・減少、少子・高齢化が進行し、現在では限界集落の現象も起こっている状況にあります。また、人口が少ないことが原因で教育、医療・福祉の面でも格差が生じ、中南部への一極化が生まれているように思われてなりません。

鉄軌道の北部への導入は、このような北部地域の抱える産業振興、経済発展を誘発する効果があると考えます。人口が少ないから、費用対効果や採算性だけで北部への鉄軌道の導入を判断してはならないものと思います。一方で、私が確認した話では、名護までだと赤字の予測であるが、海洋博記念公園までなら黒字になりペイできるとの試算もあるようでございます。県土の均衡ある発展と県民の福祉の向上を目指すには、沖縄縦断鉄軌道の名護以北までの導入が必要不可欠であります。鉄軌道の導入について県の見解を伺います。

次に、2点目の赤土流出防止対策でございます。

沖縄県の豊かな自然、とりわけ青い海は県民の宝であります。沖縄県の観光振興、あるいは水産業の振興の面からも青い海、美ら海を守っていかなくてはなりません。今、北部の海は少しの雨で海水が赤く染まる現状にあります。本部町では、昨年、台風により赤水が原因で養殖マグロが1万頭以上もの大きな被害となっております。近海では魚が減少し、サンゴの死滅、貝類もほとんどとれなくなっております。観光振興の面からは、私のほうから言うまでもなく、美ら海としての景観、海水浴等の面からのイメージダウンははかり知れないものがあります。この赤土流出防止対策については、県も21世紀ビジョン基本計画で水辺環境の保全をうたい、平成24年度の重点政策の中で赤土流出防止対策事業、沖縄の自然環境保全に配慮した農業活性化支援事業等取り組むとしており、対策の重要性については県とも認識は共通していると思いますが、早急の取り組みが必要であります。県はどの程度把握し、その対策はどうなっているか、県の考えを伺います。

次に、3点目の本部港の整備についてであります。

伊江村側から見たときに、伊江村の玄関口はどこか

知っていますかと伊江村民から言われたことがあります。そして、どきっとさせられました。伊江村の入り口は、伊江港ではなく本部港ですよということでございます。伊江村が島の発展のためにどんなにいい企画をし、どんなにいい祭りを開催しても、本部港から人を運んでこなければ島の活性はありません。本部港に駐車場が少ない現状では、お客さんは来ない。伊江村の振興・発展に大きな支障を来します。

ことしのゆり祭りでは、本部町の協力で町有地、そして民間有地を提供していただき、台数にして役場のほうで120台、物流センターで150台、個人有地で100台、計370台の駐車場が確保され、お客様からの苦情もなく、何とか迷惑をかけずに済んだとのことですが、このままの状態を続けてはいけないうのであります。抜本的な整備が必要と思われます。

そこで伺います。

(1)、伊江村の観光振興の面からも、立体駐車場を含めた整然とした駐車場の整備が必要と思いますが、その整備ができないか伺います。

(2)、伊江村の荷さばき場——港のほうにあるんですが——は、現在、仮設テントで設置され、風雨にさらされた状態で荷物の搬入出が行われております。その整備ができないか伺います。

次に、4点目の本部港への東京・大阪定期航路の運航についてでございます。

1次産業の振興なくして北部の発展はありません。そのため、生産施設の整備、生産出荷及び販売体制の整備が必要でございます。すなわち、1次産業の方々の「入りを図り、出を制する」仕組みをつくり、1次産業の方々の懐を暖める、流した汗が報われる。そのため、ありとあらゆる政策を切れ目なく打ち続けることが必要でございます。台風対策、赤土流出防止対策等を十分に政策の中に織り込み、災害に強い農業、漁業、畜産業の生産システムの確立を図ることが重要と考えます。

そして、大消費地である東京を中心とする東京圏、大阪を中心とする大阪圏に本部港から新規航路を開設し、輸送コスト及び輸送のリードタイムを大幅に削減するとともに、品質を確保することによってブランド化をし、有利に販売するフレームをつくる。そのためには、本部港に東京・大阪航路を実現することが1次産業の振興・発展につながるものと確信をいたしております。

安心して物づくりができ、よりよい物流・流通システムを確立し、豊作貧乏、不作になったらなお貧乏という悪循環を断ち切って、流した汗が報われる好循環

システムを構築することが重要であります。さらには、中北部地域の観光振興の上からも、海路を利用した観光客の拡大も図られることだと思います。そのためにも、本部港に東京・大阪航路の運航のために試験的にも実証試験ができないかを伺います。

次に、5点目の県道84号線——いわゆる通称伊豆味線と称しておりますが——の道路整備についてでございます。

現在の県道84号線は、本部町役場を中心とした伊野波給油所前からホテルモトブリゾート付近において幅員が狭く、バリアフリー化もされていない。また、高校・中学・小学校の通学路にもなっており、地域住民や児童生徒が大変困っております。また、渡久地港から渡久地十字路周辺へ、渡久地の中心地へ観光客を導くプロムナードとして整備され、渡久地十字路周辺へ観光客の誘導ができつつあります。その利用にも不便を来している現状であります。

県道84号線は、国営海洋博記念公園へのアクセス道でもあり、大型バスなども多いことから、車両や歩行者の安全を確保するためにも早急な改良、歩道の拡幅整備、バリアフリー化が必要となっております。その整備ができないか、県の考えを伺います。

次に6点目、名護東道路の延伸について伺います。

本部町では、国営海洋博記念公園に世界最大の美ら海水族館が平成14年にオープンして以来、入館者数は増加の一途をたどり、北部地域への観光客の誘因の目玉となっております。また、本部半島は、国営海洋博記念公園を初め世界遺産登録された今帰仁城址など、今後の観光産業への波及効果が期待をされている地域であります。さらに、周辺離島、伊江村、伊是名村、伊平屋村は、恵まれた自然環境を生かしたレクリエーション機能と観光資源を有しております。一方、厳しい過疎化・高齢化の進展、既存産業の育成及び新たな産業の振興など地域を取り巻く課題は山積しております。

このような状況のもと、離島を結ぶ港を含めた広大な面積を有した本部半島地域では、地域高規格道路である名護東道路の延伸を図ることで、地域住民の生活福祉の向上や物流の迅速化・円滑化による観光産業を初めとする産業の振興を図る必要があります。過疎化の進行をとめ、若者の定住促進と広域活動の支援の推進と県土の均衡ある発展を図るため、名護東道路の本部半島国営海洋博記念公園までの延伸がぜひ必要であります。その整備ができないか伺います。

次に、7点目のプロ野球の東アジア選手権大会（仮称）の開催についてでございます。

沖縄県は、日本ハム球団が名護でキャンプを行って以来、今日では日本のプロ野球10球団のみならず、韓国プロ野球5球団や大学野球のキャンプ地として定着し、その経済効果は、民間研究所調べによると、実に86億4800万円となっております。沖縄県の観光振興に大きく貢献していることは御案内のとおりでございます。沖縄県がキャンプ地として知名度のアップを図り、さらに定着するために、プロ野球の国別対抗で東アジア選手権大会（仮称）を誘致し、開催できないか伺いいたします。

8点目の、伊是名・伊平屋両村における島間の公共交通（海路・空路・島間架橋）の整備について伺いいたします。

伊是名・伊平屋村は、これまで農漁業を中心とした地域振興を推進し、一定の成果をおさめてまいりました。しかし、産業や教育、医療・福祉など、離島という地理的要因による格差は依然として大きく、なお一層の定住環境の整備が求められております。そのためには、陸路・海路・空路の公共交通ネットワークの確立は最優先課題であります。

沖縄本島との格差を是正し、離島がゆえのハンディキャップを克服し、地域振興を図っていくために、船舶の一元化や空路及び両島を結ぶ架橋は不可欠であります。特に、架橋はその中枢をなすものであり、その実現によって両村の産業の振興、とりわけ観光産業の振興に大きな期待が寄せられております。また、両村の合併はもとより、財政負担も大幅に軽減改善され、村民サービスの強化が図られます。

そこでお伺いいたします。

(1)、両村民が夢のかけ橋として望んでいる伊是名・伊平屋架橋（仮称）の実現に向け調査をする考えはありませんかお伺いいたします。

(2)、伊平屋における空港建設については以前から要望が強く、県としても前向きに検討していると思うが、その進捗状況についてお伺いいたします。

以上、質問をいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 具志堅透議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、県道84号線の道路整備に係る御質問の中で、84号線の整備についての御質問に答弁をいたします。

本道路は、海洋博公園へのアクセス道路として重要な路線であります。このうち、本部町役場前の約1.5キロメートルの区間につきまして車両や歩行者の安全

を確保するため、平成25年度からの新規事業として本部町と連携をし、拡幅整備に取り組んでまいります。

次に、名護東道路の延伸についての御質問にお答えいたします。

名護東道路は、ことし3月に大北から世富慶の区間が暫定2車線で開通し、名護市内の渋滞緩和に大きく寄与いたしております。

名護市大北から本部半島への延伸道路につきましては、その必要性を認識しているところであります。今後の交通動向や土地利用の状況等を踏まえ、無論国と連携をしつつ、前向きに検討してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 沖縄縦断鉄軌道についてお答えいたします。

県は、県土の均衡ある発展を支える観点から、沖縄本島を縦断し、速達性・定時性の機能を備えた鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入が必要であると考えております。

今回の国の調査では、モデルケースとして日常交通需要は少ないものの沖縄美ら海水族館等の観光需要の高いポテンシャルを踏まえ、本部町までを含めて検討がなされております。その結果は、膨大な事業費や厳しい事業採算性などの予測結果が示されましたが、一方で、アクセス利便性の向上や移動時間の短縮による来訪者数の増加などの整備効果も示されております。

名護以北を含めた導入区間につきましては、国が実施する「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム導入課題検討に向けた基礎調査」の結果を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 赤土対策についての御質問の中で、赤土汚染の状況把握及び対策状況についてお答えいたします。

赤土などの流出対策については、平成21年度から平成23年度にかけて、全県的な赤土等の堆積状況の調査を110海域において実施しております。沖縄本島北部地域では、48海域について調査した結果、本部町渡久地港地先海域、東村平良湾北海域などにおいて明らかに人為的な影響と思われる赤土等の堆積が見られてお

ります。

現在、県では、「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」の策定を進めており、同計画において重点地域を定め、陸域からの具体的な赤土等の流出削減目標量を設定することとしております。今後は——平成25年度からを目指しておりますけれども——同計画を踏まえ、農林水産部等関係機関との連携のもと、北部地域においても農地や開発事業からの赤土等流出防止対策を総合的・効果的に実施し、赤土等流出量のさらなる削減を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 本部港の整備についての御質問の中で、本部港の北側駐車場の整備についてお答えいたします。

本部港ターミナル北側の港湾施設用地等は、伊江島の住民や観光客の駐車場として利用されている実態があります。駐車車両の増加に伴い臨港道路等への無断駐車も増加しており、港湾管理上の問題となっております。

立体を含む駐車場の整備については、整備手法や整備後の管理運営の課題等があり、伊江村及び本部町と調整し、今後検討していく考えであります。

同じく本部港の整備で、本部港の荷さばき地における上屋の整備についてお答えいたします。

本部港ターミナル北側の荷さばき地に港湾利用者が設置した仮設テントがありますが、荒天時には風雨にさらされ、利用に支障を来している状況があります。

荷さばき地の上屋の整備については、必要性は認識しているものの、整備手法や整備後の管理運営の課題等があり、伊江村及び本部町と調整し、今後検討していく考えであります。

次に、伊是名・伊平屋両村間の公共交通の整備についての御質問の中で、伊是名・伊平屋架橋の調査についてお答えいたします。

伊是名・伊平屋架橋については、昨年度に整備の可能性について調査を実施したところであります。その結果、将来、交通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な建設財源の確保など解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。

次に、同じく伊是名・伊平屋両村間の公共交通の整備についてで、伊平屋空港の進捗状況についてお答えいたします。

伊平屋空港の整備については、環境影響評価書に対する知事意見の中で「埋立回避」の意見が出されたことから、現在、陸域内で空港を設置するため、滑走路長の縮小など基本計画の見直しを行っているところであります。それに伴い、需要予測、事業費及び費用対効果等についても見直す必要が生じております。

県としては、基本計画の見直しを早期に行い、伊平屋村と伊是名村の了解を得た上で環境影響評価書の補正を行う考えであります。

なお、新規事業化に当たっては、航空会社の就航意向取り付けや需要喚起策が重要なことから、「伊平屋空港協議会」や関係機関と協議し、早期に事業着手できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 本部港への東京・大阪定期航路の運航についての、北部地域の農林水産物の流通体制の確立についての御質問にお答えします。

北部地域の農林水産物の振興を図るため流通体制の確立は重要であります。農林水産物の流通体制の確立については、輸送手段やコスト、出荷先など流通状況を把握の上、課題等の整理、改善方策の検討が必要と考えております。そのため、県としましては、生産品目や生産量の把握、出荷体制や流通経路の把握、輸送手段やコストの検討などの調査を行い、本部港物流センターを中心とした農林水産物等の集荷体制の構築、新たに整備された冷凍冷蔵施設の利用拡大、グリーンツーリズム等の推進、他産業との連携などについて、市町村、出荷団体等と連携し検討してまいります。

また、東京・大阪への試験的運航については、整理すべき多くの課題があり、それらの課題を整理した後、市町村、関係団体と連携をして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 東アジア選手権大会（プロ野球）の開催についての質問の中の、プロ野球東アジア選手権の開催についての御質問にお答えいたします。

東アジアにおけるプロ野球の大会は、2005年より日本、韓国、台湾、中国の各プロリーグの優勝チームが争うアジアシリーズが行われております。同大会は、第1回から第4回まで日本で開催されたものの、2009年と2010年は開催が中止となり、昨年より台湾で再開

され、ことしは韓国で開催されるとの報道があります。

県としましては、同大会のようなプロ野球の国際大会を実施するに当たっては収支が大きな課題となっていると聞いていることから、引き続き情報収集を行って誘致の可能性を検証していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 答弁ありがとうございます。

2点目の赤土流出防止対策なんですけど、先ほどの答弁、あるいはいろいろ見ましてもその手だてというんですか、県もそれは非常に打っていると思うんですよ。しかし、その効果がなかなかあらわれてこないのが現状。当然承知もしていると思うんですが、一度汚染された海はなかなかもとには戻らないというのも一つのネックになっていると思うんですが、その重点施策にある防止対策事業等について少し説明してもらえませんか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 先ほど重点的に監視をしていくということで、本部の海域のお話をしました。今年度ですべての詳細調査を終えまして、例えば、その上流にどういうふうな赤土の発生源があるか、それはどういう特徴を持っていて、どういうふうな対策を講じればうまく対応できるか、そういったところまで調査を実施しております。当然土木関係の開発事業であったり、それから農地などであったりさまざまな事例がありますので、そういったところを関係部局と調整をしながらしっかり排出源の対策をとると。それから、海域はモニタリング調査をしながら堆積状況をしっかりまた把握していくとそういうことをやっていると考えております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 その啓蒙活動というんですか、そういうところがなかなか住民に認識されていない。薄いというんですか、そういったことがあると思うので、その辺は県がこういう対策をやっていく上で、その場所場所の町村とのかかわり、もっとその辺とのかかわりも深めながら注意喚起というんですか、そういうことをやっていったほうがいいんじゃないかなと。各市町村の役割もあるんだと思う。しかし、ここに関してはなかなか財政面の問題だとか、ことしに関して言うと、本部町では一括交付金の制度を活用してモニタリングがスタートした状況なんですよ。ですから、その辺との連携も図りながら地域の声を上げるということが、このことに関しては非常に重要だと思っています

ので、県からの強いメッセージを送って、例えばキャンペーンでも張って、年に2度、3度そういう日を設けてやる考えはないのかなと、そう思うんですがどうですか、そのことに関して。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 赤土流出については、やっぱり住民みずからが危機意識を持たないといけないということがあります。当然市町村との連携もそうですけども、例えば地域の集落単位、河川の流域協議会みたいなそういったところとも連携をしながら、実は一括交付金なども利用して、その地域の皆さんが活動できるような、額的には大きいものにはなりませんけれども一緒に行動するというような事業も想定をしていますので、ぜひそういうものを利用しながら、地域ごとにさまざまな対応を考えていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 各市町村との連携というのは、地域を巻き込むために県が直接というよりは地域の公共団体のほうが易しいんじゃないかという意味で言っています。ぜひともそのことに対しては早急な対応が必要だと思しますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後4時1分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

砂川利勝君。

〔砂川利勝君登壇〕

○砂川 利勝君 こんにちは。質問に入る前に所見を述べさせていただきます。

沖縄戦終結から67回目の慰霊の日を終え、平和に対する気持ちを新たにした6月23日には石垣島ではウミンチュの祭典ハーリーが勇壮にとり行われ、ハーリー鐘に合わせるように梅雨も明けました。また、本年6月は任期満了に伴う県議会議員選挙がとり行われ、石垣市区から自民党公認として初当選させていただき、この場に登壇することができたことに対して責任の重さをひしひしと感じているところであります。

さて、県議選においては「八重山元気島づくり」をキャッチフレーズに、「元気で豊かな住みよい美ら島、八重山づくりの推進」などの5つの目標と「自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島」など5つの目指す八重山の将来像、「八重山ブランドづくり・農林水産業の振興」など8つの「元気島づくり」151項目のプロ

ジェクトを掲げて、有権者の審判を受け初当選を果たすことができました。八重山の地域代表として有権者の負託を受け、地域の発展、沖縄県の発展に微力ながら貢献することができれば幸いです。県政与党の立場から八重山郡民の声を県政に届け、「元気な島づくり」を推進してまいりたいと決意を新たにしております。

初めての県議会一般質問ではありますが、八重山郡民の負託を受けた地域代表として151項目のプロジェクトの推進に向け、仲井眞知事を初め関係部局長の明快なる御答弁を期待して質問に入らせていただきます。

1 点目、離島振興について。

(1)、離島格差是正に向けた県の取り組みについて。

沖縄のガソリン税に係る軽減措置として復帰特別措置法に基づき揮発に係る税について1リットル当たり7円の軽減措置が講じられております。この軽減措置を前提に、石油価格調整税として1リットル当たり1.5円を徴収し、県内離島への石油製品の輸送費補助事業を実施しております。このことが離島格差是正に向けた県の取り組みであります。離島のガソリンは沖縄本島と比べても20円から30円も高く、輸送費補助事業による恩恵が実感として感じられないのであります。

そこでお伺いいたします。

ア、沖縄のガソリン税に係る軽減措置について。

このことは、沖縄本島と離島のガソリン価格が同一になるように輸送費を補助することが主な趣旨であり、目的であると思われますが、その趣旨・目的についてわかりやすく御説明願います。

イ、離島への石油輸送費補助の実績について。

石油輸送補助費の実績について、どのような仕組みでどのように支払われ、どのように活用され格差是正に生かされているのかを具体的に御説明願います。

ウ、県内のガソリン価格と輸送費補助のかかわりの実態について。

さて、価格是正に向けた輸送費補助事業が実施されているものの、県内のガソリン価格は本島と離島では大きな格差があり、冒頭でも述べたように30円も高くなっています。この実態については県はどのように把握しているのか、このような実態が適正なのかについてもお示し願います。また、実態として沖縄本島と離島で格差是正があるガソリン価格についてどのようにすれば格差是正をなくすことができるのか、具体的な対策について御答弁を願います。このことは今回の県議選挙において多くの郡民が不満を示している問題で

あることを御理解願いまして、県当局の誠意ある明確な御答弁を期待し、質問とさせていただきます。

2、農業行政について

(1)、県内農業に大打撃を与える T P P 参加について。

環太平洋戦略的経済連携協定いわゆる T P P 参加について反対の立場から質問させていただきます。

T P P 参加は農業だけでなく各産業にかかわり、多くの問題を含んでおりますが、農業にかかわる者として今回は農業を中心に上げます。このことについては仲井眞知事も反対を表明していることから、国に対して強力に反対運動を展開していくためにも改めて T P P 参加反対を明らかにしてほしいと願っております。

(2)、口蹄疫対策について。

畜産業の振興・発展の阻害要因となる口蹄疫侵入防止は、畜産業界だけではなく、観光業を含めた官民一体となった取り組みが必要であります。さらには全産業を網羅した対策が求められ、ボーダーレス時代において近隣諸国の中国や台湾などからの観光客が訪れる県内でその対策は不可避な取り組みであります。

そこでお伺いいたします。

1 点目は、口蹄疫侵入防止対策の徹底についてどのような対策を講じているのか具体的な説明を願います。

2 点目に、念には念を入れ、緊張感を持った継続した取り組みや検証が必要と思われますが、今後の取り組みと検証結果について御説明願います。

3、医療行政について。

(1)、県立八重山病院の独立行政法人化について。

県立八重山病院は、御承知のとおり八重山地域の中核病院であり、海を隔てた地域においてなくてはならない重要な総合病院であります。そのことだけでも赤字経営の県立八重山病院を独立行政法人化することは、医師の確保を初め高度医療の充実など、病院経営に支障を来すものであることは目に見えております。幸いにも仲井眞知事は県立八重山病院の独立行政法人化について明確な姿勢を示してはいないと受けとめておりますが、八重山郡民代表として県立八重山病院の独立行政法人化には断固反対という立場を明らかにし、この場で仲井眞知事の考え方をお示し願いたいと存じます。

(2)、県立八重山病院の早期改築移転について。

さて、老朽化に伴う県立八重山病院の早期改築移転は、郡民の悲願であります。県当局は病院の経営改善に努めつつ、将来の病院のあり方や地元自治体との連携等について検討していく必要があります。具体的なスケ

ジュールは検討していないとの見解を示しておりますが、これまで何度も早期改築移転を訴えてきているにもかかわらず、一向にスケジュールさえも決まっていないということでもあります。お隣の県立宮古病院は来年完成予定となっている中で、仲井眞知事はできるだけ早目にできるよう頑張りたいとしておりますが、何ら具体的なスケジュールを初め動きが目に見えてきません。仲井眞知事は県立宮古病院の後は県立八重山病院という順位づけを示しておりますが、いま一度伺いいたします。

県立八重山病院の早期改築移転についての御見解をお示し願いたいと存じます。

4、観光行政について。

(1)、石垣島ゴルフ場建設について。

日本の奥座敷として自然環境に恵まれ、日本最南端の自然文化都市・石垣市は観光立市として観光客誘致に取り組んでおります。しかしながら観光客誘致の受け皿としてリゾート地に必要なゴルフ場がありません。御承知のとおり新石垣空港建設のため、石垣島の唯一の本格的なゴルフ場が空港建設地として滑走路の下に埋もれ、石垣島にはゴルフ場がなくなってからは観光客も激減し、観光業界からは「ゴルフ場がなくなってから観光客がお隣の宮古島に流れている」との指摘もあり、早急なゴルフ場建設が切望されています。

これまで民間企業がゴルフ場建設を打ち上げ期待を集めてきましたが、いまだに着工のめどは立っておらず、行政主導によるゴルフ場建設についても一向に進展する気配也没有ありません。県当局は民間のゴルフ場建設計画について、開発行為に伴う個別法などの課題を整理して企業に伝え、市当局との間で調整が行われているところであり、県としてはさらなる積極的な支援が必要であります。

そこでお伺いいたします。

2月定例議会でも取り上げられ、県は積極的に支援する姿勢を示しておりますが、その後の進捗状況と、今後の支援体制について改めて御説明願いたいと存じます。

5、尖閣諸島について。

(1)、排他的経済水域確保の取り組みについて。

尖閣諸島は日本固有の領土であり、石垣市の行政区域であることは国際的にも明らかであり、仲井眞知事も御承知のとおり周辺海域は豊かな漁場であり、海底資源の宝庫と言われ、排他的経済水域を確保する取り組みは重要であります。現在、海上保安庁の巡視船が日夜、警備活動を展開し排他的経済水域の確保はなされておりますが、中国が領有権を主張し排他的経済水

域に侵入しトラブルを起こしていることも御承知のとおりであります。

そこでお伺いいたします。

排他的経済水域を確保するため、海上保安庁に対して警備強化のために巡視船の増強などさらなる取り組みを求める必要があると思われますが、仲井眞知事の御見解をお伺いいたします。

(2)、定住支援について。

尖閣諸島の実効支配は日本国民が定住することであることは間違いないことでもあります。尖閣諸島がいまだに領有権で外交問題となっているのは無人島であることに事の発端があります。尖閣諸島の魚釣島には明治時代にかつおぶし工場があり多くの人々が定住し、かつおぶしなどを製造していたことは歴史が明らかにしており、国民が定住することで明確に領有権を主張することができるものと考えております。

そこでお伺いいたします。

尖閣諸島の魚釣島に住民が定住できるようにするためにはどのようにすることが望ましいのか、仲井眞知事のお考えをお示し願いたいと存じます。

(3)、漁港の整備及び灯台の建設、気象観測所や通信網の整備について。

定住支援策と関連しますが、現在尖閣諸島には漁港もなく、漁船が悪天候のために避難しようにも島に近づくことさえもままならない状況であり、せっかくの好漁場でありながら、漁民は安全性を憂慮して尖閣諸島周辺での漁労を避けているのが実情であります。さらには、しっかりとした灯台もなく気象観測所もないことから詳細にわたる天候を知ることができず、漁民からは気象観測所及び通信網の整備が求められています。

そこでお伺いいたします。

県として行政区域の石垣市と連携して、国に対して漁港か避難港及び灯台の建設、気象観測所や通信網の整備について積極的に要望していくお考えはないのか、御答弁を願います。

次に、我が党の代表質問に関連して、自由民主党・新垣哲司議員の代表質問、離島・過疎地域の振興についての我が党関連で、離島住民等交通コスト負担軽減事業の対象であります航空路について御質問いたします。

石垣―波照間航路の貨客船運休問題であります。同フェリーが運休していることで波照間島への燃料輸送が停滞しており、軽油やガソリンの給油制限が解消されていないのが実態であります。このため、日常生活にも影響が出ているほか、農家はトラクターを使

用したくても給油が制限されているため、作業を行うことができずお手上げ状態となっております。県では波照間海運所有のフェリーをリース方式で確保することで調整しておりますが、いずれにしても早急な対応が求められています。

そこでお伺いいたします。

(1)、航路事業者及び竹富町と連携して対応するとしているが、今後の見通し及びいつごろをめどに運航再開を検討しているか具体的な御説明を願います。

次に、ＪＴＡの石垣―与那国路線の廃止問題についてお伺いいたします。

日本トランスオーシャン航空は、採算路線の見直しとして石垣―与那国路線について廃止を検討していることが明らかとなっております。石垣―与那国路線は廃止されることで住民に不利益を与えるばかりでなく、観光客の減少や農林水産物の輸送に大きな影響を与えるのは必至であります。カジキ漁を営む漁民からは、路線が廃止されることでカジキの輸送ができなくなり、鮮度を保つことができないとして地域経済に大きな影響が懸念されています。ＪＴＡはもともと離島の翼として県民の足となるべく路線の確保は重要であります。また、県は株主として、離島切り捨ての方針には断固反対すべきであります。

そこでお伺いいたします。

(1)、ＪＴＡの石垣―与那国路線廃止についてどのような御見解をお持ちなのか、また今後の対応についてお考えをお示し願いたいと存じます。

あと１点、農林水産物物流条件不利性解消事業の中の、カジキ・マグロの輸送補助についての当局の考え方を説明願いたいと思います。

以上、質問を申し上げます。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 砂川利勝議員の御質問に答弁をいたします。

まず離島振興についての御質問の中で、沖縄のガソリン税に係る軽減措置についての御質問にお答えをいたします。

沖縄県におきましては、復帰特別措置に基づく軽減措置により他府県に比べ、１リットル当たり７円軽減されております。このうち1.5円は、沖縄県が石油価格調整税を課税しております。したがって、実質１リットル当たり5.5円の軽減措置となっております。こうした軽減措置により、沖縄本島のガソリン価格はここ３年間の平均値で見ますと全国と比較いたしまして約４円安くなっており、軽減措置の効果があらわれて

おります。

次に、農業行政に係る御質問の中で、ＴＰＰへの参加についての御質問にお答えをいたします。

ＴＰＰは、原則全品目で関税撤廃が前提であり、特に国内農業へ重大な影響を与えるおそれがあります。沖縄県といたしましては、政府から国民への情報提供が少ないなど全国から訴えられてきた懸念が払拭されておられません。また、十分な農業対策等が明示されていないことなどから、ＴＰＰに参加しないよう国に対し今後とも強く求めていく所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 離島振興についての御質問の中の、石油製品輸送等補助事業の実績についてお答えいたします。

県は、復帰特別措置法に基づく揮発油税等の軽減措置を活用し、沖縄本島から県内離島へ輸送される揮発油、灯油、軽油及びＡ重油について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者及び輸送業者等の当該輸送等に要する経費に対し補助する石油製品輸送等補助事業を実施しております。平成23年度の補助実績は、補助対象経費とほぼ同額の約８億1000万円となっております。本補助事業の実施により、石油製品価格の安定と円滑な供給が図られることによって、離島における住民生活と経済活動の安定に一定の効果があると考えております。

次に、県内ガソリン価格と補助事業とのかかわりについてお答えいたします。

石油製品輸送等補助事業においては、各補助事業者から石油製品の小売価格について報告を受けております。当該報告等に基づき平成23年度における沖縄本島と離島のガソリン１リットル当たりの平均小売価格を比較すると、沖縄本島の144円に対し、離島は164円となっており、離島が20円高くなっております。このような価格差が生じる要因としては、補助事業者に対する聞き取り等の結果から、離島においては販売数量が少ないことから売り上げ総利益率を高く設定せざるを得ないこと、洗車などの油外収入が少ないことからコストを石油製品価格に転嫁せざるを得ないこと、仕入れは海上輸送に依存し不安定なため一定量の貯蔵施設の整備が必要となり設備投資負担が大きいことなどがあると聞いております。しかしながら、本島・離島間の石油製品の価格差について、どのような要因でどの程度の価格差が生じているのか定量的には把握できて

おりません。このため今年度において、石油製品販売事業者の経営実態調査を実施し、価格差の発生要因を定量的に分析するとともに、価格差を縮小するための方策を検討することとしております。

次に、尖閣諸島に係る御質問の中の、定住支援についてお答えいたします。

国においては、沖縄振興特別措置法及び同法施行令に基づく指定離島として、39の有人離島のほか、無人島についても畜産業、水産業、農業等が営まれ、または観光レクリエーションの場として、有人離島と一体的に振興開発を図る必要があると認められる島として15の無人離島を指定しております。

尖閣諸島については、現在このような状況にないことから、指定離島に指定されておらず、沖縄振興特別措置法及び同法に基づき県が策定した「沖縄21世紀ビジョン基本計画」等において、離島振興施策を講じる対象とはなっておりません。また、政府において現在、尖閣諸島への立ち入りを認めていないことから、同諸島に対する定住支援につきましては、まずは国の同諸島に関する動向を踏まえ、適切に対応する必要があるものと考えております。

我が党の代表質問との関連についての御質問の中の、「JTAの路線体系変更への対応について」お答えいたします。

県は、7月3日に与那国―石垣路線のJTAからRACへの移管に関する情報を得て、JTAに対し路線体系変更案に関する経過と詳しい説明を求めたところであります。JTAによると、構造改革の一環としてジェット機の保有機材を16機から12機体制へ段階的に減少させる経営計画を策定し、グループが一体となって路線網を極力維持・存続させるための方策として提案したとの説明がありました。県としては、離島地域における航空路線の維持確保は、住民生活の不利性の解消という観点のみならず、主要産業である農林水産業を初めとする各種産業の発展を図る上でも重要であると認識しております。今後、地元の意向を踏まえ、産業振興の視点を含め離島航空路線の確保・維持が図られるよう、航空事業者に対し働きかけていきたいと考えています。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 農業行政についての、八重山における口蹄疫対策についての御質問にお答えします。

県内の口蹄疫防疫対策としては、空港・港における

靴底消毒などの水際防疫、法に基づく衛生管理遵守のための農家立入指導、万が一発生した場合に備えた防疫実働演習の開催などを実施しております。特に、台湾からのチャーター便やクルーズ船が増加している八重山地域においては、国や関係機関と連携して取り組む「八重山地域口蹄疫防疫バイオセキュリティプラン」を策定し、防疫対策を強化しております。具体的には、空港・港での侵入防止キャンペーンの実施、旅行代理店・ホテル等を対象とした説明会の開催、ダイレクトメールによる全農家への文書の送付などの対策を実施しております。また、国は家畜伝染病予防法に基づき、去る4月に石垣港を、来年3月に新石垣空港を指定港に認定し、国の家畜防疫官の配置による監視体制を強化することとしております。

県としましては、今後とも引き続き国や地域と連携して口蹄疫などの家畜伝染病の侵入防止に万全を期してまいります。

次に、尖閣諸島についての御質問の中の、排他的経済水域確保の取り組みについての質問にお答えします。

尖閣諸島周辺海域は、カツオ・マグロ類やマチ類などの好漁場の一つとなっております。このため尖閣諸島周辺の漁場の確保は、県民等への水産物の安定供給と水産業の発展にとって重要なものであります。近年、尖閣諸島周辺海域において、外国漁船の操業が多く確認されておりますが、漁業者は漁場の確保と安全操業に強い不安を抱いております。

県としましては、尖閣諸島周辺の排他的経済水域において、本県の漁業が妨げられるようなことがあってはならないとの考えから、国に対し取り締まりの強化を要請するなど漁業の安全確保について適切に対応してまいります。

次に、同じく尖閣諸島についての中、尖閣諸島の漁港整備等についての御質問にお答えします。

尖閣諸島の漁港整備については、国境遠隔離島にあること、高度な建設技術を要すること、また、経済的な面からも多額の費用がかかること、以上のことから国が対応すべきものと考えております。また、灯台の建設、気象観測所や通信網の整備については、海上保安庁及び気象庁の管轄と認識しております。

県としましては、国に対し漁港等の建設も含め引き続き県内漁船の安全操業の確保を要望してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 医療行政についての御質問の中で、県立八重山病院の独立行政法人化についてお答えいたします。

県立病院の経営形態については、「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づき、「経営再建計画」に沿った経営全般にわたる改革の取り組みを検証した上で総合的に判断することとしております。

なお、どのような経営形態であっても県立病院の果たすべき役割である離島・僻地医療、救急医療等地域において必要とされる医療を提供する体制は堅持することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 医療行政についての御質問の中で、県立八重山病院の早期改築移転についてお答えいたします。

病院事業局では、八重山病院の建てかえに向けて、病院の経営改善に努めつつ、将来の病院のあり方や救急医療における地元自治体との連携、役割分担など一括交付金の活用も含めて検討していく必要があると考えております。また、地元においては病院のあり方に関する協議の場の設置に向けた動きがあることから、病院事業局としましては、その動向を注視しつつ病院のあり方等に関する協議、コンセンサスの形成にかわりながら、建てかえに向けた準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光行政についての、石垣島ゴルフ場建設についてとの質問にお答えいたします。

八重山地域においては、来年3月に新石垣空港の供用開始を控えており、議員御指摘のとおり魅力ある観光地づくりを一層推進していく必要があると考えております。石垣市においてゴルフ場等観光資源の充実を図ることは、八重山地域の観光のみならず沖縄観光全体の発展に資するものと考えております。平成23年9月には、開発許可の本申請に先立って、開発予定の企業からゴルフ場建設を目的とした「基本計画審査申請書」が石垣市を經由して県土木建築部に提出され、県関係部局と企業との間で開発行為に伴う許可申請に向けた事前調整が行われ、関係法令等に基づき開発に係る問題点等が指摘されていると聞いております。石垣市では「石垣市ゴルフ場開発計画関連庁内連絡会議」

を設置して、当該開発行為に対し指導助言を行っており、県としましても、地元の意向を踏まえながら開発に係る調整が円滑に進むよう関連部局・関係諸団体との連携を図りながらこれからも支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 それでは、再質問を順を追ってさせていただきます。

先ほど企画部長からお話がありましたが、補助しているからそれなりに下がっていますよという答弁でありました。今まで昭和47年から平成23年度まで幾らの補助金が出されているのか答弁してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時37分休憩

午後4時37分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 申しわけございません。今ちょっと手元に47年からの数字がないものですから、後ほど提供させていただいてよろしいでしょうか。申しわけございません。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 262億円ですね、これまでの間やられています。わかっていてちょっと聞いたんですけれども。まさにこれだけの金額が投入されてきたと、そういった中で先ほど部長から販売数量が少ないとかいろいろありました。ただそれは小さな離島県においては私はそうだと思っています。宮古・石垣については私はそうじゃないんじゃないかなというふうに理解しています。なぜならば、本来それなりの数量が動いているんですよね。宮古・石垣についての数量がわかっているのであればちょっと答弁してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時39分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 失礼いたしました。石垣が6万2800キロリットルです。宮古島が4万9536キロリットルでございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 いろいろ前に調べたときにはかなりの数量があって、多分それなりの利益が確保されていたと思うんですよね。それで262億円の補助を受けながら、そしてまたこの差額の中でしっかりと私は利益

を得られていると思っています。それで離島の中の離島の地域、それに対しては確かにタンクが小さいとかいろいろな問題があるんですね。そこで税金がありますよね、昨年の税金9億9000万、そして交付した額が8億1000万と。約1億8000万ぐらいの差額が出ていますよね、差額が出ているんです、この数字を見たらですね。小さな離島に対しての補てんをこのお金で例えばタンクをつくってあげるとかささまざまな整備をすれば、小さな離島もそれなりの恩典が受けられると思うんですね。税金はありますので、それが使えればです、使える方向であるのであれば、その税金を使ってそういう対策ができないかちょっとお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、若干差額が出ております。それを活用して今のタンクの補てんなどできないかということですが、そういったことも含めまして先ほど御説明いたしました定量的に調査を行って、この価格差がなかなか埋まらない理由をしっかりと把握した上で今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 あと1点、揮発油税はこれまで5年間だったんですね。それが3年になった理由、わかっていれば答弁してください。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 今回議員の御提案の趣旨にもちょっと関連するんですけれども、こういった形で補てんしていてもなかなか離島と本島との格差が埋まっていないと。これを十分に検証する必要があるんだというような意見がこの法律の制定の審議の後出まして、3年に縮んだと。この3年の間にしっかりと検証するようにというような話だと理解しています。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 しっかり検証して、やはり経済の源は燃料ですので、その燃料を負担軽減できればというふうに思います。しっかり努力していただければと思います。

次に移ります。

八重山病院の建てかえについて、これは再三再四、今までいろいろな地元選出の議員が質問してきたと思います。具体的なスケジュールについて御答弁を願いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

議員も御存じのとおり、八重山病院は昭和55年4月に建築されてもう築32年が経過しております。そして施設や設備の老朽化が進んでおるということは推測されるような状況でありまして、今後は施設や設備の老朽度調査、これを行いながら建てかえに向けた作業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 作業ですから、私はスケジュールが大体いつごろまでにという数字が聞きたいんです。答弁願います。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

現在のところはまだ明確な日時というのはお答えできませんけれども、できるだけ早くやっていきたいというふうには考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 知事に伺いたいと思います。知事の見解を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 県立病院が全体として経営が大変難しいという状況の中で、3年かけて従来より約30億円プラスして一般会計から繰り入れをして八十数億入れて、一応経理的にまず一回健全にしたわけですね、いろんな形で。あとはこれが長期的に離島の県立病院もちゃんとやっていけるかどうかも含めて、こういう県がお金を出してやるべき事業が未来永劫ちゃんとやっていけるかどうか、しっかりまずこの秋には評価委員会がありますから、きちっとそれを評価をしてこれまでのこの改善の中身を、これなら何とかやっていけるというあれが出てきましたら、おっしゃるような例えば次は大きな病院として石垣の八重山病院がやっぱり次は建てかえ時期に来ております。ですから、この秋口の評価委員会の評価を踏まえて、まず県立のままでいけるのかいけいいのか。むしろ独法化したほうがいいのかいけいいのか、これは議会の中で議論がずっと続いておりますが、ここら辺に見通しと結論を出して、その上で次にお金のかかる石垣を含む病院のありようというのがきちっと出てくるというふうに私は考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 前向きな答弁と私は受けとめました。しっかり建てかえをお願いしたいというふうに思います。

最後に、今までも尖閣諸島、一連の報道があります。これについての知事の見解を求めたいと思います。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 4 時 47 分休憩

午後 4 時 49 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 尖閣諸島につきましては、無論基本的な私の姿勢は国と一緒にです。つまりこれは日本固有の領土で石垣の地番を持っている島であると、そして領土問題はないというのが国の公式の考え方で、私もその立場をとっております。そういう中で東京都がこの島を領有、買う、所有する、譲り受ける。そしてそういう中で今度は国が所有するという話が出てきて、これはマスコミ情報でしか我々もよくわかりません。ですが、これはどちらが持ったほうがいいかは私もよく意見を聞き判断をしたことはありませんが、ただ、今まず当面必要なことはあそこの漁業者、それからあそこで操業する漁船、そういうものの安全操業が確実にできること、そして領海侵犯については直ちにそれを処理といいますかきちんに対応できることというのを海上保安庁に再三にわたって私も要請をしまいいりました。ですからそれを確保するということと、それから国がきちんとして管理をしているわけですね。ですから、そういう状態を国がきちんとして続けていくほうが安定感があるというふうには私は考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 最後に、代表質問に関連して質問した与那国の問題ですけれども、ぜひともこれは農林水産物が運べなくなったら大変なことになりますので、ＪＴＡとしっかり話し合ってください。

以上で質問を終わります。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣 良俊君 こんにちは。

お疲れかと思うんですが、あと 2 人でありますので、最後までおつき合いをお願いしたいと思います。

では、通告に従いまして一般質問を行います。

1、離島・過疎地域の振興について。

(1)、住民生活基盤の整備について。

ア、粟国港の整備について。

那覇—粟国間を一日一往復するフェリー粟国は、平成 21 年実績で 55 日間欠航し、さらに港湾内のうねりで 11 日間の繰り上げ出航が起きております。他の離島航路が軒並み 90% 以上の運航率であるにもかかわらず、粟国村の運航率が 85% 前後と低迷している要因は、強

い南風に対応できない港湾にあると言わざるを得ません。フェリーの出入港の安全性の確保と粟国村の振興・発展並びに住民生活の上からも早急に整備すべきであるが、県の考えを伺いたい。

イ、粟国空港の拡張整備について。

粟国空港の定期便が運休してから 3 力年がたちました。定期便の再開には空港の拡張整備が必要であることは認識しておりまして、多くの村民が早期の空港拡張整備の実現を望んでおります。現在どういう状況にあるのか、県の取り組みについて伺いたい。

ウ、渡名喜村漁港の第 2 沖防波堤の現状復旧工事について。

昨年 5 月の台風 2 号で被害を受けた第 2 沖防波堤は大きく傾いた状況にあり、早急に復旧工事に着手しないと漁船及びフェリーの出入港の安全性の確保が難しくなると思うが、対応策について伺いたい。

エ、小規模離島への生活物資の輸送コストは割高の状況にあるが、離島住民の生活コストの軽減を図ることは住民の経済的負担の軽減はもちろん、若者の定住にもつながるものと思われます。生活物資の輸送費について、沖縄振興一括交付金で支援することはできないか伺いたい。

オ、平成 22 年度、23 年度に社会実験事業として実施された小規模離島の航空路利用活性化事業は、自治体や住民から大変喜ばれています。平成 24 年 4 月 1 日からスタートした沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業については、離島振興と定住条件の改善を図るためにも重要な制度であります。航路の場合、事業の対象者が離島住民と出身高校生になっているが、元住民と観光客にも軽減を実施する考えはないか伺いたい。

また、久米島町の場合、航空路の対象者が住民だけになっているが、出身高校生、観光客にも広げる考えはないか伺いたい。

カ、北大東村においては、昭和 47 年から農業基盤整備事業を導入し、区画整理及び畑かん施設については一定のめどがついてきたところである。基盤整備のめどが立ち、そして南大東漁港北大東地区が平成 26 年度に完成の予定であります。県として、今後どのような事業で村の振興・発展に取り組んでいくのか、企画部、農林水産部、そして土木建築部に伺いたい。

2、農業振興について。

(1)、沖縄型農業共済制度推進事業について。

沖縄は台風等による農業被害が多く、過去 20 年間の年平均農産被害額が 22 億 2000 万円と言われている。農業共済制度は、農業者の掛金負担を無理なく誘導し、安定的な保険母集団を確保するため、共済掛金の一部

を国が負担しているが、国庫負担割合は全国一律となっており、本県では共済掛金率の高さから農業者の共済掛金負担が重く、共済加入率は低迷しており、災害発生時に農業共済制度の機能が発揮できない。今回、課題解決を図るために沖縄振興一括交付金で沖縄型農業共済制度推進事業がスタートすることになるが、事業の取り組みについて伺いたい。

(2)、農業就業者支援について。

沖縄振興一括交付金を活用した沖縄県新規就農一貫支援事業で新規就業者を支援し、農業の担い手の育成と定着を図る計画がされているが、事業の概要について伺いたい。

(3)、イモゾウムシ等根絶防除事業について。

2001年度から久米島町で実施している芋類などの特殊病害虫のイモゾウムシ等根絶防除事業で、アリモドキゾウムシの最終確認調査が始まるが、10年余をかけて根絶させた県の努力に敬意を表したいと思います。最終確認調査の期限と方法について伺いたい。また、イモゾウムシの根絶に向けての取り組みがどうなっているか伺いたい。

(4)、沖縄食肉価格安定等特別対策事業について。

平成2年度に牛肉輸入自由化対策として、財団法人沖縄県畜産振興公社に造成してあった基金105億円は、沖縄県の立ちおくれた食肉生産基盤の飛躍的な改善を図るため積み立てた基金であります。平成27年度までに基金を取り崩して事業を実施することになるが、次のことについて伺いたい。

ア、肉用牛、養豚、食鶏が基金の対象であるが、内訳はどうなっているか伺いたい。

イ、特に施設が老朽化しており改築等の整備に費用がかかるが、重点的に施設整備を図る考えはないか伺いたい。

3、土木建築行政について。

(1)、那覇広域都市計画区域について。

ア、沖縄県では7つの都市計画区域があるが、市街化区域、市街化調整区域と区域区分の線引きがされているのは那覇広域都市計画区域だけです。区域区分を設定している理由は何か伺いたい。

イ、那覇広域都市計画区域は、5市5町2村が範囲の都市計画区域である。当該区域は、那覇市を中心にして線引きがされているが、他の市町村では区域区分の設定で開発に影響が出ている。区域区分をなくし、未線引き都市計画区域にする考えはないか伺いたい。

ウ、都市計画法においては、市街化区域、市街化調整区域の制度を担保する措置として、あるいは宅地造成に一定の水準を確保するための手段として、これら

の区域において行われる開発行為を知事の認可に係らしめ、区域区分に応じた基準に基づき許可または不許可にするという「開発許可制度」が規定されている。区域区分されていない未線引き都市計画区域の開発行為についてはどうなのか伺いたい。

(2)、県道東風平豊見城線の早期整備について。

県道東風平豊見城線は、八重瀬町友寄から豊見城市豊崎を結ぶ9.2キロメートルの幹線道路であります。当該道路は、八重瀬町及び南城市と那覇市、豊見城市を結ぶ産業振興や地域間の交流には欠かせない重要な路線であります。上田交差点から八重瀬町までの4.5キロメートルの整備の取り組みについて伺いたい。

4、文化観光スポーツ行政について。

(1)、沖縄県指定無形文化財（空手・古武術）保持者の選定について。

ア、平成9年8月に第1期の保持者3名、平成12年9月に第2期の保持者6名の先生方が選定されました。沖縄空手界の発展を考えたとき、第3期の保持者の選定を早期にすべきだと思うが、県の考えを伺いたい。

イ、保持者の選定については選定条件があると思うが、保持者の選定がおくれている理由について伺いたい。

(2)、空手道会館（仮称）の建設について。

沖縄伝統空手を独自の文化遺産として保存・継承・発展させるとともに、「空手の発祥地沖縄」を国内外に発信する拠点として整備することを基本としているが、建設場所、施設規模等はどうなっているか伺いたい。

5、我が党の代表質問との関連について。

新垣哲司県議の代表質問の中の、T P P（環太平洋経済連携協定）についてであります。関連して質問をしたいと思います。

まず最初に、T P P交渉参加において、本県の農林水産業への影響が懸念されるが、具体的にはどのような品目で影響が懸念されるのか伺いたい。また、その影響はどのくらいか伺いたい。

次に、T P P交渉参加について、本県地域経済、とりわけ農林水産業への影響が大きいと思うが、本県での取り組み状況はどうなっているか伺いたい。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣良俊議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、離島・過疎地域の振興についての中で、

渡名喜漁港の災害復旧工事についての御質問にお答えいたします。

渡名喜漁港の第2沖防波堤の災害復旧工事につきましては、平成24年2月に着手し、10月の完成に向けて鋭意工事を進めているところであります。

次に、農業振興に係る御質問の中で、沖縄型農業共済制度推進事業の取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県は、台風等の災害が多く共済掛金率が高いことから、共済加入率は低くなっております。そのため、沖縄振興一括交付金を活用しました沖縄型農業共済制度推進事業によりまして、農業資材の購入費の助成等を実施することといたしております。これにより農家の負担が軽減され、加入率の改善と農家経営の安定が図られるものと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、粟国港のフェリー運航の安全性確保についてお答えいたします。

粟国港は、強い南風の影響を受けやすく、フェリー運航率が約85%と低いことは認識しております。そのため、県では、港内静穏度検討のための波浪観測調査等を平成23年度から実施しております。今年度も引き続き調査を行い、次年度には、その結果を踏まえて安全性確保に向けた対策案の策定に取り組んでいきたいと考えております。

同じく粟国空港拡張整備の取り組み状況についてお答えいたします。

粟国空港については、平成21年6月に定期便が運休し、現在、チャーター便による運航が行われております。安定的な定期路線の再開には機材の大型化に対応した滑走路の拡張整備が必要であると考え、拡張の必要性や施設計画の妥当性についてパブリックインボルブメントを実施いたしました。現在、環境への負荷低減やコスト縮減を考慮して基本設計を実施しているところであります。

県としては、新規事業化に当たっては、航空会社の就航意向取り付けや需要喚起策が重要なことから、粟国空港協議会や関係機関と協議し、早期に事業着手できるように取り組んでいきたいと考えております。

同じく北大東村の振興・発展に向けた土木建築部所管事業についてお答えいたします。

土木建築部では、現在、北大東港江崎地区の岸壁の

整備を推進するとともに、村道3号線や村営南第2団地の整備を支援しているところであります。今後とも、離島振興に向けて北大東村と連携の上、港湾、空港、道路、公営住宅など離島における定住条件の整備に取り組んでまいります。

次に、土木建築行政についての御質問の中で、那覇広域都市計画区域が区域区分を設定している理由についてお答えいたします。

那覇広域都市計画区域は、昭和47年4月に都市計画決定され、昭和49年8月に市街化区域と市街化調整区域の区域区分を行っています。当時、区域区分を定める必要がある都市計画区域について都市計画法施行令附則第4条に定めがあり、人口10万人以上の市の区域が対象となっていたため那覇市が該当し、一体的な都市計画区域として那覇広域都市計画区域だけが指定されたものであります。

同じく未線引き都市計画区域にすることについてお答えいたします。

那覇広域都市計画区域は、人口や都市機能が最も集積し、今後も人口増加が見込まれております。当該区域は、効率的な行政運営の推進、公共交通や徒歩で暮らせるまちづくりといった高齢化社会に対応したコンパクトな都市構造の維持とともに、郊外に残される緑地や農地などの自然環境との共生・調和を図っていくことが重要であります。このため、県としては、今後も区域区分を継続する考えであります。

同じく未線引き都市計画区域における開発行為についてお答えいたします。

区域区分が定められていない都市計画区域において行う開発行為で、その規模が3000平方メートル以上のものは、原則として県知事の許可が必要であり、許可に必要な技術基準は市街化区域及び市街化調整区域と同一であります。なお、市街化区域においては1000平方メートル以上の開発行為が許可対象となっており、同様に当該技術基準に適合する必要があります。

また、市街化を抑制すべき市街化調整区域において開発行為を行う場合は、原則的に面積にかかわらず知事の許可が必要となり、当該技術基準に適合するほか、計画的な市街化を図る上で支障がない等の開発行為のみ例外的に立地が認められることとなります。

同じく東風平豊見城線の上田交差点から八重瀬町までの整備についてお答えいたします。

県道東風平豊見城線9.2キロメートルのうち、上田交差点から豊崎までの4.7キロメートルについては、平成10年度から事業に着手し、平成28年度の供用を目指し鋭意整備を推進しているところであります。

残りの上田交差点から八重瀬町までの4.5キロメートルの整備については、現在、概略設計を実施しており、八重瀬町及び豊見城市と連携して最適ルート案を選定し、事業化に向けて取り組む考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、生活物資の輸送費に対する支援についてお答えいたします。

沖縄県の離島は広大な海域に点在し小規模離島も多いことから、沖縄本島と比較して生活必需品の価格が割高な状況にあります。このため、県においては、沖縄振興交付金を活用し、平成24年度から離島生活コスト低減実証事業を実施することとしております。本事業は、小規模離島を中心とする県内離島へ輸送される食料品等の生活必需品について、沖縄本島から離島までの輸送経費及び卸売業者の販売経費の一部を補助することで生活必需品の価格を引き下げることにより、定住条件の整備を図るものであります。

次に、離島住民交通コスト負担軽減事業の拡充についての御質問にお答えいたします。

本事業については、離島住民の船賃及び航空運賃を低減することにより、住みなれた島で暮らし続けることができるよう離島の定住条件を整備することを目的としております。まず、航空路については、平成22年10月から平成24年3月末まで実施した社会実験の結果などを踏まえて事業化しております。同社会実験は、当初、中核病院及び高等学校のない南北両大東、粟国、多良間、与那国の5つの小規模離島の住民及び島外からの交流人口を対象に検討しておりました。しかしながら、久米島については病院の診療科目や高等学校の学科が少なく、通院や通学上の事情から沖縄本島への移動を余儀なくされることが多いと見込まれたことから、久米島路線の離島住民のみを対象とした経緯がございます。こうした経緯から、久米島の航空路に交流人口を含めることについては、今後の事業の実施状況などを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、航路については24の航路を対象路線とするとともに、定住条件の整備という本事業の趣旨を踏まえ、生活航路としてより利用頻度が高く、経済的負担が大きい離島住民及び出身高校生を対象としております。航路に交流人口を含めることにつきましては、旅行等で利用する場合は航空路と比べ運賃が低廉であり、負担感が少ないと考えられることなどから、今後、安定的かつ継続的な事業実施の観点も含めて検討する必要

があると考えております。

次に、北大東村の振興についてお答えいたします。

北大東村は、沖縄本島から遠隔の地にあり人口規模も小さいことから、割高な交通・生活コストが住民生活を圧迫しているほか、教育、医療等の基礎的生活条件が不十分であるなどの課題を抱えております。このような北大東村の状況を踏まえ、航路及び航空路の運賃低減を図る沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業や離島航路の代船建造を支援する離島航路運航安定化支援事業、生活必需品の価格低減を図る離島生活コスト低減実証事業に取り組むとともに、高校進学に伴う経済的負担の軽減を図る離島児童・生徒支援センター（仮称）整備調査事業や専門医による巡回診療等を支援する専門医派遣巡回診療及び遠隔医療支援事業などにより定住条件の整備に取り組んでまいります。また、沖縄離島戦略的情報発信支援事業により県外での知名度の向上を図るほか、離島特産品等マーケティング支援事業により特産品等の販売を促進し、総合的なマーケティング支援の強化に取り組むなど、地域の特色を生かした産業の振興に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、北大東村の振興についての御質問にお答えします。

北大東村においては、昭和47年から農業基盤整備事業を導入し、区画整理及び畑かん施設については平成23年度末で要整備面積の約90％が採択されております。一定のめどがついたところであります。

今後は、農業所得向上のために、基幹作物であるさとうきびの反収増加やカボチャなどの輪作体系の確立が求められています。そのためには、作物の生育に大きな影響を及ぼす土づくりが重要であります。北大東島の土壌は強酸性で作物の生産性向上の大きな妨げになっています。

県においては、持続性があり有効な土層改良の対策として酸度矯正、有機質資材投入等の一体的整備を検討しており、沖縄振興公共投資交付金の導入に向けて地元の合意形成を進めているところであります。今後、地元の合意形成などの条件整備を図り、事業導入に取り組んでまいります。

次に、農業振興についての、沖縄県新規就農一貫支援事業についての御質問にお答えします。

沖縄県新規就農一貫支援事業は、経営感覚にすぐれた担い手の育成確保を図ることを目的に、就農希望者

に対し就農相談から就農定着までの一貫した支援を行う事業であります。具体的な支援内容については、農業大学校の機能強化や市町村等の研修農場の整備、新規就農者に対する農業機械や施設整備等の初期投資支援、新規就農者に対する農産物加工機器の整備等6次産業化支援、市町村等へ新規就農コーディネーターの配置による就農相談体制の充実、農地確保に対する支援などを実施することとしております。

県としましては、当該事業の実施により、毎年300名程度の新規就農者の育成確保に努めてまいります。

同じくアリモドキゾウムシの駆除確認調査の期限等についての御質問にお答えします。

久米島のアリモドキゾウムシは、平成23年10月以降は野生虫が確認されておらず、平成24年6月4日に、県から那覇植物防疫事務所に対し防除効果確認調査報告書を提出したところであります。これを受けて、国による駆除確認調査が6月18日から10月26日までの期間で実施されております。調査では、アリモドキゾウムシの寄生するノアサガオやカンショ等を採用し、幼虫やさなぎの確認とフェロモントラップによる野生虫の有無を調査します。10月26日までの期間に野生虫の発生がないことを確認した後、那覇植物防疫事務所から駆除確認調査終了報告が農林水産省に提出されます。その後、公聴会等を経て、本年度中の植物防疫法施行規則の改正手続を見込んでおります。

また、イモゾウムシについては、平成14年度から根絶に向けた防除を実施しております。現在、有効な誘引剤がなく広域の防除には至っておりませんが、防除効果の高い薬剤が新たに登録されるなど、今後は効率的な防除技術の確立を進めるとともに防除実施地域を拡大していく予定にしております。

同じく肉用牛、養豚、食鶏の内訳及び重点的に行う施設整備についてお答えします。2の(4)のアと2の(4)のイは関連しますので一括してお答えします。

沖縄食肉価格安定等特別対策事業は、財団法人沖縄県畜産振興公社に造成されている105億円の基金を取り崩し、本県の食肉生産基盤の飛躍的な改善を図る目的で、平成23年度から27年度までの5年間実施することとしております。事業における畜種ごとの予算内訳につきましては、おおむね肉用牛50%、養豚40%、食鶏と流通対策で10%となっております。事業の実施に当たっては、緊急性や必要性なども考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

また、重点的に行う施設整備については、老朽化が著しい離島の食肉センターの整備、飼料代軽減につながる牛専用飼料製造施設の整備、悪臭対策や生産性向

上につながるウインドレス豚舎等の整備などとなっております。

県としましては、市町村など地元の意向を踏まえ、本事業が効果的に実施されるよう関係機関等と連携し取り組んでまいります。

次に、我が党の代表質問との関連についての中で、ＴＰＰ交渉参加における県内農林水産業の影響と県の対応についての御質問にお答えします。

ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）は、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となることから、県内の農業に大きな影響が出るのが懸念されております。本県においても、さとうきび、パイナップル、肉用牛、水産物などで影響が出るのが懸念されており、その影響額について一定の条件のもとに試算したところ、直接影響額が約580億円、関連産業への波及も含めると約1420億円の影響が出るものと試算されます。そのため、県内では、農業団体等が主体となり平成24年4月20日「沖縄の食と農とくらしを守るＴＰＰ参加阻止沖縄県民集会」が開催されております。また、宮古、八重山、久米島、南大東村など各離島地域においてもＴＰＰ参加反対の大会が開催されております。

県としましては、ＴＰＰの事前協議に関する政府の情報提供が少ないこと、沖縄県の農業振興を図る観点から、平成24年4月に協議の内容等国民へ十分な情報提供を行うこと、国民合意のないままＴＰＰ交渉への参加を行わないこと、農林漁業者が安心して生産に取り組めるよう万全の対策を講ずることについて、農業団体等と連携し国に対して強く要請したところであります。

今後とも、ＴＰＰ交渉等の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関と連携し適切に対応してまいります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 文化観光スポーツ行政についての御質問で、空手・古武術の保持者認定についてお答えいたします。4の(1)のアと4の(1)のイは関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄県指定無形文化財「沖縄の空手・古武術」の保持者の認定基準は、「空手又は古武術の技法を高度に体现できる者」と「空手又は古武術の技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者」の2つでございます。現在、沖縄県文化財保護審議会及びその専門部会におきまして、「沖縄の空手・古武術」を適正に保存する必要があることから慎重に審議しているところ

でございます。

県教育委員会としましては、保持者の追加認定を可能な限り早期に行いたいと考えており、必要な手順・審議を踏まえながら早目に結論が得られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 文化観光スポーツ行政についての中、空手道会館建設の建設場所、施設規模等についての御質問にお答えいたします。

空手道会館の建設場所及び施設規模等については、今年度、「空手道会館基本計画策定委員会」を設置して検討することとしており、去る6月21日に今年度第1回目の委員会を開催したところであります。

ことし上半期中には必要な施設内容や施設規模を決定し、市町村からの要請も踏まえ、総合的な観点から「空手発祥の地・沖縄」の発信拠点としてふさわしい建設場所を選定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 まず沖縄型農業共済制度推進事業についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

現行の農業共済制度では、被害額で共済掛金率が算定されます。共済掛金率が高く、加入者が少ないものですからそういうことになると思うんですが、新しい推進事業については、共済掛金について県も一部負担するということですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（知念 武君） お答えします。

現行の農業共済制度の中では、法律の中で負担率がうたわれていますので、国と共済組合ということとは変わらないんですが、この事業を利用しまして、一定の農業資材とか肥料とかそういうところを助成をしながら、結果的に農家の負担が軽くなるような仕組みで運営していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 実は、去年の台風で、友達の施設が被害を受けて——これも約10年ぐらいの施設なんです——この壊れた場所を業者に見積もりをさせたら500万円ぐらいかかるということだったんです。共済の査定では150万円しか認められないということだったんです。今、資材を提供するということなんです。これについては査定額に見積もった額を持っていくのか、今現在の共済は園芸施設については連合会と共済が負担しているんですが、それについて県も一緒にと

いうことですか。県は資材だけということですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（知念 武君） 今の御質問の中で、この制度は、最初に入るときに掛金率等が、今おっしゃったように台風等で被害が多いものですから高くなっているんですよ、特に園芸施設共済についてはですね。その高くなっている共済掛金を結果的に安くなるような仕組みをつくりましょうということで、農家に対して例えば園芸資材でありますとかそういうのを購入した分を沖縄型共済事業から支援をしていくという仕組みをつくらうということなんです。

今おっしゃった査定とかというものも既に入っている共済の仕組みの中での話ですので、今入っている仕組みというのは、要するに、例えばこの本体が400万円であれば、その80%を保証しましょうとか、あるいはこれは50から80の間であるんですが、それぞれのリターンに対して掛金も変わってくると。80のリターンを期待すれば掛金も上がっていきますよ、50であればそれに応じて安くなりますよという制度なんですよ。総じて今払っている掛金を、ことしからの共済加入者については安くなるような仕組みでスタートしようということなんです。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 これはまた勉強をして質問をしたいと思います。

次に、就農支援についてなんですが、農業を始めても続かない。これはいろんな理由があるんですが、これは農業をしたいということで本土に出稼ぎに行って、資金をためて農業を始めたんです。農地を借りて、それから葉野菜をつくったんですが、台風で収穫がない。そういう状態の方がいて、これは台風が去年はちょっと多かったものですから、2回とも植えて、2回ともだめになって生活費がなかったんですが、それについてはどういうふうに考えておりますか。生活費を見るかということですが、この支援事業で。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（知念 武君） 平成24年度から国の事業の中で、青年就農給付金という事業制度ができております。それによりますと、新規就農を始めてから最長で7年間は年間150万円の給付金がもらえるという制度はあります。一定の要件はあるんですが、一応150万円7年間もらえる制度というのはできております。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 これについてなんですが、今、新規就農ということなんです。この新規就農の定義とい

うのはありますか。例えば、40歳でサラリーマンをや
って肌に合わないといいますが、そういう関係で新規
農業に打ち込みたいということでやった場合、これが
新規就農に該当するのでしょうかですね。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（知念 武君） 先ほどの事業は、45
歳まで可能であります。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 それから、農業をするには農地が必
要でありますよね。農業の場所といいますが、農地を
確保しないといけないんですが、この農地については、
各市町村、農業委員会がありますが、この農業委員会
の中で、県と農業会議がありますけれども、そういう
ところで農地を確保するのでしょうか、それについては
どうですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（知念 武君） 農地の確保についま
しても、県の事業として、例えば就農相談等を受けて、
その人とマッチングする農地がどこにあるのかという
ことも含めて、県のほうでいろいろ相談を受けて、実
際には農業会議とかそういうところでやりますけれど
も、一応そういう事業も準備はされております。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 それから、例えば菊をつくりたい、
それから野菜、ゴーヤーもあります、品目がありま
すよね。この品目については、例えば新規就農者が花
をつくりたいということになった場合の普及所からの
就農者への農業の手ほどきといいますが、それについ
てはどうなりますか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（知念 武君） 先ほどの新規就農の
一貫支援事業は、農業研修から農業定着までというシ
ステムで事業が設計されていますので、当然最初の研
修から、研修を終わった後に農地の取得の相談をして
もらって、提供できる農地があるかどうかも含めて、
あるいは農地を取得するときの資金も制度的にありま
すので、そういうことまで進めていくということでご
ざいます。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 それから、沖縄食肉価格安定等整備
対策事業なんです、これは105億円の基金を取り崩
して事業を実施するわけですが、実施する事業につい
ては、肉用牛はどういう事業、それから養豚について
はどういう事業というのはもう決まっているのかどう
か。これは事業メニューがあったと思うんですが、そ
れについてはどうですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（知念 武君） 先ほど答弁の中でも
答えさせてもらいましたが、例えば養豚の豚舎であれ
ば、悪臭対策とかそういうことをやって生産向上につ
ながる基幹的な農場とかそういうものが対象になりま
す。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 この施設整備なんです、老朽化し
ているのがたくさんありまして、施設整備の採択要件
というのがあるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（知念 武君） 一定の頭数、例えば
養豚であれば300頭以上でありますとか、母豚であれ
ば30頭以上とかそういう基準はございます。あと、そ
れ以下のものについては、一括交付金を活用した畜産
環境基盤整備等々の事業も一応あることになっており
ます。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 これは個人といいますが、3名以上
の農家というのもあるんですが、個人でもこの事業の
基金をとることはできますか。

○農林水産部長（知念 武君） ちょっと休憩願ひ
します。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 5 時40分休憩

午後 5 時41分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（知念 武君） 個人については、現
在のところ対象にしておりません。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 時間がありませんが、空手道会館
（仮称）なんです、県立郷土芸能会館（仮称）の複
合施設を考えているということが新聞にありましたが、
そのことについて——これは文化関係ですから文化
観光スポーツ部だと思うんですが——郷土芸能会館を
誘致している場所と、そういう関係で複合施設をつ
くる予定があるのかどうか、それについてちょっと教
えてください。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） お答えいた
します。

恐らくさまざまいろんな方が新聞等、それから自分
の個人としての思いをつづりながらというところもあ
ります。それから、市町村の中には確かに複合的なも
のも含めての要請というのもありますけれども、先ほ

ど申し上げましたとおり、それから今回のこの議会の中でも申し上げてきているとおり、今まさに県立郷土劇場に資するもの、それから空手道会館、別々の形で今検討委員会を開いております。ですから、複合なのか、それからまた別々なのかも含めて今検討を進めているところでございます。

○新垣 良俊君 ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 皆さん、こんばんは。

公明党・県民会議無所属の上原章です。質問に入る前に所見を述べたいと思います。

一昨日7月8日、日曜日に県立武道館で行われました沖縄県警察の発足40周年記念大会「ポリスフェスティバル」に参加をさせていただきました。多くの関係者、県民の皆様が参加をしておりましたが、記念式典初め県警察の40年の歩みを音楽と映像で紹介をしており、また展示や防犯フェア等さまざまな催しをしていました。改めて県警察が40年、復帰とともに沖縄の激動期を県民の命・財産を守り頑張ってきたことを再確認をさせていただきました。県警察に敬意を表したいと思います。今後とも本部長を中心に、沖縄県の治安、そして県民の生命財産、一人一人に寄り添う県警察であっていただきたいと、頑張っていただきたいとエールを送ります。

今回の県議会選挙で3期目の当選を果たさせていただきました。これまで以上に県民の暮らしを守り、県勢発展に全力で頑張っている決意でございます。選挙期間中は、多くの方々から要望や御意見をたくさんいただきました。特に新たな振興計画で創設された自由度の高い一括交付金について、期待の声と、その実効性に疑問視をする声も数多く寄せられていました。

一括交付金の活用については、知事を初め県職員の皆さんには、本県の産業振興、離島振興、県民の福祉向上等に資する交付金となるよう、また県民主導の交付金となるよう全力で頑張っているとは思いますが、新しい振興計画の10年を突くあるものにするには、1年目の交付金の執行状況、その効果が大変重要になると考えます。全職員の英知と実行力を結集するのは今であり、このときであるとの気概で、県民が望む新生沖縄県構築のため邁進していただきたい。また、新たなものをつくり、道なき道を切り開くことは大変なエネルギーと御苦労があると思いますが、この1年目の取り組みが必ずや10年、20年後の沖縄県の発展につながるものと確信し、頑張っていただきたいと思います。そのことを強く要望し、質問を行います。

1、初めに一括交付金についてお尋ねします。

(1)、交付要綱の内容及び県が求めた要望に即しているか伺います。

(2)、市町村の負担分支援が必要と考えるが、対応を伺います。

次に、2、産業振興・雇用対策についてお尋ねします。

(1)、一括交付金を活用した産業振興・雇用対策の主な事業及び効果を伺います。

(2)、農林水産物流通条件不利性解消事業の内容及び手続を伺います。

(3)、沖縄ソフトウェア信頼性確保支援事業の内容及び成果を伺います。

(4)、観光関連企業（特にホテル等）の質の向上を図るため、環境に配慮したISO14001やセキュリティマネジメントシステム等を構築するISO27001の認証取得支援事業を検討できないか伺います。

次に、3、土木行政についてお尋ねします。

(1)、県営団地の老朽化対策及び増設は喫緊の課題であり、現状と今後の取り組みを伺います。

(2)、県営団地の共益費を県が徴収する仕組みをつくれぬか。

(3)、国際通りの安全及び美化対策が必要と考えるが、対応を伺います。

次に、4、福祉・医療行政についてお尋ねします。

(1)、子宮頸がん予防ワクチン接種事業について。

ア、本県の学年別、地域別の接種率はどうか。

イ、接種しなかった理由は何か。

ウ、厚生労働省は定期接種の方針を示しているが、その際、財源については国が負担すべきであり、国へ求めるべきだと考えるが、見解を伺います。

エ、患者の方々から、学校現場から要望があれば、実体験としての講話をして啓発に協力したいとの申し出があります。必要と考えるが、見解を伺います。

(2)、妊婦健診について。

ア、昨年12月に国から同健診の調査結果を踏まえ、安心して妊娠・出産ができるよう市町村への周知徹底を図る通達が出されていますが、県内の状況について把握されているか伺います。

イ、上記の点を踏まえ、各市町村への周知は行っていますか。

(3)、子育て支援について、新しい沖縄振興特別措置法に子供や青少年を支援する内容の条文が1つ追加されました。それを受けて見解を伺います。

ア、母子生活支援施設及び夜間保育の拡充・増設が必要と考えますがいかがですか。

イ、ファミリー・サポート・センター利用料の無料券への助成について伺います。

(4)、障害者虐待防止法施行について、同法律は昨年6月に成立し、本年10月施行となっています。都道府県においては、障害者権利擁護センターの設置を含むさまざまな事項が示されているが、その体制及び整備状況はどうなっていますか。

(5)は取り下げます。

大きな5、教育・文化行政についてお尋ねします。

(1)、特別支援学校の支援及び教員・専門免許について。

ア、盲学校への重複障害支援のための看護師配置が求められているが、対応を伺います。

イ、文科省の最新の調査で、本県の免許保有率は全国最下位でありました。理由と今後の対応について伺います。

ウ、保有率を高めるための具体的な中期目標を決めているか伺います。

(2)、文部科学省は、来年度から高校の新学習指導要領で、英語の授業は原則英語で話すことにしています。英語教育及び語学教育強化は、本県の人材育成、「沖縄21世紀ビジョン」の具現化を図るものと考えます。取り組みはどうなっていますか。

(3)、人材交流、留学支援の取り組みを伺います。

(4)は取り下げます。

(5)、学校現場からスポーツや文化活動の県外等への派遣費支援の拡充が求められています。現状と今後の対応を伺います。

(6)、2010年11月、本県の組踊がユネスコの世界無形文化遺産に登録されました。画期的なことであり、以下の点を伺います。

ア、国の文化芸術基本法には、青少年の文化芸術活動の充実がうたわれ、文科省においても、本物の舞台芸術や伝統文化に触れ、豊かな感性と創造性をはぐくむことがうたわれています。本県において上記の演目が青少年へ上映される機会はどのくらいあるか。

イ、経済的事情で入場料を払えない子供たちが多いことから、「生徒のための組踊鑑賞教室」に応募できない学校もあると伺っています。子供たちにひとしく鑑賞の場を提供するためにも、県として何らかの補助ができないか。

ウ、「生徒のための組踊鑑賞教室」は、年4日8公演のみでございます。これだけでは全県の学校生徒が鑑賞できるわけがございません。県としての見解及び財政支援を行い、鑑賞の機会を拡充することはできないか伺います。

次、6、農連市場再開発について進捗状況を伺います。課題と対策はどうなっているか。

最後に、7、我が会派の代表質問との関連についてお尋ねします。

(1)、オスプレイ配備について、知事の県民大会参加が日米両政府に大きなメッセージを示すことになると思います。見解を伺います。

(2)、知事の参加は、知事の言われる「県民の心をひとつに」につながらと思うが、見解を伺います。

以上、答弁によりましては再質問をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） ただいまの上原章君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後5時53分休憩

午後6時18分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前の上原章君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上原章議員の御質問に答弁をいたします。

一括交付金についての御質問で、交付要綱の内容和県要望の反映いかんという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

ソフト交付金要綱は、県と国とが意見交換を重ねて決定をした性格のものでございます。対象事業は、第1に、産業振興、第2に、雇用促進、第3に、教育、文化の振興、第4に、福祉、医療、第5に、離島振興などなど幅広い分野が交付対象とされており、私どもが考えていた範囲をカバーをいたしております。

また、通常は充てるのが難しい行政運営費や基金造成費、そして他の補助事業などについても、沖縄振興に必要不可欠な特段の事情がある場合は活用が認められております。このように、交付要綱は沖縄県の要望がほぼ反映されたものとなっております。

次に、同じく一括交付金に係る御質問で、市町村負担分への支援についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県といたしましては、財政力の弱い町村が一括交付金を活用し、そして事業を円滑に推進できるよう、さきの5月臨時会において6億8125万円を予算措置し、離島・過疎地域などの18町村を対象に町村負担分10分の1の全額を支援することといたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 産業振興・雇用対策についての、一括交付金を活用した主な事業及び効果についてお答えいたします。

一括交付金については、商工労働部関連では46事業、総額約155億円を予算措置しております。主な事業としては、情報通信関連で沖縄型クラウド基盤構築事業、これはクラウドデータセンターを整備する経費でございます。それから商工振興関連で県産品総合展開支援事業、これは県産品の国内外への販路拡大の関連の事業でございます。それから企業誘致関連で特別自由貿易地域賃貸工場整備事業、これは賃貸工場の整備事業でございます。それから新産業創出関連でおきなわ新産業創出投資事業、これはベンチャー企業等の研究開発に関する支援とベンチャー企業への投資、こういう関連の事業でございます。それから雇用対策関連で新規卒卒者等総合就職支援事業などを実施しているところです。これらの事業の実施により、情報通信関連企業の集積や県産品の販路拡大、製造業の立地促進、新産業の創出、あわせて雇用の拡大と定着などに効果を出していきたいと考えております。

それから同じく産業振興・雇用対策についての、沖縄ソフトウェア信頼性確保支援事業の成果についてお答えいたします。

本事業は、県内情報通信関連産業の競争力強化のため、県内のソフトウェア開発企業などに対し品質・セキュリティに関する認証取得の支援を行った事業です。平成21年度から23年度の3年間で、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度であるISMSについては21社、個人情報の保護に関するプライバシーマークの使用を認める制度については15社、ソフトウェアを開発する組織の能力を定量的にあらわす指標となるCMMIについては3社が認証を取得しました。その結果、県内IT企業のソフトウェア開発、コンテンツ制作等に関する信頼性が向上し企業競争力が強化され、受注機会の拡大に寄与するものと考えております。

次に、福祉・医療行政についての中、ファミリー・サポート・センター利用料への助成についてお答えいたします。

県では、ファミリー・サポート・センター未設置の町村に対し設置促進を図るとともに、アドバイザーの資質向上のための研修会の開催や利用促進のための普

及啓発等を行っているところであります。

ファミリー・サポート・センター利用料への助成については、市町村等関係機関と連携して、どのような対応ができるか相談してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 産業振興・雇用対策についての、農林水産物流通条件不利性解消事業の内容と取り組みについての御質問にお答えします。

本県は、本土市場から遠隔地にあり、島嶼県であることから、農林水産物の輸送コストの低減が農林水産業振興上の課題となっております。このため、沖縄から農林水産物を県外に出荷する際に鹿児島並みの輸送コストの実現を支援するため、本事業を実施するものであります。本事業により、持続的な農業の振興に資するとともに、離島を初めとして農業生産者の意欲を大きく高めるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 産業振興・雇用対策についての中、観光関連企業の環境認証取得など支援事業についての御質問にお答えいたします。

県では、平成22年度及び23年度において、県内観光関連企業が主体的に環境負荷低減に取り組むことを目的としたエコリゾートアイランド沖縄推進事業を実施してまいりました。本事業において、県内先進事例やエコアクション21を基礎に環境負荷低減の取り組みを取りまとめた入門ガイドブック「おきなわ観光グリーンガイド2012」を作成しております。

県としましては、今後、ガイドブックの活用により環境負荷低減の取り組みを促進し、県内観光関連企業のISO14001やエコアクション21など環境認証取得の機運を盛り上げていきたいと考えております。

また、議員の御質問にありましたホテルなどの県内観光関連企業のISO27001の認証取得につきましては、業界団体の意見などを踏まえ、支援のあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木行政についての御質問の中で、県営団地の老朽化対策と増設について

お答えいたします。

県営団地の老朽化対策については、住民の安全を第一に緊急修繕等の対策を講じているところであります。今後は、老朽化対策に係る技術マニュアルを作成し、計画修繕による適切な維持管理に努めたいと考えております。

また、県営団地の増設については、昭和40年代後半から50年代前半に建設した大量の公営住宅が建てかえ時期を迎えていることから、危険な団地の建てかえを優先的に行っており、県営団地の増設については厳しい状況にあります。

同じく土木行政で、県営団地の共益費を県が徴収する仕組みについてお答えいたします。

県営団地の共益費の徴収業務については、共益費が性質上入居者が電気や水道等サービスを供給する事業者との契約に基づいて支払うべき費用であることから、各団地において自主的に管理運営されるものと考えております。

なお、県としては、自治会運営の支障とならないよう、共益費の滞納解消について、今後とも自治会と連携して取り組んでいく考えであります。

同じく土木行政で、国際通りの安全と美化対策についてお答えいたします。

国際通りの不法な看板等は歩行者の支障になることから、定期的な道路パトロールにより指導を行っております。

美化対策としては、てんぶす館前や県民広場へ定期的に花のオブジェを設置しております。今年度から、沖縄振興特別推進交付金を活用して沖縄フラワークリエイション事業を展開し、緑化コンテナ等による花いっぱいの道路空間を創出していきたいと考えております。

また、電線類地中化の工事については、平成22年1月までに整備を完了しておりますが、むつみ橋交差点付近から安里三差路の区間で電柱・電線の撤去が残っており、来年3月までには撤去する計画であります。

県としては、今後とも国際通り商店街と連携し、安全で快適な沖縄らしさを実感する歩行空間の確保に努めていく考えであります。

次に、農連市場再開発の進捗及び課題と対策についてお答えいたします。

本事業は、平成22年4月の都市計画決定後、平成24年度の組合設立認可を目指してきたところでありますが、経済状況の低迷による参画予定企業の撤退等により早急な事業及び資金計画の見直しが必要となっております。現在、那覇市と資金計画の見直しについて多

角的に検討を進めているところであり、今後は関係機関及び権利者との協議を踏まえ、平成24年度末の組合設立認可を目指して事業の進捗を図っていく考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 福祉・医療行政についての御質問の中で、子宮頸がん予防ワクチンの接種状況についてお答えいたします。4の(1)アと4の(1)イは関連しますので一括してお答えします。

本県の平成23年度の子宮頸がん予防ワクチン接種率は、中学1年生80.9%、中学2年生78.6%、中学3年生77.6%、高校1年生77.1%となっており、平均接種率は78.4%となっております。また、市町村別の接種率は、最高値が100%、最低値が23.8%となっております。

接種を控えた理由につきましては、努力義務が課されていない任意接種であることから接種を控えた方もいると考えられます。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種費用の国庫負担についてお答えいたします。

県としましては、必要とされるワクチンについては、すべての国民に平等に接種できる機会を与えることが必要であると考えております。そのため、全国衛生部長会等を通して定期接種化及び国庫負担について要望しているところであります。

次に、学校における子宮頸がん予防ワクチンの啓発についてお答えいたします。

県としましては、学校における予防接種の啓発は重要なことと認識しております。今定例会に提案しております「沖縄県がん対策推進条例」においても「各学校におけるがんの理解及び予防につながる知識の普及啓発」について規定しております。

患者の方々からの啓発への協力の申し出については、関係者から意見を聞きながら、関係部局と調整してまいりたいと考えております。

次に、県内の妊婦健康診査の状況についてお答えいたします。4の(2)アと4の(2)イは関連しますので一括してお答えします。

県内の妊婦健康診査の状況は、すべての市町村で国が示す回数及び検査項目について受診券方式で実施されております。国の調査結果につきましては、平成23年12月に各市町村に周知を行っております。

今後とも、県としましては、市町村や産科医会等と連携し、妊婦が安心して妊娠・出産ができる体制づく

りに努めてまいりたいと考えております。

次に、母子生活支援施設及び夜間保育の拡充・増設についてお答えいたします。

県におきましては、母子家庭への支援の充実を図ることは重要であると考えていることから、今年度から沖縄振興特別推進交付金を活用して母子家庭生活支援モデル事業を実施することとしております。母子生活支援施設の増設については、同モデル事業の成果も参考にして、未設置の市や関係団体に対して働きかけてまいりたいと考えております。

夜間保育については、市町村のニーズ調査を踏まえ、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」において、平成26年度までに5カ所とする目標を掲げております。県としましては、当該目標の達成などニーズに応じた夜間保育の実施を市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、障害者虐待防止法の施行に向けた体制整備の状況についてお答えいたします。

県では、障害者虐待防止法の施行に向け、市町村に対する制度概要等の説明会を開催するとともに、県内における虐待防止研修の実施体制を確保する観点から、国が主催する指導者養成研修へ事業所の管理者等を派遣しております。また、障害者権利擁護センターの機能については、県が直接相談や通報を受ける体制を確保することとしております。

さらに、今後、相談支援事業者等に対する具体的対応策に係る研修会の開催や県民への啓発活動など、障害者虐待防止体制の整備に向け取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育・文化行政についての御質問で、特別支援学校への看護師配置についてお答えいたします。

特別支援学校における医療的ケアは、障害の重度・重複・多様化が進む中で、適正な数の看護師を配置するとともに、質の高い医療的ケア体制を整え、各学校での安心・安全な学習環境を維持することが大切であります。そのため医療的ケア体制整備事業は、医療的ケア運営委員会の指導助言を受けて、安心・安全な学習環境整備のために、保護者待機のもと看護師を配置しております。

県教育委員会としましては、医療的ケアについて盲学校を含めすべての特別支援学校において児童生徒の実態を把握し、保護者及び学校と連携を図り対応して

まいります。

次に、特別支援学校教諭免許状の保有状況及び中期目標についてお答えいたします。5の(1)イと5の(1)ウは関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄県におきましては、県内大学における特別支援学校教員養成系の養成者数が少ない現状に加え、免許法認定講習の講座の開設数が少ないため、特別支援学校教諭免許状の保有状況が低いと認識をしております。そのため、沖縄県教育委員会免許法認定講習における受講定員及び開設講座数等の拡大を行うとともに、平成22年度より沖縄県公立学校教員候補者選考試験において特別支援学校教諭の採用枠を設け、対応しているところでございます。

県教育委員会としましては、今後5年以内には特別支援学校教諭免許状の保有状況を全国平均まで引き上げるよう取り組んでまいります。

次に、本県の英語教育への取り組みについてお答えいたします。

来年度から年次進行で実施される高等学校の学習指導要領では「英語の授業は英語で行うことを基本とする。」とうたわれております。

県教育委員会としましては、その趣旨を踏まえ、英語教員研修の充実に取り組んでいるところであります。また、英語力の指標を構築するために、英語能力判定テスト等を実施し5年以内に県内中学・高校生の英検合格率全国1位を目指します。さらに、コミュニケーション能力の向上を目指し「交流と体験」の機会を増加させ、2年以内に海外において交流拠点校を約15校設置するとともに、県内の英語関係諸機関と連携した交流を推進してまいります。

次に、人材交流、留学支援の取り組みについてお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン」の具現化の一環としての英語立県沖縄推進戦略事業は、「交流と体験」等を通して、国際社会で主体的に活躍できる人材育成に資することを目的にしたものであります。その一環として、沖縄振興特別推進交付金を活用した国際性に富む人材育成留学事業とグローバル・リーダー育成海外短期研修事業の創設に取り組んでいるところであります。また、海外における交流拠点形成拡充に向け、せんだって中国上海教育局等と交流意向書の締結を行ったところであり、今後さらに海外との交流締結を行い、人材交流、留学支援を推進してまいります。

次に、派遣支援等についてお答えいたします。

県教育委員会では、スポーツ・文化活動の推進・発展を図るため、県中学校体育連盟・県高等学校体育連

盟、県中学校文化連盟・県高等学校文化連盟を通して、派遣支援等の補助をしております。また、小中学校におきましては、市町村やPTA等からの補助があり、高等学校においては、各学校の派遣状況等により違いがありますが、各学校で対応しているところであります。

県教育委員会としましては、教育活動の派遣等における経済的な負担の軽減が図られるよう、関係部局とも連携しどのような支援の方法があるか研究してまいります。

次に、組踊の鑑賞機会についてお答えいたします。

組踊の学校単位での鑑賞の機会としては、県教育委員会主催の「児童生徒の組踊等沖縄伝統芸能鑑賞会」、国立劇場おきなわ主催の「生徒のための組踊鑑賞教室」、高教組（県高等学校障害児学校教職員組合）や「子（しー）の会」が主催する学校公演があります。平成23年度の実績を見ると、県教育委員会が2公演で4校、国立劇場が7公演で18校、高教組が4公演で4校、「子の会」が6公演で6校、合計で32校が鑑賞しています。学校総数に対する割合は、約6%となります。

次に、組踊鑑賞機会の拡充についてお答えいたします。5の(6)のイと5の(6)のウは関連しますので一括してお答えします。

組踊は本県の誇る伝統芸能であり、学校教育・文化財保護の観点から、児童生徒に鑑賞機会を提供することは重要であると認識しています。国立劇場おきなわ主催の「生徒のための組踊鑑賞教室」につきましては、拡充や児童生徒支援につき関係機関と調整してみたいと考えております。

県教育委員会としましては、より多くの児童生徒を組踊に触れさせるため、さまざまな制度の活用を検討し鑑賞機会の拡充に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 我が会派の代表質問との関連についての中で、県民大会についてお答えいたします。

オスプレイの配備について、県としては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り当該配備には反対であり、去る6月19日には防衛大臣、外務大臣、民主党幹事長に対し、配備見直しを要請したところです。また、渉外知事会で本日、緊急要請を行うとともに、軍転協でも速やかに配備の見直しを要請したいと考えております。

県としましては、今後ともあらゆる機会を活用して、直接政府に対して配備反対を求めていきたいと考えており、県民大会への参加については、このような取り組みを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、知事の参加は県民の心を一つにつなげると思うがという趣旨の御質問にお答えいたします。

県民大会は、全党派、各種団体、経営者団体、労働団体、婦人団体等広く各界各層が網羅され、沖縄全体が一体となり、県民が主体となって開催されることが大きなインパクトを与えることになると考えており、その上で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

農林水産物流通条件不利性解消事業についてですが、質問にも入れてあったんですけども、この開始時期また具体的にどういった手続、窓口になるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（知念 武君） 現在、細かい単価の詰めを国とやっている状況でございます。できるだけ早くということでも国にもお願いをしているところですが、早急に詰めて決定後速やかに事業開始をしたいと思っております。手続については、ほとんどの生産者あるいは中央卸市場等の仲卸でありますとか卸でありますとかがなれるようなスキームで今事業を考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 先ほどこの一括交付金の使い勝手がいいという話がありました。今回この生産者の皆さんは大変この事業に期待しているわけなんです、マンゴーとかはもう収穫・出荷が始まっているのもあるんですよ。そういう意味ではそういったのはさかのぼってこの事業で拾っていただけるのですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（知念 武君） 現在のところ補助金の交付等については交付決定後を考えております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 企画部長、この交付金は24年度事業からのスタートということで、確かに諸事情で交付が決定するまで時間がかかっていますが、ぜひ私は先ほど知事がおっしゃっていた特段の事情があるというひとつの角度から、せっかくこれだけのすばらしい事業がスタートするわけですから、出荷しているそういった人たちも救える仕組みをつくれませんか、どう

ですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

先ほど来、農林水産部長が答弁しておりますけれども、まだこの事業については交付決定をされていないということです。補助金交付要綱上、補助金適正化に関する法律上は、交付決定がなされてから事業着手ができるというのが原則でございます。

あとは、今議員御指摘の可能な限り早目にできるような仕組みがないかというものは、あとはもう内閣府のほうに実情を説明した上で、例えば交付決定は7月の何日けれども着手をいつまでに認めるとかそういったことができるかどうかの話なんです。これはやはり要綱上、補助金適正化法上は明記された筋のものはちょっと違う、本当に内々の話のものでございますので、これは相当ある意味こういったことを実際やるかどうかというのは早い段階から調整していれば別ですけれども、今のこの段階でできるかというのはもう少し調整してみないと、今の時点では何とも言えないというのが実情だと思っております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 ぜひ粘ってほしいなと思います。

それから質の高い観光ということで、私ISOの国際基準を提案したわけなんです、今アジアや世界から沖縄に来ていただくというその受け皿の中で、ぜひこの国際基準に沖縄のホテルのブランド化を私は目指すべきじゃないかなと思うんですが、部長どうですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大ー君） 議員の御指摘のとおりだと思います。国際標準化指標であるISO、特に14001に関しましては環境マネジメントシステムということで、県内68件今取得しているようでございます。翻って御指摘がありましたISOの27001に関しましては県内42件と。この27001は情報セキュリティマネジメントシステムということでございます。社員の活動とか管理面のセキュリティーの対策も含めてなかなか結構ハイグレードといいますが、高い基準があるようでございまして、ただ我々としてもやはり議員おっしゃるとおり質の高いクオリティーのあるサービスをしっかりとやっていくという意味でも、しっかりとこれから普及をしていくように働きかけていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 このISO27001、顧客の情報漏洩とかを防ぐ非常に、特に富裕層の皆さんはこの取得が

あるかどうかで行く行かぬを決めるということもあるそうですので、ぜひ観光関係の皆さんと意見交換をしていただきたいと思います。

それから公営団地について共益費、先ほど部長は、自治会活動に支障がないようにとおっしゃっていました。これは一、二の団地だけの問題ではなくて、共益費を今なかなか払えない、払わないというような人たちがふえていると。自治会の何名かの方とも話し合いをしましたけれども、収入が低くて、また生活保護もしくは年金だけで生活している方々は自治会としても配慮しているそうですけれども、それ以外の方々でなかなか払ってもらえない人が結構ふえているということで、まじめに払っている人たちがもう我々は払わないというような声も出しているとか、自治会そのものももう必要ないんじゃないかというぐらい、本当に御苦労している。本来なら県がやるべき団地のこういったエレベーターや電気等の維持管理を自治会が今一生懸命やっていると聞いています。特に、私がお話を受けた団地はもう5年も払わないような人等もいますけれども、1回、2回常におくれるような人たちも含めると20%ぐらいになっていると。これは本当にごく一部の話じゃなくて、こういった現状を県がしっかり一緒に団地のまた自治会の皆さんとタイアップして解消をしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 県においては駐車場使用の申請のときに、そういった支払いをしていない方々には使用許可を与えないとかいうこと、及び滞納者の一覧表をいただいて公社のほうから滞納者に対して納入の督促通知しているとかいろいろ工夫はしています。

議員おっしゃるように那覇市では今そういう形で自治体で徴収している事例があります。九州各県はまだ県で徴収している事例はないんですけれども、いろいろどういう形でそういう自治体の活動を妨げない方向でうまく徴収できる方法はないか検討したいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 例えば家賃は徴収するけれども、共益費は自治会でという仕組みになっています。だからといってプライバシーの問題でその団地に入るときの保証人まで教えられない、自治会のほうですね。なかなか改善する手だてがないというような話もしていますので、私は県がしっかりその辺は一緒になって改善していただきたいと思います。

それから福祉保健部、母子生活この施設ですね。先ほど夜間も含めてこれから頑張りますということなんですが、私は先ほどの目標、今3カ所を5カ所に目指しますというのは全然少ないと思うのですが、先ほどの施設含めてもっと本当はしっかり取り組むべきだと思うのですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 夜間保育については、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」の中で一応目標設定をしております、ここの数の達成状況そういうのを見ながら、今後は市町村に働きかけをしながらどうするかというふうなことを検討していくということであります。

あと母子生活支援施設についてですけれども、今回新たにモデル事業ということで事業を実施しますので、今後はこの事業の成果なども参考にして、未設置の市においては働きかけをしていくというような形で進めていきたいというふうに考えています。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしくをお願いします。

それからファミリー・サポート・センターの無料券、これ実は今現在、沖縄市にあるNPO団体が自腹で県内全域の利用する方々1時間600円というこれを補助していると。これはもう60万を超えている金額になっているそうですけれども、この1時間600円のお金が払えなくて子供を預けられない。そういった方々がたくさんいるそうです。年々この希望もふえているそうです。先ほど市町村と連携をとって支援をとということですので、私はこれは県行政もしくは市町村行政しっかり取り組むべきだと。せっかくファミリー・サポート・センターという制度をつくったにもかかわらず、本来必要としている方々が利用できないというのはおかしいんじゃないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 新聞にも載っております沖縄市のNPOの理事長が自腹で運営しているという記事も読んでおります。このファミリー・サポート・センターは預ける側とそれから預かる会員、その双方が登録してそれをあとは事務局のほうでうまくマッチングして預かってもらうと、1時間600円、時間外は700円ということでやっております。非常に額が少額ということもあって、少しその市町村とも相談して、非常に地域に密着した話ですので、市町村・県がどういうことができるか、その辺をちょっと市町村と意見交換してみたいなと考えております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしくをお願いします。

それから教育長、英語の取り組みですが、私これ何回か取り上げているんですけども、ぜひ沖縄の子供たちが将来本当に国内外雄飛できるような、そのためにも英語教育を強化してほしいんです。実はある大手の、英語を公用語として取り入れているという会社の社長さんが、中学から大学まで延べ約3500時間も英語を勉強しながら会話ができない日本人の致命的欠陥という指摘をしているんですね。本当に3500時間も勉強しながら会話ができない今の日本の英語教育というのは私はぜひ打破してほしいと。

それからもう一つ、電機業界のある方から、韓国の電子について本当にぼろ負けしているというのは、英語力の格差だというような指摘もあります。ぜひその点も踏まえて強化していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ありがとうございます。

先ほども本県の英語教育の取り組み等につきましては答弁をいたしましたけれども、やはりこれからは「沖縄21世紀ビジョン」にもありますように、グローバルな教育精神づくりと同時に、国際性と個性を涵養する教育のシステムづくりが大変重要な視点であると考えております。そういった意味からぜひ21世紀の子供たちが国際社会でしっかりと活躍できるように、この英語立県沖縄推進戦略事業を通しながらそういった方々を育成していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 これは教育だけじゃなくて、沖縄の観光立県やまた雇用等々、産業振興にもつながると思いますのでよろしくお願いします。

それともう一点、留学についてですが、今、一括交付金で国際性に富む人材育成留学事業を申請していると。これはもうめどがついたんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 実は一括交付金の中で要求はしておりますけれども、まだ交付の内示を待っている状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 これは100人程度を留学させるということで、もう7月から出発するグループもいると聞いています。総務部長、一括交付金のもしめどが立たないままでこういった事業が滞るということがあったら、これは私は県の大きな責任問題になると思うんですよ。その辺は県費を出してでもやるべきじゃないか

と思うんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（川上好久君） 一括交付金の今の留学生事業につきましては、当初予算で計上したもののについては4事業がまだ国との間で調整中で今残っております。これにつきましては、これから精力的に調整をして早目に交付決定をいただけるように努力をしていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 これ半分は保護者が出しているという部分があると聞いています。そういう意味ではこれは必ず県はしっかりやるということは担保として言ってくれませんか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（川上好久君） 県の政策としてぜひやりたい事業でございますので、何としても一括交付金の交付決定、これはしっかりとっていきたいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 ぜひよろしくをお願いします。

最後に、知事に、先ほどオスプレイ県民大会への参加、公室長が答えていました。今回の議会でもいろいろな質問がありました。今、海上輸送して日本に向かっているわけですが、ここに来て本当に沖縄県が絶対これは受けられないという姿勢を示さぬといけないと思うんですよ。私は、今回のこのオスプレイは単純な機種の変更や装備の一部変更程度のものではないと、重要な変更なんだということをもう一度両政府に認識させる意味では——私が本会議最後の質問でありますけれども——ぜひ知事には先頭になって県民大会に参加をするということを私はしっかり県民に訴えていただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私も大変お世話になっております上原章議員におこたえしたいのですが、今しばらく時間を下さい。全く気持ちは、決意も同じですから。

○上原 章君 じゃ期待します。終わります。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております乙第1号議案から乙第28号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第4 乙第29号議案から乙第31号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

〔知事追加提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 平成24年第3回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました議案は、同意議案3件であります。

乙第29号議案から乙第31号議案までの「沖縄県監査委員の選任について」は、委員4人の任期満了に伴い、その後任を選任するため同意を求めるものであります。

議員のうちから選任すべき委員について、県議会議長から御推薦をいただきましたので、識見を有する者のうちから選任すべき委員とともに同意議案として提出するものであります。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております乙第29号議案から乙第31号議案までは、総務企画委員会に付託いたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後7時12分休憩

午後7時14分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

特別委員会設置の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、特別委員会設置の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 特別委員会設置の件を議題といたします。

本件につきましては、本日の議会運営委員会において、軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立を付議するため特別委員会を設置することとし、その名称を「米軍基地関係特別委員会」とし、12人の委員をもって構成するとの意見の一致を見ております。

よって、お諮りいたします。

軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立を付議するため、12人の委員をもって構成する米軍基地関係特別委員会を設置することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました米軍基地関係特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、米軍基地関係特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔米軍基地関係特別委員名簿 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 次に、お諮りいたします。

ただいま米軍基地関係特別委員会が設置されましたので、現在、総務企画委員会に付託されている米軍基地関係の陳情10件については、同特別委員会に付託がえする必要があります。

また、新たに同特別委員会所管に属する陳情1件が受理されております。

この際、陳情第63号、第75号、第78号、第80号、第115号、第117号、第118号、第124号、第128号、第129号の2及び第131号の付託の件を日程に追加し、議題

といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、陳情11件の付託の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 陳情第63号、第75号、第78号、第80号、第115号、第117号、第118号、第124号、第128号、第129号の2及び第131号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情11件につきましては、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情11件につきましては、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） この際、お諮りいたします。

特別委員会設置の件を日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、特別委員会設置の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 特別委員会設置の件を議題といたします。

本件につきましては、本日の議会運営委員会において、鉄軌道を含む公共交通ネットワークの整備拡充並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立を付議するため特別委員会を設置することとし、その名称を「公共交通ネットワーク特別委員会」とし、12人の委員をもって構成するとの意見の一致を見ております。

よって、お諮りいたします。

鉄軌道を含む公共交通ネットワークの整備拡充並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立を付議するため、12人の委員をもって構成する公共交通ネットワーク特別委員会を設置することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

- 議長（喜納昌春君） 次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました公共交通ネットワーク特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、公共交通ネットワーク特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔公共交通ネットワーク特別委員名簿 巻末に掲載〕

- 議長（喜納昌春君） 次に、お諮りいたします。

ただいま公共交通ネットワーク特別委員会が設置されましたので、現在、総務企画委員会に付託されている公共交通ネットワーク関係の陳情1件については、同特別委員会に付託がえする必要があります。

この際、陳情第116号の付託の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、陳情1件の付託の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

- 議長（喜納昌春君） 陳情第116号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情1件につきましては、公共交通ネットワーク特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件につきましては、公共交通ネットワーク特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

- 議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後7時19分休憩

午後7時20分再開

- 議長（喜納昌春君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明7月11日から18日までの8日間休会といたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、明7月11日から18日までの8日間休会とすることに決定いたしました。

- 議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、7月19日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時20分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 上 原 章

会議録署名議員 新 田 宜 明

平成24年 7 月19日

平成 24 年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

平成24年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 8 号）

平成24年 7 月19日（木曜日）午前10時20分開議

議 事 日 程 第 8 号

平成24年 7 月19日（木曜日）

午前10時開議

- 第 1 乙第 2 号議案から乙第 6 号議案まで（総務企画委員長報告）
- 第 2 乙第12号議案及び乙第13号議案（経済労働委員長報告）
- 第 3 乙第 8 号議案から乙第11号議案まで（文教厚生委員長報告）
- 第 4 乙第 7 号議案、乙第14号議案及び乙第15号議案（土木環境委員長報告）
- 第 5 乙第24号議案及び乙第26号議案から乙第29号議案まで（総務企画委員長報告）
- 第 6 乙第30号議案及び乙第31号議案（総務企画委員長報告）
- 第 7 乙第16号議案及び乙第23号議案（経済労働委員長報告）
- 第 8 乙第22号議案（文教厚生委員長報告）
- 第 9 乙第17号議案から乙第21号議案まで及び乙第25号議案（土木環境委員長報告）
- 第10 陳情第87号、第93号及び第100号（総務企画委員長報告）
- 第11 陳情第88号（土木環境委員長報告）
- 第12 陳情第75号、第78号、第80号、第115号、第117号、第118号及び第124号（米軍基地関係特別委員長報告）
- 第13 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 乙第 2 号議案から乙第 6 号議案まで
 - 乙第 2 号議案 沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例
 - 乙第 3 号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第 4 号議案 沖縄県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例
 - 乙第 5 号議案 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 乙第 6 号議案 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例
- 日程第 2 乙第12号議案及び乙第13号議案
 - 乙第12号議案 沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例
 - 乙第13号議案 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 乙第 8 号議案から乙第11号議案まで
 - 乙第 8 号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
 - 乙第 9 号議案 沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
 - 乙第10号議案 沖縄県がん対策推進条例
 - 乙第11号議案 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 乙第 7 号議案、乙第14号議案及び乙第15号議案
 - 乙第 7 号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
 - 乙第14号議案 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
 - 乙第15号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 乙第24号議案及び乙第26号議案から乙第29号議案まで
 - 乙第24号議案 那覇市の中核市指定に係る申出の同意について
 - 乙第26号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

- 乙第27号議案 沖縄県収容委員会委員の任命について
 乙第28号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
 乙第29号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 日程第6 乙第30号議案及び乙第31号議案
 乙第30号議案 沖縄県監査委員の選任について
 乙第31号議案 沖縄県監査委員の選任について
- 日程第7 乙第16号議案及び乙第23号議案
 乙第16号議案 工事請負契約について
 乙第23号議案 指定管理者の指定について
- 日程第8 乙第22号議案
 乙第22号議案 損害賠償額の決定について
- 日程第9 乙第17号議案から乙第21号議案まで及び乙第25号議案
 乙第17号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第18号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第19号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第20号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第21号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第25号議案 県道の路線の廃止について
- 日程追加 真地久茂地線識名トンネル工事契約問題の調査に関する件
- 日程第10 陳情第87号、第93号及び第100号
 陳情第87号 女性の視点からの防災対策に関する陳情
 陳情第93号 暴力団排除条例の廃止に関する陳情
 陳情第100号 沖縄振興特別推進交付金の町村自己負担分の支援に関する陳情
- 日程第11 陳情第88号
 陳情第88号 メジロ・愛玩鑑賞目的の捕獲禁止に関する陳情
- 日程第12 陳情第75号、第78号、第80号、第115号、第117号、第118号及び第124号
 陳情第75号 米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情
 陳情第78号 米国原子力潜水艦のホワイト・ビーチ機構に反対する陳情
 陳情第80号 宜野座村道1号線の返還に関する陳情
 陳情第115号 オスプレイの沖縄配備に断固反対する県民大会に関する陳情
 陳情第117号 MV22オスプレイ配備に断固反対する県民大会開催に関する陳情
 陳情第118号 オスプレイ沖縄配備の撤回を求める県民大会の開催に関する陳情
 陳情第124号 MV22オスプレイ配備に反対する県民大会の開催に関する陳情
- 日程第13 閉会中の継続審査の件

出席議員(48名)

議長	喜納昌春君	9番	玉城満君
副議長	浦崎唯昭君	10番	西銘純恵さん
1番	上原章君	11番	比嘉京子さん
2番	砂川利勝君	12番	吉田勝廣君
3番	具志堅透君	13番	島袋大君
4番	又吉清義君	14番	中川京貴君
5番	末松文信君	15番	桑江朝千夫君
6番	儀間光秀君	16番	座喜味一幸君
7番	新田宜明君	17番	呉屋宏君
8番	仲村未央さん	18番	仲宗根悟君

19 番 崎 山 嗣 幸 君
 20 番 山 内 末 子 さん
 21 番 瑞慶覧 功 君
 22 番 渡久地 修 君
 23 番 大 城 一 馬 君
 24 番 嶺 井 光 君
 25 番 前 島 明 男 君
 26 番 照 屋 守 之 君
 27 番 新 垣 良 俊 君
 28 番 仲 田 弘 毅 君
 29 番 新 垣 安 弘 君
 30 番 當 間 盛 夫 君
 31 番 照 屋 大 河 君
 32 番 狩 俣 信 子 さん

33 番 赤 嶺 昇 君
 34 番 新 垣 清 涼 君
 35 番 前 田 政 明 君
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 41 番 新 垣 哲 司 君
 42 番 具 志 孝 助 君
 43 番 新 里 米 吉 君
 44 番 高 嶺 善 伸 君
 45 番 奥 平 一 夫 君
 46 番 玉 城 義 和 君
 47 番 玉 城 ノブ子 さん
 48 番 嘉 陽 宗 儀 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君
 次 長 鉢 嶺 元 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君
 課 長 補 佐 上 原 貴 志 君
 主 幹 佐久田 隆 君
 主 査 嘉 陽 孝 君

政 務 調 査 課 長 知 念 正 治 君
 副 参 事 大 村 三 君
 主 幹 幹 上 地 聡 君
 主 幹 幹 宮 城 弘 君
 主 幹 幹 宮 城 優 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

7月10日の会議において設置されました米軍基地関係特別委員会及び公共交通ネットワーク特別委員会の委員長から、同日の委員会において米軍基地関係特別委員長に新垣清涼君、同副委員長に又吉清義君、公共交通ネットワーク特別委員長に金城勉君、同副委員長に新田宜明君をそれぞれ互選したとの報告がありました。

次に、昨日、嘉陽宗儀君から、「真地久茂地線識名トンネル工事契約問題の調査に関する動議」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○照屋 守之君 議長、休憩願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前11時12分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

日程第1 乙第2号議案から乙第6号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第2号議案から乙第6号議案までの条例議案5件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び企画部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第2号議案「沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例」は、知事に属する附属機関として設置した沖縄県漁業協同組合合併推進協議会及び沖縄県自由貿易地域審議会を廃止するため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第3号議案「沖縄県の事務処理の特例に関

する条例の一部を改正する条例」は、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法の一部が改正されたこと等に伴い、条例の規定を整理する必要があることから条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第4号議案「沖縄県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例」は、地方自治法施行令の一部が改正され、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人の範囲を拡大する必要があることから条例を制定するものである。

主な内容は、知事の調査等の対象となる法人として、沖縄県が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人等を定めることであるとの説明がありました。

本案に関し、知事の調査等の対象となる法人の範囲が拡大することによって何がどう変わるのか、また、今年度約55億円の観光予算が県から委託される沖縄観光コンベンションビューローは調査対象に入っていないが、チェック体制はどうしていくのかとの質疑がありました。

これに対し、県は、毎年県出資法人の予算の執行状況、収支の状況等を議会に報告しているが、今回の調査等の対象の拡大により議会の監視機能の強化が図られる。また、沖縄観光コンベンションビューローについては、県出資額が4分の1未満であるが、県から職員を派遣しているので、公社等の指導監督要領に基づいて、組織から人事管理、資金管理、会計管理、経営評価等について指導ができるとの答弁がありました。

そのほか、これまでの調査の状況などについて質疑がありました。

次に、乙第5号議案「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄振興特別措置法に基づく観光地形成促進地域等の区域内における県税の課税免除の措置に関する規定を整備する等の必要があることから条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、これまでの課税免除総額は幾らだったのか、今後の課税免除想定額はどれくらいかとの質疑がありました。

これに対し、直近5カ年間の課税免除実績は約16億1900万円で、向こう5カ年間の想定額は約27億9600万円であるとの答弁がありました。

次に、特別自由貿易地域及び自由貿易地域が廃止になって国際物流拠点産業集積地域に統一されるということだが、これは特別自由貿易地域がうまくいかなかったと理解してよいのかとの質疑がありました。

これに対し、評価はいろいろあると思うが、業種や

所得控除適用の拡大、「専ら」要件の緩和など条件整備をして拡充したということであるとの答弁がありました。

そのほか、企業誘致、補助のあり方などについて質疑がありました。

次に、乙第6号議案「沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例」は、ライフサイエンス分野における研究開発機関相互の有機的な連携による研究開発を促進し、もって県内における科学技術の振興に資するため沖縄ライフサイエンスセンターを設置するとともに、その管理に必要な事項を定める必要があることから条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄ライフサイエンスセンター設置のねらいと展望はどうなっているのか、また、ことし9月に開学予定の大学院大学との兼ね合いはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄ライフサイエンスセンターは、沖縄の魅力を出しながら県内の創薬ベンチャーや県外の創薬企業を呼び込んで沖縄の微生物を活用した新しい薬を研究してもらうとともに、将来的にはここで薬をつくっていけるような研究の第一歩の施設だと考えている。既に県内ベンチャーと沖縄科学技術大学院大学が海洋微生物からの創薬の可能性について研究を始めており、当該施設を設置することによって県外の研究機関やバイオベンチャーがさらに集積するものと考えている。沖縄科学技術大学院大学を核とした知的産業クラスターを実現するための一つのステップとして沖縄ライフサイエンス研究センターを設置するものであるとの答弁がありました。

次に、沖縄ライフサイエンスセンターを設置する経済的メリットはどういうことを想定しているかとの質疑がありました。

これに対し、本土や県内のベンチャー企業が入居するので、直ちに新たな雇用が生まれるということではない。沖縄科学技術大学院大学を核とした知的クラスターは、健康や医療を活用して沖縄の新たな産業を興すのが目標になっており、5年ないし10年スパンで考えていただければ相当数の雇用が生まれると思っている。県内の理系の人材を沖縄にとどめるという意味では、本土の製薬メーカーの研究機関に来ていただくことは大きなメリットがあると考えているとの答弁がありました。

そのほか、県内バイオ企業の状況、施設の維持管理費、指定管理者、特許、企業のオファーと入居企業の想定、県内企業の優先入居、設置場所などについて質

疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第2号議案から乙第6号議案までの5件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第2号議案から乙第6号議案までの5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案5件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案から乙第6号議案までの5件は、原案のとおり可決されました。

----- ・ ・ -----

○議長（喜納昌春君） 日程第2 乙第12号議案及び乙第13号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原 章君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 上原 章君登壇〕

○経済労働委員長（上原 章君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第12号議案及び乙第13号議案の条例議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第12号議案「沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例」は、沖縄振興特別措置法の一部が改正されたことに伴い、用語の意義等に関する規定の整理を行う必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、産業高度化・事業革新促進地域制度及び国際物流拠点産業集積地域が創設されたことなどに伴い所要の改正を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の制度見直しにより新たに変わった点は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回の制度見直しにより新たに変わった点は、特別自由貿易地域及び那覇市にある自由貿易地域が国際物流拠点産業集積地域制度になったことに伴い、法人所得の控除35%が40%に拡充されたこと、「専ら」要件が一部緩和されたこと、及び従来は沖縄本島の中南部を中心に13市町村が対象であった産業高度化地域が産業高度化・事業革新促進地域として離島も含めて全県に広げられたことなどであるとの答弁がありました。

次に、今回の改正により、製造業を集積していく上でのメリットは何かとの質疑がありました。

これに対し、当制度の内容に合致していれば、法人所得から40%控除されるため、実質の実効税率が約18%から19%になること。また、固定資産税の減免があることなどがメリットであるとの答弁がありました。

次に、沖縄が外国と勝負ができる制度設計のイメージについての質疑がありました。

これに対し、一国二制度をきちんと位置づけるべきだと考えており、また、アジアとの連携をしっかりとやること、物流の問題に対応していくことといった感覚を持っているとの答弁がありました。

そのほか、本来の特別自由貿易地域としてふさわしいものにしていくための方針、ハブ貨物空港を利用した県域内の生鮮食料品等の送り方、産業高度化・事業革新促進地域制度を沖縄全県に広げた理由などについて質疑がありました。

次に、乙第13号議案「沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄IT津梁パーク内にアジアIT研修センターを整備することに伴い、その使用料の徴収根拠等を定める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、沖縄IT津梁パーク施設にアジアIT研修センターを追加し、その管理を指定管理者に行わせる。また、アジアIT研修センターの施設使用料を定めるとの説明がありました。

本案に関し、アジアIT研修センターは何をすることかとの質疑がありました。

これに対し、県内のIT企業のアジアへの進出を促す、また、アジアの人材を活用してアジアと国内の企

業が展開するビジネスを沖縄で展開していただくなどアジアビジネスの集積をIT津梁パークに図っていく、それに対応できる県内の人材を育成し、また、国内のプロジェクト案件の受注を進めていくために必要な人材を育成していくための研修センターであるとの答弁がありました。

そのほか、企業の入居する見通し、指定管理料などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第12号議案及び乙第13号議案の2件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第12号議案及び乙第13号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案及び乙第13号議案の2件は、原案のとおり可決されました。

----- ・ ・ -----

○議長（喜納昌春君） 日程第3 乙第8号議案から乙第11号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 呉屋 宏君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 呉屋 宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋 宏君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第8号議案から乙第11号議案までの条例議案4件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第8号議案「沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、介護保険法の一部改正に伴い介護サービス情報調査手数料等に係る規定を改める必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、介護サービス情報調査手数料を納めるべき者を改めること、介護サービス情報公表手数料を廃止するとの説明がありました。

本案に関し、介護サービス情報公表手数料を廃止する理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、各都道府県が設置管理していた情報公表に関するサーバーを国が一元的に管理することになり、県の負担していた経費が不要となったことから、同条例の公表に係る手数料の部分を削除するものであるとの答弁がありました。

次に、介護サービス情報調査に係る変更内容はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、介護サービス情報調査は、これまで全事業所に調査が義務づけられていたが、今後は知事が必要と認める場合に調査を実施することになる。その詳細については、今後、国のガイドライン、各県の動向等を参考にして決定していくとの答弁がありました。

そのほか、情報公表制度の意義、県が調査機関に支払う調査手数料の額、介護保険法改正の経緯などについて質疑がありました。

次に、乙第9号議案「沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、特別養護老人ホーム等の施設の円滑な開設に係る事業を引き続き実施するため、基金の設置期間を平成25年12月31日まで延長するとともに、条例の規定の整理を行う必要があることから条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、介護職員の処遇改善はどのようなものになっているかとの質疑がありました。

これに対し、平成21年10月から平成24年3月までは介護職員処遇改善交付金が支給されており、平成24年4月以降は介護報酬に円滑に移行するための例外的かつ経過的な取り扱いとして、介護報酬の中で介護職員処遇改善加算として算定されることとなっている。なお、平成27年以降については、本報酬の中で支払われる予定になっているとの答弁がありました。

次に、処遇改善加算により介護報酬が引き上げられると考えるが、介護利用者の利用料に影響はあるかと

の質疑がありました。

これに対し、処遇改善加算により介護報酬が引き上げられることにつながり、介護利用料金にはね返ることになる。介護保険料においては、利用した介護サービス料金の9割が介護保険から支払われ、1割は利用者負担となっていることから、利用者負担が増加するとの答弁がありました。

次に、施設開設準備等助成事業において、平成24年度の実施見込みはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、小規模特別養護老人ホームが1カ所、広域型特別養護老人ホームが1カ所、認知症高齢者グループホームが9カ所及び小規模多機能型居宅介護事業所が9カ所、計20カ所の補助を計画しているとの答弁がありました。

次に、第5期沖縄県保健福祉計画で、広域型特別養護老人ホームの定員を374床増床整備する計画をしているようだが、対象者の人数を考えるともっとふやすべきだと考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、平成23年の調査において、特別養護老人ホームの待機者については、在宅高齢者2200人のうち、特に特別養護老人ホーム等の入所の必要性が高いと見込まれる高齢者がおよそ1000人いるが、定員としては、特別養護老人ホーム、地域密着型特別老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム等で1050床の増床整備を図る計画があることから、ほぼその中で入所が可能と考えているとの答弁がありました。

そのほか、介護職員の処遇改善の検証、介護保険広域連合及び市町村に対する県のかかわり方、介護施設の運営等に対するチェック体制、介護職員等の平均給与などについて質疑がありました。

次に、乙第10号議案「沖縄県がん対策推進条例」は、「県、県民、保健医療関係者及び事業者の責務を明らかにし、がん対策に関する基本的な事項を定めることにより、総合的かつ計画的にがん対策を推進する」必要があることから条例を制定するものである。

主な内容は、県、県民、保健医療関係者及び事業者の責務を定める。がんの予防及び早期発見の推進等県が講ずる施策を定める。がん対策推進のために必要な財政上の措置について定める。沖縄県がん対策推進協議会の設置について定めるとの説明がありました。

本案に関し、本条例を制定するに当たって、がん患者等関係者から意見が出され議論がされたと思うが、それらの意見はすべて条例に反映されたのかとの質疑がありました。

これに対し、がん患者等関係者から出された意見の

うち、就労支援、市町村の責務及び条例の見直し条項の追加の3点については、全庁的な調整を行った結果、条例への明記は難しいと判断されたが、がん患者への就労支援については、がん対策推進計画の中で具体的な施策として対応していくこと。市町村の責務については、県の責務として市町村と連携しがん対策を推進していくこと。見直し条項については、必要に応じて議会に条例見直しを提案していくことで整理がされたとの答弁がありました。

次に、沖縄県は特定健診や人間ドックの受診率が低い中、がん検診の受診率向上のためにこれらの検診と同時に受診させるような施策は持っているかとの質疑がありました。

これに対し、がん検診と特定健診を同時に実施することによって受診率のアップを図れないか議論をしており、県としては、現在、各市町村と連携して推進していく方向で取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、緩和ケアの推進について、医療従事者の育成はどのような状況になっているのかとの質疑がありました。

これに対し、医療従事者に緩和ケアについて理解を深めてもらう目的で、がん診療連携拠点病院での研修会の実施、国立がんセンター等での研修会旅費の負担を行っており、平成24年2月現在で、緩和ケアの研修を修了した医師数は北部圏域で41名、中部圏域で122名、南部圏域で217名、宮古圏域で18名、八重山圏域で12名の合計410名となっている。なお、この研修会は看護師等も対象としており、今後も引き続き実施していくとの答弁がありました。

次に、沖縄県がん患者支援モデル事業の内容はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、同事業は地域医療再生基金を使って離島の患者等を中心に情報提供や出張相談会等を実施していくもので、臨床心理士等が運営するNPO法人に委託しつつ患者会と連携しながら進めていく仕組みである。予算額は、今年度約1000万円で、2カ年の事業として予定しているとの答弁がありました。

次に、がん診療連携拠点病院は何カ所あるか、また、がん診療連携支援病院の整備方針はどのようなになっているかとの質疑がありました。

これに対し、がん診療連携拠点病院は、琉球大学附属病院のほか、中部圏域に県立中部病院、南部圏域に那覇市立病院の計3カ所が整備されている。その他の圏域については、がん診療連携支援病院として北部地区医師会病院、県立宮古病院、県立八重山病院が位置づけられている。また、県立宮古病院、県立八重山病

院については、整備計画に合わせ将来的に機能を充実させることを検討したいとの答弁がありました。

そのほか、財政上の措置、沖縄県のがん罹患率、患者会連合会の活動、離島患者を対象とした宿泊施設の整備などについて質疑がありました。

次に、乙第11号議案「沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例」は、児童福祉法及び介護保険法の改正に伴い、修学資金の返還債務の免除に関する規定を整理する必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、看護師等として一定期間勤務した場合に修学資金の返還が免除される対象施設を、重症心身障害児施設から医療型障害児入所施設に改めるとの説明がありました。

本案に関し、現在貸与を受けている看護師等が返還免除される勤務先の医療機関の範囲はどのようになっているか、また、特別養護老人ホームは対象になるかとの質疑がありました。

これに対し、県内すべての医療機関が対象になる。ただし、特別養護老人ホームは介護施設なので免除の対象ではないとの答弁がありました。

次に、沖縄県内に看護職員を養成する施設はどれくらいあるか、また、どれくらいの学生が修学資金を利用しているかとの質疑がありました。

これに対し、看護職員を養成する施設は、大学が3校、養成所が5校あり、学生数2446名のうち、平成23年度は315名に沖縄県看護師修学資金を貸与しているとの答弁がありました。

そのほか、修学資金の給付制度導入、返還免除の条件、特別な事情による返還猶予、返還免除に係る勤務期間、今後の看護職員の需給見通しなどについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第8号議案から乙第11号議案までの4件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、乙第10号議案については附帯決議の提出があり、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第8号議案から乙第11号議案までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案から乙第11号議案までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第4 乙第7号議案、乙第14号議案及び乙第15号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長中川京貴君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 中川京貴君登壇〕

○土木環境委員長（中川京貴君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第7号議案、乙第14号議案及び乙第15号議案の条例議案3件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、環境生活部長及び土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第7号議案「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」は、生食用食肉の安全性を確保し、食中毒の発生を防止するため、生食用食肉に係る国の規格基準が追加されたこと等に伴い、生食用食肉に係る営業施設の基準を追加するため条例を改正するものである。

主な改正内容は、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令等が施行されたことから、条例における根拠規定を改めると生食用食肉に係る営業施設の基準を追加するものであるとの説明がありました。

本案に関し、近年の県内における食中毒件数はどれくらいかとの質疑がありました。

これに対し、平成22年は発生件数が4件で、患者が17人であり、原因はカンピロバクターという細菌であるとの答弁がありました。

次に、県内における食品衛生法上の営業許可施設は

どれぐらいで、これまで営業許可が取り消された例はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、営業許可を受けているのは2万8465施設であり、営業許可を取り消した事例はないとの答弁がありました。

次に、乙第14号議案「沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例」は、県民広場地下駐車場利用者のさらなる利便性向上を図るため、これまで利用時間ごとに加算されていた利用料金基準額に上限を設けるため条例を改正するものである。

主な改正内容は、二輪車及び四輪車の時間内駐車における利用料金の基準額に上限を設けるとともに所要の改正を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、現在の地下駐車場の利用状況はどうなっているのか、条例改正による収支の見通しはどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成20年度が18万3702台、平成21年度が17万4924台、平成22年度が15万7858台、平成23年度が16万3350台で、ピーク時の平成13年度から年々落ち込んでいる。条例改正により、年間400万円程度の収入増が見込まれるとの答弁がありました。

次に、乙第15号議案「沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例」は、西原マリnpークの施設に新たに施設を追加することに伴い西原・与那原マリnpークに名称を改めること、また、港湾法の一部改正に伴い条例に規定する港湾区域の定義について規定の整備を行う必要があるため条例の改正を行うものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第7号議案、乙第14号議案及び乙第15号議案の3件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第7号議案、乙第14号議案及び乙第15号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案、乙第14号議案及び乙第15号議案の3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第5 乙第24号議案及び乙第26号議案から乙第29号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました乙第24号議案の議決議案1件及び乙第26号議案から乙第29号議案までの同意議案4件の計5件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び企画部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第24号議案「那覇市の中核市指定に係る申出の同意について」は、那覇市からの中核市指定に係る同意の申し出について、地方自治法第252条の24第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、県が考える那覇市の中核市移行のデメリットは何か、県は権限移譲に当たって那覇市に何をやってあげられるのかとの質疑がありました。

これに対し、県としては、那覇市の中核市移行のデメリットについては想定していなかった。30万都市ということで、みずから住民サービスをより行いたいという那覇市の気持ちを酌んで中核市移行を県としても手伝いさせていただいている。県は、那覇市から職員を受け入れて研修を実施するとともに、那覇市に対しいろいろ助言・指導を行っているとの答弁がありました。

そのほか、中央保健所の譲渡、事務移譲に伴う職員と予算の変動などについて質疑がありました。

次に、乙第26号議案「沖縄県人事委員会委員の選任について」は、沖縄県人事委員会委員3人のうち1人が平成24年7月31日で任期満了することに伴い、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明

がありました。

次に、乙第27号議案「沖縄県収用委員会委員の任命について」は、沖縄県収用委員会委員7人のうち2人が平成24年7月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第28号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、沖縄県公安委員会委員3人のうち1人が平成24年7月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、公安委員会委員の任期はどうなっているか、また、人事のやり方はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、公安委員会委員の任期については、1期が3年で、更新が2回までという基準を設けている。また、選定に当たっては、公安委員会委員という役職に適する人物・識見を総合的に判断して選定しており、女性を1人入れるということも勘案しているとの答弁がありました。

そのほか、斬新な選考基準の作成について質疑がありました。

次に、乙第29号議案「沖縄県監査委員の選任について」は、監査委員4人のうち2人が平成24年7月31日で任期満了することに伴い、その後任を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、県のOBが監査するということでは第三者的な監査・チェック機能を果たすことができるかどうか疑問であるが、監査委員のあり方についてどう考えるかとの質疑がありました。

これに対し、議員から2人、外部からは税理士や公認会計士を監査委員として選任しているが、行政も多岐にわたる分野であるので、行政出身者も1人置くことでこれまでやってきているとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第24号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第26号議案から乙第29号議案までの4件は、全会一致をもってこれに同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時55分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより乙第24号議案及び乙第26号議案から乙第29号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第24号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第24号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 次に、乙第26号議案から乙第29号議案までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第26号議案から乙第29号議案までは、これに同意することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第6 乙第30号議案及び乙第31号議案を議題といたします。

休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時57分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました乙第30号議案及び乙第31号議案の同意議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を

御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第30号議案及び乙第31号議案「沖縄県監査委員の選任について」は、監査委員4人のうち2人が平成24年6月24日で任期満了したことに伴い、その後任を選任するため地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、監査委員の報酬については、常勤の委員で月額65万円、議員で月額12万5000円となっているが、行革の中で議論は出てきていないのかとの質疑がありました。

これに対し、監査委員の報酬については、九州各県と比較して極めて高い、やり方がおかしいということでもないのので今のところ議論はないが、全体的な行政委員の報酬については、行革という考え方も頭に入れながら検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか、監査委員を議員から選任する理由、監査委員の業務量などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第30号議案及び乙第31号議案は、全会一致をもってこれに同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第30号議案及び乙第31号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第30号議案及び乙第31号議案は、これに同意することに決定いたしました。

・ ・ ・

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時20分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

日程第7 乙第16号議案及び乙第23号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原 章君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 上原 章君登壇〕

○経済労働委員長（上原 章君） ただいま議題となりました乙第16号議案及び乙第23号議案の議決議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第16号議案「工事請負契約について」は、南大東漁港（北大東地区）掘削工事に係る工事請負契約について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約の相手方は、株式会社國場組・株式会社内間土建特定建設工事共同企業体であり、契約の方法は一般競争入札であり、契約金額は8億5205万4000円であるとの説明がありました。

本案に関し、南大東漁港の整備状況や利用状況はどうなっているか、工期はいつまでかとの質疑がありました。

これに対し、南大東漁港の北大東地区は、平成19年度に指定を受けて平成20年度から工事の着手をしており、今回の工事は約8億円の工事で、17万立米の石灰岩を掘削する工事である。大東島は、沖縄本島とは違ってリーフがないため岩盤を掘り込む形で整備をしている。このことが南大東漁港整備の大きな特徴である。利用状況としては、平成20年には約四十数隻の船の利用があり、工期は平成26年度までであるとの答弁がありました。

そのほか、今回の契約期間、落札率、工事の当初計画から完成するまでの間の予算額などについて質疑がありました。

次に、乙第23号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄IT津梁パーク施設企業集積施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、FROM & TTC コンソーシアムであり、指定の期間は、平成24年8月1日から平成25年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、FROM & TTC コンソーシアムに指定した経緯はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構は、情報関連企業の相談など沖縄県の情報産業振興の中で中心的な推進役を果たしてきた組織であり、施設管理者として一番適任である。またTTCはインキュベーション機能など、技術的な部分で企業の育成、創出に貢献した団体であり、これらが連携したFROM & TTC コンソーシアムが一番適した組織であるという認識で選定したものであるとの答弁がありました。

そのほか、指定管理者の公募の有無、指定期間が短い理由、IT津梁パーク施設企業集積施設への企業入居状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第16号議案及び乙第23号議案の2件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第16号議案及び乙第23号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案及び乙第23号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（喜納昌春君） 日程第8 乙第22号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 呉屋 宏君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 呉屋 宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋 宏君） ただいま議題となりました乙第22号議案の議決議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第22号議案「損害賠償額の決定について」は、医療事故に関する損害賠償について、地方自治法第96条第1項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例第8条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、平成23年1月26日に沖縄県立中部病院において、透析用カテーテル挿入時に血管を損傷し出血したことにより、患者が死亡したため損害賠償をするものであるとの説明がありました。

本案に関し、事故後、調査委員会等を持って原因解明は行ったのかとの質疑がありました。

これに対し、事故の発生を受けて、内科、外科の医師を集めて事故の原因究明に努め、事故報告書を作成している。報告書によると、患者の状態が本来とは非常に違った状況にあり、本来の手技とは異なる方法をとらざるを得なかったことが事故に至った主な原因ではないかとなっているとの答弁がありました。

次に、当時の医療体制は万全であったのかとの質疑がありました。

これに対し、担当していた2人の医師は、卒後7年目の医師で、過去に同様な症例の手技を数回行った経験を持っており、医療体制に問題はなかったとの答弁がありました。

次に、損害賠償に係る保険はどのようなになっているのか、また、その保険料は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、県立病院は、自治体病院協議会を通じて損保ジャパンと契約をしており、賠償金はその保険で賄うことができる。また、その保険は各病院ごとに加入しており、保険料の合計は総額で約4500万円であるとの答弁がありました。

そのほか、損害賠償金の請求額、事故の公表などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。

すが、採決の結果、乙第22号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第22号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第22号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

————— ・ ・ —————

○議長（喜納昌春君） 日程第9 乙第17号議案から乙第21号議案まで及び乙第25号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長中川京貴君。

—————
〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

—————
〔土木環境委員長 中川京貴君登壇〕

○土木環境委員長（中川京貴君） ただいま議題となりました乙第17号議案から乙第21号議案まで及び乙第25号議案の議決議案6件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第17号議案から乙第21号議案までの「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」の5件は、工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

契約金額変更の主な内容は、伊良部大橋の橋梁内部点検時の安全確保のため検査路を新たに設置するとともに、橋梁の構造や橋げた工法を一部変更する必要があるためであることと、天候不良による作業工程の変更に伴い、一部資材の撤去費用を減ずる必要があるた

めであるとの説明がありました。

本案に関し、台風や地震に対する強度はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、風に対しては風速82.2メートルを想定しており、地震に対しては阪神・淡路大震災レベルの揺れに対応できる耐震構造になっているとの答弁がありました。

次に、フローティングクレーン船による上部工取り付けができなかった理由は何か、橋の完成はいつになるのかとの質疑がありました。

これに対し、けたを架設するときはクレーン船を固定しなければならないため小潮の時期に行うが、波浪と風の影響によりできなかった。完成は半年延びる可能性もあるとの答弁がありました。

次に、乙第25号議案「県道の路線の廃止について」は、多良間村から県道233号線を村道として管理したいとの要望があるため、県道233号線の路線を廃止し、多良間村に移管するものであるとの説明がありました。

本案に関し、多良間村が村道へ変更したいと要望している背景は何かとの質疑がありました。

これに対し、県道としての整備はすべて完了しており、村としては村道として受け入れ、普通交付税の受け入れを考えているようだとの答弁がありました。

次に、県道としての整備はいつ完了しているのか、維持管理費はどのぐらいなのかとの質疑がありました。

これに対し、供用開始は平成4年3月であり、一部は新多良間空港完成の段階から県道に移管しているので、路線の半分程度が約20年経過している。平成23年度の維持管理費は約174万3000円であるとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、乙第17号議案から乙第21号議案まで及び乙第25号議案の6件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第17号議案から乙第21号議案まで及び乙

第25号議案の6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第17号議案から乙第21号議案まで及び乙第25号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

----- ・ ・ -----

○議長（喜納昌春君） この際、お諮りいたします。

真地久茂地線識名トンネル工事契約問題の調査に関する動議を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、真地久茂地線識名トンネル工事契約問題の調査に関する動議を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 真地久茂地線識名トンネル工事契約問題の調査に関する件を議題といたします。

この際、提出者の説明を求めます。

嘉陽宗儀君。

〔真地久茂地線識名トンネル工事契約問題の調査に関する動議 巻末に掲載〕

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 こんにちは。

私は、真地久茂地線識名トンネル工事契約問題に関する百条調査委員会の設置の動議を提出、賛同者を代表して提案します。

そもそもこの問題は、国庫補助金の返還問題にまで発展し、県民に莫大な損害を与えるという問題を抱えていながら、いまだにその真相が解明されていないという事態になっています。

私たちは、これまで本会議や委員会の質疑を通じて真相究明のための努力をしてまいりました。ところがいまだに解明されていない多くの疑問点が残ったままです。そのほかにも、偽造公文書作成・同行使罪の犯罪がなぜ発生したのか、架空工期問題、沈下対策工事をめぐる問題など、数多くの解明すべき事項があります。真相を解明するために、本土ゼネコンからの事情調査をすべきということで、私は前期の議会で百条調査委員会の設置を求めましたが、参考人呼び出

しでやってからだとということになり、その設置は持ち越されていきました。業者が参考人呼び出しを拒否している以上、どうしても次の段階に進めて真相究明をすべきだと思います。それで百条調査委員会による真相究明をすべきという立場で次のとおり提案します。

下記により真地久茂地線識名トンネル工事の契約問題の調査に関する動議を提出する。

記

1、調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1)、真地久茂地線識名トンネル工事の契約問題について。

2、特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び沖縄県議会委員会条例第3条の規定により、委員14人から成る識名トンネル工事契約問題調査特別委員会を設置して、これを付託するものとする。

3、調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4、調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては86万円以内とする。

2012年7月18日、沖縄県議会議長 喜納昌春殿。

提出者 嘉陽宗儀、賛同者 仲宗根悟、新里米吉、新垣清涼、奥平一夫、當間盛夫。

以上です。

○議長（喜納昌春君） この際、申し上げます。

ただいま「真地久茂地線識名トンネル工事契約問題の調査に関する件」に関し説明がなされましたが、本件に対する質疑、討論の取り扱い等について議会運営委員会において御協議願いたいと存じます。

暫時休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後2時52分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○**照屋 守之君** ただいま議題となっております「真地久茂地線識名トンネル工事契約問題の調査に関する件」について質疑を行います。

私は、今回の動議による百条委員会の設置については、議会の全会一致で進めるべきであると考えているものであります。今回の提案についてはその手続等々も含めて拙速であると考えますのでございます。現状の課題を解決をしながら、クリアしながら、百条委員会の設置は全会一致で設置すべきであるということのことは今もって変わりません。

そこで質疑を行います。

まず1番目、識名トンネル問題については、県議会の委員会審査、あるいはまた本会議、さらには議員の調査権、第三者委員会の調査報告書や、県の行政考査等により客観的にも原因究明や全容解明がなされてきたところであります。さらにまた県知事は県民におわびをし、みずからの責任の所在や関係者の処分も行ってきたところでございます。さらにまたこの件については、刑事告発を受けて警察の手にゆだねられ、全容解明が行われているところでございます。百条委員会の設置は刑事告発がされる前の2月定例会が最もタイミング的にはよかったものと思われまゝ。なぜそのタイミングを逸して今のタイミングでの百条委員会の設置でしょうか、御説明をお願いします。

2点目、今回の識名トンネル関連工事の件については、総合事務局から本件事業の解明を司法にゆだねるために補助金適正化法第29条第1項及び第33条第2項、並びに刑法第156条及び158条に該当するものとして刑事訴訟法第239条2項に基づき告発が行われているところでございます。つまり、本件については既に全容解明が警察の手にゆだねられ、補助金の交付を受けた同事案の経緯や責任の所在が明らかになってまいります。つまり、警察の捜査以上の全容解明が百条委員会によって行われることはないと考えますのでございます。改めて百条委員会設置の意義が問われます。御見解をお願いします。

3、警察の捜査が進む中での百条委員会での説明員、あるいは参考人招致、あるいはまた証人喚問、このことは警察の捜査を理由に答弁を控えることになり、そうなりますと全容解明のための百条委員会の設置、運営が問われてくるものであります。このことを理解しながらあえて百条委員会の設置をする目的について御説明をお願いします。

4、県はこの問題の重要性にかんがみ、県知事の減給を初め土建部長の更迭など、県民に謝罪をし、関係

者の処分を決定しております。今回の百条委員会の設置は県当局のこの問題に対する処分についても影響を与えるものになるのでしょうか。御見解をお願いします。

5、百条委員会で職員の条例違反等が発覚した場合に、刑事告発も視野に入れての百条委員会設置をお考えかお伺いをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○**議長（喜納昌春君）** 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○**嘉陽 宗儀君** 本来ならこのみんなで話をしてから答弁をすべきですけれども、私のほうが長い間かわってきたということもありまして、まず私のほうから照屋守之議員の質疑についてはお答えさせていただいて、足りないのはまた向こうのほうで補足説明しますのでよろしくお願いします。

まず初めの質問は、やはり全会一致で調査すべき、それから議員の責任で調査すべき、そういう刑事告発もやられているのになぜ今の時期なのかということなどを言われていましたけれども、この百条調査委員会を私どもが提起したのは、あくまで県議会の権能に基づいて、やはり行政のチェック機関として、県民の負託にこたえていくという立場がどうしても必要だと。議会基本条例の中でも、第21条に「地方自治法第100条第1項の規定による県の事務に関する調査の権限、同法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査の委託等同法に規定するその他の議会の権能に関する制度を活用するものとする。」。百条調査委員会を活用して、大いに県議会としてのチェック機能を十分に発揮すべきだというのがあります。だから、あえてやはり今のこの時期でやるべきだという県民の大きな声がありますから、それで私どもは今回提起をしているわけです。

それから刑事告発等の問題が幾つかありましたけれども、刑事告発しているので捜査にも影響するんじゃないかということの御質問がありました。私は今議会で警察の対応についていろいろ伺いました。今警察が捜査しているのは、その偽造公文書の作成、同行使罪、幾つかやっておりますけれども、今私どもが調べようとしているものとはかみ合わないものが大分残っていますから、警察は警察の立場で当然捜査を徹底してやるべきです。しかし私が特にこの百条調査委員会で問題にしたいと考えているのは、例えばこの工事は当初の予算価格が49億3395万円であったものが、請負率47.2%の低入札であったためにこの差額が26億295万円もありましたと。このような場合に県は、低入札調

査基準価格を設定し、その他の工事などを防止する仕組みがそれぞれとられていますけれども、そういう仕組みを無視して契約は進められています。この低入札価格は38億6662万5000円です。今の制度は、この低入札調査基準価格を下回る価格で申し込みをした者がある場合は、県は決定を一時保留し、業者から事情を聴取し、それから具体的には実施することになっていきますけれども、県はそういう落札したものについて、業者から聞き取りしなければならぬのにそれもやっていない。なぜかと、そもそも発端はここにあるんです。設計はどこにやったか、その設計に基づいてどういう工事をするか。大体積算したら積算価格よりも半分以上というのは当然考えられないわけですから、今の制度上は業者にも注意をしていろいろ資料を求めるようなものがあります。そういう基本的な大型公共工事の入札制度のやるべきことをやっていない、このところがそもそもの発端になっています。だから、資料も議事録も大分持ってきていますけれども、そういう意味では警察が調べているから県議会が百条調査委員会をやる必要がないというのは、全く道理に当たらない、そういう立場だと私は考えています。

それから刑事告発の中身と我々が今百条で真相解明する、いろいろな問題があります。これはいずれまた出てくると思いますが、説明しますけれども、だから我々が今百条調査で調べようというのは、これまでの土木行政というのはあの談合事件からペナルティーの問題からたくさんありましたね。この際、常に国の会計検査院から指摘されて沖縄の土木工事についてのさまざまな疑惑が出るような、こういうものはやっぱりきちっと我々自身が百条調査委員会を開いてこういう体質を改善していくと、ここまでの展望を持って徹底して百条では調べていく必要があると思います。

それからもう既に知事の減給もやった、処分も決まっているのにといいますけれども、大体知事がなぜあの減給をしたのか。知事はどういう責任を問われてどの程度のいわゆる過料を科すべきだったかというのは全くわからない。何で突然ああいう額が出たかというのはわからない。私から考えれば、あの過料を科したことによってふたをするつもりじゃなかったかなという疑問まで持っているわけです。ああいう少なくとも罰になるようなものについては、徹底して原因究明をして、知事の責任がどこにあったかということを議会として決めてからああいう処分をやるべきであって、今は全くわからないままに進められていっているのはやっぱり納得できないという程度にして、あとはほか

の議員が必要であればまた補足しますのでよろしくお願ひします。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 先ほどでほとんど答えられていると思いますが、1つ、なぜ2月定例会じゃなくて今かという質問がありました。

私たちは9月に発覚して後この間、本会議それから委員会でもこの問題をずっと取り上げてきているわけです。そして2月定例会においては、そのときから百条の話が出ていましたが、野党総体としてはむしろ今委員会の中でまずは参考人招致をしてその中で真相解明をしていって、そしてそこで不十分であれば現在私たちが提起している百条も視野に入れていかないといかぬだろうという協議をしておりました。ところが、百条だったらみんな証人あるいは参考人と呼ばれると正当な理由がない限り出席をしなければなりません、参考人のときは出席しなくてもいいんですね。それが実際に出てまいりました。企業のほうは出席しませんでした。そういう意味では、参考人招致では不十分であると。それは4月の段階での参考人招致になりましたので、その後のことを考えますと、今議会、6月定例会で百条について検討していかないといけないということになったというふうに理解をしていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 ただいまの質問にありました職員の刑事告発を意図したものかという質問については、この委員会は刑事告訴しようというものではありません。真相究明をするのが主な目的でありますけれども、委員会の議論の中でその経緯を見ながら、もしも重大であるというふうなことがあればそれは委員会の中で検討していくということになるかと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時10分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 この百条調査委員会をやってどういう展開になるか、その結果はいろいろ出てくると思うんですが、少なくとも百条調査委員会の設置目的は、今県民が抱いている疑惑・疑問、これを解明する、真相を究明する、これが目的です。その場合に、私はずっと前の議会から百条調査委員会の設置を要求

しました。理由は、私議事録たくさん持っていますけれども、議会のたびごとに同じ質問をしても執行部側の答弁が大分違っている、違っている。執行部の答弁自身も、私、今精査していますけれども。そうすると、議会で質疑をしても答弁強要をしたり、違った答弁をする。こういうものをそのままにしていたんじゃ真相究明にならないと。だからあくまで虚偽、うそついたらだめだと百条調査委員会ではやりきちっとたがをはめてから追及しないと、平気で議会で間違ったことを言って後で別の答弁するようなことをそのまま続けさせたのでは、これ真相究明できないと思います。

それから、参考人招致をしてからそれでもだめなら百条でいいんじゃないかというのが前の議論でした。結果は参考人招致で、八重山からも前の漢那部長含めていろいろ参加してもらいましたけれども、参考人招致の限界があって、私どもが調べた事実もどうもちゃんとしていない。だから、これでやはり百条調査に行って虚偽の答弁をしたらだめですよということをきちっとさせる必要があると。それから特にこの問題、さっき最初に言いましたけれども、本土ゼネコンここが大きな問題だと思うんですけれども、参考人招致のときに出頭を拒否しています、行く必要ないと。そうすると県議会は、この大事な識名トンネルの疑惑解明について、肝心なところが何も明らかにされないままに終わってしまうということになる。これはやはりまずいと思いますね。そういう意味ではどうしても百条調査委員会にちゃんと出席を、法律的にも義務を課して、それで県民の前で堂々と質疑をしていくということが県民の負託にこたえる道だと思います。これはそういうことにします。

それから、警察の捜査を理由にいろいろ答弁も控えるとかいうことが出てくるんじゃないかというのがありました。これも実際、現場でどういう展開になるかわかりませんが、さっき言いましたように、今警察が捜査している中身は非常に明確です。私どもはそれ以外でも、百条ではさっき言った調べるべきものがたくさんありますから、別にこちらが質問するから警察の対応で答弁できませんということは許されない。そういう中身で質疑をしていきたいというぐあいに考えています。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 3 時 13 分 休憩

午後 3 時 17 分 再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 先ほど県のほうがどういう基準で処分をしたのかも明らかではないというふうに明確に答えているわけです。ですから、それはむしろ百条委員会の中で明らかになっていったらどうなるかということが決まってくるんであって、それをまた百条委員会も設置して質疑もしないうちに、今私たちがああです、こうですと言える状況じゃないと思いますよ。だから百条委員会を設置して、その中でどういう中身の真相究明がされていくか、それを踏まえての話になってくると思います。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 再質疑を行います。

先ほどこのタイミングの質疑をさせていただきましたけれども、この答弁の中で49億の請負額の部分の低入札47.2%、たしかこれは国際競争入札じゃないですか。それに下限はないですね。そういうのも含めてのことなんですけれども、ただこの百条委員会を設置する今のタイミング等々も含めて、先ほど県民の声ということもありましたけれども、2月定例会等々も含めてやっぱり我々がこういういろんな県の調査・第三者委員会あるいは県議会の委員会、本会議等々も含めてこれこれこれが具体的にそういう形で究明をされてきちっとお互いに文書で確認をして、これこれこれについてはやっぱり現行のそういう今の議会の委員会、あるいは本会議ではなかなか厳しい。議会の現行の制度では厳しいので、より具体的にこういうものについてぜひ百条委員会を設置をしてこれを解明していくというふうなことになるんじゃないと、ただ全容解明とかということと言ってもなかなか厳しいと思うんですね。

ですから、そういうことも含めて改めて先ほど警察捜査との関係になりますけれども、実際に百条委員会があえてその警察の権限といいますか、それを越えることが果たしてできるのかそういうふうなことも含めて再度お伺いします。

これは百条委員会を運営をしていく中での証人とか、あるいはまた参考人招致、証人喚問等々も含めて警察の捜査が入っているというふうなことの中でこの議会が今百条委員会を設置して取り組みをしていこうというふうなことになるわけですから、当然警察もその百条委員会の動向、内容について注視をしていくことになります。ですから、その百条委員会の権限と司法の権限の部分についても再度お答えをお願いします。

さらには5点目の、その百条委員会が設置をされて真相究明がなされていく。その中ではやっぱり刑事告

発も視野に入れた対応をとというふうなことで私は受けとめておりますけれども、再度その理解でいいのか。さらには先ほどの職員の刑事告発ですね、この件についてもお願いします。

さらにまた先ほどの、現在の県当局の問題に対する処分についてです。先ほどこちらの中でその百条委員会が設置をされてその運営の結果によってはこの処分のかげんといいますか、処分に対する影響も与えるというふうな発言かのように受けとめましたけれども、それはそういうことになればどういう権限で知事部局のそういう処分に影響を与えていくのか、その件も含めてあわせて御答弁をお願いします。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 国際競争入札WTOの工事関係がありました。それでそれについては……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 簡潔に、静粛に。

○嘉陽 宗儀君 警察は捜査を越えるものであるかどうかということについては、これはさっきから何度も答弁していますけれども、警察で鋭意捜査している中身と、我々が今どうしても百条調査を設置して調査しなきゃならぬという中身には違いがありますから、別に警察の捜査権に影響を与えるというようなものじゃないだろうと思うし、それはしかし警察が我々の議会の審議を見てこれは事件だと思ったらそれは警察の問題であって、我々がやるとかやらないとかという問題じゃないと思います。

それから警察の対応について、職員の刑事告発はあるかどうかという問題についても、これは仮定の問題で、その時点での百条調査委員会で議論していけばいいわけであって、ここで今提案者のほうが決めてこういうことをしますということにはならないと思いますよ。

それから処分に影響するかどうか、これ今県の執行部の皆さん方が絡んだ職員について減給とかいろいろな処分をやりましたけれども、これはここの百条調査委員会のほうであれこれ議論する問題じゃなくて、これは県内部でやる自浄作用としてこういう問題があった場合どうするかというのはそこで決められるべき問題であって、ここのほうで決められるべき問題じゃないと私は思います。

○議長（喜納昌春君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。
座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 自民党の座喜味でございます。

真地久茂地線識名トンネル工事契約問題の調査に関する動議に反対する立場から討論を行います。

提出者が求める百条委員会の設置については、地方自治法第100条の規定により認められた議会の権能であることはよく理解しております。しかし、今回の動議については、その提出に至る経緯に疑問を感じるのであります。

これまで本沖縄県議会の議会運営委員会は、全会一致を旨として運営してまいりました。そこでは与野党間のそれぞれの意見や立場を主張したとしても、議会運営委員長は、汗をかき全会一致に向けて努力をしてきました。今回は、議会運営委員会において全会一致を目指すための努力がどれほどなされたのか疑問であります。新しい議会運営委員長の運営はその努力を行っておらず、特別委員会ありきに終始している感があります。

また、なぜ前議会で百条委員会の設置ができなかったかであります。今回、土木環境委員会において百条委員会設置の話し合いがなされ、自民党会派委員から、なぜ2月議会でそのような提案をしなかったかとの問いに対し——休憩中ではありましたが——選挙があったからと本音を漏らした野党委員がいたようであります。このような重要な問題を選挙と絡ませることは許されるものではありません。

また、この問題は既に沖縄総合事務局が刑事告発したことにより司法の手に渡っているところであります。これらのことから、この問題については、時間をかけて土木環境常任委員会において真相究明をする努力を与野党双方が行っていくべきものであります。

土木環境委員会では、百条委員会設置の動議が提出された際、この問題は重要事項であるから慎重に審議すべしとして議会運営委員会で議論するとの意見が一致し、議運に回されてきました。そして、議会運営委員会における審議で、百条委員会の持つ重さから慎重にすべきであること、土木環境委員会で参考人招致を含めもっと審議をすべきであること、司法の手に渡り捜査中であり期待する真相究明ができないことなどの意見があることから、慎重に時間をかけて審議すべきと主張しましたが、土木環境委員会で参考人が参加されなかった等の理由から議運での議論は打ち切られました。

これまで過去に設置された百条委員会については、

数カ月にわたる審議の上に全会一致で設置された経緯があり、今回、このような動議という形で慎重であるべき百条委員会の設置を推し進めるやり方は、乱暴と言われても仕方がないと考えます。

しかも、今議会に執行部は、県民に県行政への不審を抱かせただけではなく、多額の国庫補助金の返還という重大な事態を招いたことに対する責任として、知事給与月額100分の50相当額、3カ月減額の条例案を提出しており、さらに関係職員の懲戒処分、土木建築部長を更迭するなど責任を表明しているのであります。そのような中、知事給与減額に係る条例案を継続審議とし、百条委員会設置を強行し、動議で決着させようとするのは、これまでの議会運営をないがしろにするものであります。

よって、真地久茂地線識名トンネル工事契約問題の調査に関する動議については到底承服できるものではなく、反対の立場から討論を行いました。議員の皆様にはどうか御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん 社民・護憲ネットの仲村未央です。

地方自治法100条が定める議会の調査権に基づく特別委員会の設置について、賛成の立場から討論を行います。

昨年9月末、新聞報道によって識名トンネル工事補助金の不正受給、返還問題が発覚してから約10カ月、4回目の定例会となった本6月定例会が本日最終日を迎えます。この問題をめぐって県議会は、本会議及び所管の土木環境委員会において、なぜこのような虚偽の契約に基づく補助金申請が行われるに至ったか、問題の解明に努めてきました。47.2%という異例の請負率であったにせよ、残りの工事の随意契約において当初の請負率を乗じるべきとする会計検査院の指摘がなされていたことは第三者委員会の報告にも明らかなように、公共工事の発注に関する周知のルールであり、なぜそれをJVが強く拒否することができたのか。そのJVの拒否を受けて、あらかじめ定めてあった協議不調の際のしるしになぜ県は乗らなかったのか、乗れなかったのか。

去る3月30日に仲井眞県知事から沖縄総合事務局長に対して提出された不服申し立てには、次のような県の認識が展開されています。

本来なら紛争委員会に諮るべきだったが、解決までに時間を要することから市街地トンネル工事の安全性

を考慮して工事を先行させたものであり、（重大な過失には当たらない旨）御検討願いたいと。その上で、仮に本来のしるしをとっていても、協議が成立せず、請負業者から裁判が提起された場合には、この随意契約額が相当額と認定される可能性が高いなどの特段の事情があることから、総合的に考慮していただければ、補助金全額の返還と利息の請求は不当であると結論づけています。

地方自治法、補助金適正化法、財務規則、公共事業請負契約約款など、公共事業発注契約の根拠となるいづれの法令にも「特段の事情があれば“事後契約”、“虚偽契約”によって工事を先行できる」とする根拠はありません。が、それでも県は、みずから工期を偽装し事後契約したことの正当性を主張し、補助金返還命令を出した国のほうが「不当である」と断じているのです。こういう県の論理展開を見ると、一体何が問題だったと整理しているのかわかりません、反省しているのかもわかりません。しかし、一転、この不服申し立てが却下されると、途端にその主張をやめてしまいました。これもまた理由がわかりません。

こういったわからないだらけの中で、知事の自主的な減給、「更迭」とされる人事異動、退職した職員の自主返納がまるで一連の問題のけじめであるかのようには示されても、果たしてそれが妥当な判断なのか、重いのか軽いのか県民の理解に及ばず、総務企画委員会が知事の減給について、慎重審査のため継続審査としたのは至極賢明な判断であったと思います。

答弁で繰り返される「やむを得なかった」の大合唱を聞いていても、到底問題の本質に近づけませんし、これらの疑問について真相に迫るには、契約の一方の当事者であるJV側の見解、証言が肝心です。土木環境委員会は、今日まで持てる権能を尽くして参考人招致も行いましたが、JV側当事者はあらわれませんでした。真相に迫るための必要かつ決定的な情報を欠いたまま10カ月もの時間が過ぎており、このたびの百条委員会の設置動議は、慎重な審議を経た経過の中で常任委員会の限界が確認されたために、土木環境委員長から議運にその検討について要請され提出に至ったものであり、拙速の指摘は当たりません。

何より議会は、我々沖縄県議会は、議会基本条例第21条で明確に百条調査権に基づく制度の活用を規定しています。議会は、県民の負託にこたえ、行政の内部考査や行政が頼んだ第三者委員会とは別に、そして警察・司法の権限とは別に、固有に調査権を有しているものであり、その実践がまさに今、問われているのではないのでしょうか。

持てる権能を尽くして真相究明に当たること、職責を通じて情報を一層県民に公開し説明責任を果たすことが求められている。県民は県議会の動向に注目しています。

厳しい財政の折、経費の縮減に努め、県民にも負担の増大を求める中で、一般財源から5億8000万円の支出があったという事実を深刻に受けとめれば、常に適正な執行を促す議会として真相究明に後ろ向きでいていいはずはありません。

しかも、この補助金返還の支出に当たっての採決で示された議会の最終意思は否決、再議に対しても否決であったその経過をかんがみれば、今、執行部の立ち至っている事態がいかに重い責任の中にあるか、「やむを得なかった」で済まされる問題ではありません。

再発防止は真相究明を尽くしてこそであり、行政への信頼の回復もその中から生まれます。徹底した情報公開を通じ公平性、公正性、透明性を確保することが、ひいては県民の利益を守ることになる、そう確信し、以上を述べて百条委員会設置動議に対し賛成の立場からの討論といたします。

○議長（喜納昌春君） 桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 自民党会派の桑江朝千夫であります。

真地久茂地線識名トンネル工事契約問題の調査に関する動議に対して、反対する立場で討論を行います。

議会の権能と言いますが、この新たな11期の県議会で初の土木環境委員会の機能も権能もいまだ発揮しないうちに百条委員会を設置し、そこにゆだねていいもののでしょうか。新常任委員会で改めて参考人招致を行うなど、あるいは警察の捜査で新たな事実が出たとしたならば、その事実の追及は当然常任委員会でも可能であり、やるべきであります。それでも限界を感じたならば、我々もやぶさかではない。

百条委員会設置については、強制力を有する等大きな権限を有するという性格上、議会の全会一致は必要不可欠であると私は考えます。その設置については、多くの議論を時間をかけてでも全会一致を目指して設置すべきである。そうしなければ、多数会派の意のままに設置できる可能性もあるということで、このような前例を今議会で作ることは将来に禍根を残し、悪前例を残すこととなると思います。このような議会運営が初議会から平然と行われる、数の力で押し切る、こういう議会は危険な方向に行くのではないかと危惧するものであり、ゆえに同動議に反対をいたします。

議員の皆様には、御賛同いただきますようお願いを

いたします。反対討論といたします。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより「真地久茂地線識名トンネル工事契約問題の調査に関する件」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、「真地久茂地線識名トンネル工事契約問題の調査に関する件」は、可決されました。

----- ・ ・ -----

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後4時19分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

先ほど設置されました識名トンネル工事契約問題調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、識名トンネル工事契約問題調査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔識名トンネル工事契約問題調査特別委員名簿
巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時36分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

次の日程に入ります前に報告いたします。

識名トンネル工事契約問題調査特別委員長から、本日の委員会において、委員長に奥平一夫君、副委員長に前田政明君を互選したとの報告がありました。

○議長（喜納昌春君） 日程第10 陳情3件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました陳情3件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情3件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

・ ・

○議長（喜納昌春君） 日程第11 陳情1件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長中川京貴君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 中川京貴君登壇〕

○土木環境委員長（中川京貴君） ただいま議題となりました陳情1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情1件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

・ ・

○議長（喜納昌春君） 日程第12 陳情7件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長新垣清涼君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長 新垣清涼君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（新垣清涼君） ただいま議題となりました陳情7件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情7件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

・ ・

○議長（喜納昌春君） 日程第13 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 各常任委員長、議会運営委員

長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

休憩いたします。

午後4時41分休憩

午後4時41分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより閉会中の継続審査の件の採決に入ります。

お諮りいたします。

総務企画委員長からの申し出を除く各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 次に、お諮りいたします。

総務企画委員長からの閉会中継続審査申出書中、乙第1号議案を除く部分については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 次に、乙第1号議案を閉会中継続審査に付することについて採決したいと思いますですが、本案を閉会中の継続審査に付することについて討論の通告がありますので、順次発言を許します。

末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松 文信君 ただいま議題となっております乙第1号議案「沖縄県知事の給与の特例に関する条例」の継続審議について、反対の立場から意見を述べ、今定例会で採決を求める討論を行います

私は、きょうも名護から沖縄自動車道に乗って、この話題になっている識名トンネルを通過してまいりました。名護から来ると、これまではずっと真玉橋を回ってきたわけでありまして、この識名トンネルができたおかげで時間も相当短縮できて、非常にいいトンネルだなとこういうふうに思っております。そう思っているのは私一人ではないだろうと思いますが、県民もそういうふうに思っているのではないかと思っております。

そのように、既に供用されたトンネルの件について、今日まで問題を引きずってきていることについては私

は大変残念に思っております。というのは、これは県民としてもこの問題をこんなに長期化させるということについては本意ではないだろうというふうに思っているところであります。

本条例案は、識名トンネル工事に関する不適正な経理処理について、県民に県行政への不信感を抱かせ、多額の国庫補助金の返還を行うという重大な事態に至ったことを重く受けとめた知事が、みずから戒めるために給料月額100分の50相当額を3カ月間減額するものであります。

識名トンネル工事問題につきましては、平成23年11月から平成24年2月にかけて第三者委員会による調査が行われたほか、平成24年3月から5月にかけて県による行政考査が行われました。問題が発生した原因と再発防止策が取りまとめられたところでございます。

また、6月21日には、知事を本部長とする行政監理本部において、この問題に関する総括が行われ、その直後に開かれた記者会見において、県は謝罪を行った上で、この問題が発生した原因や再発防止策を公表したほか、3カ月間給料月額の50%を減額するという知事の自戒、そして関係した職員の懲戒処分、さらには土木建築部長の更迭という責任の表明を行ったところであります。

よって、この問題につきましては一定の整理がついたものと思われまふ。今後は、知事を先頭に再発防止策に取り組み、県民の信頼にこたえるような県政運営に努めるべきだと考えております。

この問題に関する真相の究明が不十分との意見がありますが、第三者委員会の報告書、そして行政考査結果報告書並びにこれらの報告書を踏まえて行われました本会議における答弁に見られるように、この問題が発生した原因は、職員の法令等に対する考え方が安易であったこと、低落札の契約であったことからさまざまなリスクが考えられるにもかかわらず、例えば追加工事の工事費に関する取り決めがなかった、管理者の指揮監督が十分でなかった、本庁の対応がずさんであったことなど業務遂行上の問題点が多々あったことと思います。そして、職員の危機管理に対する知識や意識が不十分で、起こり得る危機を見通せずに問題を先送りしてきたことなどが挙げられます。

これらのことについては、既に原因が究明されており、また、事案の経緯や問題が発生した背景なども第三者委員会の報告書や行政考査結果報告書で詳細に述べられているところであります。

このように、県として今回の問題の真相究明を行い、これに基づき職員の処分、再発防止策の公表、一定の

総括は既になされているものと考えております。

本条例案は、知事が県行政の最高責任者としてこの問題の責任を深く認識した上で提案したものであります。その真摯な姿勢を私は認めるところであります。

この上、本条例案を継続審議とすることは、この問題にけじめをつけることなくいたずらに先延ばし、県民に対して県政や議会が不信感をさらに増幅することにつながるものであると考えております。

県議会としては、今後、このようなことが二度と起こらないよう再発防止策の徹底を強く要望し、これを教訓として県行政の着実な推進を図るべきだと考えているものであります。

以上のことから、乙第1号議案「沖縄県知事の給与の特例に関する条例」について継続審議とすることに反対し、原案どおり可決すべきであると考えております。

議員諸侯におかれまして御賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 こんにちは。

社民・護憲ネット、照屋大河です。うるま市から高速を走り識名トンネルを通して私もきょう議会のほうに来ました。

賛成討論を行います。

乙第1号議案「沖縄県知事の給与の特例に関する条例」を閉会中継続審査に付することに対して賛成する討論を行います。

本案は、識名トンネル関連工事虚偽契約問題の引責として知事報酬の50%を3カ月減額するものであります。

しかしながら、同問題については、去る6月4日、沖縄総合事務局から補助金適正化法違反及び刑法の虚偽公文書作成・行使罪に該当するとして被疑者不詳のまま刑事告発され、同日付で受理されております。真相解明に関して、司法・警察の捜査が進められており、責任の所在すら明らかでない現段階において、優先すべきは知事報酬の減額によって問題をうやむやにしたまま事態の幕引きを図ることではありません。今、私たち沖縄県議会に求められているのは、徹底した審議

によって事実関係をつまびらかにし、問題発生の原因と経緯、責任の所在を明らかにした上で、県民への説明責任をしっかりと果たすことであります。

なお、識名トンネル問題については、本日、地方自治法に基づく調査特別委員会、いわゆる百条委員会の設置が可決されたところであります。百条委員会の設置によってより強い調査権を付与された本議会が主体性を発揮し、その権限を適切に行使することで必ずや真相究明がなされると確信しております。その上で県当局は、私たち県議会が百条委員会設置を提起していること自体がこの問題の根深さを示していることと強く自覚するべきであります。

以上、乙第1号議案「沖縄県知事の給与の特例に関する条例」を閉会中継続審査に付することに対して賛成する討論を終わります。

議員諸氏の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

乙第1号議案は、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、ただいまの乙第1号議案は、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には一般選挙後の初議会に伴う議会構成等への御尽力を賜るとともに、長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成24年第3回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後4時54分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 上 原 章

会議録署名議員 新 田 宜 明